第五十一回国会

# 参議院大蔵委員会会議録第十二号

昭和四十一年三月二十四日（木曜日）
午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長　徳永　正利君
理事　青柳　秀夫君
　　藤田　正明君
　　成瀬　幡治君
　　中尾　辰義君
委員　伊藤　五郎君
　　大谷　贇雄君
　　栗原　祐幸君
　　木暮武太夫君
　　西郷吉之助君
　　西川甚五郎君
　　西田　信一君
　　日高　広為君
　　木村禧八郎君
　　柴谷　要君
　　野溝　勝君
　　北條　浩君
　　瓜生　清君
　　須藤　五郎君
　　小林　章君
国務大臣　大蔵大臣　福田　赳夫君
政府委員　大蔵政務次官　竹中　恒夫君
　　大蔵大臣官房財務調査官　川村博太郎君
　　大蔵省主計局次長　岩尾　一君
　　大蔵省関税局長　谷川　宏君
　　大蔵省銀行局長　佐竹　浩君
　　農林省農林経済局長　森本　修君
　　農林省農政局長　和田　正明君
　　農林省畜産局長　檜垣徳太郎君
事務局側
　　常任委員会専門員　坂入長太郎君
説明員
　　農林省農林経済局参事官　岩下　龍一君
　　日本専売公社生産部長　黒田　実君
参考人
　　日本開発銀行総裁　平田敬一郎君

本日の会議に付した案件
○農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○関税定率法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○関税法等の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣送付、予備審査）
○所得税法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○法人税法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○物品税法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○相続税法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）
○租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

---

○委員長（徳永正利君）　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本開発銀行法の一部を改正する法律案の以上二法を一括して議題とし、前回に引き続き、両案の質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○柴谷要君　農業部門の近代化をはかり、生産性を高めることは、今日の農業政策の基本であると私は思うのであります。農業近代化助成資金は、財政に余裕のあった三十六年度に設置をされて以来三十九年度まで、一般会計から二百八十九億円を繰り入れてきたものであって、財政事情が苦しくなった現段階で、一般財源として扱い、吸い上げることが何か当然のような印象を受けているのであります。しかし、農業近代化助成資金は、名のごとく、現在の日本の農業を近代化して、そうして苦しんでおる農民階層の水準を高めていこうという大目的のために私はこれを設置されたものと想定をしておる。それを吸い上げてしまうということは、どうも本旨にもとるのではないか、かように考えるわけでありますが、これに対して、決してそういうことではない、前進するのだ、こういうような御意見がありとするならば、お聞かせいただきたい、こう思うわけでございます。

○説明員（岩下龍一君）　本年度、四十一年度におきまして、近代化資金の利子補給のための金を生み出します助成資金につきましては、財政事情等ございまして、約十億を残しまして吸い上げられたわけでございます。しかし、このように吸い上げられましても、近代化資金の利子補給には何ら差しつかえございませんし、また、そのワクも四十年度の七百億より四十一年度には八百億と増加しております。さらに、金利の利子補給の額もまた増加しておりますし、この吸い上げというものが直接何ら助成資金に悪影響を及ぼさないと考えております。さらにまた、今後財政事情によりましては、この助成資金にさらに繰り入れがあることも農林省としては期待しております。

○柴谷要君　どうもいまの説明では、ぴんとこないのです。私の聞いていることを言ってくださっておらない。今回の改正によって、農業近代化助成資金としてわずか十億残して、他は一般財源に繰り入れる、そういうことをすることによって、政府が今日まで考えておった農業近代化というものに対する考え方が急に変わってきたわけです。その変わり方というのは、大蔵省と農林省との間において妥協をした、財政的に苦しいのだから、ここでひとつ妥協しようじゃないかというので妥協した、こういうふうに私は見ている。そのことが農業近代化を立ちおくらせている原因ではないか。今日まで立ちおくれてきている原因も、そういう精神によるから私は立ちおくれてきているのじゃないか、こういう点をあわせて追及していきたいと思うのです。この点について、前段の私の質問といまの質問をあわせて、明快にひとつ、参事官、お答えをいただきたいと思う。

○説明員（岩下龍一君）　助成資金の取りくずし自体が農業近代化を阻害する、あるいは悪影響を与えるかどうかということでございますが、農林省といたしましては、農業近代化を行なう一つの手段として近代化資金を持っているのでございまして、さらに近代化資金を実施する一つの手段として助成資金を持っているわけでございます。その一つの手段であります助成資金が一時的に取りく

ずされましても、それにかわります利子補給その他の措置がさらに規模におきまして従来より拡大されることになっておりますので、そのこと自体が近代化に悪影響を与えておる、こういうようには解釈してございません。

○須藤五郎君　関連。これはこの間総理大臣が本会議で、農業基本法も再検討しなければならぬ段階だということを、社会党の柴谷議員の質問に答えているのですよ。それで、柴谷さんが質問しているのは、もっと根本的な問題を質問しているのであって、事務的な問題では私はないと思うのですよ。農業基本法ができたとき、私たち共産党も社会党さんも反対したのですね、あのとき、柴谷さん。

○柴谷要君　そうです。

○須藤五郎君　それは農業基本法というものは決して農村の農民のためじゃないのだ、農業基本法で日本の農村を破壊するものだと、一口でいえばそういう立場で私たちは反対してきたのですよ。ところが、そうじゃないのだと、農村を立て直すためと、こう言っていますけれども、それからわずかまだ四、五年しかたたないのに、すでにもう破綻があらわれておるわけです。あんたみたいに近代化資金をふやしたからどうのこうのというようなそういう小手先の技術的な問題じゃないと思うのです。私は、農業基本法によって日本の農村がね、どういうふうに変革したか、農業構造改善事業によって日本の農村が救われたのかどうか、今日日本の農村はどういう姿になっておるのかどうか、そういう点を私はもっと大きい見地から説明してもらわぬと、おそらく柴谷さんも満足しないだろうし、聞いている私たちがぴんとこないのですよ。だから、もっと大きな見地からはっきり説明してほしいと思う。そのことをこの間も私は言ったのです。

○説明員(岩下龍一君)　まず、総理が、農業基本法を検討する、あるいは農業基本法につきましての基本的なあり方を十分検討する等と申されたことにつきまして、総理が具体的に農業基本法の改正を考えておられるのではないだろうと思います。総理は農業基本法は農業憲法のように考えられておりますから、そう簡単にこれを改正する、こういうような意味ではありませんとも申されております。また、農林大臣も、基本法については、私はいまのところ変更する必要はない、現状で十分であり、またこれは確信を持っているからであります、こう述べられております。

御承知のように、農業基本法は農業者と他産業部門との所得格差の是正をはかることを主要内容としてありまして、このために名殿の施策を講じておるわけでございまして、ただいまの近代化資金もその一つの方途でございますが、基本法制定以来すでに五カ年を経過しております。この間に他産業の伸びが著しかったために、三十九年度、は農業所得格差は前年と比較しまして若干――それで最近でございますが、最近の傾向を見ますと、すでに大臣も何回も申されておりますように、一町五反以上の農家の所得というものがある程度伸びておりますし、また農業資本あるいは農業装備等も増加しておりまして、農家の所得水準等もある程度向上のきざしを見せておると、こう考えております。したがいまして、いま直ちに農業基本法を改正する、これを根本的に改めるということは、この際考える必要がないんじゃないか、こう考えております。

○須藤五郎君　あなたの意見を聞いていると、農業基本法には何ら改める点はないのだ、それで政府の最初の所期の目的は着実に達せられているというようなことで、農村は決して困っていないというような答えですが、そんなことを言ったら百姓おこりますよ。あなたたち、今日の農村の実態をほんとうに見ているのですか。百姓の生活を見ているのですか。見ていないでしょう。この間の選挙を通じまして私たちがわかったことは、これは自民党には気の毒なことだけれども、今日日本の農村は、自民党は農村が最大の票田だったわけです。ところが、農村の票は自民党からどんどん逃げつつありますよ。それは事実ですよ。私たちが農村に入りますと、これまで共産党なんか相手にしなかった農民が、年とったおじいさんが出てきますよ、私たちの話を聞きに。それで、今日の農村の困難な生活を一体どうしてくれるのだということを、率直に訴えてきますよ。これを見ましても、今日の日本の農村がどういう状態になっているか、それが何に原因するのかということがわからなければならない。それはあなたたちはそうではないのだ。われわれに失敗はないのだ、ちゃんと成果をあげていますというようなそんな無反省な答えでは、日本の百姓さんかわいそうじゃないですか。私はもっと、今日の日本の農民の実態について農林省が責任を持って、そうして考えなければいかぬ。おそらく佐藤さんはその点、気がついているのじゃないかと思うんですよ。

朝日新聞に「基本法農政"のカベ」という題で、数日前に記事が出ていますよ。「米不足が大きく響く農業改善事業目立つ計画の遅れ」、こういう見出しで出ていますよ。「農林省は今年で農業基本法制定後五年になるのを機に、今月から、この間の農政の実績とその功罪について、多面的な再検討を始める」、こういうことが書いてあるのです。関連質問だから、私はそう長くしゃべることは柴谷さんに御迷惑だと思いますから、あとでやりますけれども、あなたのそういう態度ではちょっと了承することはできませんよ。

○説明員(岩下龍一君)　私のほうとしましても、御指摘のような実情のあることは十分承知しておりまして、そういうことに対しましては今後施策を改善していきたいと、こう考えておりまして、基本法の実施に関しましては、事態の推移と相まちまして、基本法そのものというよりも、それに応ずる施策等を検討して、改善していきたいと、こう考えております。

また、なおおことばを返すようではございますが、統計的に見ますと、三十九年度の農家経済調査によりますと、一戸当たりの農業所得は三十一万五千円と、こうなっておりまして、一田五反―二町の平均は約六十万円をこえている、こういう数字が出ております。その六十万円という数字が、おおむね都市の勤労世帯所得に匹敵する数字ではないかと考えられます。さらに、御指摘のように、困る、こういうこともあろうかと存じますが、特に出かせぎ等の問題もそれに関連いたしまして、そういうふうに解されておるのではないかと考えられますが、最近農村の農家の生活水準も非常に上昇いたしまして、これに応じてさらにいま所得を増加しようという要請、さらには、農家におきます機械の導入によりまして、労働、手が省ける面が相当ございますが、これらの方が農家所得の獲得の機会に向かっておられる、こういうこともございますが、そういう面もあろうかと存じますが、それは必ずしも窮迫のために出かせぎに出ておられるかどうか、疑問があるわけでございますが、それらの点もよく認識いたしまして、今後この施策の実施段階で、さらに改善していきたいと考えます。

○柴谷要君　参事官である立場から、相当答弁も慎重にやられているようですけれども、所管の農林水産委員会等には非常に、何というか、大胆率直に方針を話されておる。ところが、他の委員会、たとえば大蔵とか商工とかに来ると、なぜか形の整った、何かワクに押し込められたような答弁しかしておらない。そういうことではなしに、率直に言ったほうがいいではないか。別に大蔵省に気がねは要らないのだから、農林省の立場ですっきり言われたほうがむしろいいのではないか、こういうふうに思うんです。

そこで、農業近代化資金の融資残高は今日、千五百億円といわれておる。その資金効果の評定は困難ではあるけれども、あまり実効があがっておるとは私どもは言えないと思うが、これはお認めになるかどうか、この点をひとつ承っておきたいと思う。

○説明員(岩下龍一君)　御指摘のように、近代化資金の貸し出し残高が累計いたしましておおむね千五百億円に達しております。そして、これによりまして、近代化資金発足以来――近代化資金の目的は、農家の施設の整備でございます。この近

代化資金によりまして、農家の施設が整備されました状態を見ますと、農家の固定資産額の八％――固定資産額と申しますか、装備額の八％に達しております。八％という数字は、農家の、ことに最近におきまする限界的な装備類等を見まして、相当の効果をあげておる、こう考えております。

申すまでもなく、これと基本法と関連して申し上げますと、基本法の目的は、先ほど申し上げましたように、農業と非農家の所得格差の是正でございます。ところが、農業というのは御承知のとおり、日本においてだけでなく、世界的に見まして、その成長率には自然的に非常に限界がございまして、たとえば耕種農業等で年率三％の成長率というのはほとんど見られないほどに非常に高い成長率でございます。高いといいましても、限界はせいぜい三％程度でございます。これに対しまして、鉱工業の成長率ははるかに上回る率を示すことができるわけでございます。したがいまして、このように成長率が異なる場合、所得格差を是正しようとしますと、幾つかの方法がございますが、一つは、農産物の総体の価格を引き上げる方法でございます。しかし、これは国民の消費生活を圧迫し、さらに物価の悪循環を来たすというような意味で、あまりこの施策を強く進めるわけにはいかない、こう存じております。第二は、所得を割る労働力という意味におきまして、労働力そのものの、農業労働者そのものの数を減らすこと、このことが一つは所得格差を是正する方法であるわけでございますが、いまの日本の農村社会の実情、さらには労働力の移動状態といたしまして、なかなかこれも積極的になし遂げることはできないと思います。したがいまして、所得格差是正の次の方法は、農家の資本装備を高度化する、したがいまして、そによりまして、先ほど申し上げましたように、労働費を節減する、こういうことでございまして、一番大きな重点は資本装備の高度化であると思います。

この場合、資本装備を高い金利の金でつくることになりますと、この建設費等が増加いたしますが、この場合六分五厘あるいはそういう基準で資本装備の高度化ということには、いまの基本法の体制が非常に大きな役割りを果たす、こういう意味におきまして、近代化資金によりまして八％の装備が造成された、しかも六分五厘の金利で造成されたということは、企業体制を進めていく上に非常に効果があった、こう考えています。

さらに、私たち実態調査もしてまいりましたが、実態調査等を見ますと、近代化資金を借りて大いに役に立ったというような人が、二百何件を調査いたしまして、約八一％に達した例もございまして、私が参りましたところでも、近代化資金で原動機を入れましたが、まあ農家は会社と違いまして、原動機を入れたためにどのような利潤が浮いたとか、こういうことはなかなかつかみにくい話ですが、その人の話ですと、二時間ほど労働時間が短縮された、その間ほかの収入もあげられたと。さらに、一番重要なことは、いままで農業を忌避しておりましたいわゆる次の世代の者が、こういう機械化することによりまして、非常に農業に愛着を覚えた、こういうような例もございます。したがいまして、近代化資金そのものが基本法体制の推進にあたりまして相当貢献しておる、こう見られると思われます。

また、先生の御指摘になりましたような事例も、私らも聞いております。しかし、これにつきましては、この実施の段階で役に立たない方面に近代化資金を使ったということは、できるだけ是正していきたい、こう考えております。

○**柴谷要君**　資金の種類には、一号資金から六号資金まで分かれておりますね。一号資金は農舎、畜舎の建造資金、二号資金は農機具購入資金と分かれているんですが、この中で五号資金のほうは五・五％、六号資金のほうは五％という利率が制定されておるわけです。その他は六・五％、こういうちょっと高い利率になっておるのですが、この差を設けた理由。それから、この一号資金から六号資金までの――これは聞くのは無理かな。参事官に聞くのは無理だろうから、よそう。よしますが、大体この利率の差のある点は、参事官あるいは御承知だろうと思うんだが、これを説明してもらいたいのが一点。

それから、この区分けによって資金がどれだけの効率をあげているか。一番効率をあげているのは、たとえば家畜購入資金なら家畜購入資金の四号資金が一番高度に活用されてきている、あるいは一号資金が一番実績をあげておるんだ、こういうような点がおわかりであったらば、ひとつ知らしてもらいたい。

○**説明員（岩下龍一君）**　ただいまの第一点でございますが、第一点の資金には、土地改良に対する資金等を組んでおります。基盤整備という意味がございまして、特に利率が低くなっておる、こういうわけでございます。

それから、この各資金のうちどれが最も効率をあげておるかということでございますが、これはなかなかむずかしい問題でございまして、たとえば農家の経営自体から見まして、どれが一番効率をあげておるかということは、これは短期的に見ますと、最も育成資金的なものが効率をあげておるわけでございます。

それから、借り入れ状況を見ますと、農機具、あるいは育成資金といいますか、非常に長期的でないようなものが出ておるわけですが、その需要のほうからそれを測定いたしますと、農機具、こういうものをあげておるようでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、農家といたしまして相当主観もございますので、一がいにどれがいいかわかりませんが、いま申し上げましたような農機具関係、こういうことになるだろうと思います。

○**委員長（徳永正利君）**　岩下参事官に申し上げます。もう少し大きな声で、みんなにわかるように、質問の要点をつかんで御答弁を願います。

○**柴谷要君**　参事官を責めることだけが本委員会の能じゃないから、私は質問をやめたいと思います。それよりもむしろ、農林水産委員会の農林省の局長以上大臣に至るまでの答弁が議事録に載っておるので、それをずっと読んだから、もう聞かなくても実はいいわけだが、その中で二、三聞かぬと、大蔵委員会で法律をあげるのに質問しなかったじゃまずいから、聞いたわけです。もうやめます。あなたから聞いておってもだめです。議事録読んだほうがわかりやすいから、議事録で読みます。質問はこれで終わりますが、もう一人、二人関連質問があるらしいですから、それをやってみたい、こう思うわけです。いつまでも質問を続けておって、わからぬ答弁をされて、おったのじゃ、法律をあげたいので、自民党の先生方がやきもきしているだろうから、多少相手方の気持ちも察しなければならぬから、そういうことで大蔵委員会はあまりけんけんがくがくとやるところではありませんから、お互いの気持ちを察しながらやろう、こういうことでやめます。

しかし、農林省も、他の委員会に来たらば、遠慮しないで、農林水産委員会でしゃべるくらいのことはどんどん言いなさいよ。それだけはぼくは注意しておきますから。それで、大蔵省がいるから、どうもへたなことを言うと次の予算に関係するのじゃないかなんて遠慮しちゃうのはいかぬ。こういうときこそ大いにしゃべって、農林予算の獲得のためにはひとつみんなに聞いておいてもらうというくらいの熱意でもって、参事官やられたほうが賢明じゃないか。苦言を呈して、私の質問を終わります。

○**成瀬幡治君**　大蔵省のほうに伺いますが、インベントリーの取りくずしは、これと、それから外為ですね。これでインベントリーは全部なくなっちゃうのですか。

○**政府委員（岩尾一君）**　今回取りくずします農業近代化と外為で、現在のところインベントリーで蓄積をしておるものはありません。これでおしまいでございます。

○**成瀬幡治君**　これが設置された趣旨は、一つは財政の健全化ということがあると思うのですが、公債等を発行しなきゃならない、資金のやりくり

がどうにもつかないから、この際全部裸になってしまう、公債を出すくらいだから、そういうような含み資産と称するものは全部出してしまうのだ、こういうふうに受け取ってよろしゅうございますか。

○政府委員（岩尾一君）　含み資産というのは、ちょっと誤解を招くかと思いますけれども、先ほども御質問がございましたが、近代化資金の目的というのは、農家の資本装備というものを高度化しようということが目的でございます。そのための手段といたしまして、系統資金を活用して、そうしてその利子負担については、県から利子補給をする、その利子補給の半分は国が持とう、こういう手段をとったわけでございます。さらにまた、その利子補給の補助をする金をどっから出すかという場合に、一般会計からストレートに出してもいいわけでございますけれども、従来財源のありましたときに、最初は三十六年度は三十億でございましたけれども、三十億を積み立ておりました。別に一般会計から資金をつくりまして、それを運用部に預けて、その利子を今度はその補助に使っていくという手段をとったわけでございます。この制度の目的である農家の資本装備を高度化しようというためには、そういうような資金をどうしてもつくらなければならぬということでは決してないのでございまして、目的は高度化のためであるということでございます。そこで、その積み立てておりました資金というものを、今度は財政の苦しいときに引き出して、そうして一般財源に充てていく。しかしながら、近代化の目的である農家の資本装備というものを高度化するためにも、来年におきましては、全体の系統資金の資金ワクを七百億から八百億にふやし、あるいは保証業務についてさらにこれを拡大する、あるいは利子負担も軽減していくというようなことで、むしろ従来よりは近代化の施策というものを前進さすということをやっておるわけでございます。まあそういう意味合いで、従来財源のありましたときに、積み立てておったといいますか、貯金しておったといいますか、横にのけておいた財源というものを、ないときに使う、こういう趣旨でございます。

○成瀬幡治君　近代化の資金のあれはどうだこうだということは、私は百も承知しておるんです。そうでなくて、インベントリーを取りくずすということ自体が、今度の財政上どうにものっぴきならないから、やるんだという趣旨ですかと、こういうことを聞きたいんです。

○政府委員（岩尾一君）　そういう趣旨に御了解いただきたいと思います。

○成瀬幡治君　次に、農林省関係に簡単にお尋ねいたしますが、何といってもですね、所得格差の是正ということには近代化資金というものは大きな役割りを果たすんだと、こういうふうに農林省は評価しておみえになります。そうして利率平均は何といったって六分五厘になっております。これはまあ農協の系統資金ですから、資金コストが高いから、まあ精一ぱいのことだということはわかるのですよ。しかし、高度化に寄与するためには、六・五％という金利がいいか悪いかという問題が一つあると思う。こういうことについてはどういうふうにお考えになっておるんですか。

○政府委員（森本修君）　近代化資金は、おそらく先般来御説明を申し上げておると思いますが、農業経営を近代化するために、特に当面必要な資本装備の増大という目的のために、近代化資金制度が創設されておるわけです。金利の問題でございますが、われわれとしましても、農家の実情あるいは経営の近代化の必要性といったような点から見ますならば、できればなるべく低い金利で近代化資金を貸し出すということが必要であろうと思っております。したがって、制度を創設いたしました際には、出発当時は実は七分五厘ということでやっておったわけです。三十七年に六分五厘まで下げてまいりました。来年度からはさらに六分まで引き下げるということで、できるだけ金利の低下に努力をしておるわけでございます。

ただ、御指摘がございましたように、何ぶんにも系統資金を活用して貸し出す、そういう制度になっております。したがって、農協なり系統全体の預金金利といったようなものとのバランスも当然考えなきゃならない。そういうふうなことがございまして、大体来年度実施を予定いたしております六分程度が、そういったバランスからいえばかなり勉強した水準になっておるのではないか、そう思っております。

ただ、御指摘のように、農業経営との関係からどうだということになりますれば、もちろん、もう少し金利を下げたほうが経営の近代化に対して非常に効果的だということは、私どもも実は認めておるわけです。資金の性格からいって、系統資金を使っておりますので、そういったところに、いまのところは六分程度で来年度は出発したい、そういうふうに思っております。

○野溝勝君　関連。もうけておるんだな、農林中金は。コールでばかに大きくもうけたんだよ。そのコールがこのごろはうまくいかないんだね。それに対して相当金がだぶついておるわけなんだが、ばかに百姓をいじめるじゃないか。六分五厘から今度六分にすると言っておるけれども、一般の市場金融その他の金融から見ると、これは農業を近代化して構造改善をして、大いにこれから生産を上げようという農家の熱意にこたえるためには、当局はこの間少し努力したのかね。経済局長は、農林中金その他にその金が余っておる、そこをつけ込んで、農民のために、農業のために、何か努力したことはありますか。それはそれでそのままほおかぶりというわけかね。

○政府委員（森本修君）　まあ御指摘のように、系統に集まってまいります預金が、ずっとこう最近は非常に系統利用率が高まってきまして、組合から信連、信連から中金というふうに、こう余裕金のうちで系統に預け入れる金がかなり高まっておる。したがって、余裕金が中金にかなりたまってきておる。最近では、御承知のように、少し前まではコールなりインターバンクで金の運用がかなり高利の運用ができておったわけですが、最近は御承知のような客観情勢で、かなりその収益は落ちてきております。

○野溝勝君　百姓に返したらいいじゃないの。

○政府委員（森本修君）　そこで、中金でも、一つは、一般の貸し出しよりも低利で融資をするというふうな制度を三十九年度から設けております。たとえば構造改善推進のために地元負担の金がありますが、そういう金に対して系統資金を利用するといったような場合とか、あるいはいわゆる選択的拡大といったようなことで、畜産なり果樹なりをやるときに系統資金を利用する、そういうふうな項目については、一般の金利よりも相当低利に貸し出しをするといったようなことをやっておるわけでございます。それから、一般の金利につきましても……。

○野溝勝君　いいよ、あとは。関連質問だから、いいがね。そういう最近の資金需要が多くなったとかそんなことでなくて、あなたのほうの統計にも出ているのだ。基盤整備をはじめ構造改善の仕事が、まだなかなか中途半端で計画どおりにいきやしないのだな。だから、あなたがそういう方面に努力しておるとか言ってみても、実際は金利が高いということと、その内容においてはなかなかめんどうなところがあって、なかなか手につかないのですよ。だから、そういう点を考えると――私、答弁は要らぬ。あなたのような答弁だけでお茶を濁しておいても、それじゃ絵にかいたぼたもちで、なかなかそうはいかぬのだよ。だから、私は現実にある程度のあなたのほうの計画、パイロット計画なりあるいはその他の計画なりが、中途半端に今日ある状態をもっと深く調べて、それでこの資金計画あるいはその他の施策においてもっとあれしないと、先ほどだれかの質問にあったように、それはうまくいきませんよ。

私はまあ農林大臣と大蔵大臣のいるところでよく聞くつもりだが、日本農業を一体どうしていくのか。自給自足の方針でいくのか、名目的な近代化基盤整備だけで形だけでいくのか、こういう点は非常に重要な問題ですから、またあらためて深

く聞くことにいたしましょう。

○成瀬幡治君　ぼくは意見をまじえて最後に申し上げておきますが、何といったって農業の近代化資金はうんと出さなければいかぬと思うのです。しかし、それは低利でなければいかぬし、長期でなければならぬ。そうでなければ格差是正にならぬ。どんなにやっても、ならぬ。そのときに農協の貸し出しの標準金利は、たとえば九分五厘なら九分五厘と踏んでおられるところに、それだけの資金コストの高いものを使わなくちゃならぬところに問題があると思うのですよ。これが一つです。ですから、一体農協に金を集約してやって、その農民の金を使うのだという構想は非常にいいと思うのです。いいと思うけどれも、そのことを逆にいえば、金利が高くなっておるということに壁があるわけです。とするなら、その壁を破るにはどういう方途を今後やるかという、利子補給をうんとふやすのか、それならあまり農協がうま過ぎるじゃないか、農協の資金系統の人がうま過ぎるじゃないかという意見もあると思う。そうでなくて、一般銀行のほうに入れたって、それも一つの方途だと思う。そういうような金利を下げて、しかも長期な金が貸されることを考えなければいかぬと思う。もういまの農協系統資金を使ってやればいいということじゃなくて、ぼくはもっと根本的に考え直すときが来ておるのじゃないか、壁にあるのじゃないかということが言いたいのですよ。そういうことに対する、総括的なことですから、所見を、たとえばあなたは来年は六分にすると言っておる。それだけで私は解決する問題ではないと思う。そういうことに対する所見を承りたい。

○政府委員(森本修君)　農業の構造改善とかあるいは近代化、そういうために、一つは金融的な措置としましては、財政資金をもって低利長期の金を貸し出す。これは通常の金融機関では貸し出しがなかなかむずかしいというふうな分野について、農林漁業金融公庫が御案内のようにございまして、そこからかなり長期低利の貸し出しをしておるわけでございます。たとえば基盤整備事業でありますとか、あるいは構造改善事業の推進とか、また果樹なりあるいは畜産の経営拡大といったようなことで、計画的にあるいは当面最も必要な経営の改善のためには公庫資金を活用して現在やっておるわけです。系統資金のほうは、御案内のように、近代化資金では資本装備の増大ということで、個人個人が農舎を改造するとか新設する、また機械を導入するとか家畜を入れるとか、そういった式のやや中期的な資金といいますか、公庫資金よりはやや期間が短い、そういった資金を近代化資金で貸し出す。それから、系統資金のほうは、御案内のように、それ以外の短期資金あるいは生活資金といったようなものを貸し出しておる。そういう分類に実はなっておる。系統資金のほうの合理化なりあるいは資金のコストの引き下げということは、これはきわめて重要なことではございますけれども、御指摘がありましたように、またそれをやっていくのは非常にむずかしい問題がございます。

運用の面におきましてもそういう点がありますと同時に、組織関係にも検討を要する点があるわけであります。御案内のように、末端では総合農協ということで、信用事業もやればあるいは経済事業もやる、指導事業もやるといったようなことでやっておるわけです。そういった総合経営といった点が一つの系統資金活用の組織的な問題点というふうにも思われる。それから、三段階制といったような系統内部の組織問題もございます。そういった組織的な問題を、今後低利にしていくためにはどう解決していくかという点が、私ども今後検討しなければならぬ点だと思います。

それから、運用上の問題としましては、何としてもいままで高利に運用ができておりましたから、知らず知らずの間に高コストということになっておるわけですけれども、最近のような金融事情の変化もございまして、そういったややもすれば高コストに流れつつあるというのをできるだけ是正するように私どもも指導はしております。系統機関としても自主的に現在努力いたしておる、そういうふうなこと。御指摘のように、そういった検討なり努力を通じて、できる限り系統機関の合理化がはかられ、農家のために低利で貸し出せるような体制に持っていきたい、そういうふうに考えておるわけでございます。

○成瀬幡治君　これは非常に、そんなこまかい話は百も承知しておるからいいのですよ。そういうことじゃなくて、いまのもう農協の系統資金を使っておるということに方針をきめるなら、もっとどうやったら低利にする、それができるかということなんです。そのことが聞きたい。あるいはそうじゃなかったら、もっと抜本的な改正に農林省が乗り出さなければ格差是正にはならぬというふうに考えておるわけです。そういう基本的な話を承りたい。あまりこまかいことは、系統資金は何分で何年貸しておる、そんなことはいいです、わかっておりますから。そうじゃなくて、もっと抜本的なことを、私ら農水委員会じゃないから、所管委員会じゃないから、そういう話を承りたい。ところが、あなたのお話を聞いておると、検討しますということでおしまいみたいな、あまりやらないような、熱心でないような話で、何かちょっとずれちゃっているのでね。これは意見ですから、よろしゅうございます。

○日高広為君　この前の委員会で質疑いたしまして、資料が出ておりますので、要点だけを御質問いたしますが、先般出されました農業近代化資金の中で、たばこの施設に対しましてどのような融資をなされておるか。昭和三十六年以降でけっこうでございます。それに対する金利がどうだということ。

○政府委員(森本修君)　近代化資金の中で、たばこに対しまして貸し出しております資金の大きなものはいわゆるたばこ乾燥施設でございますが、あるいはお手元のほうに資料が行っておるかと思うのですが、全体の借り入れ額と、それからそのうち近代化資金で貸し出しておりますものと比較をして、年次別に資料を差し出してございましてて、それを見ていただきましてもおわかりになりますように、近代化資金で貸し出しておりますものは、三十九年度二十三億、全体が二十七億ということで、かなり利用をしていただいておるという形になっております。伸び方からいきましても、近代化資金の全体の伸び率よりも、たばこ関係に近代化資金が貸し出されておる伸び率のほうが高くなっておるということは、お手元の表でお読み取りをいただけると思います。

金利でございますが、金利は、施設でありますから、従来は末端金利が六分五厘、先ほども御説明申し上げましたように、四十年度からは六分にする予定で現在進んでおります。

○日高広為君　そこで、お伺いいたしますが、農業改良資金の問題で、ただいま近代化資金はやはり六分五厘ということですが、農業改良資金のこの助成法の関係を見てみますと、たばこの関係でありましても、これに該当するものがあるのではなかろうかという気がするのです。したがって、農政局長にお伺いいたしますが、この農業改良資金助成法の第二条ですが、この中で三項目にわたって書いてございますけれども、これは三項目全部適合しなければ該当しないのかどうか。その点ひとつ。各項目ごとに適用できるのかどうか、全部適合しなければならないかということです。第二条、これはあなたのほうからもらった資料ですが。

○政府委員(和田正明君)　改良資金助成法の第二条は、技術導入資金と生活改善資金と農業後継者育成資金という三種類のことを書いてあるわけでございますが、それぞれ資金の性質が違うわけでございます。

○日高広為君　そこで、その第一項の中の「能率的な農業」という中で、「畜産業及び養蚕業を含む。」ということは、結局能率的な農業というのはどういうようなものですか。

○政府委員(和田正明君)　これは新しい技術の導入資金ということで、現在貸し付けの対象になっておりますのは、たとえば保温苗しろあるいは

キュウリ等の蔬菜の新しい栽培技術のために必要な、たとえばビニールハウスでありますとか、そういうふうな新技術の導入のために必要な資金でございます。

○日高広為君　そこで、そういうような解釈にいきまして、結局「政令で定めるもの」となっております。そこでお伺いいたしたいのは、施行令の第一条の中にありますところの技術導入資金の種類につきましては、ただいま説明されたとおりでありますが、たばこの場合におきましても、これに似通った電熱育苗施設を使っているわけですが、その場合に、いまこれには適用されておらないが、私は当然これと同じような性格のものであると思います。ただ、管轄が日本専売公社の管轄であるためにこの恩恵に浴しておらないのじゃないかという気がするわけであります。したがって、「保温苗代を設置するために必要な資材の購入に要する資金」ということにつきましても、たばこを耕作をする場合におきまして、保温電熱育苗とか、あるいはそれに類するものがあるわけであります。その場合に、該当すると思われませんか。

○政府委員（和田正明君）　先生御案内のように、農業改良資金助成法によります技術導入資金は、ただいまも一、二の例をあげましたように、新しい技術導入ということと結びつきますので、農林省が別に実施をいたしております農業改良普及制度というのがございまして、各地に普及員が置いてございますが、その普及員の技術指導との結びつきの中でこの資金の貸し付けをしてまいりませんと、新しい技術でございますから、農家の技術の習得の度合いも低いし、それからそれに伴う収支経営の問題もあるということで、そういう面での改良普及員の技術指導と結びつけて貸し付けをするということに今日までいたしておりますわけでございます。たばこの電熱育苗施設等についてのいまのお尋ねでございますが、現在までは入っておりません。ただ、専売公社等のほうからそれについての貸し付け等の希望が正式に出てきておりませんので、私どもいままで検討いたしておりませんが、そういう御要望がありますれば、同種の技術導入資金もございますことでございますので、農林大臣の特認事項というような形で認定することは、法律解釈上問題はないと思います。でございますので、専売公社等からの話がございますれば、今後そういう方向で検討をしてみたいというふうに思います。

○日高広為君　非常に適切な答弁ですから、これ以上もう申し上げる必要はないのですが、ただ、私がここで御認識いただきたいのは、おたくの普及員制度と同じように、それ以上に強力な指導陣というものを専売公社の技術陣は持っているわけです。大体全国で三千ないしそれ以上ですか、これは生産部長に聞けばわかりますけれども、強力な指導員というものを持っております。したがいまして、普及員と同じような性格を持ちつつ指導員というものが専売公社の技術員の中にいるわけです。これを的確に把握いたしまして、指導して、新しい技術を導入していく。したがって、いまおっしゃるようなことができるといたしますれば、正式にこういうことに対する取り扱いを専売公社のほうから打ち合わせをいたしますから、そのときにはひとつ善処してもらいたいと思います。そのことをお願いいたします。

次に出ております中で、技術導入資金の種類の中の三の二に該当する、「野菜又は草花の不時栽培を行うための施設を設置するために必要な資材の購入に要する資金」、これなんかも、たばこの場合におきましては、早期育成のためのトンネル栽培をやっているわけです。これもほとんど性格は同じです。

次に出てきております三の六の「畑地において土じょう線虫を防除するために必要な資材の購入に要する資金」、これも土壌線虫の防除をやっているわけです。したがって、この中で、私が指摘いたしました中でも、三項目指摘されるわけです。それともう一つは、第十の「土層を改良するために国有又は都道府県有のトラクターにより深耕を行うのに必要な資金」、これもたばこの場合は必要であります。この中で適用できるものがあると私は判断するわけです。したがいまして、いまの答弁で了解いたしますが、そういうものを集約いたしまして、最後に、「前各号に掲げるもののほか、都道府県が農林大臣の承認を受けて承定する資金」ということが書いてありますが、したがって、こういうふうなことを考えますと、やはり都道府県におきましては、ここに書いてある文言の資金対策しかやらないわけです。したがって、上の段階におきまして、日本専売公社と農林省の農政局とも協議の上で、そういうものを採用していただきますと、全部適用できる。

したがいまして、それに対する農政局長の御意見を承りましたから、そこで、専売公社の生産部長にお伺いいたしますが、先ほど私の質問に対しまして農政局長が答弁されまして、おわかりと思いますが、これに対する生産部長の考え方をひとつお願いいたしたいと思います。

○説明員（黒田実君）　改良資金の問題でございますが、実は私どものほうへも、たばこの耕作団体の代表の方々から、地方で、農林省のほうではこういうようなことをおやりになっているので、公社のほうで行なっているたばこのほうに対してもああいうような制度を適用していただくと非常に都合がいいというような御要望もしばしば受けております。また、一部の府県の特殊の方々からもそういうような御要望も受けておりまして、農林省側の担当の方と若干そういうことをお話ししたこともございますけれども、いまのところそういう適用を受けていない、こういう状況でございます。先ほどの農政局長の御答弁を承ったわけでございますが、そういうような制度をたばこの耕作のほうにも適用していただけるものであれば、これはたばこ耕作のやはり近代化、合理化に非常に役立つわけでございまして、非常に私どもとしてもけっこうなことだと、かように考えております。

なお、つけ加えて申し上げておきますが、公社といたしましては、特に融資するとか、そういうようなことでの奨励制度は持っていないわけでございますが、これと同じような目的で新しい技術をたばこ耕作農家に普及して合理化に役立たす、こういうような目的のために公社で委託費を出しまして、いろいろな耕作試験とか、あるいは技術開発試験とか、こういうものをやっているわけでございます。これは特定の農家に新しい実用化し得るような技術を委託いたしまして、そういう技術を使ってもらって、それを周囲の耕作者の方に見ていただいて技術の普及に役立たせようということで、目的は大体同じようなことでございますが、かような形をとっているわけであります。そういうようなことでございます。

○日高広為君　最後に、先ほど野溝先生からもお話がありましたが、二十三億の近代化資金をいまで借りているわけですよ。そうしますと、その利息が六分といたしましても一億三千八百万円。ところが、いまの何というか、農業改良資金ですか、これを借りますと無利子でしょう。そういたしますと、一億三千八百万円というのがほんとうにこれはひだになってしまうのですね。したがって、ただいま生産部長の話では、農林省のほうが納得すればということですから、先ほど農政局長がああいうしっかりした答弁をされたのであるから、ひとつ技術的に打ち合わせをされて、できるだけひとつ早い機会にこれを処置するようにお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○須藤五郎君　変な質問ですがね、さっきからの答弁をずっと聞いておりますと、皆さんの答弁がどうも地についていないような感じがするわけです。こう言っちゃ失礼かもしれませんが、皆さんわらじばきで実際にほんとうの日本の農村のすみずみまで入って、ほんとうに生活に困難している百姓さんたち、農民たちとひざ突き合わせて話し合ったことがあるのですか、どうですか。そういうことをしていらっしゃるのですか、していないのですか。下からの報告だけで済ませていらっしゃるのじゃないですか、どうですか。

○政府委員（和田正明君）　おことばでございますが、私ども行政を担当いたしております以上は、実情の把握は機会があるごとに努力するのは当然でございますから、機会があれば現地のほうに参りまして話し合いをいたしますし、また、いろいろ東京等で会合があります機会においでをいただく方々が部屋にお見えいただきますれば、そういう機会をとらえてできるだけ実情の把握につとめるように努力をいたしておるつもりでございます。今後ともそういう努力はいたしたいと考えております。

○須藤五郎君　さっきの参事官の話を聞いていると、どうも私たちそういう点がぴんとこないのです。実はこの間、私は岡山の西大寺というところへ行ったのですよ。そうすると、たんぼ一町半つくっている百姓さんが来まして、昔はたんぼ二町、一町半つくっておればりっぱに生活が成り立ったもんだ、こう言っているんですね。ところが、今日はたんぼを二町半つくっても、一町半つくっても、どうしてもやっていけない、だからどうしても兼業しなければならぬ、そこで鶏を二千羽飼ったというわけです。ところが、鶏の卵を一キロ百七十円から百八十円で、これでえさ代と合うというわけです。一キロ二百円くらいしないと農家の収入源にはならぬ。ところが、卵の価格というものは常に変動して、鶏を飼うても農家の収入になかなかなるところにいかぬ。最近卵の値が下がったので、この二千羽の鶏をひねりつぶして肉鳥に全部処分するんだ、こう言って嘆いているのですよ。

それから、小さいことになりますが、おまえ、鶏どうしているんだといったら、日本の鶏とアメリカの鶏と産卵率が違うという。年に八十個くらい差がある。そこで、アメリカの鶏を皆が競うて飼うことになる。ところが、鶏の卵を買おうとすると、アメリカは鶏の卵を売らぬというのです。全部ひな鳥にしないと売らぬという。ひな鳥の雌だけしか売らぬ。雄は一匹も売らぬ。雌雄の鑑別をして、雌だけ売ってくれる。だから、日本で卵をよく産むアメリカの種卵をとることができない。そうして一羽二百円でひな鳥を売るというのです、アメリカは。そうしてひな鳥二百円はいつまでもつきまとうわけです。私、この間岐阜の養鶏の国立の研究所に行ってこの点を確かめましたですよ。そうしたら、事実だと言っていました、岐阜の研究所で。

そういうふうに百姓さんはたんぼ二町つくっても食えぬ、一町半つくっても食えぬ、鶏飼うてももうからぬ。そうして農村に行きますと、バタバタの耕うん機に家族が乗って夕方ずっと帰って行く。ちょっと見たら、ほほえましい風景に見えるわけです。この間鳥取に行って鳥取の農村を歩いていたら、そういう風景に接したわけです。それで、農村もずいぶん変わりましたねと言った。そうすると、この百姓さんが言うのには、これは耕うん機が走っているのと違いますよ、先生、これは借金が走っているのですよという話です。そうして聞いていると、農村は軒並みに百万円からの借金をみなかかえているのです。そうしてその百万円の借金の利子払いに困っている。これが農業近代化資金の実態じゃないですか。どうしたら日本の農村は救われるんですか、そこをぼくは聞きたいのです。

それと、日本の農村からどんどん人口が減っていくでしょう。これも農業基本法の結果ですがね。三十五年に三千四百五十四万人あった農家が、四十年には三千万人に減っている。この五年間に四百四十三万人農家の人口が減っている。百万内外が出かせぎに行っているわけです。戸数でいったら、百万戸減っているわけです。こういう農村政策というものはありますか。これがあなたたちの言う農業近代化、農業基本法の実態じゃないですか。こういうことでいいんですか。

そうしてどんどん日本の主食の米や麦の生産が減っていくのですよ。毎年どんどん輸入がふえているじゃないですか。去年の米は四十二万トンですか、どれだけですか、輸入。これは政府のほうが、二十億ドル、金でね。小麦もふえている、大麦もふえている、大豆もふえている、ずっと。このように日本の食糧の輸入がどんどんふえている。日本はこの食糧をこういうふうに外国に依存していかなければならない。これも農業基本法の結果こういうふうになってきているのですよ。これが農業近代化の実態です。ぼくはそこに農業近代化というものの問題があると思うのです。こういうふうな農村を一体どうするのですか。

私が例にあげた岡山の西大寺のその農家、たんぼ一町半つくって、鶏二千羽飼っても、借金がどんどんふえて困る、利子払うのに困る、そう言っている農家をあなたたちはどうして救おうというのですか、聞かしてください。

○政府委員（和田正明君）　いま先生、非常にいろいろ大きなことを言われまして、しかも、日本の農業行政の基本にかかる問題でございますから、私のような一小役人がお答えすることが適当であるかどうかよくわかりませんが、一応私の考え方を、あるいはまた地に足がついておらぬというおしかりをいただくかもしれませんが、簡単にお答えしてみたいと思います。

農家人口が非常に減少しておって、それは基本法のせいだというふうにおっしゃられるわけでございますが、そういうふうには私どもはやっぱり考えておりませんで、限られた耕地面積を前提にして、日本の農家が農業だけの所得で生活ができ、他産業との間のバランスのとれた所得をあげようということに考えますれば、当然分母であります農家の人口、戸数は減少しなければならないので、それができなければ、実際に一戸当たりの農業所得が他産業とバランスがとれるようには基本的にはならないと思います。しかし、そういうことが社会的に、あるいは経済的に無理なく行なわれますためには、そういう農業から離れていきます人たちの完全な就業の機会でございますとか、あるいは就業の条件でございますとか、あるいは各種の社会保障制度でございますとか、そういうものが相当程度完全なものにならなければならないわけでございますから、そういう意味では、現段階は必ずしもそういう面において十分な手当てが、いろいろ努力はいたしておりますけれども、できていないということについては、御指摘のように、これはあるかもしれません。

しかし、たとえば、今回農林省として国会に提案をし、御審議をいただいております農地管理事業団法なども、農地を手放して農業から離れる人たちの、その農地を経営規模の拡大のほうに系統づけていくというようなことで、経営規模の拡大なり、それに見合う農業所得の増加なりということを政策として出しておるわけでございます。その他、今後逐次他産業への就業機会の確立なり、あるいは就業条件の改善なりということも、労働省等ともよく協議をし、また各種の社会保障制度の確立等につきましても、厚生省等の関係省と打ち合わせをして、そういうことも進めていかなければいけないと思っておりますが、やや過渡的にそういう暗い面も御指摘のように出てはおりますけれども、先ほど岩下さんから若干数字をあげて申しましたように、日本の農業の全部が全部暗い面ばかりではないわけでございまして、いろんな面で将来を期待できる多くのきざしも現実に、統計的にあらわれているように私どもは思っておるわけでございます。

それから、第二に、食糧の輸入量が非常に増加をしたことも基本法の責任だというふうにおっしゃられたわけでございますが、米について申し上げますならば、毎年の気候の若干のよさ悪さで五十万トンや六十万トンの減収、増産というようなことは非常に多くあらわれてまいります。おっしゃるように、本年度は米につきましては約百万トン程度の不足と見込まれますので、それの輸入の手当てをいたしておるわけでございますが、坂田大臣もいろいろな機会に繰り返し申しておられますように、主食である米に関する限りは、やはり基本的に国内で自給をはかるという態勢で明年度の予算にも新規にいろいろな生産対策の予算の計上等もいたしまして、せっかく努力をし、できるだけ自給態勢をはかっていきたいと考

えておりますが、全部のものが自給できるというふうには必ずしも言い切れませんので、やはりものの実態に応じてできるだけ自給度を上げていくということは努力いたしたいというように考えております。

その他まだいろいろお尋ねがあったように思いますが、一応それだけお答え申し上げます。

○須藤五郎君　これは私は、もっと農政一般についていろいろ突っ込んだ話を聞きたいと思いますが、またあらためて大臣に伺うことにしまして、きょうはやめます。

それで、大蔵大臣がせっかく見えて、時間がないので大蔵大臣に対する質問を早くやれ、こういうことで、せっかくお見えくださったのですから、一、二問。

ずっと調べますと、予算ワクと実績との間にだいぶ違いがあるのですね。助成資金の額がその差がだんだんとふえてくるのですよ。三十九年度は予算ワクが六百億ですか、それに対して実績は五百三億、八四%、今度四十年度になると予算ワクが七百億で実績は四百億という見込み、こういうふうに予算ワクよりも実績のほうがどんどん減ってきておる。それは一体何に原因するのか。おそらくこれにはいろいろ原因があると思うのですが、やはり貸し出しの利子が高いこと、お百姓さんは金がほしいのだけれども、利子が高いために返すのに困るということで、実績が少なくなる。それから、期限が短いということも一つの原因だと思うのです。

それと、もう一つは、こういうことが考えられるのじゃないですか。今日の日本の農村がどんどん生活が困難になってきておる。だから、農協なり農林中金が農民に金を貸すのを手控えるということがあるのと違うか。そうすると、今度は、その次には地方財政が困難になって、地方財政の困難ということがはね返って、やはり地方財政は農協なり農林中金なんかに利子補給をする、その額がふえることを好まないということも一つの理由じゃないか。その最たるあらわれが、国家財政の赤字によって、今度せっかくの金を全部取り上げて、十億だけ残しておいて、二百何十億という金を国庫へほうり込んでしまう。これも、国がこの赤字財政をかかえてやっぱり資金まで取りくずしてしまおう、こういう考え方ではなかろうか。今度取りくずす資金二百何十億という金があれば、大体十年くらい食いつぶしていけるというようなことになるので、政府はそんなことを考えているのじゃないですか。そういうふうに政府も考え、地方自治体も考え、それから農協などが出しおしみをするということになったら、ますますこういう傾向はふえてくる。そうしてそれが農民を苦しめる結果になるのじゃないか、そういう点が一つ。

それから、もう一つ。かためてやりますが、今度大蔵大臣御自慢の減税、三千億という減税をなすって、歴史始まって以来の減税だということを言っていらっしゃいますが、この減税措置を受ける農家というのは一体どれだけあるのか。一体、農家というものは非常に収入が少ないために減税措置を受ける人は非常に少ないのじゃないか、こういうふうに思う。農家の何%が減税措置を受けるのか、その点をひとつ聞いておきたい。

○国務大臣（福田赳夫君）　いま繰り越しがあるじゃないか、使用未済があるじゃないかというお話ですが、これはああいう種類のものは大体繰り越しがあるもんなんです。つまり、相談は進行中だが、あるいは相談はきまったけれども、決済が、つまり貸し出しの実行がおくれておる、こういうような傾向があるわけなんです。それが事業計画と比べて実行が少なくなっているという主たる原因と思います。

それから、もう一つは、ある程度農業金融というものが相当進んできておる。それで、いいプロジェクトがだんだんと狭まってきておると、こういうような関係もあろうかと思います。

それから、ただいま須藤さん御指摘のいろいろな事情、これは私もなしとは考えませんが、そういう状況かと思います。それから、今度の減税につきましては、これは農家もひとしく均てんするわけです。私、ただいま何戸がということを記憶しておりませんが、もともと農家は非常に所得税の納税額が少なくなってきておる。これは所得税の特例法なんかもある関係も響いております。そういうようなことで、昭和四十一年度減税を行なわなかった場合の農家の所得税納税額は二十何億になりますか、そんな程度であります。

今度の減税、これはもう下の階層に大きく響くわけであります。したがって、その二十何億というのが、これは下の階層でございますから、今度の減税の響き方も農村の所得税納税者には大きくなるわけであります。したがって、私たちの見込みでは、昭和四十一年度の農村の納税額は十億台になるであろう。これは数字は出てきておるのですが、私いまここで数字を持ち合わせないのですが、十七、八億ぐらいになるんじゃないか、そういうふうに見ております。それから、納税人口でいいますと、二十二万人のものが二十万人になる、大体一割程度減る、こういうふうに見ております。相当均てんされるわけであります。

○政府委員（岩尾一君）　先ほど地方財政のほうの負担が多いんじゃないかというお話がございましたが、この利子補給につきましては県がやるわけでございますが、その半分を国が補助する。残りの半分は県が負担をするということで、この負担につきましては地方交付税の算定に入れることにしております。したがって、四十一年度でございますと、二十七億の利子補給を国が出すわけでございますけれども、二十二億、いわゆる交付団体でございますと、二十二億は交付税でそのまま行くということになりますので、決して地方公共団体の負担がつらいということはありません。

○中尾辰義君　大臣に一問だけお伺いしますが、これは近代化助成資金として農民に貸すことになっておりますが、先ほどから当委員会で問題になっておりますのは、その利子自体がもう少し安くならないのか、ここに焦点が置かれておるわけです。御承知のように、農協のほうは農民の金を集めて、約一兆円金が余っている。その金を、私らが耳にするのは、農民に貸したんじゃ、なかなか貸し倒れ等もあってもうからない。だから、中小企業やその他、あるいはコール資金に回して、肝心の農民のために集めた金をほかの方面に貸しているじゃないかという、そういう声も聞かれるわけです。ですから、地方と国が折半をして、実質的には六分五厘になっておりますけれども、近代化資金の名前にふさわしく、これはもう少し安くならないものか、その辺のところを大蔵大臣に私はお伺いしたい。

○国務大臣（福田赳夫君）　農業金融は相当いろんな問題があるわけです。それで、ことに一つの問題は、資金のコストが高い。これが普通の金融機関に比べますと、割高になっておるわけです。したがって、農協資金の貸し出しという金利は、ほおっておきますと相当の高利にならざるを得ない。しかし、農村で集まる資金は農村にできるだけこれを還元すべきである、そういうふうに考えまして、数年前から利子補給制度をとることにいたしたわけです。

それで、六分五厘ということでやってきたのでありますが、いま長期金利がだんだん下がってきておる、そういうような際に、六分五厘で据え置くことがいいか、ただいま中尾さんの御指摘のような感触も出てくるわけであります。そういうことを考えまして、四十一年度から六分にしようと、こういうことに考えておるわけであります。いまの日本の金利は世界水準の中でも高いほうでありますが、その高い日本の長期金利体系の中で、六分の金というと、まあ相当サービスになるだろうと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○委員長（徳永正利君）　他に御発言もなければ、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本開発銀行法の一部を改正する法律案、以上の二件の法案につきましては、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（徳永正利君）　御異議ないと認めます。

よって、質疑は終了いたしました。

まず、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案につき討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○柴谷要君　農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して、反対をいたします。

農業部門の近代化をはかり生産性を高めることは、今日の農業政策の基本である。農業近代化助成資金は、財政に余裕のあった三十六年度設置されて以来三十九年度まで、一般会計から二百八十九億円を繰り入れてきたものであるが、財政事情が苦しくなってきたとして一般財源として吸い上げることは、本法の設立精神に反するのみならず、近代化助成資金の制度設立の考え方からして後退を示したと言わなければなりません。政府は口を開けば、農業政策を充実強化すると言明しながらも、期待を持って今日おられる農民の上にどのような政策を確立して、現実の農民にどうこたえんとするのか。

そこで、本改正案は、第一に、財政上の理由から農業政策において著しく後退したということ、第二に、別の面で手当てをしたといいましても、その制度そのものは不安定な要素を加えたということは、納得することができないのであります。第三に、今回の改正によって農業近代化助成資金としてわずか十億円を留保することになる、この理由は了解に苦しむものであります。十億円留保したということは、今後利子補給財源の一般会計への繰り入れを復活せしめる考えの布石でもあるかのようであり、これは政府部内、たとえば大蔵、農林両省間の妥協の産物ではないかとさえ勘ぐられるがごとき本法については、強く反対するものであります。

○藤田正明君　私は、自由民主党を代表し、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成いたします。

今回の改正案は、この資金を十億円留保した上で取りくずし、二百八十一億円を一般会計の財源に充てようとするものであります。

明年度の財政は、七千三百億円にのぼる多額の公債発行をもって財源を調達するほどの事情にあり、外国為替資金へのインベントリーをも取りくずすことになっております。このような事情のもとで、財政に余裕のあった昭和三十六年に設置されて以来昭和三十九年度までに、一般会計から繰り入れられた資金を取りくずし、一般会計の財源として使用することは、財政資金の効率的活用という見地からすれば、むしろ適切な措置と申すべきであります。農業近代化助成資金を取りくずすと申しても、近代化資金の融通の円滑化を否定しようとするものではありません。むしろ発展的に拡大しようとするものでありまして、資金の取りくずしが農業近代化政策の後退を意図するがごとく即断することは、あまりにも観念的過ぎると断ぜざるを得ないのであります。現に、今国会には農業近代化資金助成法の一部改正案、農業信用基金協会法の一部改正案が提案されており、制度の拡充強化をはかるほか、四十一年度予算についても、農業近代化利子補給補助は二十七億円が計上され、新たに農林中金に対する近代化資金利子補給金も計上され、さらに農業信用保険事業助成交付金四十四億円等の画期的な配慮がなされているのであります。

今回の改正は、このような拡大された施策を裏づけとして講じられているものでありまして、現下の財政事情を勘考し、当面する措置としてとられた適切な措置であると考えるものであります。

以上の理由により、本案に賛意を表するものであります。

○須藤五郎君　私は、日本共産党を代表しまして、この農業近代化助成資金設置に関する法律の一部を改正する法律案、これに反対をいたします。

そもそも、この法律が出てまいりましたもとは農業基本法にあると思うんです。農業基本法が提出されましたとき、私たちは、この農業基本法は決して日本の農村を幸福にするものではなく、破壊して、そうして日本の貧農たちを農村から締め出し、日本農村を資本主義化するものだという立場で、農業基本法に反対をいたしました。したがって、そこから出てまいりました農業近代化資金、この法案にも反対をし、また、そこから出てきたこの助成金の法案にも実は反対してまいったわけです。

そうして農業基本法ができましてから五年間、その五年間の間、日本の農村をつぶさにながめましたとき、私たちの予測したことが的中しておるように思うんです。農業基本法によって日本の農村が、ほんとうに日本の農民が幸福になったかどうかというと、決してそうではない。いろいろな問題が今日農村に起こってきて、非常に日本の農村の悪い面が多くなっているということです。それは先ほども申しましたが、農家の人口がこの五年間に四百四十三万人も減っておる。そして百万人内外が出かせぎに出ておる。その出かせぎの結果、いろいろな悲惨な事件が起こっておる。これは決して日本の農村にとって好ましいことではないと思います。これが農業基本法から出てきたことです。

それじゃ、農業近代化でもって日本の農民の生活がよくなったか。これも、私は反対討論ですから詳しい例をあげないでおきますが、いろいろな面で矛盾が起こって、日本の農民の生活はよくなっていないと思うんです。その証拠に、専業農家がこの五年間に百万戸も減っておる。日本農家の総数から四一・四%も専業農家が減っておるということは、今日日本の農村がいかに困難をしているかということがはっきりすると思うんです。こういう日本の農村の困難をほんとうに真実援助するための資金ならばともかく、今日の資金は利子が高いこと、期間が短いというようなことで、日本の農民はほんとうに救われていないんです。こういう点におきましても、私はやはりこの助成資金に賛成することはできないわけです。特に、今回のやり方というものは、利子や期間を長くするというようなことには触れないで、その資金を取りこぼしてしまうというようなこういうやり方でありますから、ますますこれは私たちの考えたほうとは反対の方向に行ってしまうという結果になると思うんです。

以上述べましたような理由によりまして、私たちはこの法案に反対をいたします。

○委員長(徳永正利君)　他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君)　御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君)　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君)　速記を起こして。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君)　御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。日本開発銀行法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君)　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されましたこれらの法案について議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永正利君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

---

○委員長（徳永正利君）　次に、関税定率法の一部を改正する法律案、関税法等の一部を改正する法律案、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上四案を一括して議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。竹中大蔵政務次官。

○政府委員（竹中恒夫君）　ただいま議題となりました関税定率法の一部を改正する法律案外三法律案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最初に、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の調整を行なうとともに、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約に加入するため、関税率表を同条約の品目表に適合するよう改めるほか、関税の軽減、免除または払い戻しに関する制度を整備し、その他関税についての申告納税制度の採用に伴う所要の規定の整備を行なう等の必要がありますので、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約に加入するため、関税定率法別表を同条約の付属書を構成する品目表の分類に適合するよう全面改正を行なうことであります。わが国は、すでに昭和三十六年の関税率表の全面改正に際し、基本的には、この条約の品目表に準拠した関税率表を採用しておりますが、この際、本条約に正式に加入することが望ましいと判断し、今国会において条約の御審議をいただく予定にいたしております。今回の改正は、この条約に加入するための分類の整備でありますので、税率については原則として変更を加えないこととしておりますが、税表分類の変更に伴い、税率の均衡上、または税表の細分の範囲を商取引の実情に合致させる等の必要から、若干の品目については税率改正を行なうこととといたしております。

第二は、最近における経済情勢の変化に対応して、関税率等について必要な調整を行なうことであります。

今回行なう税率等の調整のほとんどは、関税暫定措置法に定める暫定税率にかかるものでありますが、関税定率法別表に定める基本税率につきましても、ノリ、コール酸等五品目につき現行税率を引き下げることとしております。

なお、砂糖について、その国際価格が高騰した特定の場合に、所要の関税の軽減または免除を行なうことができる規定を設けることといたしております。

第三は、輸出振興対策の一環として、保税工場の利用促進をはかるため、保税工場におけるスポット輸出の場合の振りかえ免税制度を創設することであります。

すなわち、保税工場において製造している製品につき外国から引き合いがあった場合において、保税原料品を使用して当該製品の製造を行なったのでは納期内に輸出することが困難である場合に、税関の確認を受けて、当該保税工場で同種の課税済み原料品または国産原料品を用いて製造した同種の製品を輸出したような場合には、その使用した課税済み原料品等の数量を限度として、その輸出の許可の日から六カ月以内に輸入される同種の外国原料品の関税を免除する規定を新たに設けることとしたのでありまして、別途関税法の改正において予定している保税制度の全面的な簡素、合理化措置と相まって、保税制度の利用促進と輸出の振興に寄与するものと期待されるのであります。

第四は、今国会に提出して御審議をお願いすることといたしております関税法等の一部を改正する法律案において、新たに関税について申告納税制度を採用することといたしておりますことに伴い、関税の課税価格の規定につき、従来の原則を維持しつつ、客観的具体的な基準を示して、申告納税方式に適合したものに改めるほか、所要の規定の整備を行なうことであります。

第五は、無条件免税の対象品目として輸出品に張りつけるため輸入する品質保証ラベル等を追加することとしたほか、関税の再輸入免税及び再輸出免税制度について、所定の期間内に輸入しまたは輸出することができないやむを得ない理由がある場合には、税関長が所要の期間延長を認め得ることとする等、所要の規定の整備をはかることであります。

---

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における経済状勢の変化に対応し、関税の暫定税率及び暫定的減免制度等につきまして所要の調整を行ないますとともに、新たにガス製造用揮発油にかかる関税の還付制度を追加するため、関税暫定措置法の一部について所要の改正を行なおうとするものであります。

第一は、最近における経済状勢の変化に対応して、関税の暫定税率について必要な調整を行なうことであります。現在暫定税率を設定しております品目のうち百十品目が本年度末にその適用期限が到来することとなっております。これらのうち、九十五品目につき適用期限の延長をはかるほか、経済状勢の変化等に対応して新たに十八品目について暫定税率を設けることといたしたのであります。これらの内訳を簡単に申し述べますと、暫定税率を新設する十八品目のうち暫定減税となるもの十六品目、関税割り当て制度を新設するもの二品目、またすでに暫定税率の設定されている品目について、その税率に変更を加えた上で適用期限を延長する品目十一品目、単純に暫定税率の適用期限を延長する品目八十四品目となっております。

第二は、今年度末に期限の到来する重要機械類の免税、肥料製造用揮発油等にかかわる関税還付等十四の関税暫定免除及び還付制度の適用期限をさらに一カ年延長することであります。なお、これらのうち、石油化学製品等製造用触媒の免税制度については、触媒製造用の触媒担体を免税の対象として追加することとしております。

第三は、都市ガス製造用揮発油について関税還付制度を新設することであります。ガス製造用原油については、すでに免税制度を実施しておりますが、最近中小ガス事業者を中心にガス原料を揮発油に依存するものが増加している実情にかんがみ、このような措置をとることとした次第でありますが、この場合、大手ガス事業者につきましては、同じく公共事業である電力業の石油関税還付制度等との均衡に配意して、一定数量の国産石炭の購入を要件とするほか、すでに原油について免税を受けている点との調整をはかるため、揮発油に対する還付率も中小ガス事業者より低くすることといたしております。

第四に、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約への加入に伴う、関税定率法別表の全面改正とあわせ、別表の全面改正を行なうほか、所要の規定の整備をはかることといたしております。

---

次に、関税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における貿易量の増大に対処し、輸入貨物の通関事務の促進等をはかるため、関税、とん税及び特別とん税について新たに申告納税制度を採用するとともに、輸出振興等に資するため、保税上屋、保税倉庫及び保税工場にかかる許可、承認、届け出で等について制度の簡素合理化をはかるほか、開港及び税関空港を追加する等の必要があります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、関税について申告納税制度を採用する

ことであります。すなわち、入国者の携帯品や外国郵便物に対する関税等特殊なものを除き、関税について現行の賦課課税制度を申告納税制度に改めることであります。

申告納税の方式は、原則として、内国税における申告納税方式に準ずるものといたしておりますが、通関の実情に即するよう加算税制度を設けないこととする等所要の調整を加えることといたしております。

さらに、申告納税の円滑な実施をはかるため、税関は、納税申告に必要な貨物の税番、税率、課税標準等についての納税者等からの照会に対し、適切な教示につとめることとし、また、全輸出入貨物について税関が検査を行なうこととしている現行法のたてまえを改め、実情に即して必要な検査を行なうこととする等の改正を行なうほか、申告納税制度の採用に伴う所要の規定の整備をはかることとしております。

第二は、保税制度につき、全面的な簡素合理化をはかることであります。まず、保税工場制度につきまして、外国貨物を保税工場に入れる際の税関の事前承認を廃止し、保税上屋の場合と同様、搬入届けだけで足りることとし、移し入れ後十五日を過ぎて蔵置する場合には承認を要するものとして、保税工場にも保税上屋の機能を営むことができるものといたしております。また、日曜日、休日その他税関の執務時間外の貨物の出し入れ及び取り扱いの許可制の廃止、保税工場における貨物の収容能力の増減、改築等の工事についての承認制を届け出で制に改めること、製造歩どまり等が安定している保税工場で税関長の指定したものについては、製造のつどの作業開始届け、終了届け、貨物搬出届けを廃止し、所要の定期報告にかえること等、抜本的な制度の簡素化を行ない、その利用の促進をはかることとしております。さらに、保税上屋及び保税倉庫につきましても、保税工場に準じ、制度の簡素合理化をはかることといたしております。

第三は、最近における外国貿易の実情に顧み、新たに、苫小牧港、直江津港、田子の浦港、蒲郡港、尾鷲港、福山港、三田尻中関港、高松港及び八代港の九港を開港に、名古屋空港及び奄美空港を税関空港に追加することといたしております。

第四は、とん税及び特別とん税につきましても、申告納税制度を採用し、所要の規定の整備をはかることといたしております。

---

最後に、関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、ただいま申し上げました関税法等の一部を改正する法律案に関連して、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律その他の内国消費税に関する法律について、その整備をはかるため、所要の規定の改正をしようとするものであります。

まず第一は、関税法の改正案において、新たに関税について申告納税制度を採用することに伴い、輸入する物品に対する内国消費税につきましても、申告納税制度を採用することであります。すなわち、輸入品に対する内国消費税につきましては、従来賦課課税方式によることとされておりましたが、今後関税につき申告納税方式による物品については、内国消費税についても申告納税方式によるものとし、その税額の確定、納付等の手続につきまして、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、酒税法等の内国消費税に関する法律につきまして所要の規定の整備を行なうことといたしております。

第二は、税関における事務処理の簡素合理化をはかるため、輸入品に対する内国消費税についての申告を輸入申告にあわせて行ない、適用法令、課税物件の確定の時期についても関税の場合と同一にする等、輸入品に対する関税と内国消費税の徴収の手続等の一元化をはかることであります。

第三は、関税法及び関税定率法の改正において予定しております保税工場制度の改善策に対応して、保税工場制度の利用の促進をはかる等のため、内国消費税に関する法律の改正を行なうほか、関係法律について所要の規定の整備をはかることであります。

以上が関税定率法の一部改正案外三法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（徳永正利君）　引き続いて、補足説明を聴取します。谷川関税局長。

○政府委員（谷川宏君）　関税定率法の一部を改正する法律案等関税関係の四法案につきまして、補足説明を申し上げます。これら四法案は相互に関連するところが多いので、法案ごとに御説明をするかわりに、各法案に盛られております主要な内容を一括して御説明申し上げます。

第一は、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約に加入するため、わが国の関税率表を同条約の品目表の分類に適合するよう改めることであります。

わが国は、すでに昭和三十六年の関税率表の全面改正に際し、基本的にはこの条約に準拠した関税率表を採用しておりますが、この際、本条約に正式に加入することが関税及び貿易の分野における国際協力の見地から望ましいのみならず、ひいてはわが国の貿易の発展のためにも益するものと判断いたしまして、この条約に加入することを予定し、今国会に同条約及び関係議定書の承認を求めることとしておる次第であります。

〔委員長退席、理事藤田正明君着席〕

今回の関税率表の改正は、この条約に加入するための分類の整理や品目の表現の変更であり、税率については原則として変更を加えないこととしております。したがって、税表分類の所属が変わるものについては、原則として新しい分類の項に細分を設け特掲して現行税率と同率にいたしましたが、新しく組み入れられる分類における税率の均衡上あえて細分を設け現行税率のままとすることが適当でないと考えられるものや、税表の細分の範囲を商取引の実情に合致させることが望ましいと思われる若干の品目については、新分類による号の税率とし特掲しないこととしました。したがって、これらは税率の変更を伴うこととなっております。このような品目は全部で十五品目であります。

このような趣旨で、関税定率法及び関税暫定措置法の別表につきまして、それぞれ全文改正を行なうこととしております。

〔理事藤田正明君退席、委員長着席〕

第二は、最近における内外の経済情勢の変化に対応して、関税率等について必要な調整を行なうことであります。

その内訳を申し上げますと、まず税率関係においては、関税定率法及び関税暫定措置法を通じ、今回の改正により実際に適用される実行税率の変わってまいりますものが三十七品目、本年三月三十一日に暫定税率の適用期限が到来するものの適用期限を延長するものが八十四品目、合計百二十一品目となっております。

実行税率の変更となりますおもな品目は、銅、コーヒー豆、カカオ豆、ノリ、アンモニア製造用揮発油及び都市ガス製造用揮発油等でありまして、いずれも現行税率を引き下げるものであります。また、燐酸アンモニウムについて新たに関税割り当て制度を採用することとし、さらに、砂糖について国際価格の高騰した特定の場合に所要の関税の減免を行なうことができる規定を設けることとしております。

また、現行暫定税率をそのまま延長適用するおもな品目は、バナナ、パイナップル、バター、米、小麦、酸化アルミニウム、人造プラスチック造花等であります。

次に、暫定免税または還付制度につきましては、現行の重要機械類の免税制度等十四の制度について一年間適用期限を延長することといたして

おります。このほか、都市ガス製造用揮発油につきまして、関税還付制度を新設することとしております。都市ガス製造用原油については、すでに免税制度を実施しておりますが、最近、中小ガス事業者を中心にガス原料を揮発油に依存するものが増加している実情にかんがみ、このような措置をとることとした次第であります。この場合、大手ガス事業者につきましては、同じく公共事業である電力業の石油関税還付制度等との均衡に配意して、一定数量の国産石炭の購入を要件とするほか、すでに原油について免税を受けている点との調整をはかるため、揮発油に対する還付率は揮発油の負担している原油関税のうち三百二十円相当分とし、中小ガス事業者の場合の還付率、揮発油の負担している原油関税のうち五百三十円相当分よりも低く押えたのであります。

これらの関税率及び免税または還付制度の改正については、大蔵大臣の諮問に応じ、関税率審議会において慎重な検討がなされたものでありまして、今回の改正は、同審議会が昨年十二月二十四日及び本年一月十四日に行なった答申を基礎としたものでございます。

第三は、保税制度の改正であります。

今回この保税工場制度につきまして、輸出振興に資する目的で、その利用の一そうの促進をはかるため、制度の大幅な簡素合理化を行なうとともに、保税工場におけるスポット輸出の場合の振りかえ免税制度を創設することといたしております。

次に、保税上屋及び保税倉庫についてでありますが、これらは関税未納の状態において外国貨物の一時蔵置あるいは長期間の蔵置を認める制度でありますが、これらの制度につきましても保税工場制度の改正に準じた簡素合理化を行ない、業界の利便をはかることといたしております。

なお、輸入物品に対する内国消費税につきましても関税に準じた保税制度の改正を行なうこととし、関係法律の整備法案において規定しております。

第四は、関税について申告納税制度を採用することであります。御承知のように、最近における貿易量の増大は著しく、さらに今後もその一そうの増大が予想されるのでありまして、このような事態に対処し、輸入貨物の通関事務の促進をはかるため、従来の賦課課税方式を改め、納税者の信頼の上に立つ申告納税制度を採用することとしたのであります。関税について申告納税制度を採用することに伴い、従来関税にあわせて賦課課税方式をとっておりました輸入品に対する内国消費税についても申告納税制度に改めることとし、このため物品税法等の内国消費税法につき所要の改正を行なうため、関係法律の整備法案を提出することといたしたのであります。なお、関税と同じく税関が徴収しておりますとん税及び特別とん税につきましても、この際、申告納税制度に切りかえることといたしております。

第五は、関税と内国消費税との取り扱いの調整であります。輸入品に対する内国消費税につきましては、関税と同じく税関が取り扱うこととなっておるのでありますから、納税者の利便及び税関における事務処理の簡素合理化をはかる見地から、極力その取り扱いの統一を行なうこととし、課税物件の確定の時期、適用法令、納税の時期、延滞税の起算日、更正決定等の期間制限等につき、関税と内国消費税との取り扱いを同一にすることとしておるのであります。

第六は、開港及び税関空港の追加であります。外国貿易の円滑な発展に寄与するため、最近における外国貿易の実績、港湾造成の進捗状況、地域開発の進展状況等を勘案し、九港の開港、すなわち外国貿易船が自由に出入し得る港として指定するとともに、新たに国際航空路線が乗り入れることとなった名古屋空港及び奄美空港を税関空港、すなわち海の開港と同じく外国貿易機が自由に出入できる空港に指定することとしております。これにより、わが国貿易の発展と地域開発の一そうの進展に資するものと考える次第であります。

以上のほか、関税の無条件免税対象の追加、再輸出免税または再輸入免税規定の合理化等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

以上、関税関係四法案につき補足説明を申し上げました。

○委員長（徳永正利君）　以上四案につきましては、本日はこの程度にいたします。

---

○委員長（徳永正利君）　次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上五案を一括して議題とし、審査を進めます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（徳永正利君）　速記を起こして。

○柴谷要君　衆議院の大蔵委員会で資料要求がかなり出ましたね。その衆議院の大蔵委員会に出した資料を一括して参議院にも出してもらいたい、同じものを。いいですか。

○政府委員（川村博太郎君）　大蔵委員会の委員会要求資料でよろしゅうございますか。

○柴谷要君　そうそう。委員の要求資料が出たでしょう、社会党から。

○政府委員（川村博太郎君）　個人要求と委員会要求がございますので……。

○柴谷要君　委員会要求の資料と、それから個人のおもなるものの参考になるやつを。

○政府委員（川村博太郎君）　承知いたしました。

○柴谷要君　それをお願いします、早いとこ。

○委員長（徳永正利君）　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（徳永正利君）　速記を起こして。

五案につきましては、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

---

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、関税定率法の一部を改正する法律案

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

一、関税法等の一部を改正する法律案

一、関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

関税定率法の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第一号（定義）に掲げる」を「第二条（定義）に定める」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の課税価格は、貨物の仕入書その他の貨物の輸入取引に係る書類（以下この条において「仕入書等」という。）で当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合において、当該仕入書等につき次に掲げる事情その他これに準ずる事情がなく、当該仕入書等により計算される当該貨物の輸入港本船渡しによる価格（航空機で運送された貨物については、同項の規定に基づいて計算したこれに相当する価格）が同項の規定による当該貨物の課税価格に相当する価格であると認められるときは、当該仕入書等により計算される当該貨物の輸入港本船渡しによる価格によるものとする。ただし、当該貨物が当該貨物の取引の条件からみて輸入申告の時その他関税法第四条（課税物件の確定の時期）に定める関税の課税物件の確定の時期（同条第一号の貨物については、輸入申告の時。以下この条において「輸入申告等の時」という。）までに変質し、又は損傷したものであると認められる場合には、当該価格からその変質し、又は損傷したことによる減価に相当する金額を控除した価格によるものとする。

一　当該仕入書等に表示された取引が委託販売契約その他特殊な契約に係るものである場合において、当該仕入書等に表示された取引の価格が実際に決済される輸入取引の価格を示すものでないこと。

二　当該仕入書等が同一会社の本店及び支店の間又は同一資本系統に属する会社の間その他これらに準ずる特殊の関係にある当事者の間の取引に係るものであり、かつ、その取引の価格その他の条件がこれらの特殊の関係に基因して通常の取引の価格その他の条件と異なるものであること。

3　前項の規定によつては貨物の課税価格の計算ができない場合又は貨物が輸入港に到着した時から輸入申告等の時までの期間が長期にわたり、その価格が当該期間中に著しく変動した場合として政令で定める場合には、第一項の課税価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる価格によるものとする。

一　当該貨物の輸入申告等の時の最近に輸入港に到着した当該貨物と同種又は類似の貨物について前項の規定により計算された課税価格がある場合　当該課税価格に相当する価格（当該貨物と当該同種又は類似の貨物との品質、性能、輸入の時期その他の事情の差異により価格の相異がある場合には、政令で定めるところにより、当該課税価格にこれらの貨物の価格表による品質若しくは性能の差異に応ずる価格比、年式若しくは製造年月日の差異による減価率若しくは輸入の時期の差異による価格の変動率を乗じ、又は構成品の差異により当該構成品の価格を加減する等当該課税価格に必要な調整を加えて計算した価格）

二　前号に該当する場合を除き、当該貨物と同種又は類似の貨物の製造者、販売者等が作成した当該貨物の輸出国における同種又は類似の貨物の価格表その他当該貨物の第一項の規定による課税価格に相当する価格を計算することができる資料がある場合　当該資料に基づき第一項の規定に適合するように、当該貨物と当該同種又は類似の貨物との品質、性能その他の事情の差異による価格の相違を勘案し、前号の規定に準じて必要な調整を加えて計算した価格

三　前二号の場合に該当しない場合　当該貨物と同種又は類似の貨物が当該貨物の輸入申告等の時において本邦で通常の卸取引の量及び方法によつて販売される価格から関税その他の課徴金並びに輸入港本船渡しから卸売までの通常の費用（卸売に係る通常の利潤を含む。）を控除した金額に、当該貨物と当該同種又は類似の貨物との品質、性能その他の事情の差異による価格の相違を勘案し、第一号の規定に準じて必要な調整を加えて計算した価格

第四条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「前二項」に、「決定」を「計算」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　前各項の規定の適用の細目その他課税価格の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条第一項中「輸入の許可」の下に「（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認された貨物については、当該承認）」を、「損傷した場合」の下に「（課税価格の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。）」を加える。

第十二条に次の一項を加える。

3　砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一項（平均輸入価格）に規定する粗糖の平均輸入価格が、同法第三条第一項（安定上下限価格等）に規定する粗糖の安定上限価格をこえ、かつ、同法第六条から第十条まで（価格調整に関する措置）に定める輸入に係る砂糖の価格調整に関する措置によつては砂糖の価格を安定させることが困難と認められるときは、輸入される砂糖につき、政令で定めるところにより、その種類及び期間を指定して、その同法第十条第一項第一号イの平均輸入価格が同項第二号の安定上限価格をこえる額を限度として、その関税を軽減し、又は免除することができる。

第十四条各号列記以外の部分中「ものについては」の下に、政令で定めるところにより」を加え、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十一条（業務上の取極）に規定する外国為替公認銀行が外国為替業務を行なうため輸入する通貨

第十四条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物にはりつけるラベルで、当該貨物を輸出するために必要なものとして政令で定めるもの

第十四条第十号中「期間で政令で定めるもの」の下に「とし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（再輸入減税）

第十四条の二　次の各号に掲げる貨物で輸入され、その関税の額が当該各号に掲げる関税の額をこえるものについては、政令で定めるところにより、そのこえる額の関税を軽減する。

一　本邦から積みもどされた保税作業による製品で、その輸入が前条第十号本文又は第十四号本文に定める要件に該当するもの　当該製品の原料として使用された外国貨物に対する関税で、保税作業によつたため課されなかつた額

二　前条第十号本文又は第十四号本文に該当する貨物（前号に掲げる製品を含む。）で、その原材料につき第十七条第一項第一号、第十九条第一項又は第十九条の二第二項の規定により関税の軽減、免除又は払いもどしを受けたもの　当該軽減、免除又は払いもどしを受けた関税の額に相当する額（前号に掲げる製品については、同号に掲げる額を加算した額）

第十六条第一項中「ものについては」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「徴収する」を「直ちに徴収する」に改める。

第十七条第一項中「一年」の下に「（第十一号に掲げる貨物については、政令で定める期間とし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十一　条約の規定により輸入の後一定の期間内に輸出されることを条件として関税を免除すること

とされている貨物で政令で定めるもの

第十七条第三項中「その輸入の許可の日から一年以内」を「同項の期間内」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

5　第一項中関税の払いもどしに係る規定の適用については、同項の輸出には同項の原料品と保税作業の原料品である外国貨物とを混じて製造した外国貨物の外国に向けて行なう積みもどしを含み、また、同項の原料品には同項の輸出貨物の製造に直接使用される燃料を含むものとする。

第十九条の二の見出しを「（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又はもどし税）」に改め、同条第二項中「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）、」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「やむを得ない」を「必要であり、かつ、前項の規定の適用を受けることが困難である」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

保税工場において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場において使用している外国貨物である原料品により当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けて、当該原料品と同種の外国貨物でない原料品を使用して当該保税工場で製造した当該製品（政令で定める製品については、当該外国貨物でない原料品を使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の製造に使用された当該外国貨物でない原料品の数量として税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積みもどしを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に輸入する当該原料品と同種の外国貨物の関税（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該関税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額の関税）を免除する。

第二十条第一項中「保税地域」の下に「（関税法第三十条第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。次項において同じ。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表　関税率表

目次

関税率表の解釈に関する通則
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品
第一類　動物（生きているものに限る。）
第二類　肉及び食用のくず肉
第三類　魚、甲殻類及び軟体動物
第四類　酪農品、鳥卵及び然はちみつ
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第二部　植物性生産品
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第七類　食用の野菜、根及び塊茎
第八類　食用の果実並びにメロンの皮及びかんきつ類の果皮
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第一〇類　穀物
第一一類　穀粉、加工穀粉、麦芽、でん粉、グルテン及びイヌリン
第一二類　採油用に適する種及び果実並びに各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第一三類　染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物性の液汁及びエキス
第一四類　植物性の組物材料及び彫刻用又は細工用の材料並びに他の類に該当しない植物性生産品
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢及びたばこ
第一六類　肉、魚、甲殻類又は軟体動物の調製品
第一七類　糖類及び砂糖菓子
第一八類　ココア及びその調製品
第一九類　穀物、穀粉又はでん粉の調製品及びベーカリー製品
第二〇類　野菜、果実その他植物の部分の調製品
第二一類　各種の調製食料品
第二二類　飲料、アルコール及び食酢
第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第二四類　たばこ
第五部　鉱物性生産品
第二五類　塩、いおう、土石類、プラスター、石灰及びセメント

第二六類　金属鉱、スラグ及び灰
第二七類　鉱物性燃料、鉱物油及びこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第六部　化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第二九類　有機化学品
第三〇類　医療用品
第三一類　肥料
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、えのぐ、ペイント、ワニス、パテ、充てん料並びにインキ
第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、みがき剤、ろうそく及びこれに類する物品、モデリングペースト並びに歯科用ワックス
第三五類　たんぱく系物質及び膠着剤
第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第三七類　写真用又は映画用の材料
第三八類　各種の化学工業生産品
第七部　人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル、天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品
第三九類　人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル及びこれらの製品
第四〇類　天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品
第八部　皮革、毛皮及びこれらの製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第四一類　原皮(毛皮を除く。)及び革
第四二類　革製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第四三類　毛皮、人造毛皮及びこれらの製品
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第四四類　木材及びその製品並びに木炭
第四五類　コルク及びその製品
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第一〇部　製紙用原料並びに紙、板紙及びこれらの製品
第四七類　製紙用原料
第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書及び図案
第一一部　紡織用繊維及びその製品
第五〇類　絹及び絹織物
第五一類　人造繊維の長繊維及びその織物
第五二類　金属を交じえた糸及び織物
第五三類　羊毛その他の獣毛及び毛織物
第五四類　亜麻、ラミー及びこれらの織物
第五五類　綿及び綿織物
第五六類　人造繊維の短繊維及びその織物
第五七類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第五八類　じゅうたんその他の敷物、つづれ織物、パイル織物、シェニール織物、細幅織物、トリミング並びにチュールその他の網地、レース及びししゅう布
第五九類　ウォッディング、フェルト、ひも、綱、ケーブル、特殊織物類、塗布し又はしみ込ませた織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第六〇類　メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品
第六一類　衣類及びその附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
第六二類　紡織用繊維のその他の製品
第六三類　繊維製品の中古のもの及びぼろ
第一二部　はき物、帽子、かさ、むち及びこれらの部分品並びに調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品及び扇子
第六四類　はき物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第六五類　帽子及びその部分品
第六六類　かさ、つえ、むち及びこれらの部分品
第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品及び扇子
第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第六九類　陶磁製品
第七〇類　ガラス及びその製品
第一四部　真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第七一類　真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品並びに身辺用模造細貨類
第七二類　貨幣
第一五部　卑金属及びその製品
第七三類　鉄鋼及びその製品
第七四類　銅及びその製品
第七五類　ニッケル及びその製品
第七六類　アルミニウム及びその製品
第七七類　マグネシウム、ベリリウム及びこれらの製品
第七八類　鉛及びその製品

第七九類　亜鉛及びその製品
第八〇類　すず及びその製品
第八一類　その他の卑金属及びその製品
第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン、フォーク及びこれらの部分品
第八三類　各種の卑金属製品
第一六部　機械類、電気機器及びこれらの部分品
第八四類　ボイラー、機械類及びこれらの部分品
第八五類　電気機器及びその部分品
第一七部　車両、航空機及びこれらの部分品並びに船舶及び輸送機器関連品
第八六類　鉄道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道線路用装備品並びに電気駆動式以外の交通管制用機器
第八七類　鉄道用以外の車両及びその部分品
第八八類　航空機及びその部分品、落下さん、カタパルトその他これに類する航空機射出機並びに航空用地上訓練機
第八九類　船舶及び浮き構造物
第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器、時計、楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品
第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器及びこれらの部分品
第九一類　時計及びその部分品
第九二類　楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品
第一九部　武器、銃砲弾及びこれらの部分品
第九三類　武器、銃砲弾及びこれらの部分品
第二〇部　雑品
第九四類　家具及びその部分品並びに寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション及びこれらに類する物品
第九五類　彫刻用、細工用又は成形用の材料の製品
第九六類　ほうき、ブラシ、羽毛製ダスター、化粧用パフ及びふるい
第九七類　がん具、遊戯用具、運動用具及びこれらの部分品
第九八類　雑品
第一一部　美術品、収集品及びこっとう
第九九類　美術品、収集品及びこっとう

関税率表の解釈に関する通則

この表の解釈は、次の原則に従うものとする。

1　部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用にあたっては、物品の所属は、号及びこれに関係する部又は類の注の規定に従うとともに、これらの号又は注において別段の定めがある場合を除くほか、2から5までに定めるところに従つて決定するものとする。

2　各号に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含むものとする。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従つて決定するものとする。

3　なんらかの理由により物品が二以上の号に該当すると見られる場合には、次に定めるところによりその所属を決定するものとする。

(a)　最も特殊な限定をして記載している号が、これよりも一般的な記載をしている号に優先するものとする。

(b)　異なる物質から成る混合物又は異なる構成要素で作られた物品で(a)の規定により所属を決定することができないものは、この規定を適用することができる限り、これらの物品に重要な特性を与えている物質又は構成要素から成るものとしてその所属を決定するものとする。

(c)　(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、これにつき最も高い税率が定められている号に属するものとする。

4　部又は類の注において、特定の物品が当該部又は類に含まれないことが規定され、他の部若しくは類又は特定の号を参照すべきことが定められている場合には、その注は、文脈により別段に解される場合を除くほか、一部の物品のみについて記載しているときも、当該他の部若しくは類又は号に該当するすべての物品について記載しているものとする。

5　この表のいずれの号にも該当しない物品は、当該物品に最も類似する物品が該当する号に属するものとする。

備考

1　この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

2　この表の税率の欄において、割合をもつて掲げる税率は、価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率は、その数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。

3　この表の規定により最も高い税率に従い物品の所属を決定する場合において、最も高い税率が定められている物品が二以上あるときは、これらのうち価格の合計額が最も高い物品とする。

4　この表において「%」は、百分率を表わすものとする。

| 番号 | 品名 | 税率 |
|---|---|---|
| | 第一部　動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品 | |
| | 第一類　動物(生きているものに限る。) | |
| 注 | この類には、すべての動物(生きているものに限るものとし、魚、甲殻類、軟体動物及び培養微生物を除く。)を含む。 | |
| 備考 | | |
| 1 | 第〇一・〇一号において馬には、しま馬を含まない。 | |
| 2 | この類から第一五類までにおいて牛には、水牛を含む。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 3　第〇一・〇三号において豚には、いのししを含む。 | |
| 〇一・〇一 | 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） | 無税 |
| 〇一・〇二 | 牛（生きているものに限る。） | 無税 |
| 〇一・〇三 | 豚（生きているものに限る。） | 無税 |
| 〇一・〇四 | 羊及びやぎ（生きているものに限る。）<br>一　羊<br>二　やぎ | 無税<br>無税 |
| 〇一・〇五 | 家きん（鶏、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）<br>一　鶏<br>二　その他のもの | 無税<br>無税 |
| 〇一・〇六 | その他の動物（生きているものに限る。）<br>一　犬<br>二　さる<br>三　うさぎ及びミンク<br>四　みつばち<br>五　その他のもの | 無税<br>無税<br>無税<br>無税<br>無税<br>一〇% |

## 第二類　肉及び食用のくず肉

注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 第〇二・〇一号、第〇二・〇二号、第〇二・〇三号、第〇二・〇四号又は第〇二・〇六号に掲げる物品のうち、食用に適しないもの

(b) 動物の腸、ぼうこう及び胃（第〇五・〇四号参照）並びに第〇五・一五号の動物の血

(c) 動物性脂肪（豚又は家きんの溶出してない脂肪を除く。第一五類参照）

備考

1　この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除き、臓器を含む。

2　第〇二・〇二号において家きんには、その肉を含む。

| | | |
|---|---|---|
| 〇二・〇一 | 肉及び食用のくず肉（第〇一・〇一号、第〇一・〇二号、第〇一・〇三号又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）<br>一　牛の肉及びくず肉<br>二　豚の肉及びくず肉<br>三　その他のもの | 二五%<br>一〇%<br>一〇% |
| 〇二・〇二 | 家きん（鶏、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。）及びその食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。） | 二〇% |
| 〇二・〇三 | 家きんの肝臓（生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵又は塩水づけのものに限る。） | 一〇% |
| 〇二・〇四 | その他の肉及び食用のくず肉（生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）<br>一　鯨の肉及びくず肉<br>二　その他のもの | 無税<br>一〇% |
| 〇二・〇五 | 豚の溶出してない脂肪（筋肉層のないものに限る。）及び家きんの溶出してない脂肪（生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。） | 一〇% |
| 〇二・〇六 | 肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。）<br>一　ハム及びベーコン<br>二　その他のもの | 二五%<br>一五% |

## 第三類　魚、甲殻類及び軟体動物

注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 海棲哺乳動物（第〇一・〇六号参照）及びその肉（第〇二・〇四号及び第〇二・〇六号参照）

(b) 生きていない魚（その肝臓、卵及びしらこを含む。）、甲殻類及び軟体動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第五類参照）

(c) キャビア及びその代用物（第一六・〇四号参照）

| | | |
|---|---|---|
| 〇三・〇一 | 魚（生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）<br>一　観賞用のもの<br>二　その他のもの<br>㈠　養魚用の稚魚<br>㈡　その他のもの | 一〇%<br>無税<br>一〇% |
| 〇三・〇二 | 魚（塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。）<br>一　魚卵<br>二　その他のもの<br>㈠　塩蔵、塩水づけ又は乾燥のもの<br>㈡　くん製のもの | 一五%<br>一五%<br>一五% |
| 〇三・〇三 | 甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類<br>一　えび | |

| | | |
|---|---|---|
| (イ) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの | | 一〇% |
| (ロ) その他のもの | | 一五% |
| 二　その他のもの | | |
| (イ) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの | | 一〇% |
| (ロ) その他のもの | | 一五% |

第四類　酪農品、鳥卵及び天然はちみつ

注

1　この類において「ミルク」とは、全乳、脱脂乳、バターミルク及びホエイ並びにケフィア、ヨーグルトその他これらに類する発酵乳をいう。

2　ミルク及びクリームで、密封したかんに入れたものは、第〇四・〇二号に規定する貯蔵に適する処理をしたものとみなし、密封したかんに入れてないものは、単に殺菌又はペプトナイズしたものであつても、同号に規定する貯蔵に適する処理をしたものとみなさない。

| | | |
|---|---|---|
| 〇四・〇一 | ミルク及びクリーム（生鮮のものに限るものとし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものを除く。） | 無税 |
| 〇四・〇二 | ミルク及びクリーム（貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。） | |
| | 一　濃縮乳及び練乳 | 三〇% |
| | 二　粉乳（塊状にし又は成型したものを含む。） | |
| | (イ) 脱脂したもの | 四五% |
| | (ロ) その他のもの | 四〇% |
| | 三　その他のもの | 三五% |
| 〇四・〇三 | バター | 四五% |
| 〇四・〇四 | チーズ及びカード | |
| | 一　プロセスチーズ | 四五% |
| | 二　その他のもの | 三五% |
| 〇四・〇五 | 鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する処理をしたものに限るものとし、甘味を付けたものであるかどうかを問わない。） | |
| | 一　殻付きのもの | 無税 |
| | (イ) ふ化用のもの | |
| | (ロ) その他のもの | |
| | A　生鮮、冷蔵又は冷凍のもの | 二〇% |
| | B　その他のもの | 二五% |
| | 二　その他のもの | |
| | (イ) 卵黄粉 | 二五% |
| | (ロ) その他のもの | 二五% |
| 〇四・〇六 | 天然はちみつ | 三〇% |

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 食用に適するもの（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で液状のもの及び乾燥のものを除く。）

(b) 原皮及び毛皮（第〇五・〇五号、第〇五・〇六号又は第〇五・〇七号に該当する物品を除く。第四一類及び第四三類参照）

(c) 動物性紡織用繊維（馬毛及びそのくずを除く。第一一部参照）

(d) ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品（第九六・〇三号参照）

2　第〇五・〇一号において毛を長さによつて選別したもの（両端をそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。

3　この表において象、マンモス、マストドン、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。

4　この表において「馬毛」とは、馬属の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。

備考

第〇五・一五号には、注1(a)の規定にかかわらず、あなつばめの巣を含む。

| | | |
|---|---|---|
| 〇五・〇一 | 人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかどうかを問わない。）及び人髪のくず | 無税 |
| 〇五・〇二 | 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず | |
| | 一　豚毛及びいのししの毛 | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 〇五・〇三 | 馬毛及びそのくず（片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどうかを問わない。） | 無税 |
| 〇五・〇四 | 動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片 | |
| | 一　腸 | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 〇五・〇五 | 魚のくず | 無税 |
| 〇五・〇六 | 腱（けん）、筋及び原皮くず | 無税 |
| 〇五・〇七 | 羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（縁を整えてあるかどうかを問わない。）並びに鳥のわた毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず | 一〇% |
| | 一　羽毛及び翼 | 無税 |
| | 二　その他のもの | |

| | | |
|---|---|---|
| 〇五・〇八 | 骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず | 無税 |
| | 一　骨粉 | 無税 |
| 〇五・〇九 | 二　その他のもの<br>角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず並びにホエールボーン及びこれに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの毛及びくず | 無税 |
| 〇五・一〇 | アイボリー（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにアイボリーの粉及びくず | 無税 |
| | 一　ぞうげ | 無税 |
| | 二　さい角 | 無税 |
| | 三　その他のもの | 無税 |
| 〇五・一一 | かめの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）及びつめ並びにかめの甲のくず | 無税 |
| | 一　べつこう | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 〇五・一二 | さんご及びこれに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、その他の加工をしたものを除く。）、軟体動物の殻（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びに軟体動物の殻の粉及びくず | 無税 |
| | 一　さんご | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 〇五・一三 | 海綿 | 二〇％ |
| 〇五・一四 | アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥したものであるかどうかを問わない。）並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したもの | 無税 |
| | 一　じゃ香 | 無税 |
| | 二　牛黄 | 無税 |
| | 三　その他のもの | 一〇％ |
| 〇五・一五 | 動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの | 無税 |
| | 一　ふ化用の魚卵 | 無税 |
| | 二　蚕種 | 無税 |
| | 三　動物の精液 | 無税 |
| | 四　生きていない動物（肥料以外の用途に供することができなくなつたものに限る。） | 無税 |
| | 五　その他のもの | 五％ |

## 第二部　植物性生産品

### 第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

注

1　この類は、生きている樹木及び通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者により供給される物品（野菜の苗を含む。）で栽培用又は装飾用のものに限り適用するものとし、ばれいしょ、たまねぎ、シャロット及びにんにく（第七類参照）を含まない。

2　第〇六・〇三号又は第〇六・四号に掲げる物品には、全部又は一部がこれらの物品で作られた花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含む。

| | | |
|---|---|---|
| 〇六・〇一 | りん茎、塊茎、塊根、球茎及び根茎で、休眠しているもの、茎葉が生長しているもの又は花がついているもの | 無税 |
| 〇六・〇二 | その他の生きている植物（樹木、灌木、根、さし穂及びつぎ穂を含む。） | 無税 |
| 〇六・〇三 | 切花（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） | 一〇％ |
| 〇六・〇四 | 樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分（切花を除く。）、こけ、地衣及び草（生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） | 一〇％ |

### 第七類　食用の野菜、根及び塊茎

注

第〇七・〇一号において野菜には、食用きのこ、しょうろ、オリーブ、ケーパー、トマト、ばれいしょ、サラダビート、きゅうり、ガーキン、かぼちゃ、なす、あまとうがらし、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス、スイートマージョラム、わさび大根及びにんにくを含む。第〇七・〇二号、第〇七・〇三号及び第〇七・〇四号において野菜は、生鮮の状態において第〇七・〇一号に属するすべての物品とする。ただし、乾燥した豆でさやのないものは第〇七・〇五号に、粉状にしたあまとうがらしは第〇九・〇四号に、第〇七・〇五号の乾燥した豆の粉は第一一・〇三号に、ばれいしょの粉、ミール及びフレークは第一一・〇五号にそれぞれ属する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 〇七・〇一 | 野菜（生鮮又は冷蔵のものに限る。） | | 一〇％ |
| 〇七・〇二 | 冷凍野菜（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。） | | 一〇％ |
| 〇七・〇三 | 野菜（塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限るものとし、そのまま食用に供するために特に調製したものを除く。） | | 一五％ |
| 〇七・〇四 | 乾燥野菜（全形のもの、切つたもの、砕いたもの及び粉状にしたものに限るものとし、さらに調製したものを除く。） | | 一五％ |
| 〇七・〇五 | 乾燥した豆（さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。） | | |
| | 一　あずき | 一キログラムにつき一二円 | |
| | 二　そら豆及びえんどう | 一キログラムにつき一二円 | |
| | 三　緑豆 | 無税 | |
| | 四　その他のもの | 一キログラムにつき一二円 | |
| 〇七・〇六 | カッサバいも、アロールート、サレップ、きくいも、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（全形のもの又は切つたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。）並びにサゴやしの髄 | | 一五％ |

第八類　食用の果実並びにメロンの皮及びかんきつ類の果皮

注

1　この類には、食用でない果実を含まない。

2　この類において生鮮のものには、冷蔵のものを含む。

備考

1　この表において果実には、ナットを含む。

2　第〇八・〇五号においてナットには、注1の規定にかかわらず、苦扁桃仁（にん）を含む。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 〇八・〇一 | なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） | | |
| | 一　バナナ | | |
| | （一）　生鮮のもの | | 三〇％ |
| | （二）　干しバナナ | | 二〇％ |
| | 二　パイナップル | | 二〇％ |
| | 三　なつめやしの実 | | 二〇％ |
| | 四　その他のもの | | 二〇％ |
| 〇八・〇二 | かんきつ類の果実（生鮮又は乾燥のものに限る。） | | |
| | 一　レモン及びライム | | |
| | 二　オレンジ | | |
| | （一）　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの | | 二〇％ |
| | （二）　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの | | 二〇％ |
| | 三　グレープフルーツ | | 四〇％ |
| | 四　その他のもの | | 二〇％ |
| 〇八・〇三 | いちじく（生鮮又は乾燥のものに限る。） | | 二〇％ |
| | 一　生鮮のもの | | 二〇％ |
| | 二　干しいちじく | | 二〇％ |
| 〇八・〇四 | ぶどう（生鮮又は乾燥のものに限る。） | | |
| | 一　生鮮のもの | | 二〇％ |
| | 二　干しぶどう | | 二〇％ |
| 〇八・〇五 | ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） | | |
| | 一　くり | | 二〇％ |
| | 二　くるみ | | 三〇％ |
| | 三　苦扁桃仁（にん） | | 無税 |
| | 四　その他のもの | | 二〇％ |
| 〇八・〇六 | りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。） | | 二〇％ |
| 〇八・〇七 | 核果（生鮮のものに限る。） | | 二〇％ |
| 〇八・〇八 | ベリー（生鮮のものに限る。） | | 二〇％ |
| 〇八・〇九 | その他の果実（生鮮のものに限る。） | | 二〇％ |
| 〇八・一〇 | 冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。） | | 二〇％ |
| 〇八・一一 | 一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） | | |
| | 一　バナナ | | |
| | 二　オレンジ | | |
| | （一）　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの | | 三〇％ |
| | （二）　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの | | 二〇％ |
| | | | 四〇％ |

| | | |
|---|---|---|
| 〇八・一二 | 三　その他のもの | 二〇% |
| 〇八・一三 | 乾燥果実(第〇八・〇一号、第〇八・〇二号、第〇八・〇三号、第〇八・〇四号又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。)<br>メロンの皮及びかんきつ類の果皮(生鮮、冷凍又は乾燥のもの及び塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。) | 二〇%<br>五% |

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

注

1　第〇九・〇四号から第〇九・一〇号までの物品の混合物については、次に定めるところによる。

(a)　同一の号に該当する物品の二以上の混合物は、その号に属する。

(b)　異なる号に該当する物品の二以上の混合物は、第〇九・一〇号に属する。

(a)又は(b)に規定する混合物に他の物品を加えたものについては、これを加えたことにより当該混合物の重要な特性が変化しない場合には、その属する号は、変わらないものとし、その他の場合には、この類には含まれず、混合調味料となるものは、第二一・〇四号に属する。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　粉状にしてないあまとうがらし(第七類参照)

(b)　クベバ(第一二・〇七号参照)

| | | |
|---|---|---|
| 〇九・〇一 | コーヒー(いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物 | |
| | 一　コーヒー | |
| | (一)　コーヒー豆(いつてないものに限る。) | 三五% |
| | (二)　その他のもの | 三五% |
| | 二　コーヒー豆の殻及び皮 | 五% |
| | 三　コーヒー代用物 | 三五% |
| 〇九・〇二 | 茶 | |
| | 一　紅茶 | |
| | (一)　小売容器入りのもの | 三五% |
| | (二)　くず(飲用に適するものを除く。) | 五% |
| | (三)　その他のもの | 三五% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　くず(飲用に適するものを除く。) | 五% |
| | (二)　その他のもの | 三五% |
| 〇九・〇三 | マテ | 五% |
| 〇九・〇四 | こしょう属のペッパー及びとうがらし属又はピメンタ属のピメント | |
| | 一　小売容器入りのもの | 二五% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　粉砕し又は混合してないもの | |
| | A　オールスパイス | 無税 |
| | B　その他のもの | 五% |
| | (二)　粉砕し又は混合したもの | 一五% |
| 〇九・〇五 | バニラ豆 | 無税 |
| 〇九・〇六 | けい皮及びシンナモンツリーの花 | 無税 |
| 〇九・〇七 | 丁子(果実、花及び花梗に限る。) | 無税 |
| | 一　小売容器入りのもの | 二〇% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　粉砕してないもの | 無税 |
| | (二)　粉砕したもの | 一〇% |
| 〇九・〇八 | 肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 | |
| | 一　縮砂及び益智 | 無税 |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　小売容器入りのもの | 二〇% |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　粉砕し又は混合してないもの | 無税 |
| | B　粉砕し又は混合したもの | 一〇% |
| 〇九・〇九 | アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種 | |
| | 一　小売容器入りのもの | 二〇% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　粉砕し又は混合してないもの | 無税 |
| | (二)　粉砕し又は混合したもの | 一〇% |
| 〇九・一〇 | タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料 | |
| | 一　カレー | 三〇% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　小売容器入りのもの | 二〇% |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　粉砕し又は混合してないもの | |
| | (a)　しようが | 一〇% |
| | (b)　その他のもの | 無税 |
| | B　粉砕し又は混合したもの | |
| | (a)　しようが | 一五% |
| | (b)　その他のもの | 一〇% |

## 第一〇類　穀物

注

この類には、第一〇・〇六号を除き、外皮若しくは果皮を除去するためのとう精又はその他の加工をした穀物を含まない。第一〇・〇六号には、加工してない米のほか、玄米、つや出しした米、精米及び砕米を含むものとし、その他の加工をした米を含まない。

備考

第一〇・〇一号において「メスリン」とは、小麦とライ麦との混合物（その割合は、通常小麦二に対しライ麦一とする。）をいう。

| | | |
|---|---|---|
| 一〇・〇一 | 小麦及びメスリン | 二〇% |
| 一〇・〇二 | ライ麦 | 一五% |
| 一〇・〇三 | 大麦及びはだか麦 | 一〇% |
| 一〇・〇四 | オート | 一〇% |
| 一〇・〇五 | とうもろこし | 一〇% |
| 一〇・〇六 | 米 | 一五% |
| 一〇・〇七 | そば、あわ、カナリーシード及びグレーンソルガム並びにその他の穀物 | |
| | 一　そば | 一五% |
| | 二　あわ、きび及びひえ | 無税 |
| | 三　こうりやんその他のグレーンソルガム | 五% |
| | 四　カナリーシード | 無税 |
| | 五　その他のもの | 一〇% |

## 第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、グルテン及びイヌリン

注

この類には、次の物品を含まない。

(a) いつた麦芽で、コーヒー代用物として調製したもの（第〇九・〇一号及び第二一・〇一号参照）

(b) 育児食用又は食餌療法用に熱処理その他の方法により調製した粉（第一九・〇二号参照）。ただし、単にベーキング用としての性質を改善するために熱処理した粉は、この類に属する。

(c) 第一九・〇五号に該当するコーンフレークその他の物品

(d) 医療用品（第三〇類参照）

(e) 第三三・〇六号に該当する調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉

備考

第一一・〇二号には、セモリナその他これに類するミールを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 一一・〇一 | 穀粉 | |
| | 一　小麦粉 | 二五% |
| 一一・〇二 | 二　その他のもの<br>ひき割り穀物及び穀物のミール並びにその他の加工穀物（ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの、研摩したもの、真珠形にとう精したものその他これらに類する加工穀物に限るものとし、玄米、つや出しした米、精米及び砕米を除く。）並びに穀物の胚芽で全形のもの、ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの及びひいたもの<br>一　小麦、オート、とうもろこし又は米のもの（胚芽のものを除く。）<br>二　その他もの | 二五% |
| 一一・〇三 | 豆（第〇七・〇五号に該当するものに限る。）の粉 | 二〇% |
| 一一・〇四 | 果実（第八類に該当するものに限る。）の粉 | 二五% |
| 一一・〇五 | ばれいしよの粉、ミール及びフレーク | 二五% |
| 一一・〇六 | サゴやしの髄又はカッサバいも、アロールート、サレップその他第〇七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール | 二五% |
| 一一・〇七 | 麦芽（いつてあるかどうかを問わない。） | 二五% |
| 一一・〇八 | でん粉及びイヌリン<br>一　小麦でん粉 | 二五% |
| | 二　コーンスターチ | 二五% |
| | 三　マニオカでん粉及びサゴでん粉 | 二五% |
| | 四　その他のもの | 二五% |
| 一一・〇九 | グルテン及びその粉（いつてあるかどうかを問わない。） | 二五% |

## 第一二類　採油用に適する種及び果実並びに各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

1　第一二・〇一号には、落花生、大豆、からし菜の種、けしの種及びコプラを含むものとし、ココやしの実（第〇八・〇一号参照）及びオリーブ（第七類及び第一〇類参照）を含まない。

2　(i)　第一二・〇三号には、(ii)に定めるものを除き、てん菜の種、草の種、観賞用の花の種、野菜の種、森林樹の種、果樹の種、ベッチの種及びルーピンの種を含む。

(ii)　第一二・〇三号には、第〇七・〇五号に該当する乾燥した豆、第九類に該当する香辛料その他の物品、第一〇類に該当する穀物及び第一二・〇一号又は第一二・〇七号に該当する物品を含まない。

3　第一二・〇七号には、バジル、ボレージ、ヒソップ、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。もつとも、第一二・〇七号には、次の物品を含まない。

(a) 採油用に適する種及び果実（第一二・〇一号参照）

(b) 第三〇類に該当する医薬品

(c) 第三三類に該当する調製香料及び化粧品類

(d) 第三八・一一号に該当する消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他これらに類する物品

| | | |
|---|---|---|
| 一二・〇一 | 採油用に適する種及び果実（割つてあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　大豆 | 一キログラムにつき四円八〇銭 |
| | 二　落花生 | 二〇％（その率が一キログラムにつき一四円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | 三　菜種及びからし菜の種 | 一キログラムにつき六円一〇銭 |
| | 四　ごま | 無税 |
| | 五　綿実 | 無税 |
| | 六　カポックの種 | 無税 |
| | 七　サフラワーの種 | 一キログラムにつき四円六〇銭 |
| | 八　亜麻の種 | 無税 |
| | 九　ひまの種 | 無税 |
| | 一〇　コプラ | 無税 |
| | 一一　パーム核 | 無税 |
| | 一二　その他のもの | 無税 |
| 一二・〇二 | 採油用に適する種又は果実の粉及びミール（脱脂してないものに限るものとし、マスタード粉を除く。） | 一五％ |
| 一二・〇三 | 繁殖用の種、果実及び胞子 | |
| | 一　野菜の種 | 一五％ |
| | 二　てん菜の種 | 無税 |
| | 三　クローバー、ルーサン、ルタバガその他飼料用の植物の種 | 無税 |
| | 四　その他のもの | 一五％ |
| 一二・〇四 | てん菜（切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもの及び粉状にしたものに限る。）及びさとうきび | 五％ |
| 一二・〇五 | チコリーの根（切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。） | 三〇％ |
| 一二・〇六 | ホップ及びルプリン | |
| | 一　ホップ | 五％ |
| | 二　ルプリン | 一〇％ |
| 一二・〇七 | 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。） | |
| | 一　セメンシナその他サントニン採取用のもの | 一五％ |
| | 二　除虫菊 | 二〇％ |
| | 三　槐花 | 無税 |
| | 四　ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆及びストロファンツス子 | 無税 |
| | 五　コカ葉、ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉及びウワウルシ葉 | 無税 |
| | 六　麻黄 | 無税 |
| | 七　キナ皮、コンズランゴ皮及びカスカラサグラダ | 無税 |
| | 八　甘草、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、大黄、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香及び白及 | 無税 |
| | 九　海人草 | 無税 |
| | 一〇　沈香 | 無税 |
| | 一一　その他のもの | 一〇％ |
| 一二・〇八 | ローカストビーン（生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。）及び主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの | |
| | 一　ローカストビーン | 無税 |
| | 二　食用の海草（乾燥したものを含む。） | |
| | (一)　正方形又は長方形の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの | 一枚につき一円五〇銭 |
| | (二)　あまのり属のもの及びこれを交じえたもの（(一)に掲げるものを除く。） | 四〇％ |
| | (三)　その他のもの | 一五％ |
| | 三　その他のもの | 一〇％ |
| 一二・〇九 | 穀物のわら及び殻（調製してないもの及び切つたものに限るものとし、その他の調製をしたものを除く。） | 無税 |
| 一二・一〇 | 飼料用ビート、ルタバガその他の飼料用の根菜類及び飼料用乾草、ルーサン、クローバー、セインホイン、飼料用ケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物 | 無税 |
| | 第一三類　染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物性の液汁及びエキス | |

注　第一三・〇三号には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。

(a) 甘草エキスで、砂糖の含有量が全重量の一〇%をこえるもの及び菓子として作られているもの（第一七・〇四号参照）

(b) 麦芽エキス（第一九・〇一号参照）

(c) コーヒー、茶又はマテのエキス（第二一・〇二号参照）

(d) アルコールを含有する植物性の液汁及びエキスでそのまま飲料となるもの並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの（第二二類参照）

(e) しょう脳（第二九・一三号参照）及びグリシリジン（第二九・四一号参照）

(f) 第三〇・〇三号に該当する医薬品

(g) なめしエキス及び染色エキス（第三二・〇一号及び第三二・〇四号参照）

(h) 精油及びレジノイド（第三三・〇一号参照）並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション（第三三・〇五参照）

(ij) ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム（第四〇・〇一号参照）

備考　第一三・〇三号の細分のアルコール分は、第二二類の注2に定めるところによる。

| | | |
|---|---|---|
| 一三・〇一 | 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料 | |
| | 一　あい、姜黄（きょうおう）、ログウッドその他の染色用原材料 | 無税 |
| | 二　没食子、五倍子、びんろう子、オーク樹皮その他のなめし用原材料 | 無税 |
| 一三・〇二 | セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム | |
| | 一　スチックラック | 無税 |
| | 二　シードラック | 二〇%（その率が一キログラムにつき一九円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | 三　セラックその他の精製ラック | 二五%（その率が一キログラムにつき六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | 四　生松やに | 五% |
| | 五　バルサム | 無税 |
| | 六　アラビアゴム及びトラガカントゴム | 無税 |
| | 七　コーパル及びダンマル | 無税 |
| | 八　その他のもの | 無税 |

| | | |
|---|---|---|
| 一三・〇三 | 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得たる粘質物及びシックナー | |
| | 一　生漆 | 無税 |
| | 二　カシューナットシェル液 | 無税 |
| | 三　パパイヤ乳液及びその乾燥物 | 無税 |
| | 四　甘草エキス | 無税 |
| | 五　麻黄エキス | 無税 |
| | 六　除虫菊エキス | 二〇% |
| | 七　ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 | 一〇% |
| | 八　寒天 | 一キログラムにつき一六〇円 |
| | 九　その他のもの | |
| | (一)　飲料のもと | |
| | A　植物性の単一原料から得たもの | 一〇% |
| | B　その他のもの | 三〇% |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　アルコール分が五〇度以上のもの | 二〇% |
| | B　その他のもの | 無税 |

第一四類　植物性の組物材料及び彫刻用又は細工用の材料並びに他の類に該当しない植物性生産品

注

1　この類には、主として紡織用繊維の製造に用いる植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の製造のみに適する状態に加工したその他の植物性材料（第一一部参照）を含まない。

2　第一四・〇一号には、オージア、あし、竹その他これらに類する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割つたものを含むものとし、チップウッド（第四四・〇九号参照）を含まない。

3　第一四・〇二号には、木毛（第四四・一二号参照）を含まない。

4　第一四・〇三号には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品（第九六・〇三号参照）を含まない。

| | | |
|---|---|---|
| 一四・〇一 | 穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料 | |
| | 一　とう | |
| | (一)　割り又は引き抜いてないもの | 無税 |
| | (二)　その他のもの | 無税 |
| | 二　竹 | 一〇% |

| | | |
|---|---|---|
| | 三　いぐさ、七島い、莞草その他これらに類する植物性材料で畳表、ござその他これらに類する敷物の製造に適するもの | 一〇％ |
| 一四・〇二 | 四　その他のもの<br>カポック、ベジタブルヘア、イールグラスその他主として詰物として用いる植物性材料（片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどうかを問わない。）<br>一　カポック | 無税 |
| | 二　その他のもの<br>ソルゴ、ピアッサバ、カウチグラス、メキシカンファイバーその他主としてブラシ又はほうきの製造に用いる植物性材料（束ねてあるかどうかを問わない。）<br>一　メキシカンファイバー及びパルミラファイバー | 無税 |
| 一四・〇三 | 二　その他のもの<br>コロゾ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻及びナット | 無税 |
| 一四・〇四 | 植物性生産品（他の号に該当するものを除く。）<br>一　こんにゃくいも（切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。） | 四〇％ |
| 一四・〇五 | 二　海草（乾燥したものを含む。）<br>(一)　てんぐさその他寒天製造用のもの | 無税 |
| | (二)　その他のもの | 五％ |
| | 三　雁皮 | 無税 |
| | 四　その他のもの | 一〇％ |

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a)　豚又は家きんの溶出してない脂肪（第〇二・〇五号参照）

(b)　カカオ脂（第一八・〇四号参照）

(c)　獣脂かす（第二三・〇一号参照）及びオイルケーキ、オリーブ油かすその他の植物性の油かす（第二三・〇四号参照）

(d)　第六部に該当する単一の脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せつけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の物品

(e)　油から製造したファクチス（第四〇・〇二号参照）

2　ソープストック、油さい、ステアリンピッチ及びウールグリース又はグリセリンの蒸留の際に生ずる残留物は、第一五・一七号に該当する。

備考

1　第一五・〇一号の細分において「酸価」とは、豚脂一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要するかせいカリのミリグラム数をいう。

2　第一五・〇八号において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。

| | | |
|---|---|---|
| 一五・〇一 | ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出によつて得たもの<br>一　豚脂<br>(一)　ラード | 一キログラムにつき一五円 |
| | (二)　その他のもの<br>A　酸価が二をこえるもの | 五％ |
| | B　その他のもの | 一キログラムにつき一五円 |
| 一五・〇二 | 二　家きん脂 | 一五％ |
| | 牛、羊又はやぎの溶出してない脂肪並びにこれから製造した牛脂、羊脂及びやぎ脂（プルミエジュスを含む。）<br>一　牛脂 | 五％ |
| 一五・〇三 | 二　その他のもの<br>ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油、オレオ油及びタロー油で乳化、混合その他の調製をしてないもの | 五％ |
| 一五・〇四 | 魚又は海獣哺乳動物の油脂（精製してあるかどうかを問わない。）<br>一　魚油 | 一五％ |
| | 二　鯨油 | 一〇％（その率が一キログラムにつき六円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | 三　肝油 | 無税 |
| | 四　その他のもの<br>ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）<br>一　ウールグリース | 一〇％ |
| | 二　その他のもの<br>その他の動物性油脂（牛脚油及び骨又は動物のくずから得た脂を含む。） | 五％ |
| 一五・〇六 | | 一五％ |

| | | |
|---|---|---|
| | 一　軟体動物の油脂 | 一〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 一五・〇七 | 植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　大豆油 | 一キログラムにつき二八円 |
| | 二　落花生油 | 一キログラムにつき三〇円 |
| | 三　菜種油及びからし種油 | 一キログラムにつき二四円 |
| | 四　ごま油 | 一キログラムにつき二八円 |
| | 五　綿実油 | 一キログラムにつき三〇円 |
| | 六　オリーブ油 | 無税 |
| | 七　やし油 | 一〇％（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | 八　パーム油及びパーム核油 | 一〇％ |
| | 九　あまに油 | 一〇％（その率が一キログラムにつき一円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | 一〇　ひまし油 | 一〇％ |
| | 一一　桐油及びオイチシカ油 | 無税 |
| | 一二　カメリヤ油 | 一〇％ |
| | 一三　漆ろう及びはぜろう | 一〇％ |
| | 一四　その他のもの | 一五％ |
| 一五・〇八 | 動物性又は植物性の油（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の変性加工をしたものに限る。） | 一五％ |
| 一五・〇九 | デグラス | 一五％ |
| 一五・一〇 | 脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール | |
| | 一　オレイン | 一五％ |
| | 二　ステアリン | 一五％ |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 一五・一一 | グリセリン、グリセリン水及びせっけん廃液 | |
| | 一　グリセリン | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 五％ |
| 一五・一二 | 動物性又は植物性の油脂（完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限るとともに、精製してあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。） | 一五％ |
| 一五・一三 | マーガリン、イミテーションラードその他の調製食用脂 | |
| | 一　マーガリン | 三五％ |
| | 二　その他のもの | 二五％ |
| 一五・一四 | 鯨ろう（粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 一五・一五 | みつろうその他のこん虫ろう（着色してあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　みつろう | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 一五・一六 | 植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　カルナバろう | 一〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 一五・一七 | 脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物 | 五％ |

## 第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢及びたばこ

### 第一六類　肉、魚、甲殻類又は軟体動物の調製品

注

この類には、第二類又は第三類に該当する肉、魚、甲殻類及び軟体動物を含まない。

| | | |
|---|---|---|
| 一六・〇一 | ソーセージ及びこれに類する物品（肉、くず肉又は動物の血で製造したものに限る。） | 二五％ |
| 一六・〇二 | 肉又はくず肉のその他の調製品 | |
| | 一　なまこ、くらげ又はうに（卵を含む。）のもの | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 二五％ |
| 一六・〇三 | 肉エキス及びミートジュース | 三〇％ |
| 一六・〇四 | 魚の調製品（キャビア及びその代用物を含む。） | |
| | 一　キャビア及びその代用物 | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |
| 一六・〇五 | 甲殻類又は軟体動物の調製品 | |
| | 一　くん製のもの | 一五％ |

| | | |
|---|---|---|
| | 二　その他のもの | 二〇％ |

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ココアを含有する砂糖菓子（第一八・〇六号参照）

(b)　化学的に純粋な糖類（しょ糖、グルコース及び乳糖を除く。第二九・四三号参照）

(c)　医療用品（第三〇類参照）

2　化学的に純粋なしょ糖は、その原料のいかんを問わず、第一七・〇一号に属する。

備考

1　この表において砂糖を加えたものには、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。

2　第一七・〇一号及び第一七・〇二号の細分において「糖度」とは、温度二〇度において、砂糖二六グラムを水に溶解して一〇〇ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう。

| | | |
|---|---|---|
| | 第一七類　糖類及び砂糖菓子 | |
| 一七・〇一 | てん菜糖及び甘しや糖（固体のものに限る。） | |
| | 一　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの | 一キログラムにつき六三円五〇銭 |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　糖度が九八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。） | 一キログラムにつき四一円五〇銭 |
| | (二)　その他のもの | 一キログラムにつき五一円五〇銭 |
| 一七・〇二 | その他の糖類並びに糖水、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）及びカラメル | |
| | 一　ぶどう糖（砂糖を加えたものを除く。） | 二五％ |
| | 二　麦芽糖（砂糖を加えたものを除く。） | 二五％ |
| | 三　乳糖（砂糖を加えたものを除く。） | 一〇％ |
| | 四　砂糖 | |
| | (一)　氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの | 一キログラムにつき六三円五〇銭 |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　糖度が九八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。） | 一キログラムにつき四一円五〇銭 |
| | B　その他のもの | 一キログラムにつき五一円五〇銭 |
| | 五　砂糖水 | 三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | 六　カラメル | 三五％ |
| | 七　人造はちみつ | 三五％ |
| | 八　その他のもの | |
| | (一)　砂糖を加えたもの | 三五％ |
| | (二)　その他のもの | 二五％ |
| 一七・〇三 | 糖みつ（脱色してあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　糖みつ | |
| | (一)　容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | 三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の六〇％以下のもの | 一キログラムにつき一八円 |
| | B　その他のもの | 一キログラムにつき二七円五％ |
| | 二　変性糖みつ | 四〇％ |
| 一七・〇四 | 砂糖菓子（ココアを含有するものを除く。） | |
| | 一　チューインガム | 無税 |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　甘草エキス（菓子として作られているものを除く。） | 四〇％（その率が一キログラムにつき六三円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| | (二)　その他のもの | |
| 一七・〇五 | 糖類、糖水及び糖みつ（香味料を加えたもの及び着色したもの | |

| | | |
|---|---|---|
| に限るものとし、砂糖を加えた果汁を除く。）<br>一　糖類<br>(一)　砂糖 | 一キログラムにつき六三円五〇銭 | |
| (二)　その他のもの | 三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率） | |
| 二　砂糖水及び糖みつ | 三五％ | |
| 三　その他のもの | 三五％ | |
| 第一八類　ココア及びその調製品 | | |
| 注<br>1　この類には、第一九・〇二号、第一九・〇八号、第二二・〇二号、第二二・〇九号又は第三〇・〇三号に掲げる物品を含まない。<br>2　第一八・〇六号には、ココアを含有する砂糖菓子と、1に掲げる物品を除き、ココアを含有するその他の調製食料品とを含む。 | | |
| 一八・〇一 | カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。） | 五％<br>無税 |
| 一八・〇二 | カカオ豆の殻、皮及びくず | 二〇％ |
| 一八・〇三 | ココアペースト（塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。） | 一〇％ |
| 一八・〇四 | カカオ脂 | 三〇％ |
| 一八・〇五 | ココア粉（甘味を付けたものを除く。） | 四〇％ |
| 一八・〇六 | チョコレートその他ココアを含有する調製食料品<br>一　チョコレート菓子<br>二　その他のもの<br>(一)　砂糖を加えたもの<br>(二)　その他のもの | 三五％<br>二五％ |
| 第一九類　穀物、穀粉又はでん粉の調製品及びベーカリー製品 | | |
| 注<br>1　この類には、次の物品を含まない。<br>(a)　穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品でココアの含有量が全重量の五〇％以上のもの（第一八・〇六号参照）<br>(b)　飼料用ビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第二三・〇七号参照）<br>(c)　医療用品（第三〇類参照） | | |
| 2　この類において穀粉の調製品には、果実又は野菜の粉の調製品を含む。 | | |
| 一九・〇一 | 麦芽エキス | 二五％ |
| 一九・〇二 | 穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇％に満たないものに限る。）<br>一　砂糖を加えたもの<br>二　その他のもの | 三五％<br>二五％ |
| 一九・〇三 | マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 | 一キログラムにつき五〇円 |
| 一九・〇四 | タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物 | 二五％ |
| 一九・〇五 | パフドライス、コーンフレークその他これらに類する調製食料品（穀物又は穀物産品を膨張させ又はいつて得たものに限る。） | 三〇％ |
| 一九・〇六 | 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 | 二〇％ |
| 一九・〇七 | 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。） | 三〇％ |
| 一九・〇八 | パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品（ココアを含有しているかどうかを問わない。）<br>一　砂糖を加えたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>三五％ |
| 第二〇類　野菜、果実その他植物の部分の調製品 | | |
| 注<br>1　この類には、次の物品を含まない。<br>(a)　第七類又は第八類に該当する野菜及び果実<br>(b)　フルーツゼリー、フルーツペーストその他これらに類するもので、砂糖菓子又はチョコレート菓子の形状のもの（第一七・〇四号及び第一八・〇六号参照）<br>2　第二〇・〇一号及び第二〇・〇二号において野菜は、生鮮の状態において第〇七・〇一号に属する物品に限る。<br>3　しようが、アンジェリカその他食用に適する植物又はその部分を糖水づけにしたもの及びいつた落花生は、第二〇・〇六号に属する。<br>4　トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七％以上のものは、第二〇・〇二号に属する。 | | |
| 二〇・〇一 | 食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。）<br>一　砂糖を加えたもの | 三五％ |

| | | |
|---|---|---|
| 二〇・〇二 | 二　その他のもの<br>調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）<br>一　砂糖を加えたもの | 二五％<br>三五％ |
| | 二　その他のもの<br>(一)　トマトピューレー及びトマトペースト | 二五％ |
| | (二)　その他のもの | 二五％ |
| 二〇・〇三 | 冷凍果実（砂糖を加えたものに限る。） | 三五％ |
| 二〇・〇四 | 砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。） | 三五％ |
| 二〇・〇五 | ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、フルーツピューレー及びフルーツペースト（加熱して調製したものに限るものとし、砂糖を加えてあるかどうかを問わない。）<br>一　砂糖を加えたもの | 三五％ |
| | 二　その他のもの | 四〇％ |
| 二〇・〇六 | その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）<br>一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの<br>(一)　パイナップル | 二五％<br>四五％ |
| | (二)　その他のもの | 三五％ |
| | 二　その他のもの<br>(一)　パイナップル | 四五％ |
| | (二)　その他のもの | 二五％ |
| 二〇・〇七 | 果汁（ぶどう搾汁を含む。）及び野菜ジュース（砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。）<br>一　果汁<br>(一)　砂糖を加えたもの | 三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）<br>三〇％ |
| | (二)　その他のもの | 三五％ |
| | 二　野菜ジュース<br>(一)　砂糖を加えたもの | 三五％ |
| | (二)　その他のもの | 二五％ |
| 注 | 第二一類　各種の調製食料品 | |

1　この類には、次の物品を含まない。
(a)　第〇七・〇四号の野菜の混合物
(b)　コーヒーを含有するいつたコーヒー代用物（第〇九・〇一号参照）
(c)　第〇九・〇四号から第〇九・一〇号までの物品
(d)　医薬品として作られている酵母（第三〇・〇三号参照）

2　1(b)に掲げるコーヒー代用物のエキスは、第二一・〇二号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 二一・〇一 | チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 | 三〇％ |
| 二一・〇二 | コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品<br>一　砂糖を加えたもの | 三五％ |
| | 二　その他のもの<br>(一)　インスタントコーヒー及びインスタントティー | 三五％ |
| | (二)　その他のもの | 三〇％ |
| 二一・〇三 | マスタード粉及び調製したマスタード<br>一　小売容器入りのもの | 三〇％ |
| | 二　その他のもの | 二五％ |
| 二一・〇四 | ソースその他の混合調味料<br>一　ソース<br>(一)　トマトケチャップ及びトマトソース | 二五％ |
| | (二)　マヨネーズ | 二五％ |
| | (三)　その他のもの | 二五％ |
| | 二　その他のもの<br>(一)　インスタントカレーその他のカレー調製品 | 三〇％ |
| | (二)　その他のもの | 二五％ |
| 二一・〇五 | スープ及びブロス（固形又は粉状のものを含む。） | 三〇％ |
| 二一・〇六 | 酵母（活性のものであるかどうかを問わない。）及び調製したベーキングパウダー<br>一　酵母<br>(一)　活性のもの | 二五％ |
| | (二)　その他のもの | 一〇％ |
| | 二　ベーキングパウダー | 二五％ |
| 二一・〇七 | 調製食料品（他の号に該当するものを除く。）<br>一　砂糖を加えたもの | 三五％ |
| | 二　その他のもの<br>(一)　アルコールを含有しない飲料のもと | 三〇％ |
| | (二)　その他のもの | 二五％ |

## 第二二類　飲料、アルコール及び食酢

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　海水（第二五・〇一号参照）

(b)　蒸留水及び伝導度水（第二八・五八号参照）

(c)　酢酸の水溶液（酢酸の重量が全重量の一〇％をこえるものに限る。第二九・一四号参照）

(d)　第三〇・〇三号の医薬品

(e)　調製香料及び化粧品類（第三三類参照）

2　第二二・〇八号及び第二二・〇九号においてアルコール分は、温度一五度において

ゲーリュサック式比重計により測定した場合の値による。

備考

第二二・〇五号には、シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒を含む。

| | | |
|---|---|---|
| 二二・〇一 | 水（鉱水及び炭酸水を含む。）、氷及び雪 | |
| | 一　鉱水及び炭酸水 | 一〇％ |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 二二・〇二 | レモネード、香味料を加えた鉱水及び炭酸水並びにその他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇七号に該当する果汁及び野菜ジュースを除く。） | |
| | 一　砂糖を加えたもの | 三五％ |
| | 二　その他のもの | 二五％ |
| 二二・〇三 | ビール | 一リットルにつき七五円 |
| 二二・〇四 | ぶどう搾汁（発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。） | 一リットルにつき四〇円 |
| 二二・〇五 | ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの | |
| | 一　シャンパンその他のスパークリングワイン | 一リットルにつき六五円 |
| | 二　その他のもの | 一リットルにつき四〇円 |
| 二二・〇六 | ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。） | 一リットルにつき一八円 |
| 二二・〇七 | その他の発酵酒（たとえば、りんご酒、なし酒及びミード） | |
| | 一　清酒及び濁酒 | 一リットルにつき二二円 |
| | 二　その他のもの | 一リットルにつき一六円 |
| 二二・〇八 | エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） | |
| | 一　エチルアルコール | |
| | (一)　アルコール分が九〇度以上のもの | 五〇％ |
| | (二)　その他のもの | 一リットルにつき七〇円 |
| | 二　変性アルコール | 五〇％ |
| 二二・〇九 | エチルアルコール（変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの | |
| | 一　エチルアルコール及び蒸留酒 | |
| | (一)　ウイスキー | |
| | A　アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。） | 一リットルにつき六六円 |
| | B　その他のもの | 一リットルにつき五五円 |
| | (二)　ブランデー（コニャックを含む。） | |
| | A　アルコール分が五〇度以上のもの（容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。） | 一リットルにつき七八円 |
| | B　その他のもの | 一リットルにつき六五円 |

| | | |
|---|---|---|
| | (ヘ) ジン | 一リットルにつき二二〇円 |
| | (ト) その他のもの | 一リットルにつき三〇〇円 |
| | 二　リキュールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く。) | |
| | (イ) リキュール | 一リットルにつき三六〇円 |
| | (ロ) 合成清酒及び白酒 | 一リットルにつき二二〇円 |
| | (ハ) その他のもの | 一リットルにつき四〇〇円 |
| | 三　その他のもの | 三五% |
| 二二・一〇 | 食酢及びその代用物 | 二五% |
| | 第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 | |
| 二三・〇一 | 肉、くず肉、魚、甲殻類又は軟体動物の粉及びミール(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす | 無税 |
| 二三・〇二 | ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限る。) | 無税 |
| 二三・〇三 | ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす、酒類製造の際に生ずるかす及びでん粉かすその他これに類するかす | 無税 |
| 二三・〇四 | オイルケーキその他の植物性の油かす(油さいを除く。) | 無税 |
| | 一　大豆油かす | 五% |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 二三・〇五 | ぶどう酒かす及びアーゴル | 五% |
| | 一　ぶどう酒かす | 無税 |
| | 二　アーゴル | 無税 |
| 二三・〇六 | 飼料用の植物性生産品(他の号に該当するものを除く。) | 無税 |
| 二三・〇七 | 甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品 | 一〇% |
| | 一　飼料用調製品 | 無税 |
| | 二　その他のもの | |

| | | |
|---|---|---|
| | 第二四類　たばこ | |
| 二四・〇一 | たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ | 三五五% |
| 二四・〇二 | 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス | |
| | 一　製造たばこ | |
| | (イ) 葉巻たばこ | 二〇〇% |
| | (ロ) その他のもの | 三五五% |
| | 二　たばこのエキス及びエッセンス | 二〇% |
| | 第五部　鉱物性生産品 | |
| | 第二五類　塩、いおう、土石類、プラスター、石灰及びセメント | |

注

1　この類の物品は、文脈により別段に解される場合を除くほか、粗のもの、洗つたもの(構造の変化なしに化学物質により不純物を除去したものを含む。)、割り、砕き、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的の方法により選鉱したもの(結晶法により選鉱したものを除く。)に限るものとし、焼いたもの及び各号において特定の物品について特に規定した処理方法以外の方法でさらに加工したものを含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおう(第二八・〇二号参照)

(b) アースカラーで、酸化第二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの(第二八・二三号参照)

(c) 第三〇類に該当する医療用品

(d) 調製香料及び化粧品類(第三三・〇六号参照)

(e) 第六八・〇一号、第六八・〇二号又は第六八・〇三号に該当する道路その他の舗装に用いる石、縁石、敷石及びモザイクキューブ並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート

(f) 貴石及び半貴石(第七一・〇二号参照)

(g) 塩化ナトリウムで製造した光学用品(第九〇・〇一号参照)及び第三八・一九号の塩化ナトリウム培養単結晶(一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。)

(h) 筆記用又は図画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク(第九八・〇五号参照)

| | | |
|---|---|---|
| 二五・〇一 | 塩(岩塩、海塩及び食卓塩を含む。)、純塩化ナトリウム、かん水及び海水 | 無税 |
| | 一　塩及び純塩化ナトリウム | |

| | | |
|---|---|---|
| | 二　その他のもの | |
| 二五・〇二 | 硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。） | 無税 |
| 二五・〇三 | いおう（昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおうを除く。） | 無税 |
| 二五・〇四 | 天然黒鉛 | 一〇％ |
| | 一　全重量の七五％以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの | |
| | 二　その他のもの | |
| 二五・〇五 | 天然の砂（着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く。） | 一五％ |
| | 一　けい砂 | 無税 |
| | 二　その他のもの | |
| 二五・〇六 | 石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたけい岩を含む。） | 無税 |
| 二五・〇七 | カオリン、ベントナイトその他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、第六八・〇七号に該当するエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース | 無税 |
| | 一　酸性白土 | 無税 |
| | 二　その他のもの | |
| 二五・〇八 | 白亜 | 無税 |
| 二五・〇九 | アースカラー（焼いてあるか、又は相互に混合してあるかどうかを問わない。）及び天然の雲母状酸化鉄 | 五％ |
| 二五・一〇 | 天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム、りん灰石並びにりん酸塩を含有する白亜 | 無税 |
| 二五・一一 | 天然の硫酸バリウム（重晶石）及び炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウムを除く。） | 無税 |
| | 一　硫酸バリウム（重晶石） | |
| | (一)　粉末のもの | |
| | A　塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六％以上のもの | 二〇％ |
| | B　その他のもの | 一〇％ |
| | (二)　その他のもの | 無税 |
| | 二　炭酸バリウム（毒重石） | 無税 |
| 二五・一二 | けいそう土その他これに類するけい酸質の土（焼いてあるかどうかを問わないものとし、見掛け比重が一以下のものに限る。） | 無税 |
| | 一　けいそう土 | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 二五・一三 | コランダム、ガーネットその他の研摩用鉱物性材料（天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない。）並びにパミスストーン及びエメリー | 一五％ |
| | 一　コランダム及びエメリー | 一五％ |
| | 二　ガーネット | 無税 |
| | 三　その他のもの | 無税 |
| 二五・一四 | スレート（荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。） | 無税 |
| 二五・一五 | 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限る。）及びアラバスター（荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。） | 無税 |
| | 一　大理石 | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 二五・一六 | 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。） | 無税 |
| 二五・一七 | コンクリート用、道路舗装用又は鉄道その他のバラスト用に通常供する砕石（熱処理してあるかどうかを問わない。）、砂利、マカダム及びタールマカダム並びにフリント及び小石（熱処理してあるかどうかを問わない。）並びに第二五・一五号又は第二五・一六号に該当する岩石を粒状にし又は破片にしたもの（熱処理してあるかどうかを問わない。）及び粉状にしたもの | 無税 |
| 二五・一八 | ドロマイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。）及び凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。） | 無税 |
| 二五・一九 | 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。） | 無税 |
| | 一　マグネシアクリンカー | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 二五・二〇 | 天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスター（天然石膏を焼いたもの及びプラスターにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調製したプラスターを除く。） | 無税 |
| | 一　天然石膏及び天然無水石膏 | 無税 |
| | 二　天然石膏を焼いたもの | 一〇％ |

| | | |
|---|---|---|
| 二五・二一 | 三　プラスター<br>石灰石その他の石灰質の岩石（通常石灰又はセメントの製造に供するものに限る。） | 一〇％ |
| 二五・二二 | 生石灰、消石灰及び水硬性石灰（酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。） | 無税 |
| 二五・二三 | ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるか、又はクリンカー状であるかどうかを問わない。） | 無税 |
| 二五・二四 | 石綿 | 一〇％ |
| 二五・二五 | 海泡石（みがいてあるかどうかを問わない。）、こはく並びに板状、棒状その他これらに類する形状に凝結した海泡石及びこはく（凝結したものにあつては、成形後に加工したものを除く。）並びに黒玉 | 無税 |
| | 一　海泡石又はこはくのくず | 無税 |
| | 二　その他のもの | 一〇％ |
| 二五・二六 | 雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず | 無税 |
| | 一　塊及び片 | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 二五・二七 | ステアタイト（荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含むものとし、天然のものに限る。）及びタルク | 無税 |
| 二五・二八 | 天然のクリオライト及びチオライト | 無税 |
| 二五・二九 | 天然の硫化ひ素 | 無税 |
| 二五・三〇 | 粗の天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかどうかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに粗の天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの | 無税 |
| | 一　ほう酸塩及びその精鉱 | 無税 |
| | 二　ほう酸 | 一〇％ |
| 二五・三一 | 長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 | 無税 |
| | 一　ほたる石 | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 二五・三二 | ストロンチアナイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）及び鉱物（他の号に該当する鉱物を除く。）並びに陶磁製品の破片 | 無税 |
| | 一　ストロンチアナイトその他の鉱物 | 二五％ |
| | (イ)　天然ソーダ | 無税 |
| | (ロ)　その他のもの | 無税 |
| | 二　陶磁製品の破片 | 無税 |

第二六類　金属鉱、スラグ及び灰

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わない。第二五・一九号参照）

(b)　第三一類の塩基性スラグ

(c)　スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第六八・〇七号参照）

(d)　第七一・一一号に該当する貴金属の溶解くずその他の物品

(e)　製錬工程で製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第一五部参照）

2　第二六・〇一号において「金属鉱」とは、水銀、第二八・五〇号の金属又は第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において通常使用している種類の鉱物（金属採取の用途に供しないものを含む。）をいう。ただし、第二六・〇一号には、冶金工業において通常行なわない工程を経た鉱物を含まない。

3　第二六・〇三号は、工業的に金属の採取又は金属化合物の製造原料に用いる灰及び残留物に限り適用する。

| | | |
|---|---|---|
| 二六・〇一 | 金属鉱（精鉱を含む。）及び焼いた硫化鉄鉱 | |
| | 一　鉄鉱 | 無税 |
| | 二　銅鉱 | 無税 |
| | 三　ボーキサイト | 無税 |
| | 四　マンガン鉱 | 無税 |
| | 五　タングステン鉱 | 無税 |
| | 六　モリブデン鉱 | 無税 |
| | (イ)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 |
| | (ロ)　その他のもの | 一五％ |
| | 七　アンチモン鉱 | 無税 |
| | 八　その他のもの | 無税 |
| 二六・〇二 | スラグ、ドロス、スケールその他これらに類するくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。） | 無税 |
| 二六・〇三 | 灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るもの | |

| | | |
|---|---|---|
| | とし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）<br>一　亜鉛の採取用に適するもの<br>二　その他のもの | 無税<br>無税 |
| 二六・〇四 | その他のスラグ及び灰（ケルプを含む。）<br>一　骨灰<br>二　その他のもの | 無税<br>無税 |

第二七類　鉱物性燃料、鉱物油及びこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の有機化合物（第二七・一一号に属する化学的に純粋なメタンを除く。）

(b)　医薬品（第三〇・〇三号参照）

2　第二七・〇七号には、低温コールタールその他の鉱物性タールの蒸留又は石油精製その他の処理により得られる物品のうち、高温コールタールの蒸留物に類するもので、芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量をこえるものを含む。

3　第二七・一〇号において石油及び歴青油には、その製法のいかんを問わず、石油又は歴青油に類する物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量をこえるものを含む。

4　第二七・一三号には、パラフィンろうその他同号に掲げる物品に類するもので、合成その他の方法によつて得られる物品を含む。

備考

1　第二七・一〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九〇％留出温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。

(b)　「燈油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五％留出温度が三二〇度以下の石油及び歴青油(a)に掲げるものを除く。）をいう。

(c)　「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇％留出温度が三五〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五七以下の石油及び歴青油（(a)又は(b)に掲げるものを除く。）をいう。

(d)　「重油」とは、石油又は歴青油の蒸留残油及びこれに他の石油又は歴青油を混合した石油及び歴青油のうち、引火点が温度一三〇度以下（蒸留残油にあつては、引火点が温度一三〇度をこえるものを含む。）のもので、一般に燃料として使用するもの（(a)から(c)までに掲げるものを除く。）をいう。

(e)　「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度をこえる石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の一％以下のもの（(f)(iii)に掲げるものを除く。）をいう。

(f)　「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、(iv)に掲げるものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの（(a)から(e)までに掲げるものを除く。）をいう。

(i)　原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの

(ii)　特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物

(iii)　含ろう留出油で流動点が温度二五度をこえるもの

(iv)　潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）

(g)　「グリース」とは、潤滑油に金属せつけん、無機物その他の物品を加えて増粘したもので、政令で定めるちよう度の試験方法による混和ちよう度が三九〇以下のものをいう。

2　第二七・一一号には、液化したものを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 二七・〇一 | 石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの<br>一　石炭<br>二　その他のもの | 無税<br>一〇％ |
| 二七・〇二 | 亜炭（凝結してあるかどうかを問わない。） | 無税 |
| 二七・〇三 | 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結してあるかどうかを問わない。） | 無税 |
| 二七・〇四 | コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限る。） | 五％ |
| 二七・〇五 | レトルトカーボン | 五％ |
| 二七・〇五の二 | 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス | 五％ |
| 二七・〇六 | 石炭、亜炭又は泥炭を蒸留して得たタールその他の鉱物性タール（これを蒸留して成分の一部を除去したもの及びピッチにクレオソート油その他のコールタール蒸留物を混じたものを含む。） | 無税 |
| 二七・〇七 | 高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品<br>一　ナフタリン<br>二　その他のもの<br>(イ)　温度一五度における比重が〇・八三以下のもの<br>(ロ)　その他のもの<br>A　石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇％をこえるもの<br>B　石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇％をこえ、八〇％以下のもの<br>C　その他のもの | 五％<br>一〇％<br>二〇％<br>一五％<br>五％ |

| | | |
|---|---|---|
| 二七・〇八 | ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから製造したものに限る。）<br>一　ピッチ<br>二　ピッチコークス | 無税<br>五％ |
| 二七・〇九 | 石炭及び歴青油（原油に限る。） | 一キロリットルにつき五三〇円 |
| 二七・一〇 | 石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）<br>一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。）<br>(一)　揮発油<br>A　同じ非環式炭化水素の異性体（立体異性体を除く。）の混合物<br>B　その他のもの<br>(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）<br>(b)　その他のもの<br>(二)　燈油<br>(三)　軽油<br>(四)　重油及び粗油<br>A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの<br>B　温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの<br>C　温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの | 二〇％<br>一キロリットルにつき三、三七〇円<br>一キロリットルにつき二、一五〇円<br>一キロリットルにつき二、〇二〇円<br>一キロリットルにつき一、八九〇円<br>一キロリットルにつき八二〇円<br>一キロリットルにつき六三〇円<br>一キロリットルにつき五七〇円 |
| 二七・一一 | (五)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）<br>A　温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの<br>B　その他のもの | 二〇％<br>三〇％ |
| 二七・一二 | (六)　その他のもの | 二〇％ |
| 二七・一三 | 二　石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。）<br>(一)　グリース<br>(二)　その他のもの<br>A　温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの<br>B　その他のもの | 三〇％<br>二〇％<br>三〇％ |
| 二七・一四 | 石油ガスその他のガス状炭化水素<br>ペトロラタム<br>パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）<br>一　パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう<br>(一)　融点が温度四五度以下のもの<br>(二)　その他のもの<br>二　セレシンろう<br>三　その他のもの<br>石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物<br>一　石油アスファルト<br>二　石油コークス<br>三　潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）<br>四　その他のもの | 二〇％<br>一〇％<br>一五％<br>一〇％<br>無税<br>五％<br>二〇％<br>無税 |
| 二七・一五 | 天然アスファルト、油母頁岩、アスファルチックロック及びタールサンド | 無税 |
| 二七・一六 | マスチック、カットバックその他の歴青質混合物（天然アスファルト、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。）<br>一　ビチューメンエナメル<br>二　その他のもの | 一〇％<br>五％ |

注

1　(a)　第二八・五〇号又は第二八・五一号の記載に該当する物品は、放射性鉱物を除き、

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

すべて当該各号に属するものとし、この表の他の号には含まれない。

(b) 第二八・四九号又は第二八・五二号の記載に該当する物品は、(a)に規定する物品を除き、すべて当該各号に属するものとし、この部の他の号には含まれない。

2 投与量にし又は小売用に包装したことにより第三〇・〇三号、第三〇・〇四号、第三〇・〇五号、第三二・〇九号、第三三・〇六号、第三五・〇六号、第三七・〇八号又は第三八・一一号に該当することとなる物品は、1の物品を除き、当該各号に属するものとし、この表の他の号には含まれない。

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1 この類は、文脈により別段に解される場合を除くほか、次の物品に限り適用する。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物(不純物を含有するかどうかを問わない。)

(b) (a)に掲げる物品の水溶液

(c) (a)に掲げる物品を水以外の溶媒に溶かしたもの(保全又は輸送のために溶かしたものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。)

(d) (a)、(b)又は(c)に掲げる物品で、保存又は輸送のために安定剤を加えたもの

2 この類には、亜二チオン酸塩で有機安定剤を加えたもの及びスルホキシル酸塩(第二八・三六号)、無機塩基の炭酸塩及び過炭酸塩(第二八・四二号)、無機塩基のシアン化物及びシアン錯塩(第二八・四三号)、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩(第二八・四四号)、第二八・四九号から第二八・五二号までに含まれる有機物並びに金属又は非金属の炭化物(第二八・五六号)を含むものとし、その他の炭素化合物にあつては、次のもののみを含む。

(a) 炭素の酸化物並びにシアン化水素酸、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他の単一シアン酸及び錯シアン酸(第二八・一三号)

(b) 炭素のオキシハロゲン化物(第二八・一四号)

(c) 二硫化炭素(第二八・一五号)

(d) 無機塩基のチオ炭酸塩、セレノ炭酸塩及びテルロ炭酸塩並びに無機塩基のセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩(ライネケ塩)その他の錯シアン酸塩(第二八・四八号)

(e) 固形過酸化水素(第二八・五四号)並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びその金属置換体(窒素の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の二五%以下のカルシウムシアナミド(第三一類参照)を除く。第二八・五八号)

3 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第五部に該当する塩化ナトリウムその他の鉱物性生産品

(b) オルガノインオルガニック化合物(2に掲げるものを除く。)

(c) 第三一類の注1、2、3又は4に掲げる物品

(d) 無機のルミノホア(第三二・〇七号参照)

(e) 人造黒鉛(第三八・〇一号参照)、第三八・一七号の消火器用の装てん物にし、又は消火弾にした消火剤、第三八・一九号の小売容器入りのインキ消し及び第三八・一九号の酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物の培養単結晶(一個の重量が二・五グラム以上の培養単結晶に限るものとし、光学用品を除く。)

(f) 天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉(第七一・〇二号から第七一・〇四号まで参照)並びに第七一類に該当する貴金属

(g) 第一五部に該当する卑金属(化学的に純粋であるかどうかを問わない。)

(h) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物その他の物品で製造した光学用品(第九〇・〇一号参照)

4 第二節に該当する非金属酸と第四節に該当する金属酸とから成る化学的に単一の酸は、第二八・一三号に属する。

5 第二八・二九号から第二八・四八号までの各号は、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩に限り適用する。

複塩及び錯塩は、文脈により別段に解される場合を除くほか、第二八・四八号に属する。

6 第二八・五〇号は、次の物品に限り適用する。

(a) 核分裂性の元素及び同位元素(天然ウラン、ウラン同位元素二三三及びウラン同位元素二三五並びにプルトニウム及びその同位元素に限る。)

(b) 放射性元素(テクネチウム、プロメチウム、ポロニウム、アスタチン、ラドン、フランシウム、ラジウム、アクチニウム、プロトアクチニウム、ネプツニウム、アメリシウムその他さらに高位の原子番号のものに限る。)

(c) その他の天然又は人工の放射性同位元素(第一四部又は第一五部の貴金属又は卑金属のものを含む。)

(d) (a)から(c)までに掲げる元素又は同位元素の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるか、又はこれらを相互に混合してあるかどうかを問わない。)

(e) 合金(フェロウランを除く。)、ディスパーション及びサーメット(a)から(d)までに掲げる元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有するものに限る。)

(f) 使用済みの原子炉用カートリッジ

(a)及び(c)から(e)まで並びに第二八・五〇号及び第二八・五一号において同位元素には、濃縮した同位元素を含むものとし、天然に純粋な同位元素として存在する元素及びウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)を含まない。

7 第二八・五五号には、りんの含有量が全重量の一五%以上のりん鉄及びりんの含有量が全重量の八%をこえるりん銅を含む。

二八・〇一　第一節　元素

ハロゲン(ふつ素、塩素、臭素及びよう素に限る。)

| | | |
|---|---|---|
| | 一　ふつ素及び塩素 | |
| 二八・〇二 | 二　臭素及びよう素 | 一〇％ |
| 二八・〇三 | 昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおう | 一〇％ |
| 二八・〇四 | 炭素（カーボンブラック、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラックを含む。） | 一五％ |
| | 水素、希ガスその他の非金属元素 | |
| | 一　希ガス | 一〇％ |
| | 二　けい素 | |
| | (一)　単結晶のもの | |
| | (二)　その他のもの | |
| | 三　セレン及びテルル | 二〇％ |
| | 四　その他のもの | 二〇％ |
| 二八・〇五 | アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀 | 一五％ |
| | 一　金属ナトリウム | 二〇％ |
| | 二　希土類金属、イットリウム及びスカンジウム | 一五％ |
| | 三　水銀 | 一〇％ |
| | 四　その他のもの | 一〇％ |
| | 第二節　無機酸及び非金属酸化物 | |
| 二八・〇六 | 塩酸及びクロルスルホン酸 | |
| | 一　塩酸 | 一〇％ |
| | 二　クロルスルホン酸 | 一〇％ |
| 二八・〇七 | 二酸化いおう | 一〇％ |
| 二八・〇八 | 硫酸及び発煙硫酸 | 一〇％ |
| 二八・〇九 | 硝酸及び硫硝酸 | 一〇％ |
| 二八・一〇 | 五酸化りん、メタりん酸、オルトりん酸及びピロりん酸 | 一五％ |
| 二八・一一 | 三酸化ひ素、五酸化ひ素及びひ酸 | |
| | 一　三酸化ひ素 | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 二八・一二 | 酸化ほう素及びほう酸 | |
| | 一　酸化ほう素 | 一〇％ |
| | 二　ほう酸 | 一〇％ |
| 二八・一三 | その他の無機酸及び非金属酸化物 | |
| | 一　無機酸 | 一五％ |
| | 二　非金属酸化物 | 一五％ |
| | 第三節　非金属のハロゲン化合物及びいおう化合物 | |
| 二八・一四 | 非金属のハロゲン化物、オキシハロゲン化物その他のハロゲン化合物 | |
| 二八・一五 | 非金属硫化物及び三硫化りん | |
| | 一　二硫化炭素 | 一〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| | 第四節　無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物 | |
| 二八・一六 | 無水アンモニア及びアンモニア水 | 二〇％ |
| 二八・一七 | かせいソーダ及びかせいカリ、かせいソーダ、過酸化ナトリウム及び過酸化カリウム | 一〇％ |
| | 一　かせいソーダ及びかせいカリ | 二〇％ |
| | 二　過酸化ナトリウム | 二〇％ |
| | 三　過酸化カリウム | 一五％ |
| 二八・一八 | ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 | |
| | 一　水酸化バリウム | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 二八・一九 | 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛 | |
| | 一　酸化亜鉛 | 一六％ |
| | 二　過酸化亜鉛 | 一〇％ |
| 二八・二〇 | 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム | |
| | 一　酸化アルミニウム | 一五％ |
| | 二　水酸化アルミニウム | 一五％ |
| | 三　人造コランダム | 一五％ |
| 二八・二一 | 酸化クロム及び水酸化クロム | 一五％ |
| 二八・二二 | 酸化マンガン | 一五％ |
| 二八・二三 | 酸化鉄及び水酸化鉄並びに酸化第二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のアースカラー | 一五％ |
| 二八・二四 | 酸化コバルト及び水酸化コバルト | 無税 |
| 二八・二五 | 酸化チタン | 一五％ |
| 二八・二六 | 酸化すず（酸化第一すず及び酸化第二すずに限る。） | 一五％ |
| 二八・二八 | 酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛 | |
| | 一　一酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛 | 一八％ |
| | 二　その他のもの | 一〇％ |
| 二八・二八 | ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 | |
| | 一　二酸化ゲルマニウム | 五％ |
| | 二　五酸化バナジウム | 無税 |

| | | |
|---|---|---|
| | 三　三酸化モリブデン | 一〇% |
| | 四　水酸化リチウム | 二五% |
| | 五　その他のもの | 二〇% |
| | 第五節　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩 | |
| 二八・二九 | ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩 | 無税 |
| | 一　人造クリオライト及び人造チオライト | 五% |
| | 二　フルオロタンタル酸カリウム | 一五% |
| | 三　その他のもの | |
| 二八・三〇 | 塩化物及びオキシ塩化物 | 無税 |
| | 一　塩化アンモニウム | 二〇% |
| | 二　塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀 | 二五% |
| | 三　塩化リチウム | 一五% |
| | 四　その他のもの | |
| 二八・三一 | 亜塩素酸塩及び次亜塩素酸塩 | 無税 |
| 二八・三二 | 塩素酸塩及び過塩素酸塩 | 二〇% |
| | 一　塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム | 一五% |
| | 二　その他のもの | |
| 二八・三三 | 臭化物、オキシ臭化物、臭素酸塩、過臭素酸塩及び次亜臭素酸塩 | 二五% |
| | 一　臭化カリウム及び臭化リチウム | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 二八・三四 | より化物、オキシより化物、より素酸塩及び過より素酸塩 | 無税 |
| 二八・三五 | 硫化物及び多硫化物 | 一〇% |
| | 一　三硫化アンチモン | |
| | 二　その他のもの | |
| 二八・三六 | 亜二チオン酸塩（有機安定剤を加えたものを含む。）及びスルホキシル酸塩 | 一五% |
| 二八・三七 | 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 | 二〇% |
| 二八・三八 | 硫酸塩（みょうばんを含む。）及び過硫酸塩 | 無税 |
| | 一　硫酸カリウム | 二〇% |
| | 二　硫酸バリウム | 二〇% |
| | 三　硫酸ニッケル | 二〇% |
| | 四　硫酸銅及び硫酸亜鉛 | 一五% |
| | 五　その他のもの | |
| 二八・三九 | 亜硝酸塩及び硝酸塩 | 二〇% |
| | 一　硝酸カリウム及び硝酸バリウム | |
| | 二　硝酸ナトリウム | |
| | (一)　天然のものを精製したもの（化学的精製のものを除く。） | 無税 |
| | (二)　その他のもの | 一五% |
| | 三　その他のもの | 一〇% |
| 二八・四〇 | 亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩 | 一五% |
| | 一　トリポリりん酸ナトリウム | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 二八・四一 | 亜ひ酸塩及びひ酸塩 | 一五% |
| 二八・四二 | 炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの | 二〇% |
| | 一　ソーダ灰 | |
| | (一)　ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの | 一キログラムにつき四円五〇銭 |
| | (二)　その他のもの | 一キログラムにつき三円五〇銭 |
| | 二　炭酸水素ナトリウム | 二〇% |
| | 三　炭酸リチウム | 二五% |
| | 四　炭酸カリウム及び炭酸バリウム | 二〇% |
| | 五　塩基性炭酸鉛 | 一八% |
| | 六　炭酸水素カリウム | |
| | (一)　粗製のもので、酸化第二鉄として計算した鉄分が乾燥状態において全重量の〇・一%以上のもの | 無税 |
| | (二)　その他のもの | 一五% |
| | 七　その他のもの | 一五% |
| 二八・四三 | シアン化物及びシアン錯塩 | |
| | 一　シアン化ナトリウム及びシアン化カリウム | 一五% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 二八・四四 | 雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩 | 一五% |
| 二八・四五 | けい酸塩及び商慣行上けい酸ナトリウム又はけい酸カリウムとして取引される物品 | 一五% |
| 二八・四六 | ほう酸塩及び過ほう酸塩 | |
| | 一　ほう酸ナトリウム | 無税 |
| | 二　その他のもの | 一〇% |
| 二八・四七 | クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩 | 二〇% |
| | 一　過マンガン酸カリウム | 一五% |
| | 二　その他のもの | |

| | | |
|---|---|---|
| 二八・四八 | その他の無機酸塩及び無機酸ペルオキシ塩（アジ化物を除く。）<br>一　硫酸ニッケルアンモニウム<br>二　その他のもの | 二〇％<br>一五％ |
| 二八・四九 | 第六節　その他のもの<br>コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の塩その他の化合物（アルブミナート、プロテイナート、タンナートその他これらに類する化合物を含むものとし、化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。） | 一〇％ |
| 二八・五〇 | 核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物（化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。）並びに合金、ディスパーション及びサーメット（核分裂性若しくは放射性の元素若しくは同位元素又はこれらの無機若しくは有機の化合物を含有するものに限る。） | 無税 |
| 二八・五一 | 同位元素及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第二八・五〇号に該当する同位元素及び化合物を除く。）<br>一　重水素水<br>二　その他のもの | 一〇％<br>無税 |
| 二八・五二 | トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物（これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。）<br>一　トリウム又はウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）の無機又は有機の化合物<br>二　ふつ化セリウム及び酸化セリウム<br>三　粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料用のものに限る。）<br>四　その他のもの | 無税<br>二〇％<br>無税<br>一五％ |
| 二八・五三 | 液体空気（希ガスを除去してあるかどうかを問わない。）及び圧搾空気 | 無税 |
| 二八・五四 | 過酸化水素（固形過酸化水素を含む。） | 一五％ |
| 二八・五五 | りん化物<br>一　りん鉄<br>二　その他のもの | 一〇％<br>一五％ |
| 二八・五六 | 炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物<br>一　炭化けい素、炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル<br>二　その他のもの | 一五％<br>一〇％ |
| 二八・五七 | 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物<br>一　水素化リチウム<br>二　その他のもの | 一五％<br>一五％ |
| 二八・五八 | その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。） | 一五％ |

## 第二九類　有機化学品

1　注

この類は、文脈により別段に解される場合を除くほか、次の物品に限り適用する。

(a)　化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかどうかを問わない。）

(b)　同じ有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかどうかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第二七類参照）を除く。）

(c)　第二九・三八号から第二九・四二号までの物品、第二九・四三号の糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩並びに第二九・四四号の物品（化学的に単一であるかどうかを問わない。）

(d)　(a)、(b)又は(c)に掲げる物品の水溶液

(e)　(a)、(b)又は(c)に掲げる物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（保全又は輸送のために溶かしたものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）

(f)　(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に掲げる物品で、保存又は輸送のために安定剤を加えたもの

(g)　ジアゾニウム塩、そのカップリング成分として使用するアリライド又はアゾイック染料用のファストベースで、標準的な濃度にしたもの

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一五・〇四号に該当する物品及びグリセリン（第一五・一一号参照）

(b)　エチルアルコール（第二二・〇八号及び第二二・〇九号参照）

(c)　メタン（第二七・一一号参照）

(d)　第二八類の注2に掲げる炭素化合物

(e)　尿素（窒素の含有量が乾燥状態において全重量の四五％以下のものに限る。第三一類参照。）

(f)　植物性又は動物性の着色料（第三二・〇四号参照）、有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい（第三二・〇五号参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料（第三二・〇九号参照）

(g)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及び容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器に入れたメカニカルライター用の液体燃料（第三六・〇八号参照）

(h)　第三八・一七号の消火器用の装てん物にし、又は消火弾にした消火剤及び第三八・一九号の小売容器入りのインキ消し

(ij)　酒石酸エチレンジアミンその他の物品で製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）

3　この類の二以上の号に該当する物品は、その該当する号のうち最後の号に属する。

4　第二九・〇三号から第二九・〇五号まで、第二九・〇七号から第二九・一〇号まで及び第二九・一二号から第二九・二一号までの各号において、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（たとえば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・三〇号においては窒素官能基でないものとみなす。

5　(a)　第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物の属する号のうち最後の号に属する。

(b)　エチルアルコール又はグリセリンと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物の属する号に属する。

(c)　(a)又は(b)に規定するエステルと無機塩基との塩は、これを構成するエステルの属する号に属する。

(d)　第一節から第七節までの酸官能有機化合物(a)又は(b)に規定するエステルを除く。）又はフェノール官能有機化合物と無機塩基との塩は、これを構成する酸官能有機化合物又はフェノール官能有機化合物の属する号に属する。

(e)　カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸の属する号に属する。

6　第二九・三一号から第二九・三四号までの化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほかいおう、ひ素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

第二九・三一号(有機いおう化合物)又は第二九・三四号（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が水素、酸素又は窒素のほかスルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与えるいおう又はハロゲンのみであるものを含まない。

7　第二九・三五号(複素環式化合物)には、分子内エーテル、分子内ヘミアセタール、オルト二価フェノールのメチレンエーテル、エポキシドで三員環又は四員環のもの、環式アセタール並びにアルデヒド、チオアルデヒド又はアルドイミンの環式重合体、多塩基酸の酸無水物、多価アルコールと多塩基酸との環式エステル、環式ウレイド、多塩基酸のイミド並びにヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含まない。

| | | |
|---|---|---|
| 二九・〇一 | 第一節　炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| | 炭化水素 | |
| | 一　飽和非環式炭化水素 | 二〇% |
| | 二　不飽和非環式炭化水素 | 二〇% |
| | (一)　ブタジエン | |
| | (二)　その他のもの | 二〇% |
| | 三　芳香族炭化水素 | |
| | (一)　ベンゼン | 一〇% |
| | (二)　トルエン | 一〇% |
| | (三)　キシレン | 五% |
| | (四)　エチルベンゼン | 五% |
| | (五)　スチレン | 二〇% |
| | (六)　ナフタリン | 五% |
| | (七)　アントラセン | 五% |
| | (八)　ベーターメチルナフタリン | 五% |
| | (九)　その他のもの | 二〇% |
| | 四　その他のもの | |
| | (一)　シクロヘキサン | 一五% |
| | (二)　シクロテルペン | 二〇% |
| | (三)　その他のもの | 二〇% |
| 二九・〇二 | 炭化水素のハロゲン化誘導体 | |
| | 一　クロロホルム | 二〇% |
| | 二　ジクロルジフェニルトリクロルエタン(DDT)及びベンゼンヘキサクロリド(BHC) | |
| | 三　オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、(ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン(ヘプタクロル）及びヘキサクロルヘキサヒドロ―エンド・エキソ―ジメタノナフタリン(アルドリン) | 二〇% |
| | 四　その他のもの | 二〇% |
| 二九・〇三 | 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| | 一　キシレンムスク及びシメンムスク | 二五% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| | 第二節　アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| 二九・〇四 | 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| | 一　飽和一価アルコール及びその誘導体 | |
| | (一)　メチルアルコール | 一五% |
| | (二)　プロピルアルコール | 二〇% |
| | (三)　ブチルアルコール | 二〇% |

| | | |
|---|---|---|
| | (四) 二―エチルヘキシルアルコール | 一キログラムにつき二五円 |
| | (五) その他のもの | 二〇% |
| | 二 不飽和一価アルコール及びその誘導体 | |
| | (一) シトロネロール、ロジノール、ゲラニオール、ネロール及びリナロール | 二五% |
| | (二) その他のもの | 二〇% |
| | 三 多価アルコール及びその誘導体 | |
| | (一) エチレングリコール | 二〇% |
| | (二) プロピレングリコール | 二〇% |
| | (三) ヒドロキシシトロネロール | 二五% |
| | (四) ソルビトール | 二〇% |
| | (五) その他のもの | 二〇% |
| 二九・〇五 | 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| | 一 芳香族アルコール及びその誘導体 | |
| | (一) ベンジルアルコール及びフェニルエチルアルコール | 二五% |
| | (二) シンナミルアルコール | 二〇% |
| | (三) その他のもの | 二〇% |
| | 二 その他のもの | |
| | (一) テルピネオール、メントール及びボルネオール | 二五% |
| | (二) 一七アルファ―エチニルアンドロステンジオール | 一〇% |
| | (三) その他のもの | 二〇% |
| | 第三節 フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| 二九・〇六 | フェノール及びフェノールアルコール | |
| | 一 単核一価フェノール | |
| | (一) 石炭酸 | 二〇% |
| | (二) クレゾール及びキシレノール | 五% |
| | (三) その他のもの | 二〇% |
| | 二 多核一価フェノール | |
| | (一) ナフトール | 二〇% |
| | (二) その他のもの | 二〇% |
| | 三 多価フェノール | 二〇% |
| | 四 その他のもの | 二〇% |
| 二九・〇七 | フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| | 一 クロルフェノール | 二〇% |
| | 二 その他のもの | 二〇% |
| | 第四節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、エポキシドで三員環又は四員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| 二九・〇八 | エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| | 一 ジエチレングリコール及びトリエチレングリコール | 二〇% |
| | 二 アニソール、アネトール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレットムスク | 二五% |
| | 三 その他のもの | 二〇% |
| 二九・〇九 | 三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| | 一 エチレンオキシド | 二〇% |
| | 二 その他のもの | 二〇% |
| 二九・一〇 | アセタール、ヘミアセタール並びに単一又は混成の酸素官能のアセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | |
| | 一 フェニルアセトアルデヒドジメチルアセタール | 二五% |
| | 二 その他のもの | 二〇% |
| | 第五節 アルデヒド官能化合物 | |
| 二九・一一 | アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド | |
| | 一 ホルマリン | 一五% |
| | 二 シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、アルファ―アミルシンナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトロピン、バニリン及びエチルバニリン | |
| | 三 その他のもの | 二五% |
| 二九・一二 | 第二九・一一号に該当する物品のハロゲン化誘導体、スルホン | 二〇% |

化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

第六節　ケトン官能化合物及びキノン官能化合物

二九・一三　ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二〇%

一　ケトン官能化合物

(一)　アセトン　二〇%

(二)　メチルエチルケトン　二〇%

(三)　メチルイソブチルケトン　二〇%

(四)　ヨノン、メチルヨノン、ジャスモン、アルキルアセチルインダンムスク、アルキルアセチルテトラヒドロナフタリンムスク及びケトンムスク　二五%

(五)　デルタ一・四―アンドロスタジエン―三・一七―ジオン、デヒドロエピアンドロステロン、プレグネノロン、一六―デヒドロプレグネノロン、デルタ四―プレグネン―一七アルファ・二一―ジオール―三・二〇―ジオン及びエストロンメチルエーテル　一〇%

(六)　その他のもの　二〇%

二　その他のもの

(一)　アントラキノン　二〇%

(二)　その他のもの　二〇%

第七節　酸、酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九・一四　一　塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一　酢酸　一〇%

二　ステアリン酸及びオレイン酸　一五%

三　酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル　二五%

四　プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル　二五%

五　安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アリル　二五%

六　酢酸―一六―デヒドロプレグネノロン、デルタ一・四・九―一六アルファ―メチル―一七アルファ―ヒドロキシ―二一―アセトキシプレグナトリエン―三・二〇―ジオン、一七アルファ―ヒドロキシ―二一―アセトキシプレグナン―三・一一・二〇―トリオン及び四―ブロム―一七アルファ―ヒドロキシ―二一―アセトキシプレグナン―三・一一・二〇―トリオン　一〇%

七　その他のもの　二〇%

二九・一五　多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一　しゅう酸　二〇%

二　アジピン酸　二〇%

三　フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸　一五%

四　テレフタル酸　二〇%

五　その他のもの　二〇%

二九・一六　アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一　アルコール酸及びその誘導体

(一)　乳酸　二五%

(二)　酒石酸　二〇%

(三)　くえん酸　三〇%

(四)　くえん酸カルシウム　一五%

(五)　コール酸　無税

(六)　その他のもの　二〇%

二　フェノール酸及びその誘導体

(一)　サリチル酸　二〇%

(二)　アセチルサリチル酸　二〇%

(三)　その他のもの　二〇%

三　その他のもの

(一)　デヒドロコール酸　無税

(二)　その他のもの　二〇%

第八節　無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導

| | | |
|---|---|---|
| | 体及びニトロソ化誘導体 | |
| 二九・一七 | 硫酸エスエル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | 二〇% |
| 二九・一八 | 亜硝酸エステル及び硝酸エステル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | 二〇% |
| 二九・一九 | りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | 二〇% |
| 二九・二〇 | 炭酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | 二〇% |
| 二九・二一 | その他の鉱酸エステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | 二〇% |
| | 一　パラチオン | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| | 第九節　窒素官能化合物 | |
| 二九・二二 | アミン官能化合物 | |
| | 一　ヘキサメチレンジアミン | 二〇% |
| | 二　アニリン | 二〇% |
| | 三　オルトートルイジン | 二〇% |
| | 四　N―フェニル―ベーターナフチルアミン、N・N′―ジフェニル―パラ―フェニレンジアミン、N・N′―ジ―ベーターナフチル―パラ―フェニレンジアミン及びN―フェニル―N′―シクロヘキシル―パラ―フェニレンジアミン | 二五% |
| | 五　その他のもの | 二〇% |
| 二九・二三 | 単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物 | |
| | 一　アミノアルコール | 二〇% |
| | 二　アミノ酸 | 二〇% |
| | 三　グルタミン酸ソーダ | 二五% |
| | 四　その他のもの | 二〇% |
| 二九・二四 | 第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノピリン | |
| | 一　コリン | 二〇% |
| | 二　レシチン | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 二九・二五 | アミド官能化合物 | |
| | 一　尿素 | 無税 |
| | 二　ズルチン | 二〇% |
| | 三　ジメチルホルムアミド | 二〇% |
| | 四　ジエチルアミノアセト―二・六―キシリジド | 二〇% |
| | 五　その他のもの | 二〇% |
| 二九・二六 | イミド官能化合物及びイミン官能化合物 | |
| | 一　サッカリン | 二〇% |
| | 二　ジフェニルグアニジン及びアルドール―アルファ―ナフチルアミン | 二五% |
| | 三　ヘキサメチレンテトラミン | 二〇% |
| | 四　クロルヘキシジン及びその塩 | 一〇% |
| | 五　その他のもの | 二〇% |
| 二九・二七 | ニトリル官能化合物 | |
| | 一　アクリロニトリル | 二〇% |
| | 二　アセトニトリル | 二〇% |
| | 三　その他のもの | 二〇% |
| 二九・二八 | ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物 | 二〇% |
| 二九・二九 | ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体 | 二〇% |
| 二九・三〇 | その他の窒素官能基を有する化合物 | 二〇% |
| | 第一〇節　オルガノインオルガニック化合物及び複素環式化合物 | |
| 二九・三一 | 有機いおう化合物 | |
| | 一　ジメチルスルホキシド | 二〇% |
| | 二　メチオニン | 二〇% |
| | 三　ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エチルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスルフィド | 二五% |
| | 四　その他のもの | 二〇% |
| 二九・三二 | 有機ひ素化合物 | 二〇% |
| 二九・三三 | 有機水銀化合物 | 二〇% |
| 二九・三四 | その他のオルガノインオルガニック化合物 | 二〇% |
| 二九・三五 | 複素環式化合物及びヌクレイン酸 | |
| | 一　フルフラール | 二〇% |

| | | |
|---|---|---|
| | 二　ピリジン及びピコリン | 五％ |
| | 三　メチルビニルピリジン | 二〇％ |
| | 四　二―アミノピリミジン | 二〇％ |
| | 五　塩酸ヒドララジン | 二〇％ |
| | 六　二―メルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジー二―ベンゾチアゾリルジスルフィド、N―シクロヘキシル―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド、N―オキシジエチレン―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド、二―メルカプトイミダゾリン、二―メルカプトベンゾイミダゾール並びに六―エトキシ―二・二・四―トリメチル―一・二―ジヒドロキノリン | 二五％ |
| | 七　ジオスゲニン及びヘコゲニン | 一〇％ |
| | 八　ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリド、アンブレットリド及びクマリン | 二五％ |
| | 九　サントニン | 二〇％ |
| | 一〇　その他のもの | 二〇％ |
| 二九・三六 | スルホンアミド | 二〇％ |
| 二九・三七 | スルトン及びスルタム | 二〇％ |
| | 第一一節　プロビタミン、ビタミン、ホルモン及び酵素（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。） | |
| 二九・三八 | プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンコンセントレート及びビタミンコンセントレートを含む。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　プロビタミン及びその誘導体 | |
| | 二　ビタミンA及びその誘導体 | 二〇％ |
| | 三　ビタミンB群及びその誘導体 | 二〇％ |
| | (一)　ビタミン$B_1$及びその誘導体 | 二〇％ |
| | (二)　その他のもの | 二〇％ |
| | 四　ビタミンC及びその誘導体 | 二〇％ |
| | 五　ビタシンD及びその誘導体 | 二〇％ |
| | 六　その他のもの | 一五％ |
| 二九・三九 | ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの | 二〇％ |
| | 一　脳下垂体ホルモン及びその誘導体 | 二〇％ |
| | 二　すい臓ホルモン及びその誘導体 | |
| | (一)　インシュリン | 二五％ |
| | (二)　その他のもの | 二〇％ |
| | 三　副腎皮質ホルモン及びその誘導体 | |
| | (一)　酢酸コルチゾン | 二〇％ |
| | (二)　その他のもの | 二〇％ |
| | 四　性ホルモン及びその誘導体 | |
| | (一)　テストステロン | 二〇％ |
| | (二)　その他のもの | 二〇％ |
| | 五　その他のもの | 二〇％ |
| 二九・四〇 | 酵素 | |
| | 一　ペプシン | 二〇％ |
| | 二　レンネット | 二〇％ |
| | 三　パパイン | 二〇％ |
| | 四　その他のもの | 二〇％ |
| | 第一二節　グリコシド及び植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | |
| 二九・四一 | グリコシド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | 二〇％ |
| 二九・四二 | 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | |
| | 一　あへんアルカロイド及びその誘導体 | |
| | (一)　塩酸モルヒネ、硫酸モルヒネ及びりん酸コデイン | 無税 |
| | (二)　その他のもの | 一〇％ |
| | 二　キナアルカロイド及びその誘導体 | |
| | (一)　塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、エチル炭酸キニーネ、硫酸キニジン、塩酸シンコニン及び硫酸シンコニン | 無税 |
| | (二)　その他のもの | 一〇％ |
| | 三　その他のもの | |
| | (一)　カフェイン | 二五％ |
| | (二)　硫酸ニコチン | 二〇％ |
| | (三)　エクゴニン、コカイン、塩酸コカイン及び硫酸コカイン | 無税 |

| | | |
|---|---|---|
| | (四) 酒石酸エルゴタミン | 無税 |
| | (五) ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド | 二〇% |
| | (六) その他のもの | 二〇% |
| | 第一三節　その他の有機化合物 | |
| 二九・四三 | 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、グルコース及び乳糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩（第二九・三九号、第二九・四一号又は第二九・四二号に該当するものを除く。） | |
| | 一　麦芽糖 | 二五% |
| | 二　ソルボース | 二〇% |
| | 三　その他のもの | 二〇% |
| 二九・四四 | 抗生物質 | |
| | 一　ペニシリン及びストレプトマイシン | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 二九・四五 | その他の有機化合物 | 二〇% |

第三〇類　医療用品

1　注

第三〇・〇三号において「医薬品」とは、次の物品（食餌療法用の食料、強化食料、強壮飲料、鉱水その他の飲食物を除く。）で、第三〇・〇二号又は第三〇・〇四号に該当しないものをいう。

(a) 二以上の成分から成るもののうち、治療用又は予防用に混合し又は複合したもの

(b) 混合してないもので治療用又は予防用に適するもののうち、治療又は予防を目的として投与量にし、又は小売用の形状若しくは包装にしたもの

(a)、(b)及び3(d)においては、次に定めるところによる。

(A) 混合してないものには、次の物品を含む。

(1) 混合してないものの水溶液

(2) 第二八類又は第二九類に該当するすべての物品

(3) 第一三・〇三号に該当する単一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの

(B) 混合したものには、次の物品を含む。

(1) コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイドいおうを除く。）

(2) 植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス

(3) 天然の鉱水を蒸発して得た塩及び濃縮物

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションで医薬用に適するもの（第三三・〇五号参照）

(b) 歯みがき（治療用又は予防用のものを含む。第三三・〇六号参照）

(c) 薬用せっけん（第三四・〇一号参照）

3　第三〇・〇五号は、次の物品に限り適用する。

(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。）

(b) ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）

(c) 吸収性外科用止血材（殺菌したものに限る。）

(d) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもののうち投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもののうち検査用又は診断用に混合し又は複合したものに限るものとし、第三〇・〇二号の物品を除く。）

(e) 歯科用セメントその他の歯科用充てん料

(f) 救急箱及び救急袋

| | | |
|---|---|---|
| 三〇・〇一 | 臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかどうかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びに治療用又は予防用に調製したその他の動物性物質で他の号に該当しないもの | |
| | 一　熊胆及びせんそ | 無税 |
| | 二　肝臓エキス | 一〇% |
| | 三　その他のもの | 一〇% |
| 三〇・〇二 | 免疫血清並びに微生物性ワクチン、毒素、培養微生物（発酵微生物を含むものとし、酵母を除く。）及びこれらに類する物品 | |
| | 一　微生物性ワクチン | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 三〇・〇三 | 医薬品（動物用のものを含む。） | |
| | 一　抗生物質製剤 | |
| | (一) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤 | 二五% |
| | (二) その他のもの | 二〇% |
| | 二　ビタミン製剤 | 二〇% |
| | 三　ホルモン製剤 | 二〇% |
| | 四　その他のもの | |
| | (一) 小売用の形状又は包装にしたもの | 二五% |
| | (二) その他のもの | 二〇% |
| 三〇・〇四 | 脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤その他これらに類する製品（医療を目的として医薬を塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。） | 二〇% |
| 三〇・〇五 | その他の医療用品 | 二〇% |

第三一類　肥料

注

1　第三一・〇二号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(1)　硝酸ナトリウム（窒素の含有量が全重量の一六・三％以下のものに限る。）

(2)　硝酸アンモニウム（純粋であるかどうかを問わない。）

(3)　硫硝酸アンモニウム（純粋であるかどうかを問わない。）

(4)　硫酸アンモニウム（純粋であるかどうかを問わない。）

(5)　硝酸カルシウム（窒素の含有量が全重量の一六％以下のものに限る。）

(6)　硝酸カルシウムマグネシウム（純粋であるかどうかを問わない。）

(7)　カルシウムシアナミド（窒素の含有量が全重量の二五％以下のものに限るものとし、油で処理してあるかどうかを問わない。）

(8)　尿素（窒素の含有量が全重量の四五％以下のものに限る。）

(B)　(A)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）の二以上を相互に混合した肥料

(C)　塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

(D)　(A)(2)若しくは(8)の物品又はこれらの混合物を水溶液又はアンモニア溶液にした液状肥料

2　第三一・〇三号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(1)　塩基性スラグ

(2)　焼成りん酸カルシウム、溶成りん酸カルシウム又は焼いた天然のりん酸アルミニウムカルシウム

(3)　過りん酸石灰又は重過りん酸石灰

(4)　りん酸水素カルシウム（ふつ素の含有量が全重量の〇・二％以上のものに限る。）

(B)　(A)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）の二以上を相互に混合した肥料

(C)　(A)又は(B)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

3　第三一・〇四号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(1)　カーナリット、カイナイト、シルビナイトその他の粗の天然カリウム塩類

(2)　てん菜糖みつのかすから得た粗製カリウム塩

(3)　塩化カリウム（純粋であるかどうかを問わないものとし、6(c)に掲げる物品を除く。）

(4)　硫酸カリウム（酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の五二％以下のものに限る。）

(5)　硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の三〇％以下のものに限る。）

(B)　(A)に掲げる物品（含有量に関する限定はないものとする。）の二以上を相互に混合した肥料

4　りん酸アンモニウムでひ素の含有量が一キログラムにつき六ミリグラム以上のものは、第三一・〇五号に属する。

5　1(A)、2(A)、3(A)及び4において含有量に関する限定は、乾燥状態における無水物について計算したところによる。

6　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇五・一五号の動物の血

(b)　化学的に単一の化合物（1(A)、2(A)、3(A)又は4の記載に該当するものを除く。）

(c)　塩化カリウムで製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）及び第三八・一九号の塩化カリウム培養単結晶（一個の重量が二・五グラム以上の培養単結晶に限るものとし、光学用品を除く。）

| | | |
|---|---|---|
| 三一・〇一 | グアノその他の動物性又は植物性の天然肥料（相互に混合してあるかどうかを問わないものとし、化学的に処理したものを除く。） | 無税 |
| 三一・〇二 | 窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）<br>一　硫酸アンモニウム<br>二　硝酸ナトリウム<br>(一)　天然のもの及びこれを精製したもの<br>(二)　その他のもの<br>三　カルシウムシアナミド<br>四　その他のもの | 無税<br>無税<br>無税<br>一五％ |
| 三一・〇三 | りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） | 無税 |
| 三一・〇四 | カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）<br>一　塩化カリウム<br>二　硫酸カリウム<br>三　その他のもの | 無税<br>無税<br>無税 |
| 三一・〇五 | その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひし形その他これらに類する形状に調製し、又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの | 無税 |
| 第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘 | | |

導体、染料、えのぐ、ペイント、ワニス、パテ、充てん料並びにインキ

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の元素及び化合物（第三二・〇四号又は第三二・〇五号に該当するもの、無機のルミノホア（第三二・〇七号）及び第三二・〇九号に該当する小売用の形状又は包装にした染料を除く。）

(b)　第二九・三八号から第二九・四二号まで、第二九・四四号又は第三五・〇一号から第三五・〇四号までのいずれかに該当する物品のタンナートその他のタンニン誘導体

2　第三二・〇五号には、繊維上に不溶性アゾイック染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。

3　第三二・〇五号、第三二・〇六号及び第三二・〇七号には、それぞれ有機合成染料（顔料色素を含む。）の調製品、レーキ顔料の調製品及びその他の着色料の調製品で、人造プラスチック、ゴムその他これらに類する物品の練込み着色と使用し、又は紡織用繊維のなつ染用調製品の構成成分として使用するものを含むものとし、第三二・〇九号に該当する調製顔料を含まない。

4　第三二・〇九号には、第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（コロジオンを除くものとし、溶剤の含有量が全重量の五〇％をこえるものに限る。）を含む。

5　この類において着色料には、油ペイントの体質顔料（水性塗料の着色に適するかどうかを問わない。）を含まない。

6　第三二・〇九号においてスタンプ用のはくは、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に用いる次の物品に限る。

(a)　金属の粉（貴金属の粉を含む。）又は顔料をにかわ、ゼラチンその他の結合剤を用いて薄いシート状にしたもの

(b)　金属（貴金属を含む。）又は顔料を紙、人造プラスチックその他の支持物の上に付着させたもの

| | | 無税 |
|---|---|---|
| 三二・〇一 | 植物性のなめしエキス | |
| 三二・〇二 | タンニン（水で抽出した没食子タンニン及び五倍子タンニンを含む。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | |
| | 一　タンニン | 一〇％ |
| | 二　タンニン誘導体 | 一五％ |
| 三二・〇三 | 合成なめし剤（天然なめし料と混合してあるかどうかを問わない。）及びなめし前処理用の人工ベーティング剤（たとえば、酵素系のもの、すい臓系のもの及びバクテリア系のもの） | |
| | 一　有機の合成なめし剤 | 五％ |
| | 二　人工ベーティング剤 | 一五％ |
| 三二・〇四 | 三　その他のもの | |
| | 植物性着色料（ダイウッドエキスその他の植物性染色エキスを含むものとし、天然あいを除く。）及び動物性着色料 | |
| | 一　植物性着色料 | |
| | (一)　ログウッドエキス | 五％ |
| | (二)　バターダイ | 五％ |
| | (三)　その他のもの | 五％ |
| | 二　動物性着色料 | 二〇％ |
| 三二・〇五 | 有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい | |
| | 一　塩基性染料 | 二五％ |
| | 二　直接染料 | 二五％ |
| | 三　酸性染料 | 二五％ |
| | 四　媒染染料及び酸性媒染染料 | 二五％ |
| | 五　硫化染料及び硫化建染め染料 | 二五％ |
| | 六　建染め染料 | |
| | (一)　人造あい | 二五％ |
| | (二)　その他のもの | 二五％ |
| | 七　有機溶剤溶解染料 | 二五％ |
| | 八　ラピッド染料 | 二五％ |
| | 九　分散性染料 | 二五％ |
| | 一〇　けい光白色染料 | 二五％ |
| | 一一　反応性染料 | 二五％ |
| | 一二　顔料色素 | 二五％ |
| | 一三　天然あい | 無税 |
| | 一四　ピグメントレジンカラーベース | 一五％ |
| | 一五　その他のもの | 二五％ |
| 三二・〇六 | レーキ顔料 | |
| | 一　ピグメントレジンカラーベース | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 二五％ |
| 三二・〇七 | その他の着色料及び無機のルミノホア | |
| | 一　紺青 | 一〇％ |
| | 二　群青 | 二五％ |
| | 三　リトポン | 一五％ |
| | 四　ルミノホア | 一五％ |
| | 五　その他のもの | 一五％ |
| 三二・〇八 | 調製顔料、調製乳白剤、調製えのぐ、ほうろう、うわぐすり、 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 液状ラスターその他これらに類する物品（窯業用のものに限る。）及びうわぐすり用のスリップ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの | |
| | 一　調製顔料、調製乳白剤及び調製えのぐ | |
| | 二　ガラスフリットその他のガラス | |
| 三二・〇九 | 三　その他のもの | |
| | ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにペイント並びにあまに油、ホワイトスピリット、テレビン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料 | 一五％ |
| | 一　天然樹脂系ワニス | 一〇％ |
| | 二　繊維素塗料 | 一五％ |
| | 三　油ペイント | |
| | 四　合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。） | |
| | (イ)　合成樹脂塗料 | 二〇％ |
| | (ロ)　その他のもの | 二〇％ |
| | 五　パールエッセンス | 二五％ |
| | 六　アルミニウムペースト | 一〇％ |
| | 七　アルカリブルートーナー | 一五％ |
| | 八　スタンプ用のはく | 二〇％ |
| | 九　染料 | 二〇％ |
| | 一〇　その他のもの | 二五％ |
| 三二・一〇 | 画家用えのぐ、習画用えのぐ、ポスターカラー、整色用えのぐ、遊戯用えのぐその他これらに類するえのぐ類（タブレット状、チューブ入り、びん入り、さら入りその他これらに類する形状又は包装のものに限るものとし、ブラシ、パレットその他の附属品とともにセットにしたものを含む。） | 二五％ |
| | 調製ドライヤー | 二〇％ |
| 三二・一一 | ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん料及び閉そく用又はシーリング用のマスチックその他これに類するマスチック（レジンマスチック及びレジンセメントを含む。） | 二〇％ |
| 三二・一二 | 筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ | |
| | 一　印刷用インキ | |
| | (イ)　黒色のもの | 二〇％ |
| | (ロ)　その他のもの | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |

## 第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの（第二二・〇九号参照）

(b)　第三四・〇一号に該当するせっけん

(c)　第三八・〇七号に該当するテレビン油その他の物品

2　第三三・〇六号には、調製香料又は化粧品類として使用するのに適する物品で、調製香料又は化粧品類として小売用の包装にしたもの（混合してあるかどうかを問わないものとし、第三三・〇五号の物品を除く。）を含む。

備考

1　注2及び第三三・〇六号において化粧品類には、シャンプー、染毛料、ひげそり用クリーム、日焼け止め料、歯みがき、義歯定着用ペースト、ベビーパウダー、わきが止め料、脱毛剤、ドッグシャンプーその他これらに類する物品を含む。

2　第三三・〇四号の細分のアルコール分は、第二二類の注2に定めるところによる。

| | | 無税 |
|---|---|---|
| 三三・〇一 | 精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジノイド | |
| | 一　精油 | |
| | (イ)　ベイ葉油、ベルガモット油、カナンガ油、けい皮油、けい葉油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、ジンジャグラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、大ういきよう油、タイム油、イランイラン油及び牛樟油 | 一〇％ |
| | (ロ)　ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油 | 二〇％ |
| | (ハ)　その他のもの | 一〇％ |
| | 二　レジノイド | 一〇％ |
| 三三・〇二 | 精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物 | 二〇％ |
| 三三・〇三 | 精油のコンセントレート（冷吸収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。） | |
| 三三・〇四 | 天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。） | 三五％ |
| | 一　アルコール分が一〇度以上のもの | |

| | | |
|---|---|---|
| 三三・〇五 | 二　その他のもの | 二五% |
| | 精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション（医薬用に適するものを含む。） | 二〇% |
| 三三・〇六 | 調製香料及び化粧品類 | |
| | 一　香水、オーデコロンその他これらに類するもの | 五〇% |
| | 二　おしろい | 四〇% |
| | 三　香油、クリーム、ポマード、口紅その他油、脂又はろうの製品 | 五〇% |
| | 四　歯みがき | 一五% |
| | 五　その他のもの | 四〇% |
| | 第三四類　せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、みがき剤、ろうそく及びこれに類する物品、モデリングペースト並びに歯科用ワックス | |
| | 1　注 | |
| | この類には、次の物品を含まない。 | |
| | (a)　化学的に単一の化合物 | |
| | (b)　せつけん又は有機界面活性剤を含有する歯みがき、ひげそり用クリーム及びシャンプー（第三三・〇六号参照） | |
| | 2　第三四・〇一号は、水溶性のせつけん（消毒剤、みがき粉、充てん料、医薬品その他の物品を加えたものを含む。）に限り適用する。 | |
| | 3　第三四・〇三号において石油及び歴青油には、第二七類の注3においてこれらに含むこととされる物品を含む。 | |
| | 4　第三四・〇四号において「調製ろう（乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。）」は、次の物品に限る。 | |
| | (A)　動物性ろうのみの混合物、植物性ろうのみの混合物及び人造ろうのみの混合物 | |
| | (B)　動物性ろう、植物性ろう、鉱物性ろう及び人造ろうのうち異種のものの混合物 | |
| | (C)　ろう状の混合物（一以上のろうをもととし、脂、樹脂、鉱物質その他の材料を含有するものに限るものとし、乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。）もつとも、第三四・〇四号には、次の物品を含まない。 | |
| | (a)　第二七・一三号に該当するろう | |
| | (b)　単に着色した単一の動物性又は植物性のろう | |
| 三四・〇一 | せつけん（薬用せつけんを含む。） | |
| | 一　浴用せつけん（薬用のものを含む。） | |
| | (一)　薬用のもの | 三〇% |
| | (二)　その他のもの | 三〇% |
| | 二　洗たくせつけん | 二〇% |

| | | |
|---|---|---|
| 三四・〇二 | 三　その他のもの | 二〇% |
| | 有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤（調製したものにあつては、せつけんを含有するかどうかを問わない。） | |
| | 一　有機界面活性剤及び調製界面活性剤 | |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 三四・〇三 | 調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。） | 二〇% |
| 三四・〇四 | 調製ろう（乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。）及び人造ろう（水溶性の人造ろうを含む。） | 二五% |
| 三四・〇五 | はき物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品（第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。） | 二〇% |
| | 一　つや出し用ワックス | 二〇% |
| | 二　メタルポリッシュ | 二〇% |
| | 三　その他のもの | 二〇% |
| 三四・〇六 | ろうそく及びこれに類する物品 | 一五% |
| 三四・〇七 | モデリングペースト（児童用のもの及び取りそろえたものを含む。）及び板状、馬てい状、棒状その他これらに類する形状の歯科用ワックス | 二〇% |
| | 一　モデリングペースト | 二〇% |
| | 二　歯科用ワックス | 二〇% |
| | 第三五類　たんぱく系物質及び膠着剤 | |
| | 注 | |
| | この類には、次の物品を含まない。 | |
| | (a)　医薬品にしたたんぱく質系物質（第三〇・〇三号参照） | |
| | (b)　ゼラチンポストカードその他の印刷物（第四九類参照） | |
| 三五・〇一 | カゼイン、カゼイナート及びその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー | 無税 |
| | 一　カゼイン | 一〇% |
| | 一　その他のもの | |
| 三五・〇二 | アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体 | 二〇% |
| | 一　卵白 | 一五% |
| | 二　その他のもの | |
| 三五・〇三 | ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）、ゼラ | |

| | | |
|---|---|---|
| | チン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシングラス | |
| | 一　ゼラチン及びにかわ | 二五％ |
| | 二　魚膠及びアイシングラス | 一〇％ |
| | 三　その他のもの | 二〇％ |
| 三五・〇四 | ペプトン及びその他のたんぱく質系物質並びにこれらの誘導体並びに皮粉（クロムみょうばんを加えた皮粉を含む。） | |
| | 一　ペプトン及びその誘導体 | 一五％ |
| | 二　皮粉 | 一〇％ |
| | 三　その他のもの | 二〇％ |
| 三五・〇五 | デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉及びスターチグルー | |
| 三五・〇六 | 調製膠着剤（他の号に該当するものを除く。）及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの | 二五％ |
| | 一　小売用に包装したもの | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

注

1　この類には、2(a)又は(b)に掲げる物品を除き、化学的に単一の化合物を含まない。

2　第三六・〇八号は、次の物品に限り適用する。

(a)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにアルコールをもととした燃料及びこれに類する調製燃料で固体又は半固体のもの

(b)　容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器に入れたメカニカルライター用の液体燃料

(c)　レジントーチ、つけ木その他これらに類する物品

| | | |
|---|---|---|
| 三六・〇一 | 火薬 | 一〇％ |
| 三六・〇二 | 爆薬 | 一〇％ |
| 三六・〇三 | 導火線及び導爆線 | 一〇％ |
| 三六・〇四 | 火管、イグナイター及び雷管 | 一〇％ |
| 三六・〇五 | 花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レインロケットその他これらに類する火工品 | 一五％ |
| 三六・〇六 | マッチ（ベンガルマッチを除く。） | |
| | 一　七〇本以下入りのもの | 一個につき四〇銭 |
| | 二　その他のもの | 二五％ |
| 三六・〇七 | フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。） | 一五％ |
| 三六・〇八 | 調製燃料 | 一五％ |

第三七類　写真用又は映画用の材料

注

1　この類には、くずの材料を含まない。

2　第三七・〇八号は、次の物品に限り適用するものとし、写真用ののり、ワニスその他これらに類する物品を含まない。

(a)　感光乳剤、現像剤、定着剤その他の化学品で、写真用に混合し又は複合したもの

(b)　写真用に適する混合してない物質を使用量に小分けし、又は写真用の目的に小売用に包装したもの

| | | |
|---|---|---|
| 三七・〇一 | 感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。） | |
| | 一　エックス線用のもの | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　カラープレート及びカラーフィルム | 三〇％ |
| | (二)　その他のもの | 三〇％ |
| 三七・〇二 | 感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。） | |
| | 一　映画用フィルム | |
| | (一)　カラーフィルム | |
| | A　フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの | 四〇％ |
| | B　その他のもの | 三〇％ |
| | (二)　その他のもの | 三〇％ |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　エックス線用のもの | 二〇％ |
| | (二)　カラーフィルム | 四〇％ |
| | (三)　その他のもの | 三〇％ |
| 三七・〇三 | 感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。） | |
| | 一　カラー印画紙 | 四〇％ |
| | 二　その他のもの | 二五％ |
| 三七・〇四 | 感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。） | |
| | 一　映画用フィルム | |
| | (一)　ニュース用のもの | 一メートル（その端数 |

| | | |
|---|---|---|
| | (ニ) その他のもの<br>A フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの<br>B フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもので、現像した後に一〇ミリメートル以下の幅に切断するもの<br>C フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のも（Bに掲げるものを除く。）<br>D フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえるもの | は一メートルとする。以下この類において同じ。一〇円につき |
| 三七・〇五 | 二 その他のもの<br>プレート及びフィルム（映画用フィルムを除くものとし、露光し、かつ、現像したものに限るとともに、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。） | 一メートルにつき五円 |
| 三七・〇六 | 映画用サウンドトラックフィルム（露光し、かつ、現像したものに限る。）<br>一 フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの | 一メートルにつき一〇円 |
| | 二 その他のもの | 一メートルにつき二五円 |
| 三七・〇七 | その他の映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するかどうかを問わない。）<br>一 ニュース用のもの | 一メートルにつき五〇円 |
| | 二 その他のもの<br>(イ) フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの | 三〇％ |
| | (ロ) フィルムの幅が一〇ミリメートルをこえ、三〇ミリメートル以下のもの | 一メートルにつき二五円 |
| | (ハ) フィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの | 一メートルにつき五〇円 |
| | (ニ) フィルムの幅が四〇ミリメートルをこえるもの | 一メートルにつき一〇〇円 |
| 三七・〇八 | 写真用の化学品及びせん光材料 | 二〇％ |
| | 第三八類　各種の化学工業生産品<br>1 注<br>この類には、次の物品を含まない。<br>(a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。<br>(1) 人造黒鉛（第三八・〇一号）<br>(2) 第三八・一一号に掲げる形状又は包装にした消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他これらに類する物品<br>(3) 消火器用の装てん物にし、又は消火弾にした消火剤（第三八・一七号）<br>(4) 2(a)、(c)、(d)又は(f)に掲げる物品<br>(b) 医薬品（第三〇・〇三号参照）<br>2 第三八・一九号には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他の号には含まれない。<br>(a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物の培養単結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）<br>(b) フーゼル油<br>(c) 小売容器入りのインキ消し<br>(d) 小売容器入りの謄写版原紙修正剤<br>(e) ゼーゲルコーンその他の炉用溶融温度計<br>(f) 歯科用に特に調製したプラスター<br>(g) 低重合度の混合アルキレン | |
| 三八・〇一 | 人造黒鉛及びコロイド黒鉛（油に懸濁しているコロイド黒鉛を除く。）<br>一 人造黒鉛<br>(イ) 全重量の七五％以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの | 一五％ |
| | (ロ) その他のもの | 一〇％ |
| | 二 コロイド黒鉛 | 一〇％ |
| 三八・〇二 | 骨炭、アイボリーブラックその他の獣炭（磨獣炭を含む。）<br>一 骨炭 | 無税 |
| | 二 その他のもの | 一五％ |

| | | |
|---|---|---|
| 三八・〇三 | 活性けいそう土、活性粘土、活性ボーキサイトその他活性化した天然の鉱物性生産品及び脱色用、減極用又は吸着用の活性炭 | |
| | 一　活性炭 | |
| | 二　その他のもの | |
| 三八・〇四 | アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄 | 二〇% |
| 三八・〇五 | トール油 | |
| | 一　粗製のもの | 一〇% |
| | 二　精製のもの | 五% |
| 三八・〇六 | 亜硫酸パルプ廃液の濃縮物 | 五% |
| 三八・〇七 | ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビン並びにパイン油（テルピネオールの含有量が少ないパイン油を除く。） | 一五% |
| | 一　テレビン油 | 一〇% |
| | 二　パイン油 | 一〇% |
| | 三　その他のもの | 一〇% |
| 三八・〇八 | ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体（第三九・〇五号のエステルガムを除く。）並びにロジンスピリット及びロジン油 | |
| | 一　ロジン | 五% |
| | 二　ロジンスピリット及びロジン油 | 一〇% |
| | 三　不均化ロジン及びその誘導体 | 二〇% |
| | 四　その他のもの | 一〇% |
| 三八・〇九 | 木タール、木タール油（第三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油 | 無税 |
| 三八・一〇 | 植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもととしたもの及び天然樹脂質の物品をもととした鋳物用の中子粘結剤 | 一〇% |
| 三八・一一 | 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びにいおうを含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。）<br>一　小売用の形状又は包装にしたもの<br>二　その他のもの<br>㈠　ジクロルジフェニルトリクロルエタン（DDT）又は | 二〇% |
| | ベンゼンヘキサクロリド（BHC）の製剤 | 二〇% |
| | ㈡　オクタクロルテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン（ヘプタクロル）、ヘキサクロルヘキサヒドロ－エンド・エキソ－ジメタノナフタリン（アルドリン）、ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ－エンド・エンド－ジメタノナフタリン（エンドリン）又はヘキサクロルエポキシオクタヒドロ－エンド・エキソ－ジメタノナフタリン（デルドリン）の製剤 | 二〇% |
| | ㈢　その他のもの | 二〇% |
| 三八・一二 | つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。）<br>一　媒染剤 | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 三八・一三 | 金属表面処理用の調製浸せき剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属とその他の材料とから成るもの並びに溶接棒又は電極のしん又は被覆に用いる調製品<br>一　溶接用のフラックス | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 三八・一四 | アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤<br>一　テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤 | 一〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 三八・一五 | 調製したゴム加硫促進剤 | 二五% |
| 三八・一六 | 微生物用の調製培養剤 | 一〇% |
| 三八・一七 | 消火器用の調製品及び装てん物にした薬剤並びに装てんした消火弾 | 二〇% |
| 三八・一八 | 配合溶剤及び配合シンナー（ワニスその他これに類する物品に用いるものに限る。） | 二〇% |
| 三八・一九 | 化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。）<br>一　低重合度の混合アルキレン | 一〇% |
| | 二　液状アルキルアリール炭化水素の混合物 | 一五% |

| | |
|---|---|
| 三　液状ポリエチレングリコール | 二〇% |
| 四　ナフテン酸 | 二〇% |
| 五　触媒 | |
| (一)　鉄触媒及び白金触媒 | 無税 |
| (二)　シリカ・アルミナ触媒 | 二〇% |
| (三)　その他のもの | 一五% |
| 六　ゴム老化防止剤 | 二五% |
| 七　耐火セメント及び耐火モルタル | 二〇% |
| 八　チューインガムベース（チクルガムをもととして製造したものに限るものとし、砂糖その他の甘味料、香料、人造プラスチック又は合成ゴムを含有するものを除く。） | 無税 |
| 九　セレンさい及びテルルさい | 無税 |
| 一〇　その他のもの | 二〇% |

第七部　人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル、天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品

第三九類　人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル及びこれらの製品

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三二・〇九号のスタンプ用のほく

(b)　人造ろう（第三四・〇四号参照）

(c)　第四〇類に定める合成ゴム及びその製品

(d)　馬具（第四二・〇一号参照）及び第四二・〇二号に該当する旅行用具、ハンドバッグその他の容器

(e)　第四六類に該当するさなだ、枝条細工物その他の製品

(f)　人造繊維及びその製品（第一一部参照）

(g)　第一二部に該当するはき物、帽子、かさ、つえ、むち、扇子及びこれらの部分品その他の物品

(h)　第七一・一六号に該当する身辺用模造細貨類

(i)　第一六部に該当する機械類、電気機器その他の物品

(k)　車両又は航空機の部分品（第一七部参照）

(l)　第九〇類に該当する人造プラスチック製の光学用品、めがねのわく、製図器その他の物品

(m)　第九一類に該当する時計及びその部分品その他の物品

(n)　第九二類に該当する楽器及びその部分品その他の物品

(o)　家具及びその部分品（第九四類参照）

(p)　第九六類に該当するブラシその他の物品

(q)　がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）

(r)　第九八類に該当するボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸口及び柄、シガレットホールダー類、磨法びんその他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシルその他の物品

2　第三九・〇一号及び第三九・〇二号は、化学合成によつて製造された物品で次に掲げるものに限り適用する。

(a)　人造プラスチック（人造樹脂を含む。）

(b)　シリコーン

(c)　レゾール、液状ポリイソブチレン並びにこれらに類する人造の重縮合物及び重合物

3　第三九・〇一号から第三九・〇六号までの各号は、次の形状の物品に限り適用する。

(a)　液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）

(b)　塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

(c)　継目なし管、棒及び形材（表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）並びに単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルをこえるもの

(d)　板、シート、ストリップ、フィルム及びはく（プリントその他の表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、特定の形状に切つたもの及びその他の加工をしたものを除く。）並びにこれらを正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工をしてないもの

(e)　くず

| | |
|---|---|
| 三九・〇一　フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他の不飽和ポリエステル、シリコーンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。） | |
| 一　液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。） | |
| (一)　ピグメントレジンカラー用のエキステンダー | 二〇% |
| (二)　その他のもの | 二〇% |
| 二　塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | |

| | | |
|---|---|---|
| | (一) フェノール樹脂のもの | 二〇% |
| | (二) ポリエステル樹脂のもの | 二〇% |
| | (三) シリコーンのもの | 二〇% |
| | (四) その他のもの | 二〇% |
| | 三　くず | 一〇% |
| | 四　天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品 | |
| | 九　その他のもの | |
| | (一) フェノール樹脂のもの | 一五% |
| | (二) ポリエステル樹脂のもの | 三〇% |
| | (三) シリコーンのもの | 三〇% |
| | (四) その他のもの | 三〇% |
| 三九・〇二 | ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物 | |
| | 一　液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。） | |
| | (一) ピグメントレジンカラー用のエキステンダー | 二〇% |
| | (二) その他のもの | 二〇% |
| | 二　塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの | |
| | (一) ポリエチレンのもの | 一キログラムにつき五四円 |
| | (二) ふつ素樹脂のもの | 二〇% |
| | (三) ポリスチレンのもの | 二〇% |
| | (四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの | 二〇% |
| | (五) アクリル樹脂のもの | 二〇% |
| | (六) ポリプロピレンのもの | 一キログラムにつき五七円 |
| | (七) その他のもの | 二〇% |
| | 三　くず | |
| | (一) ポリエチレンのもの | 二〇% |
| | (二) アクリル樹脂のもの | 二〇% |
| | (三) その他のもの | 二〇% |
| | 四　天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品 | 一五% |
| | 五　その他のもの | |
| | (一) ポリエチレンのもの | 三〇% |
| | (二) ふつ素樹脂のもの | 三〇% |
| | (三) ポリスチレンのもの | 三〇% |
| | (四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの | |
| | A　塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。） | 一〇% |
| | B　その他のもの | |
| | (五) アクリル樹脂のもの | 二〇% |
| | (六) その他のもの | 三〇% |
| 三九・〇三 | ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む。）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー | |
| | 一　天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品 | 一五% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一) アセチルセルロース（塊、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。） | 三〇% |
| | (二) セルロイド | 一〇% |
| | (三) バルカナイズドファイバー | 二〇% |
| | (四) その他のもの | 二〇% |
| 三九・〇四 | 硬化カゼイン、硬化ゼラチンその他の硬化たんぱく質 | 一五% |
| 三九・〇五 | 溶融により変性した天然樹脂（ランガム）及び天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）並びに塩化ゴム、塩酸ゴム、酸化ゴム、環化ゴムその他の天然ゴムの化学的誘導体 | |
| | 一　溶融により変性した天然樹脂（ランガム） | 一〇% |
| | 二　天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム） | 一五% |
| 三九・〇六 | 三　天然ゴムの化学的誘導体 | 一五% |
| | その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む。）並びにリノキシン | |
| | 一　アルギン酸並びにその塩及びエステル | 一五% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 三九・〇七 | 第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品 | |
| | 一　第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品 | 三〇% |

| | | |
|---|---|---|
| 二 | その他のもの | 二〇% |
| 第四〇類 | 天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品 | |

注

1　この表において「ゴム」とは、文脈により別段に解される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるか、又は硬質化してあるかどうかを問わない。）をいう。

2　この類には、ゴム及び紡織用繊維で製造した物品で、通常第一一部に該当する次に掲げるものを含まない。

(a)　メリヤス編物及びクロセ編物で、ゴム糸を用いたもの又はゴム加工したもの並びにこれらの製品（第四〇・一〇号の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、ゴム加工したメリヤス編物又はクロセ編物のものを除く。）並びにその他のゴム糸を用いた織物類及びその製品

(b)　内面にゴムを塗布し又は張つた紡織用繊維製の管（第五九・一五号参照）

(c)　ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物（第四〇・一〇号の物品を除く。）で次に掲げるもの及びその製品

(i)　一平方メートルの重量が一、五〇〇グラム以下のもの

(ii)　一平方メートルの重量が一、五〇〇グラムをこえ、かつ、紡織用繊維の含有量が全重量の五〇%をこえるもの

(d)　ゴムを塗布し又はしみ込ませたフェルトで紡織用繊維の含有量が全重量の五〇%をこえるもの及びその製品

(e)　ゴムを塗布し若しくはしみ込ませ、又はゴムを結合剤として用いた不織布（一平方メートル当たりの重量を問わない。）及びその製品

(f)　平行した紡織用繊維の糸をゴムで凝着した織物類似のもの（一平方メートル当たりの重量を問わない。）及びその製品

もつとも、エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーの板、シート又はストリップと紡織用繊維の織物類とを結合したもの及びその製品は、当該紡織用繊維の織物類が単に補強の目的に用いられている場合に限り、この類に属する。

3　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六四類に該当するはき物及びその部分品

(b)　第六五類に該当する帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品

(c)　第一六部に該当する機械類、電気機器及びこれらの部分品（電気用品を含む。）でエボナイト製のもの

(d)　第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類に該当する物品

(e)　がん具、遊戯用具及び運動用具（運動用手袋及び第四〇・一一号に該当する物品を除く。第九七類参照）

(f)　第九八類に該当するボタン、くし、喫煙用パイプの柄、ペンその他の物品

4　1、第四〇・〇二号、第四〇・〇五号及び第四〇・〇六号において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a)　不飽和の合成物質のうち、いおう、セレン又はテルルによる加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、可塑剤、充てん料、補強剤その他架橋反応に必要でない物質を加えることなく最適条件で同様の加硫をした後に温度一五度から二〇度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切断せず、もとの長さの二倍に伸ばした後二時間以内にもとの長さの一・五倍以下にもどる非熱可塑性物質とすることができるもの

この要件が適用される物質には、シスポリイソプレン、ポリブタジエン、ポリクロルブタジエン（GRM）、ポリブタジエンスチレン（GRS）、ポリクロルブタジエンアクリロニトリル（GRN）、ポリブタジエンアクリロニトリル（GRA）及びブチルゴム（GRI）を含む。

(b)　チオプラスト（GRP）

(c)　天然ゴムを人造プラスチックとグラフト重合させ又は混合することにより変性したもので、(a)に定める加硫、弾性及び復元性に係る要件に該当するもの

5　第四〇・〇一号及び第四〇・〇二号には、次の物品を含まない。

(a)　天然ゴム又は合成ゴムのラテックス（プリバルカナイズドラバーラテックスを含む。）で、加硫剤、加硫促進剤、充てん料、補強剤、可塑剤、着色料（単に識別を容易にするためのものを除く。）その他の物品を配合したもの。ただし、単に安定化し又は濃縮したラテックス、感熱ラテックス及び酸性ラテックスは、第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号に属する。

(b)　凝固する前にカーボンブラック又はシリカを配合したゴム（鉱物油を加えてあるかどうかを問わない。）及び凝固後に他の物品を配合したゴム

(c)　1に掲げる物品の混合物（他の物品を配合してあるかどうかを問わない。）

6　加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルをこえるものは、第四〇・〇八号に該当するストリップ、棒又は形材に含まれる。

7　第四〇・一〇号には、伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し若しくは積層した紡織用繊維の織物類又はゴムを塗布し若しくはしみ込ませた紡織用繊維の糸若しくはコードで製造したものを含む。

8　第四〇・〇六号においてプリバルカナイズドラバーラテックスは、未加硫ゴムラテックスとみなす。

第四〇・〇七号から第四〇・一四号までにおいてバラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム、油から製造したファクチス及びこれらの再生品（加硫してあるかどうかを問わない。）は、加硫したゴムとみなす。

9　第四〇・〇五号、第四〇・〇八号及び第四〇・一五号において板、シート及びストリップは、板、シート又はストリップ（プリントその他の表面加工をしてあるかどうかを問わない。）で特定の形状に切つてないもの及びその他の加工をしてないもの並びにこれらを単に正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工してないものに限る。

第四〇・〇八号及び第四〇・一五号において棒、形材及び管は、一定の長さに切つてあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、その他の加工をしていないものに限る。

| | | |
|---|---|---|
| 四〇・〇一 | 第一節　生ゴム | |
| | 天然ゴムのラテックス（合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない。）及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム | |
| | 一　天然ゴムラテックス | |
| | (一)　合成ゴムラテックスを加えたもの | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　感熱ラテックス及び酸性ラテックス | 一五％ |
| | B　その他のもの | 無税 |
| | 二　天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス | 一五％ |
| | 三　天然ゴム | |
| | (一)　凝固前に可塑剤その他の物品（保存剤及び粘土を除く。）を加えたもの | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 無税 |
| | 四　その他のもの | 無税 |
| 四〇・〇二 | 合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス | |
| | 一　合成ゴムラテックス | |
| | (一)　感熱ラテックス及び酸性ラテックス | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 一〇％ |
| | 二　合成ゴムのプリバルカナイズドラテックス | 一五％ |
| | 三　合成ゴム | |
| | (一)　天然ゴムを人造プラスチックで変性したもの（この類の注4(c)に定めるものに限る。） | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　凝固前に可塑剤その他の物品（鉱物油、保存剤及び単に識別を容易にするための着色料を除く。）を加えたもの | 一五％ |
| | B　その他のもの | 一〇％ |
| 四〇・〇三 | 四　その他のもの | 無税 |
| 四〇・〇四 | 再生ゴム | |
| | くずゴム（エボナイトのものを除くものとし、ゴム製品のくずにあつては、再生用のみに適するものに限る。）及びその紛 | 一〇％ |
| | 第二節　加硫してないゴム | |
| 四〇・〇五 | 天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ（第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスモークドシート及びクレープシートを除く。）、加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合成ゴムのマスターバッチ（加硫してないものに限るものとし、マスターバッチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わない。） | 無税 |
| 四〇・〇六 | 天然ゴム又は合成ゴム（ゴムラテックスを含む。）のその他の形状又は状態のもの（たとえば、棒、管、形材、溶液及び分散液。加硫してないものに限る。）及び天然ゴム又は合成ゴムの製品（たとえば、紡織用繊維の糸でゴムを塗布し又はしみ込ませたもの、リング及び円盤。加硫してないものに限る。） | 一五％ |
| | 一　天然ゴムの溶液及びペースト | |
| | 二　その他のもの | |
| 四〇・〇七 | 第三節　加硫したゴムの製品（エボナイトのものを除く。） | |
| | ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆してあるかどうかを問わない。）並びにゴムを被覆し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸（加硫したものに限る。） | 五％ |
| 四〇・〇八 | ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したものに限るものとし、エボナイトのものを除く。） | 一五％ |
| | 一　エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの（紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。） | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| 四〇・〇九 | ゴム管（加硫したものに限るものとし、エボナイトのものを除く。） | 二〇％ |
| 四〇・一〇 | ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（加硫したものに限る。） | 一五％ |
| 四〇・一一 | ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。） | 一五％ |
| | 一　自動車用のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルをこえるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用する | |

| | | |
|---|---|---|
| | インナーチューブ及びタイヤフラップに限る。） | |
| 四〇・一二 | 二　その他のもの | 三〇％ |
| | ゴム製の衛生用品及び医療用品（乳首を含み、加硫したものに限るものとし、エボナイト製のもの（附属品として取り付けたものを除く。）を除く。） | 一五％ |
| 四〇・一三 | ゴム製の衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したものに限るとともに、エボナイト製のものを除くものとし、用途を問わない。） | 一五％ |
| 四〇・一四 | その他のゴム製品（加硫したものに限るものとし、エボナイト製のものを除く。） | |
| | 一　エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバー（紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。）の製品 | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| | 第四節　エボナイト及びその製品 | |
| 四〇・一五 | エボナイトの塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管、くず及び粉 | |
| | 一　塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管及び粉 | 一五％ |
| | 二　くず | 無税 |
| 四〇・一六 | エボナイト製品 | 一五％ |
| | 第八部　皮革、毛皮及びこれらの製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品 | |
| | 第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革 | |
| | 1　注 | |
| | この類には、次の物品を含まない。 | |
| | (a)　原皮くず（第〇五・〇五号及び第〇五・〇六号参照） | |
| | (b)　第〇五・〇七号又は第六七・〇一号に該当する羽毛の付いた鳥皮及びその部分 | |
| | (c)　脱毛してない獣皮及びこれをなめし又は仕上げしたもの（第四三類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬属の動物、羊（ペルシア羊、アストラカン羊、カラクル羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエーメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、となかい、シャモア、ガゼル、しか又は犬の脱毛してない原皮は、第四一・〇一号に属する。 | |
| | 2　この表において「コンポジションレザー」とは、第四一・一〇号に規定する物品のみをいう。 | |
| 四一・〇一 | 原皮（羊の毛皮を含み、生鮮、塩蔵、乾燥、酸づけ又は石灰づけのものに限るものとし、スプリットしてあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　牛皮（水牛皮を除く。） | |
| | 二　その他のもの | |
| 四一・〇二 | 牛革（水牛革を含む。）及び馬属の動物の革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。） | 無税 |
| | 一　染色し、着色し又は模様付けしたもの | 無税 |
| | 二　その他のもの | |
| 四一・〇三 | 羊革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。） | 二〇％ |
| | 一　染色し、着色し又は模様付けしたもの | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| 四一・〇四 | やぎ革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。） | 二〇％ |
| | 一　染色し、着色し又は模様付けしたもの | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| 四一・〇五 | その他の革（第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。） | 二〇％ |
| | 一　豚革 | 一五％ |
| | (一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの | 二〇％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| | 二　わに革及びとかげ革 | 二五％ |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 四一・〇六 | シャモア仕上げをした革 | 二五％ |
| 四一・〇七 | パーチメント仕上げをした革 | 一五％ |
| 四一・〇八 | パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメタライズドレザー | 二五％ |
| 四一・〇九 | 革、コンポジションレザー又はパーチメント仕上げをした革のくず（革製品の製造に適するものを除く。）及び革の粉 | 一〇％ |
| 四一・一〇 | コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、スラブ状、シート状又はロール状のものに限る。） | 一五％ |
| | 第四二類　革製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品 | |
| | 1　注 | |
| | この類には、次の物品を含まない。 | |
| | (a)　カットガットその他これに類する外科用縫合材（殺菌したものに限る。第三〇・〇五号参照） | |
| | (b)　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（毛皮又は人造毛 | |

皮を単にトリミングとして用いたもの及び手袋を除く。第四三・〇三号及び第四三・〇四号参照)

(c) 第一一部の網袋

(d) 第六四類に該当する物品

(e) 第六五類に該当する帽子及びその部分品

(f) 第六六・〇二号のむちその他の物品

(g) 弦並びにドラムその他これに類する楽器の革及びその他の楽器部分品(第九二・〇九号及び第九二・一〇号参照)

(h) 家具及びその部分品(第九四類参照)

(ij) 第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具

(k) 第七一類又は第九八・〇一号に該当するボタン、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレススタッドを含む。)並びにこれらのブランク及び部分品

2　この類の物品の未完成のもので、完成した当該物品の重要な特性を有するものは、完成しているものとみなす。

3　第四二・〇三号において衣類及びその附属品には、手袋(運動用のものを含む。)、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、衣服用ベルト、負い革及び腕輪(時計用のものを含む。)を含む。

| | | |
|---|---|---|
| 四二・〇一 | くら、ばん具、首輪、ひき革、ひざ当て、くつその他の装着具(材料を問わないものとし、動物用のものに限る。) | 二五% |
| 四二・〇二 | トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石、びん、カラー、はき物、ブラシその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器(革、コンポジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。)<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 二五% |
| | (一)　ハンドバッグ及び化粧具入れ | |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　革製又はコンポジションレザー製のもの | 二五% |
| | B　その他のもの | 二〇% |
| 四二・〇三 | 衣類及びその附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)<br>一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの | |
| | 二　その他のもの | 四〇% |
| 四二・〇四 | 機械用又は工業用の革製品及びコンポジションレザー製品<br>一　ベルト(ベルチングを含む。)、コーミングレザー及びインターギルレザー | 二五% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 四二・〇五 | その他の革製品及びコンポジションレザー製品 | 二五% |
| 四二・〇六 | 腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱(けん)の製品 | 一五% |

## 第四三類　毛皮、人造毛皮及びこれらの製品

注

1　この表(第四三・〇一号を除く。)において「毛皮」とは、脱毛してない獣皮をなめし又は仕上げしたものをいう。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第〇五・〇七号又は第六七・〇一号に該当する羽毛の付いた鳥皮及びその部分

(b) 第四一類の注1(c)のただし書に該当する脱毛してない原皮

(c) 毛皮又は人造毛皮を用いた革製の手袋(第四二・〇三号参照)

(d) 第六四類に該当する物品

(e) 第六五類に該当する帽子及びその部分品

(f) 第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具

3　第四三・〇二号において「板状、十字形その他これらに類する形状のもの」とは、毛皮又はその部分を他の材料を加えることなしに縫合わせにより四辺形又は十字形に組み合わせたもの(ドロップスキンを除く。)をいう。その他の組み合わせた毛皮であつてそのまま又は単に切断することにより使用に供するもの並びに衣類、その部分品若しくは附属品又はその他の製品の形状に縫い合わされた毛皮及びその部分は、第四三・〇三号に該当する。

4　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品(2に掲げるもの及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして用いたものを除く。)は、第四三・〇三号又は第四三・〇四号に属する。

5　この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいい、織物のみで作つた模造毛皮(たとえば、第五八・〇四号参照)を含まない。

| | | |
|---|---|---|
| 四三・〇一 | 毛皮(なめしてないものに限る。)<br>一　子羊又はやぎの毛皮 | 無税 |
| | 二　ミンク又はうさぎの毛皮 | 二〇% |
| | 三　その他のもの | 一〇% |
| 四三・〇二 | 毛皮(板状、十字形その他これらに類する形状のもの及び頭部、 | |

| | | |
|---|---|---|
| 四三・〇三 | 脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。） | 三〇％ |
| 四三・〇四 | 毛皮製品 | 四〇％ |
| | 人造毛皮及びその製品 | 二五％ |
| | 第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 | |
| | 第四四類　木材及びその製品並びに木炭 | |

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（第一二・〇七号参照）

(b)　主として染色用又はなめし用に供する木材（第一三・〇一号参照）

(c)　活性炭（第三八・〇三号参照）

(d)　第四六類に該当する物品

(e)　第六四類に該当するはき物及びその部分品

(f)　第六六類に該当するかさ、つえ及びこれらの部分品その他の物品

(g)　第六八・〇九号に該当する物品

(h)　第七一・一六号に該当する身辺用模造細貨類

(ij)　第一七部に該当する車両その他の物品

(k)　第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品

(l)　楽器及びその部分品（第九二類参照）

(m)　火器の部分品（第九三・〇六号参照）

(n)　家具及びその部分品（第九四類参照）

(o)　第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品

(p)　第九八類に該当する喫煙用パイプ類及びその部分品、ボタン、鉛筆その他の物品

2　木製品（ガラス、大理石その他の材料で製造した附属品又は部分品を有するかどうかを問わない。）の組み立ててないもの又は分解してあるものは、ともに輸入するときは、組み立ててあるものとみなす。

3　この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的の処理（木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理をこえたものに限る。）により密度又は硬度を増すとともに、機械的強度又は化学的若しくは電気的の抵抗性を改善した木材をいう。

4　第四四・一九号から第四四・二八号までの各号には、合板、セルラーウッド、改良木材又は再生木材の製品を含む。

5　第四四・二五号には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が金属製である工具を含まない。

備考

1　この類において竹、とうその他これらに類する物品を加工したものは、第一四・〇一号に該当する物品を除き、木製のものとみなす。

2　注1(a)及び(b)において「木材」とは、木材の粉、チップ、小片その他これらに類する形状のものをいう。

| | | |
|---|---|---|
| 四四・〇一 | 薪材及び木くず（のこくずを含む。） | 無税 |
| 四四・〇二 | 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結してあるかどうかを問わない。） | 無税 |
| 四四・〇三 | 木材（粗のものに限るものとし、皮をはいであるか、又は単に荒削りしてあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの | 二〇％ |
| | 二　桐のもの | 五％ |
| | 三　その他のもの | 無税 |
| 四四・〇四 | 木材（荒く角にし、又は太鼓落としししたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。） | |
| | 一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの | 二〇％ |
| | 二　桐のもの | 五％ |
| | 三　その他のもの | 無税 |
| 四四・〇五 | 木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。） | |
| | 一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの | 二〇％ |
| | 二　桐のもの | 五％ |
| | 三　松属、もみ属（カリホルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。） | 一〇％ |
| | 四　ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの | 一〇％ |
| | 五　その他のもの | 無税 |
| 四四・〇六 | 舗装用の木れんが | 無税 |
| 四四・〇七 | 木製の軌条用まくら木 | 無税 |
| 四四・〇八 | 木製のおけ材及びたる材（割り又はひいたもので、割つたものにあつては主要な一面のみをひいたものに限り、ひいたものにあつては主要な面のうち少なくとも一面を曲面にひいたものに | |

| | | |
|---|---|---|
| 四四・〇九 | 限るものとし、のこびき以外の加工をしたものを除く。）<br>木製のくい（割り又は端をとがらしたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）及びたが材並びにチップウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング<br>一　経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング<br>二　その他のもの | 五％ |
| 四四・一〇 | 木製の棒（つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。） | 一五％<br>無税 |
| 四四・一一 | 引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ<br>一　マッチの軸木<br>二　その他のもの | 一五％ |
| 四四・一二 | 木毛及び木粉 | 無税 |
| 四四・一三 | かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものを除く。）<br>一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの<br>二　桐のもの<br>三　松属、もみ属（カリホルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）<br>四　ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの<br>五　その他のもの | 五％<br>二〇％<br>一〇％<br>無税 |
| 四四・一四 | 木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。）、薄板及び合板用単板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。）<br>一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの | 二〇％ |

| | | |
|---|---|---|
| 四四・一五 | 二　その他のもの<br>合板、ブロックボード、ラミンボード、パッテンボードその他これらに類する積層木材（ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む。）及び象眼し又は寄せ木した木材 | 一五％<br>二〇％ |
| 四四・一六 | セルラーウッドパネル（卑金属を表面に張ってあるかどうかを問わない。） | 二〇％ |
| 四四・一七 | 改良木材（板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。） | 一五％ |
| 四四・一八 | 再生木材（かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）<br>一　板状のもの<br>二　その他のもの | 二〇％<br>一五％ |
| 四四・一九 | 木製の玉縁及び繰形（繰加工をした腰羽目板その他の板を含む。） | 一五％ |
| 四四・二〇 | 木製の額縁、鏡わくその他これらに類する縁 | 一五％ |
| 四四・二一 | 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器（組み立ててないものを含む。） | 一五％ |
| 四四・二二 | おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品（木製のものに限るものとし、第四四・〇八号に該当するおけ材及びたる材を除く。）<br>一　使用したもの<br>二　その他のもの | 一〇％<br>一五％ |
| 四四・二三 | 建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。） | 一五％ |
| 四四・二四 | 木製の家事用具 | 二〇％ |
| 四四・二五 | 木製工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びにくつの木型<br>一　くつの木型<br>二　その他のもの | 一〇％<br>一五％ |
| 四四・二六 | 木製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する糸巻類（ろくろがけをしたものに限る。）<br>一　ボビン<br>二　その他のもの | 一五％<br>二〇％ |

| | | |
|---|---|---|
| 四四・二七 | しょく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、バイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）<br>一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの | 四〇％ |
| 四四・二八 | 二　その他のもの<br>(一)　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの | 三〇％ |
| | (二)　その他のもの | 二〇％ |
| | その他の木製品<br>一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの | 三〇％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |

第四五類　コルク及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六四類に該当するはき物及びその部分品

(b)　第六五類に該当する帽子及びその部分品

(c)　がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）

2　天然コルクで荒く角にし、又は鬼皮を除去したものは、第四五・〇二号に該当するものとし、第四五・〇一号には該当しない。

| | | |
|---|---|---|
| 四五・〇一 | 天然コルク（砕き、粒にし又は粉にしたものを含む。）及びコルクくず | 無税 |
| 四五・〇二 | 天然コルク（栓の製造用に角に切つたものを含むものとし、ブロック状、板状、シート状又はストリップ状のものに限る。） | 五％ |
| 四五・〇三 | 天然コルクの製品 | 一〇％ |
| 四五・〇四 | 凝集コルク（凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。）及びその製品<br>一　王冠用ディスク及びその製造に適する直径に仕上げた丸棒 | 二五％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

注

1　この類において組物材料には、わら、オージア、やなぎ、竹、いぐさ、あし、経木並びに植物性繊維又は樹皮のストリップ、紡績してない紡織用繊維、人造プラスチックの単繊維及びストリップ並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー又はフェルトのストリップ、人毛、馬毛並びに紡織用繊維のロービング及び糸並びに第五一類の単繊維及びストリップを含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ひも、綱及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。第五九・〇四号参照）

(b)　第六四類又は第六五類に該当するはき物、帽子及びこれらの部分品

(c)　かご細工製の乗物及びそのボデー（第八七類参照）

(d)　家具及び部分品（第九四類参照）

3　第四六・〇二号において「組物材料を平行につないだ物品」とは、組物材料を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡織用繊維であるかどうかを問わない。

| | | |
|---|---|---|
| 四六・〇一 | さなだその他これに類する組物材料の物品（用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。）<br>一　ばつかんさなだ | 二〇％ |
| | 二　その他のもの<br>(一)　人造プラスチック製のもの | 三〇％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| 四六・〇二 | 組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。）並びにびん用のわらづと<br>一　むしろ、こも及びアンペラ | 無税 |
| | 二　その他のもの<br>(一)　人造プラスチック製のもの | 三〇％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| 四六・〇三 | かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品（直接造形したものに限る。）及び第四六・〇一号又は第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品<br>一　人造プラスチック製のもの | 三〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |

第一〇部　製紙用原料並びに紙、板紙及びこれらの製品

第四七類　製紙用原料

| | | |
|---|---|---|
| 四七・〇一 | パルプ（植物性繊維原料から機械的又は化学的の処理により製造したものに限る。）<br>一　木材パルプ<br>(一)　機械パルプ　五％<br>(二)　化学パルプ<br>A　サルファイトパルプ　五％<br>B　クラフトパルプ　五％<br>C　その他のもの　五％<br>二　その他のもの<br>(一)　コットンリンターパルプ　無税<br>(二)　その他のもの　五％ | 無税 |
| 四七・〇二 | 紙又は板紙のくず（紙又は板紙の製品のくずにあつては、製紙用のみに適するものに限る。） | 無税 |

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三二・〇九号のスタンプ用のはく

(b)　香料又は化粧料として用いる紙（第三三・〇六号参照）

(c)　紙せっけん（第三四・〇一号参照）、洗浄剤を塗布し又はしみ込ませた紙（第三四・〇二号参照）及びみがき料、クリームその他これらに類する調製品をしみ込ませたセルロースウォッディング（第三四・〇五号参照）

(d)　感光性の紙及び板紙（第三七・〇三号参照）

(e)　紙又は板紙で補強した積層人造プラスチックのシート（第三九・〇一号から第三九・〇六号まで参照）、バルカナイズドファイバー（第三九・〇三号参照）及びこれらの物品（第三九・〇七号参照）

(f)　第四二・〇二号に該当する旅行用具その他の物品

(g)　第四六類に該当する組物材料の製品その他の物品

(h)　紙糸及びその織物製品（第一一部参照）

(ij)　研摩紙（第六八・〇六号参照）及び紙又は板紙を裏張りしたはく離雲母（第六八・一五号参照。なお、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、第四八・〇七号に属する。）

(k)　紙又は板紙を裏張りした金属のはく（第一五部参照）

(l)　楽器用のせん孔した紙及び板紙（第九二・一〇号参照）

(m)　第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品及び第九八類に該当するボタンその他の物品

2　3に定める場合を除き、第四八・〇一号及び第四八・〇二号には、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げをした紙及び板紙（擬透き入れのものを含む。）並びに着色し又は大理石模様を入れた紙及び板紙（パルプに色付けして紙又は板紙にしたものに限る。）を含むものとし、さらに加工したもの（たとえば、塗布し又はしみ込ませたもの）を含まない。

3　第四八・〇一号から第四八・〇七号までにおいて二以上の号の記載に該当する紙又は板紙は、その該当する号のうち最後の号に属する。

4　第四八・〇一号から第四八・〇七号までの物品には、紙、板紙又はセルロースウォッディングのうち次のものを含まない。

(a)　幅が一五センチメートル以下のストリップ状又はロール状のもの

(b)　折りたたんでない状態において、各辺の長さが三六センチメートル以下の正方形又は長方形のシート状のもの

(c)　正方形及び長方形以外の形状に切つたもの

もつとも、手すき紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないものは、3に定める場合を除き、第四八・〇二号に属する。

5　第四八・一一号においい壁紙及びリンクラスタは、次の物品に限る。

(a)　壁又は天井の装飾に適するロール状の紙で次に掲げるもの

(i)　一端又は両端に余白のあるもの（ガイドマークがあるかどうかを問わない。）

(ii)　余白のないもので、表面に着色し、図案を印刷し、塗布し又は型押しをしたもの（幅が六〇センチメートル以下のものに限る。）

(b)　縁、フリーズ又はかどに使用する紙で壁又は天井の装飾に用いるもの

6　第四八・一五号には、ペーパーウール、組細工に用いるペーパーストリップ（ひだを付けたものであるか、又は塗布したものであるかどうかを問わない。）及びロール状又は束状のトイレットペーパーを含むものとし、7に規定する物品を含まない。

7　第四八・二一号には、統計機械用のカード、ジャカード機その他これに類する機械に用いるせん孔した紙及び板、紙製のレース、シェルフエッジング、テーブルクロス、ナプキン、ハンカチ及びガスケット、成型し又は圧搾した木材パルプの製品並びに裁縫用

の型紙を含む。

8　紙、板紙、セルロースウォッディング及びこれらの製品で字又は絵を印刷したもののうち、当該字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し附随的でないものは、第四九類に該当する印刷物とする。

第一節　紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限る。）

| | | |
|---|---|---|
| 四八・〇一 | 機械すきの紙及び板紙（セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。） | |
| | 一　薄葉紙（一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。） | |
| | (一)　製造たばこ用の巻紙用紙 | 二〇％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| | 二　印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。） | |
| | (一)　新聞用紙（砕木パルプを含有するもののうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルをこえるロール状のものに限る。） | 七・五％ |
| | (二)　その他のもの | 一〇％ |
| | 三　包装用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。） | 一五％ |
| | 四　板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。） | 一〇％ |
| | 五　その他のもの | |
| | (一)　一平方メートルの重量が一三〇グラムをこえるもの（ロール状のものに限る。） | 二〇％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| 四八・〇二 | 手すきの紙及び板紙 | 一五％ |
| 四八・〇三 | 硫酸紙、耐脂紙及びこれらの模造紙並びに透明の光沢紙（板紙のものを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。） | 一五％ |
| 四八・〇四 | 張り合わせた紙及び板紙（塗布し又はしみ込ませたものを除くとともに、内面を補強したものであるかどうかを問わないものとし、ロール状又はシート状のものに限る。） | 一五％ |
| 四八・〇五 | 段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限る。） | |
| | 一　段ボール及び波形紙 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 四八・〇六 | 紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、けい線、線又は方眼線を引いたものに限るものとし、その他の印刷をしたものを除く。） | |
| | 一　紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一〇％ |
| 四八・〇七 | 紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。） | |
| | 一　アートペーパー | 一五％ |
| | 二　トレーシングペーパー | 一五％ |
| | 三　パラフィンペーパー及びワックスペーパー | 一〇％ |
| | 四　油紙 | 一〇％ |
| | 五　リソグラフィックペーパー | 一五％ |
| | 六　カーボンペーパー | 一五％ |
| | 七　タールペーパー | 一〇％ |
| | 八　天然ゴム又は合成ゴムを主体とする接着剤を塗布した接着性の物品 | 一五％ |
| | 九　その他のもの | 二〇％ |
| 四八・〇八 | 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート | 五％ |
| 四八・〇九 | 建築用ボード（木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| | 第二節　紙及び板紙（特定の形状に切つたものに限る。）並びに紙又は板紙の製品 | |
| 四八・一〇 | 製造たばこ用巻紙（小冊子状のものであるか、又は円筒状のものであるかどうかを問わないものとし、たばこの製造に適する幅に切つたものに限る。） | 二〇％ |
| 四八・一一 | 壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー | |
| | 一　壁紙及びリンクラスタ | 一五％ |
| | 二　グラスペーパー | 一五％ |
| 四八・一二 | 紙又は板紙をもととして製造した床敷き（特定の形状に切つたものであるか、又はリノリウムコンパウンドを塗布したものであるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 四八・一三 | カーボンペーパーその他の複写紙（謄写版原紙を含む。）及びトランスファーペーパー（特定の形状に切つたものに限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わない。） | 一五％ |

| | | |
|---|---|---|
| | 一　カーボンペーパー | |
| | 二　トランスファーペーパー | |
| | 三　その他のもの | |
| 四八・一四 | 便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの | 一五％ |
| 四八・一五 | その他の紙及び板紙（特定の形状に切つたものに限る。） | 一五％ |
| | 一　印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。） | 一〇％ |
| | 二　ろ紙及び試験紙（理化学用又は工業用のものに限る。） | 一〇％ |
| | 三　板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムをこえるものに限る。） | 一〇％ |
| | 四　その他のもの | 一五％ |
| 四八・一六 | 紙製又は板紙製の箱、袋その他の包装容器 | |
| | 一　紙袋 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 四八・一七 | 紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの | 一五％ |
| 四八・一八 | 帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、ブロッチングパッド、書類ばさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー | |
| | 一　アルバム | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 四八・一九 | 紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるか、又はのりを付けてあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 四八・二〇 | 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（あなあけしてあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 四八・二一 | 製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッディングのその他の製品 | 無税 |
| | 一　せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | |

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書及び図案

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　紙、板紙、セルロースウォッディング及びこれらの製品で字又は絵を本来の用途に対し単に附随的に印刷したもの（第四八類参照）

(b)　第九七類に該当するトランプその他の物品

(c)　銅版画、木版画、石版画その他の版画（第九九・〇二号参照）、第九九・〇四号に該当する郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品並びに製作後百年をこえるこつとうその他第九九類に該当する物品

2　新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品で製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーでセットにしたものは、第四九・〇一号に該当するものとし、第四九・〇二号には該当しない。

3　第四九・〇一号には、次の物品を含む。

(a)　絵その他の作品を複製した印刷物（内容に関する説明文を有するもので、書籍の作成に適するようにし、ページを入れたものに限る。）

(b)　書籍に附属する補足説明用の絵画（書籍とともに輸入するものに限る。）

(c)　折り丁その他書籍の一部を構成する印刷物（仮とじ又は製本に適するものに限る。）

もつとも、説明文を有しない印刷した絵及びさし絵（折り丁であるか、又は単独のシートであるかどうかを問わない。）は、第四九・一一号に該当する。

4　第四九・〇一号及び第四九・〇二号には、名前入りで広告用に作られた出版物及び主として広告に用いられる出版物（観光案内用のものを含む。）を含まない。これらの物品は、第四九・一一号に該当する。

5　第四九・〇三号において「幼児用の絵本」とは、絵を主体とした幼児用の本をいう。

6　第四九・〇六号において手書き文書及びタイプ文書には、カーボンペーパー又は感光紙を用いて得たこれらの写しを含む。この類において印刷したものには、謄写機又は複写機により複写したものを含む。

7　第四九・〇九号において「絵葉書」とは、絵を主体としたカードで葉書用の表示を印刷したものをいう。

| | | |
|---|---|---|
| 四九・〇一 | 印刷した書籍（仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。） | 無税 |
| 四九・〇二 | 新聞、雑誌その他の定期刊行物（さし絵があるかどうかを問わない。） | 無税 |
| 四九・〇三 | 幼児用の絵本及び習画本 | 無税 |
| 四九・〇四 | 楽譜（手書きのものを含むものとし、製本したものであるか、又はさし絵があるかどうかを問わない。） | 無税 |
| 四九・〇五 | 地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの及び地形図を含む。）、地球儀及び天球儀（印刷したものに限る。） | 無税 |
| 四九・〇六 | 設計図及び図案（工業用、建築用、工学用、商業用その他これ | 無税 |

らに類する用途に供するもので、原図であるか、又は感光紙に複写したものであるかどうかを問わない。）並びに手書き文書及びタイプ文書　四九・〇七　無税

郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。）並びにこれらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券並びに株券、債券その他これらに類する有価証券及び小切手帳　四九・〇八　無税

デカルコマニア　四九・〇九　一五％

絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード（印刷したものに限るものとし、トリミングしてあるかどうかを問わない。）　四九・一〇　一五％

カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。）　四九・一一　一五％

写真、印刷した絵画及びその他の印刷物

一　写真　一五％

二　その他のもの　無税

## 第一一部　紡織用繊維及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二号参照）並びに馬毛及びそのくず（第〇五・〇三号参照）

(b)　人髪及びその製品（通常搾油機その他これに類する機械に使用するろ過布（第五九・一七号）を除く。第〇五・〇一号、第六七・〇三号及び第六七・〇四号参照）

(c)　第一四類に該当する植物性材料

(d)　石綿（第二五・二四号参照）及びその製品（第六八・一三号及び第六八・一四号参照）

(e)　第三〇・〇四号又は第三〇・〇五号に該当するウォッディング、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は外科用の物品、殺菌した外科用縫合材その他の物品

(f)　感光性の紡織用繊維の織物類（第三七・〇三号参照）

(g)　人造プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルをこえるもの及び人造プラスチックのストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）で幅が五ミリメートルをこえるもの（第三九類参照）並びにこれらの組物及び織物（第四六類参照）

(h)　紡織用繊維の織物、フェルト、不織布及びこれらの製品でゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆又は積層したもののうち、第四〇類に該当するもの

(ij)　脱毛してない獣皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照）並びに第四三・〇三号又は第四三・〇四号に該当する毛皮製品、人造毛皮及びその製品

(k)　第四二・〇一号又は第四二・〇二号に該当する馬具、旅行用具、雑のう、ハンドバッグその他の物品

(l)　セルロースウォッディング（第四八類参照）

(m)　第六四類に該当するはき物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品

(n)　第六五類に該当する帽子及びその部分品

(o)　ヘアネット（第六五・〇五号及び第六七・〇四号参照）

(p)　第六七類に該当する物品

(q)　研摩材料を塗布した糸、コード及び織物類（第六八・〇六号参照）

(r)　ガラス繊維及びその製品（ガラス繊維の糸でししゅうしたもので基布を有するものを除く。第七〇類参照）

(s)　第九四類に該当する家具、寝具その他の物品

(t)　第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品

2

(A)　第五〇類から第五七類までにおいて、二以上の異なる紡織用繊維から成る物品については、次に定めるところによる。

(a)　絹、絹ノイル又はくず絹を含む物品で、絹、絹ノイル又はくず絹の重量が全重量の一〇％をこえるものは、第五〇類に属するものとし、この類の各号の適用にあたつては、これらのうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。

(b)　その他の物品は、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。

(B)　(A)の適用については、次に定めるところによる。

(a)　金属を交じえた糸は、単一の紡織用繊維とみなし、その重量は、これを構成する繊維及び金属の重量の合計による。また、織物の一部を構成する金属糸は、紡織用繊維とみなす。

(b)　関係する一の号において異なる紡織用繊維が含まれている場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

(c)　紡織用繊維以外の物品は、(a)に規定する糸を除き、構成材料の重量には算入しない。

(C)　(A)及び(B)の規定は、3又は4に掲げる糸についても適用する。

3

(A)　この部において次に掲げる糸は、(B)に掲げる物品を除き、ひも、綱及びケーブルとする。

(a)　絹糸、絹紡糸、絹紡紬（ちゅう）糸又は第五一類の注1(b)に掲げる人造繊維の糸（第五一類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一メートルの重量が二グラム（一八、〇〇〇デニール）をこえるもの

(b)　第五一類の注1(a)に掲げる人造繊維の糸（第五一類の二本以上の単繊維から製造

した糸を含む。）で一メートルの重量が一グラム（九、〇〇〇デニール）をこえるもの

(c) 大麻糸及び亜麻糸で次に掲げるもの

(i) みがいたもの又はつや出ししたもので、その一キログラム当たりの長さにストランド数を乗じた値が七、〇〇〇メートルに満たないもの

(ii) みがいてないもの又はつや出ししてないもので、一メートルの重量が二グラムをこえるもの

(d) コイヤヤーンで三本以上の糸をよつたもの

(e) その他の植物性繊維の糸で一メートルの重量が二グラムをこえるもの

(f) 金属で補強した糸

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属で補強した糸を除く。）

(b) 人造繊維のトウ、スライバー及びロービング

(c) 天然テグス並びに絹製又は人造繊維製のカットガット及び第五一類の単繊維

(d) 金属を交じえた糸（金属で補強した糸を除く。）

(e) シェニールヤーン及びジンプヤーン

4 (A) 第五〇類、第五一類、第五三類、第五四類、第五五類及び第五六類において「小売用の糸」とは、(B)に掲げる物品を除き、次の要件に該当するものをいう。

(a) ボール巻の糸又はカード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で、一個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であること。

(i) 亜麻糸及びラミー糸については、二〇〇グラム

(ii) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(iii) その他の糸については、一二五グラム

(b) かせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であること。

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(c) 数個の小さなかせに区分してあるものから成るかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であること。

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。

(i) 羊毛又は繊獣毛の単糸で漂白してないもの

(ii) 羊毛又は繊獣毛の単糸のうち漂白し、染色し又はなつ染したもので、一キログラムの長さが二、〇〇〇メートルに満たないもの

(b) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンのうち漂白してないもので次に掲げるもの

(i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸

(ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は繊獣毛の糸を除く。）

(c) 絹、絹ノイル又はくず絹のマルチプルヤーン又はケーブルヤーンのうち漂白し、染色し又はなつ染したもので、より合わせた状態で測定した長さが一キログラムにつき七五、〇〇〇メートル以上のもの

(d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで次に掲げるもの

(i) あやかせのもの

(ii) コップ、ねん糸用チューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻（繊維工業において使用するものに限る。）に巻いたもの

5 (a) 第五五・〇七号において「もじり織りのもの」とは、その組織の全部又は一部において地縦糸及びこれにからまるもじり縦糸が一本又は二本以上の横糸ごとに一又は二以上のからみ目を作つているものをいう。

(b) 第五八・〇八号において「平編みのもの」とは、模様編みその他の変化組織を有しないもので、同一の形状及び大きさの編目のみが規則的に配列している組織のものをいう。この場合において、編目を形成する際に附随的に生ずるさ細なすき間は、考慮しないものとする。

6 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

(a) 正方形及び長方形以外の形状に裁断した物品

(b) ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ、毛布その他の物品（単に切断することによりそのまま使用することができるものを含むものとし、縫製その他の仕上げを要しないものに限る。）

(c) 縁縫い又は縁かざりをした物品（広幅の反物を切断したものを単にほつれ止めのために縁縫い又は縁かがりをしたものを除く。）及び縁にふさをつけた物品

(d) 一定の形状に裁断した物品でドロンワークをしたもの

(e) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかどうかを問わない。）を除く。）

7 第五〇類から第五七類まで及び、文脈により別段に解される場合を除くほか、第五八類から第六〇類までの各号には、6に規定する製品にしたものを含まない。また、第五〇類から第五七類までの各号には、第五八類又は第五九類に該当する物品を含まない。

第五〇類　絹及び絹織物

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五〇・〇一 | 繭（繰糸に適するものに限る。） | 一キログラムにつき | 一四〇円 |
| 五〇・〇二 | 生糸（よつてないものに限る。）<br>一　野蚕のもの | | 無税 |

| | | |
|---|---|---|
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 五〇・〇三 | 絹のくず（繰糸に適しない繭、絹ノイル及び反毛したものを含む。） | 無税 |
| | 一　真綿及びペニー | 無税 |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 五〇・〇四 | 絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用の糸を除く。） | 一五% |
| 五〇・〇五 | 絹紡糸（絹紡紬糸及び小売用の糸を除く。） | 一五% |
| 五〇・〇六 | 絹紡紬糸（小売用の糸を除く。） | 一五% |
| 五〇・〇七 | 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用の糸に限る。） | 一五% |
| 五〇・〇八 | 天然テグス及び絹製のカットガット | 一五% |
| 五〇・〇九 | 絹織物（絹ノイル織物を除く。） | 一五% |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの | 二五% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 五〇・一〇 | 絹ノイル織物 | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの | 二五% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |

第五一類　人造繊維の長繊維及びその織物

注

1　この表において「人造繊維」とは、次のいずれかに該当する物品をいう。

(a)　有機単量体の重合物又は縮合物の繊維又は単繊維（たとえば、ポリアミド系、ポリエステル系、ポリウレタン系又はポリビニル系のもの）

(b)　繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化させることにより製造した繊維又は単繊維（たとえば、ビスコース法又は銅アンモニア法によるもの、アセテート繊維及びアルギネート繊維）

2　第五一・〇一号には、第五六類に該当する人造繊維の長繊維のトウを含まない。

3　この類において人造繊維の長繊維の糸には、トウをローラーその他の装置の間を通すことにより、トウを構成する繊維を切断して作つたトウ紡績の糸（第五六類参照）を含まない。

4　人造繊維の単繊維で、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のもののうち、一メートルの重量が六・六ミリグラム（六〇デニール）に満たないものは第五一・〇一号に、その他のものは第五一・〇二号にそれぞれ属するものとし、横断面の最大寸法が一ミリメートルをこえるものは、第三九類に属する。

| | | |
|---|---|---|
| | 人造繊維の材料で製造したストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）のうち、幅が五ミリメートル以下のものは第五一・〇二号に、その他のものは第三九類にそれぞれ属する。 | |
| | 備考 | |
| | この表の細分において「合成繊維」とは、注1(a)に掲げる物品をいう。 | |
| 五一・〇一 | 人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。） | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの | 二五% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 五一・〇二 | 単繊維、ストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）及びカットガット（人造繊維の材料で製造したものに限る。） | |
| | 一　合成繊維の材料で製造したもの | 二五% |
| | 二　アセテート繊維の材料で製造したもの | 二五% |
| | 三　その他のもの | 一五% |
| 五一・〇三 | 人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸に限る。） | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの | 二五% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 五一・〇四 | 人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。） | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリップを含む。）の重量が全重量の五〇%をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの | 二五% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| | 第五二類　金属を交じえた糸及び織物 | |
| 五二・〇一 | 金属を交じえた糸（紡織用繊維の糸に金属を交じえ、塗布し又は被覆した糸に限るものとし、製法を問わない。） | 二〇% |
| 五二・〇二 | 金属糸又は金属を交じえた糸を用いた織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いるものに限る。） | 二〇% |
| | 第五三類　羊毛その他の獣毛及び毛織物 | |

注

この類において「繊獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、やく、らくだ、うさぎ、

| | | |
|---|---|---|
| | ビーバー、ヌートリヤ、ムスクラット又はアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。 | |
| 五三・〇一 | 羊毛(カードし又はコームしたものを除く。) | 無税 |
| 五三・〇二 | その他の獣毛(カードし又はコームしたものを除く。) | |
| | 一　アルパカの毛 | 無税 |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 五三・〇三 | 羊毛その他の獣毛のくず(反毛したものを除く。) | 無税 |
| 五三・〇四 | 羊毛その他の獣毛のくず(反毛したものに限るものとし、ぼろを反毛したものを含む。) | 無税 |
| 五三・〇五 | 羊毛その他の獣毛(カードし又はコームしたものに限る。) | |
| | 一　ロービング | 五% |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 五三・〇六 | 紡毛糸(羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。) | 一〇% |
| 五三・〇七 | 梳毛糸(羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。) | 一〇% |
| 五三・〇八 | 紡毛糸及び梳毛糸(繊獣毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。) | 一〇% |
| 五三・〇九 | 馬毛の糸及びその他の獣毛の糸(小売用の糸を除く。) | 一〇% |
| 五三・一〇 | 羊毛、馬毛その他の獣毛の糸(小売用の糸に限る。) | 一〇% |
| 五三・一一 | 毛織物(羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。) | 一五% |
| | 一　一平方メートルの重量が二〇〇グラムをこえるもの | 二〇%(その率が一平方メートルにつき三三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 五三・一二 | 毛織物(その他の獣毛製のものに限るものとし、馬毛製のものを除く。) | 一五% |
| 五三・一三 | 毛織物(馬毛製のものに限る。) | 一五% |
| | 第五四類　亜麻、ラミー及びこれらの織物 | |
| 五四・〇一 | 亜麻(精紡したものを除く。)並びに亜麻のトウ及びくず(ぼろを反毛したものを含む。) | |
| | 一　亜麻(精練したものに限る。) | 一五% |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 五四・〇二 | ラミー(精紡したものを除く。)並びにラミーのノイル及びくず(ぼろを反毛したものを含む。) | |
| | 一　ラミー(精練したものに限る。) | 一五% |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 五四・〇三 | 亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸を除く。) | 二〇% |
| 五四・〇四 | 亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸に限る。) | 二五% |
| 五四・〇五 | 亜麻織物及びラミー織物 | |
| | 一　平織りのもの | |
| | (一)　二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一一〇をこえ、かつ、一平方メートルの重量が一三五グラム以下のもの | 三五% |
| | (二)　その他のもの | 三〇% |
| | 二　その他のもの | 三五% |
| | 第五五類　綿及び綿織物 | |
| 五五・〇一 | 実綿及び繰綿(カードし又はコームしたものを除く。) | 無税 |
| 五五・〇二 | コットンリンター | 無税 |
| 五五・〇三 | 綿のくず(ぼろを反毛したものを含むものとし、カードし又はコームしたものを除く。) | 無税 |
| 五五・〇四 | 綿(カードし又はコームしたものに限る。) | 無税 |
| 五五・〇五 | 綿糸(小売用の糸を除く。) | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%をこえるもの | 一五% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　縫糸、カタン糸、ししゅう糸及びレース糸 | 七・五% |
| | (二)　その他のもの | 五%(その率が一キログラムにつき三五円の従量税率より低いときは、当該従量税率) |
| 五五・〇六 | 綿糸(小売用の糸に限る。) | 七・五% |
| 五五・〇七 | 綿織物(もじり織りのものに限る。) | |
| | 一　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの | 二〇% |
| | 二　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%をこえるもの(一に掲げるものを除く。) | 一五% |
| | 三　その他のもの | 一〇% |
| 五五・〇八 | テリータオル地その他のテリー織りの綿織物 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 一　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの | 二〇％ |
| | 二　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇％をこえるもの（一に掲げるものを除く。） | 一五％ |
| 五五・〇九 | 三　その他のもの | 一〇％ |
| | その他の綿織物 | |
| | 一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻又はラミーのもの | 二五％ |
| | 二　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの | 二〇％ |
| | 三　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇％をこえるもの（二に掲げるものを除く。） | 一五％ |
| | 四　その他のもの | 一〇％（その率が七・五％及び一平方メートルにつき二円六〇銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） |

第五六類　人造繊維の短繊維及びその織物

注

第五六・〇二号は、平行した同一の長さの人造繊維の長繊維のトウで次の要件を備えているものに限り適用する。

(a) 長さが二メートルをこえること。

(b) より数が一メートルにつき五に満たないこと。

(c) 構成する単繊維の重量が一メートルにつき六・六ミリグラム（六〇デニール）に満たないこと。

(d) 第五一類の注1(a)に掲げる繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍をこえて伸びないこと。

(e) トウの総重量が次の重量をこえること。

(i) 第五一類の注1(b)に掲げる繊維のものについては、一メートルにつき〇・五グラム（四、五〇〇デニール）

(ii) 第五一類の注1(a)に掲げる繊維のものについては、一メートルにつき一・六六グラム（一五、〇〇〇デニール）

長さが二メートル以下のトウは、第五六・〇一号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 五六・〇一 | 人造繊維の短繊維（カードし、コームし又はその他の紡績準備を処理をしたものを除く。） | |
| 五六・〇二 | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの | 二五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| | 人造繊維の長繊維のトウ（短繊維製造用のものに限る。） | |
| | 一　合成繊維のもの | 二五％ |
| | 二　アセテート繊維のもの | 二五％ |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 五六・〇三 | 人造繊維の長繊維又は短繊維のくず（ぼろを反毛したもの及び糸くずを含むものとし、カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。） | |
| | 一　合成繊維のくず | 一二・五％ |
| | 二　その他のもの | 無税 |
| 五六・〇四 | 人造繊維の短繊維及びくず（カードし、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたものに限る。） | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの | 二五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 五六・〇五 | 人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く。） | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの | 二五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 五六・〇六 | 人造繊維の紡績糸（小売用の糸に限る。） | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの | 二五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 五六・〇七 | 人造繊維の織物（紡績糸で織つたものに限る。） | |
| | 一　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの | 二五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |

第五七類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

| | | |
|---|---|---|
| 五七・〇一 | 大麻（精紡したものを除く。）並びに大麻のトウ及びくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。） | 無税 |
| 五七・〇二 | マニラ麻（精紡したものを除く。）並びにマニラ麻のトウ及びくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。） | 無税 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五七・〇三 | 黄麻（精紡したものを除く。）並びに黄麻のトウ及びくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。） | 無税 | 無税 |
| 五七・〇四 | その他の植物性紡織用繊維（精紡したものを除く。）及びそのくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。） | | |
| | 一　カポック繊維及びサイザル麻繊維 | | |
| | 二　その他のもの | | |
| 五七・〇五 | 大麻糸 | 無税 | 七・五％ |
| 五七・〇六 | 黄麻糸 | 無税 | 二〇％ |
| 五七・〇七 | その他の植物性紡織用繊維の糸 | 七・五％ | |
| 五七・〇八 | 紙糸 | 一〇％ | |
| 五七・〇九 | 大麻織物 | 一五％ | |
| 五七・一〇 | 黄麻織物 | 二五％ | |
| 五七・一一 | その他の植物性紡織用繊維の織物 | 一〇％ | |
| 五七・一二 | 紙糸の織物 | 一五％ | |

第五八類　じゅうたんその他の敷物、つづれ織物、パイル織物、シェニール織物、細幅織物、トリミング並びにチュールその他の網地、レース及びししゅう布

注

1　この類には、第五九類に該当する塗布し又はしみ込ませた織物類、ゴム糸を用いた織物類及びトリミング、機械用のベルチングその他の物品を含まない。ただし、紡織用繊維の基布にししゅうしたものは、第五八・一〇号に該当する。

2　第五八・〇一号及び第五八・〇二号においてじゅうたんその他織物類の敷物には、本来床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含むものとし、これらの号には、第五九類に該当するフェルト製敷物を含まない。

3　第五八・〇五号において「細幅織物」とは、次の物品をいう。

(a)　幅が三〇センチメートル以下の織物（切つたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。）

(b)　袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの

(c)　縁を折つたバイアステープで縁を伸ばした幅が三〇センチメートル以下のもの

織物自体の糸で縁にふさをつけた細幅織物は、第五八・〇七号に該当する。

4　第五八・〇八号には、第五九・〇五号に該当するひも又は綱で作つた網及び網地を含まない。

5　第五八・一〇号においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸でししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布を有するもの及び金属又はガラスの薄片、ビーズ、紡織用繊維その他の物品で作つた装飾品を縫い付けてアプリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇三号参照）を含まない。

6　この類に掲げる物品には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いる金属糸製のものを含む。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五八・〇一 | じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。） | 三〇％ | |
| 五八・〇二 | じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。） | 三〇％ | |
| 五八・〇三 | ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品を用いて手針によりつづれ織り風にした織物 | 三〇％ | |
| 五八・〇四 | パイル織物及びシェニール織物（第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリー織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。） | | |
| | 一　添加糸が羊毛又は繊獣毛のもの | | |
| | (一)　アストラカン織り又はシール織りのもの | 三五％ | |
| | (二)　その他のもの | 二〇％ | |
| | 二　添加糸が綿のもの | 一〇％ | |
| | 三　添加糸が人造繊維のもの | | |
| | (一)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの | 二五％ | |
| | (二)　その他のもの | 一五％ | |
| | 四　添加糸が絹のもの | 二五％ | |
| | 五　その他のもの | 二〇％ | |
| 五八・〇五 | 細幅織物及び接着剤で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類似の物品（第五八・〇六号に該当する物品を除く。） | 二〇％ | |
| 五八・〇六 | 織物製のラベル、バッジその他これらに類する物品（ストリップ状のもの及び特定の形状に切つたものを含むものとし、ししゅうしたものを除く。） | | |
| 五八・〇七 | シェニールヤーン、ジンプヤーン（第五二・〇一号の金属を交じえた糸及び馬毛をしん糸に用いたジンプヤーンを除く。）並びに組ひも及び装飾用トリミングでそのまま特定の用途に供しないもの並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する物品 | 二〇％ | |
| 五八・〇八 | チュールその他の網地（平編みのものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） | 二五％ | |

| | |
|---|---|
| 一　綿製のもの | 一五％ |
| 二　人造繊維製又はアセテート繊維製のもの | |
| (一)　合成繊維製のもの | 二五％ |
| (二)　その他のもの | 二〇％ |
| 三　その他のもの | 二〇％ |
| チュールその他の網地（模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及び手製又は機械製のレース（レース地及びモチーフに限る。） | 三〇％ |
| ししゆう布（モチーフを含む。） | 三〇％ |
| 五八・〇九 | |
| 五八・一〇 | |

第五九類　ウォッディング、フェルト、ひも、綱、ケーブル、特殊織物類、塗布し又はしみ込ませた織物類及び工業用の紡織用繊維製品

注

1　この類において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五七類まで、第五八・〇四号又は第五八・〇五号の紡織用繊維の織物類、第五八・〇七号の組ひも及びトリミング、第五八・〇八号又は第五八・〇九号のチュールその他の網地、第五八・〇九号のレース並びに第六〇・〇一号のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2　第五九・〇八号及び第五九・一二号には、塗布し又はしみ込ませたことが明らかでない織物類及びこれらの処理の有無が単に色彩の変化によつてのみ判別することができる織物類を含まない。また、第五九・一二号には、次の物品を含まない。

(a)　絵模様を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いるものを除く。）

(b)　繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付けて絵模様を表わした織物類

(c)　でん粉その他これに類する物品を用いて通常の仕上げをした織物類

3　第五九・一一号において「ゴム加工した紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a)　ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で次の要件に該当するもの

(i)　一平方メートルの重量が一、五〇〇グラム以下であること。

(ii)　一平方メートルの重量が一、五〇〇グラムをこえ、かつ、紡織用繊維の含有量が全重量の五〇％をこえること。

(b)　平行した紡織用繊維の糸をゴムで凝着した織物類似のもの（一平方メートル当たりの重量を問わない。）

(c)　紡織用繊維の織物類とエキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーの板、シート又はストリップとを結合したもの（第四〇類の注2の第二文の規定により同類に該当するものを除く。）

4　第五九・一六号には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルチングで厚さが三ミリメートルに満たないもの

(b)　伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し若しくは積層した紡織用繊維の織物類又はゴムを塗布し若しくはしみ込ませた紡織用繊維の糸若しくはコードで製造したものに限る。第四〇・一〇号参照）

5　第五九・一七号には、次の物品を含むものとし、当該物品は、第一一部の他のいずれの号にも含まれない。

(a)　紡織用繊維製の物品で次に掲げるもの（第五九・一四号から第五九・一六号までに掲げる物品の特性を有するものを除く。）

(i)　通常針布に使用する紡織用繊維の織物類、フェルト及びフェルトを張り付けた織物で、ゴム、革その他の物品を塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらに類する通常機械に使用する織物類

(ii)　ふるい用の布

(iii)　通常搾油機その他これに類する機械に使用するろ過布（紡織用繊維製又は人毛製のものに限る。）

(iv)　通常製紙機その他の機械に使用する紡織用繊維の織りフェルト（管状又はエンドレスのもので経糸のいずれかに単糸又は合ねん糸を用いたもの及びシート状に織つたもので経糸のいずれかに合ねん糸を用いたものに限るものとし、塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。）

(v)　通常機械に使用する紡織用繊維の織物類（金属で補強したものに限る。）

(vi)　通常製紙機その他の機械に使用する紡織用繊維の織物類（第五二・〇一号に該当する金属を交じえた糸のものに限る。）

(vii)　通常機械に使用するパッキング用又は潤滑用のコードその他これに類する物品（塗布してあるか、しみ込ませてあるか、又は金属で補強してあるかどうかを問わない。）

(b)　ガスケッド、ワッシャー、ポリッシングディスク、機械部分品その他通常機械に使用する紡織用繊維製品（第五九・一四号から第五九・一六号までに該当するものを除く。）

| | |
|---|---|
| 五九・〇一 | ウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ |

| | | |
|---|---|---|
| | 一　ミルネップ | |
| 五九・〇二 | 二　その他のもの | 無税 |
| | フェルト及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　フェルト | 一〇％ |
| | 二　フェルト製品 | 一五％ |
| 五九・〇三 | 不織布及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　不織布 | 二〇％ |
| | 二　不織布の製品 | 二〇％ |
| 五九・〇四 | ひも、綱及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。） | |
| | 一　綿製のもの | 一〇％ |
| | 二　黄麻製又はマニラ麻製のもの | 二〇％ |
| | 三　亜麻製、ラミー製、大麻製又はサイザル麻製のもの | 一五％ |
| | 四　合成繊維製のもの | 二〇％ |
| | 五　その他のもの | 一〇％ |
| 五九・〇五 | 漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る。）並びに網及び網地（ひも又は綱で作つたものに限る。） | |
| | 一　綿製のもの | 一〇％ |
| | 二　亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの | 一五％ |
| | 三　合成繊維製のもの | 二〇％ |
| | 四　その他のもの | 一〇％ |
| 五九・〇六 | 糸、ひも、綱又はケーブルのその他の製品（紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。） | |
| | 一　亜麻製、ラミー製、大麻製、黄麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの | 二〇％ |
| | 二　合成繊維製又はアセテート繊維製のもの | 二〇％ |
| | 三　その他のもの | 一〇％ |
| 五九・〇七 | 書籍装てい用その他これに類する用途に供する紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物品を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びバックラムその他これに類する織物類でハットファンデーションその他これに類する用途に供するもの | |
| | 一　トレーシングクロス及び画用カンバス | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一〇％ |
| 五九・〇八 | 紡織用繊維の織物類（セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し又はしみ込ませたものに限る。） | |
| 五九・〇九 | 紡織用繊維の織物類（乾性油の調製品又は油を塗布し又はしみ込ませたものに限る。） | 一五％ |
| 五九・一〇 | リノリウム及びその製法に類する方法で製造した物品（紡織用繊維の基布を有するものに限るものとし、床用敷物として使用するものであるかどうかを問わない。）並びに紡織用繊維の基布に塗布した床用敷物（特定の形状に切つてあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 五九・一一 | ゴム加工した紡織用繊維の織物類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） | 二〇％ |
| 五九・一二 | その他の紡織用繊維の織物類（塗布し又はしみ込ませたものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類 | 一五％ |
| | 一　紡織用繊維の織物類（塗布し又はしみ込ませたものに限る。） | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |
| 五九・一三 | ゴム糸を用いた紡織用繊維の織物類及びトリミング（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） | 一五％ |
| 五九・一四 | ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するしん（紡織用繊維を織り、組み又は編んだものに限る。）、ガスマントル用の管状編物及び白熱ガスマントル | 一五％ |
| 五九・一五 | 紡織用繊維製のホースその他これに類する物品（他の材料で内張りし又は補強したもの及び附属品（材料を問わない。）を有するものを含む。） | |
| | 一　亜麻製又はラミー製のもの | 二〇％ |
| | 二　合成繊維製のもの | 二〇％ |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 五九・一六 | 伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 五九・一七 | 紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品（通常機械に使用するものに限る。） | |
| | 一　ふるい用の布 | 一五％ |
| | 二　製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。） | 一五％ |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 第六〇類　メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品 | | |

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第五八・〇九号のクロセ編みのレース

(b)　第五九類に該当するメリヤス編み又はクロセ編みの物品

(c)　コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、ブラジャー、ブレース、サスペンダー、ガーターその他これらに類する物品（第六一・〇九号参照）

(d)　第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の物品

(e)　整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・一九号参照）

2　第六〇・〇二号から第六〇・〇六号までの各号には、次の物品を含む。

(a)　各号に掲げる物品（未完成品を含む。）又はその部分品で、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接特定の形状に編み上げたもの及びメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたもの

(b)　(a)に掲げる物品を製造するために特定の形状にしたメリヤス編物及びクロセ編物

3　第六〇・〇六号のメリヤス編物又はクロセ編物の製品には、サポート用バンドにのみゴム糸又はゴム糸を用いたものを使用したものを含まない。

4　この類に掲げる物品には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いる金属糸製のものを含む。

5　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「ゴム糸を用いたもの」とは、紡織用繊維にゴムの糸を交じえたものをいう。

(b)　「ゴム加工したもの」とは、ゴムを塗布し、しみ込ませ又は被覆したもの及びゴムを塗布し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸を用いたものをいう。

| | | |
|---|---|---|
| 六〇・〇一 | メリヤス編物及びクロセ編物（ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）<br>一　平編み、ゴム編み又はあぜ編みのもの（二に掲げるものを除く。）<br>(一)　羊毛製又は繊獣毛製のもの<br>(二)　綿製のもの<br>(三)　人造繊維製のもの<br>A　合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％をこえるもの<br>B　その他のもの<br>(四)　その他のもの<br>二　模様編みの組織を有するもの | 二〇％<br>一五％<br>二五％<br>一五％<br>二〇％<br>三〇％ |
| 六〇・〇二 | 手袋（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。） | 二〇％ |
| 六〇・〇三 | くつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）<br>一　合成繊維製のもの<br>(一)　女子用の長くつ下<br>(二)　その他のもの<br>二　その他のもの | 三〇％<br>二五％<br>二〇％ |
| 六〇・〇四 | 下着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）<br>一　ししゅうしたもの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの<br>二　その他のもの | 三〇％<br>二〇％ |
| 六〇・〇五 | 外衣類及びその他の編物製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）<br>一　ししゅうしたもの、レースを用いたもの及び模様編みの組織を有するもの<br>二　その他のもの<br>(一)　外衣類<br>(二)　ショール、スカーフ、マフラーその他これらに類する物品<br>(三)　その他のもの | 三〇％<br>二五％<br>二五％<br>二〇％ |
| 六〇・〇六 | メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品（ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものに限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当て及び長くつ下を含む。）<br>一　メリヤス編物及びクロセ編物<br>二　その他のもの | 二〇％<br>二〇％ |

## 第六一類　衣類及びその附属品（メリヤス編み又はクロセ編みものを除く。）

注

1　この類に掲げる物品は、紡織用繊維の織物類（フェルト、不織布、第五八・〇七号の組ひも及びトリミング並びにチュールその他の網地及びレースを含む。）又は金属糸の織物で製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの製品（第六一・〇九号に該当するものを除く。）を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の物品

(b)　整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・一九号参照）

3　第六一・〇一号から第六一・〇四号までの各号においては、次に定めるところによ

る。

(a) 男子用であるか女子用であるかが判別し難い物品は、第六一・〇二号又は第六一・〇四号に属する。

(b) 乳幼児用の物品には、次の物品を含む。

(i) 男児用であるか女児用であるかが判別し難いもの

(ii) ベビーナプキン

4 スカーフその他これに類する物品のうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のものは、第六一・〇五号のハンカチに含まれるものとし、一辺の長さが六〇センチメートルをこえるハンカチは、第六一・〇六号に属する。

5 この類に掲げる物品には、その未完成品及び当該物品を作るために特定の形状にした紡織用繊維の織物類（第六一・〇九号にあつては、同号に掲げる物品を作るために特定の形状にしたメリヤス編み又はクロセ編みの物品を含む。）を含む。

| | | |
|---|---|---|
| 六一・〇一 | 男子用の外衣類 | |
| | 一　毛皮付きのもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 二五% |
| 六一・〇二 | 女子用又は乳幼児用の外衣類 | |
| | 一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの | 四〇% |
| | 二　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの | 三〇% |
| | 三　その他のもの | 二五% |
| 六一・〇三 | 男子用の下着（カラー、シャツフロント及びカフスを含む。） | 二〇% |
| 六一・〇四 | 女子用又は乳幼児用の下着 | |
| | 一　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの | 三〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 六一・〇五 | ハンカチ | |
| | 一　亜麻製又はラミー製のもの | 三五% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの | 三〇% |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　綿製のもの | 一五% |
| | B　その他のもの | 二〇% |
| 六一・〇六 | ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品 | |
| | 一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの | 四〇% |
| | 二　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの | 三〇% |
| | 三　その他のもの | 二五% |
| 六一・〇七 | ネクタイ | 三〇% |
| 六一・〇八 | 女子用のカラー、タッカー、ファラル、ボディスフロント、シャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング | |
| | 一　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの | 三〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 六一・〇九 | コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、ブラジャー、ブレース、サスペンダー、ガーターその他これらに類する物品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを含むものとし、ゴム糸を用いたものであるかどうかを問わない。） | |
| | 一　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの | 三〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 六一・一〇 | 手袋及びくつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） | |
| | 一　手袋 | 二〇% |
| | 二　くつ下類 | 二〇% |
| 六一・一一 | ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーブプロテクター、ポケットその他の衣類附属品（製品にしたものに限る。） | |
| | 一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの | 四〇% |
| | 二　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの | 三〇% |
| | 三　その他のもの | 二〇% |

## 第六二類　紡織用繊維のその他の製品

注

1 この類に掲げる物品は、紡織用繊維の織物類（フェルト及び不織布を除く。）又は第五八・〇七号の組ひも若しくはトリミングで製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの製品を含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第五八類、第五九類又は第六一類に該当する物品

| | | |
|---|---|---|
| | (b) 第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の物品 | |
| 六二・〇一<br>六二・〇二 | ひざ掛け及び毛布<br>ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン並びにカーテンその他の室内用品<br>一　ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの<br>二　その他のもの<br>(イ)　亜麻製又はラミー製のもの<br>(ロ)　その他のもの | 二〇%<br>三〇% |
| 六二・〇三 | 包装用の袋<br>一　黄麻製のもの<br>(イ)　使用したもの<br>(ロ)　使用してないもの<br>A　ガンニー袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）<br>B　その他のもの | 三〇%<br>二〇%<br>無税<br>二三%（その率が一キログラムにつき二四円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| 六二・〇四 | 二　合成繊維製のもの<br>三　その他のもの<br>ターポリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品<br>一　亜麻製、ラミー製又は黄麻製のもの<br>二　その他のもの | 二〇%<br>一五%<br>二〇%<br>一五% |
| 六二・〇五 | 紡織用繊維のその他の製品（ドレスパターンを含む。）<br>第六三類　繊維製品の中古のもの及びぼろ | 二〇%<br>二〇%<br>二三%（その率が一キログラムにつき三八円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| 六三・〇一 | 中古の紡織用繊維製の衣類、衣類附属品、ひざ掛け、毛布、家庭用のリネン及び室内用品（第五八・〇一号、第五八・〇二号又は第五八・〇三号に該当する物品を除く。）並びに中古のはき物及び帽子（ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装のものに限る。）<br>ぼろ並びにひも、綱又はケーブルのくず及びひも、綱又はケーブルの製品のくず | 二五%<br>無税 |
| 六三・〇二 | 第一二部　はき物、帽子、かさ、むち及びこれらの部分品並びに調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品及び扇子<br>第六四類　はき物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 | |

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　本底の付いてないはき物で、メリヤス編み又はクロセ編みのもの（第六〇・〇三号参照）及びその他の紡織用繊維の織物類（フェルト及び不織布を除く。）で作つたもの（第六二・〇五号参照）

(b)　第六三・〇一号に該当する中古のはき物

(c)　石綿製品（第六八・一三号参照）

(d)　整形外科用のはき物その他の機器及びその部分品（第九〇・一九号参照）

(e)　がん具及びスケートを取り付けたスケートぐつ（第九七類参照）

2　第六四・〇五号及び第六四・〇六号において部分品には、くぎ、ブーツプロテクター、はと目、ブーツフック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する号に属する。）及び第九八・〇一号に該当するボタンその他の物品を含まない。

3　第六四・〇一号においてゴム又は人造プラスチックには、紡織用繊維の織物類の表面にゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆したものを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 六四・〇一 | はき物（本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作つたものに限る。） | 二〇% |
| 六四・〇二 | はき物（本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。）<br>一　甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもの<br>二　その他のもの<br>(イ)　本底が革製のもの<br>(ロ)　その他のもの | 三〇%<br>三〇%<br>二〇%<br>二〇% |
| 六四・〇三 | はき物（本底が木製又はコルク製のものに限る。） | 二〇% |
| 六四・〇四 | はき物（本底がその他の材料製のものに限る。） | 二〇% |
| 六四・〇五 | はき物の部分品（甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。） | 二〇% |

| | | |
|---|---|---|
| | 一　革製のもの及び毛皮を用いたもの<br>二　その他のもの | 二〇％<br>一五％ |
| 六四・〇六 | ゲートル、スパッツ、レギンス、クリケット用すね当て、サッカー用すね当てその他これらに類する製品及びこれらの部分品<br>一　革製のもの及び毛皮を用いたもの<br>二　その他のもの | 二〇％<br>一五％ |
| | 第六五類　帽子及びその部分品 | |
| | 注<br>1　この類には、次の物品を含まない。<br>(a)　第六三・〇一号に該当する中古の帽子<br>(b)　人髪製のヘアネット(第六七・〇四号参照)<br>(c)　石綿製の帽子(第六八・一三号参照)<br>(d)　第九七類の人形用又はがん具用の帽子及びカーニバル用品<br>2　第六五・〇二号には、縫い合わせて作つた帽体(組物その他の物品のストリップを螺旋状に縫い合わせて作つた帽体を除く。)を含まない。 | |
| 六五・〇一 | 帽体(フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。)並びにフェルト製のプラトウ及びマンション(スリットマンションを含む。) | 二五％ |
| 六五・〇二 | 帽体(組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。) | 二〇％ |
| 六五・〇三 | フェルト製の帽子(第六五・〇一号に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二五％ |
| 六五・〇四 | 帽子(組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二五％ |
| 六五・〇五 | 帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。) | 四〇％<br>二五％ |

| | | |
|---|---|---|
| 六五・〇六 | その他の帽子(裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)<br>一　外側が毛皮製のもの<br>二　革製のもの及び毛皮付きのもの(一に掲げるものを除く。)<br>三　その他のもの | 四〇％<br>三〇％<br>二五％ |
| 六五・〇七 | 帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム(オペラハット用のスプリングフレームを含む。)、ひさし及びあごひも | 二〇％ |
| | 第六六類　かさ、つえ、むち及びこれらの部分品 | |
| | 注<br>1　この類には、次の物品を含まない。<br>(a)　ものさし兼用のつえその他これに類する物品(第九〇・一六号参照)<br>(b)　ステッキ銃、仕込みづえ、鉛をつめた護身用のつえその他これらに類する物品(第九三類参照)<br>(c)　第九七類に該当するがん具のかさその他の物品<br>2　第六六・〇三号には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、ふさ、革ひも、かさのケースその他これらに類する物品を含まない。これらの物品が輸入の際に第六六・〇一号又は第六六・〇二号に該当する物品に取り付けてないときは、当該物品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する号に属する。 | |
| 六六・〇一 | かさ(つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。)<br>つえ(登山用つえ及びシートスチックを含む。)、むちその他これらに類する物品<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 二〇％<br>四〇％<br>二〇％ |
| 六六・〇二 | 第六六・〇一号又は第六六・〇二号に該当する物品の部分品、トリミング及び附属品<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| | 第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品及び扇子 | |
| | 注<br>1　この類には、次の物品を含まない。 | |

(a) 人髪製のろ過布(第五九・一七号参照)
(b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類で花模様に作つたもの(第一一部参照)
(c) はき物(第六四類参照)
(d) 帽子(第六五類参照)
(e) 羽毛製ダスター(第九六・〇四号参照)、化粧用パフ(第九六・〇五号参照)及び人髪製のふるい(第九六・〇六号参照)
(f) がん具、運動用具及びカーニバル用品(第九七類参照)

2 第六七・〇一号には、次の物品を含まない。
(a) 羽毛又は鳥のわた毛を詰物としてのみ使用した羽根ぶとんその他の物品
(b) 衣類及びその附属品で、羽毛又は鳥のわた毛を単にトリミング又は詰物として使用しているもの
(c) 第六七・〇二号の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品
(d) 扇子(第六七・〇五号参照)

3 第六七・〇二号には、次の物品を含まない。
(a) ガラス製品(第七〇類参照)
(b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料で作つた人造の花、葉又は果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他これらに準ずる方法により一体として作つたもの及び結束、接着その他これらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの

| | | |
|---|---|---|
| 六七・〇一 | 羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第〇五・〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。) | 二〇% |
| 六七・〇二 | 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 | 二〇% |
| 六七・〇三 | 人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。)及びかつらその他これに類する物品の製作用に調整した羊毛その他の獣毛 | |
| | 一　人髪 | 無税 |
| | 二　獣毛 | 一〇% |
| 六七・〇四 | かつら、つけひげ、へアパッド、かもじその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。)及び人髪製のその他の製品(へアネットを含む。) | 二〇% |
| 六七・〇五 | 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(材料を問わない。) | |
| | 一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの | 三〇% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用いたもの | 二五% |
| | (二)　その他のもの | 二〇% |

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

1 注
この類には、次の物品を含まない。
(a) 第二五類に該当する物品
(b) 第四八・〇七号に該当する雲母粉又はグラファイトを塗布した紙、アスファルト紙その他の塗布し又はしみ込ませた紙
(c) 第五九類に該当する雲母粉を塗布した織物、アスファルトをしみ込ませた織物その他の塗布し又はしみ込ませた紡織用繊維の織物類
(d) 第七一類に該当する物品
(e) 第八二類に該当する工具及びその部分品
(f) 第八四・三四号のリソグラフィックストーン
(g) がい子(第八五・二五号参照)及び第八四・二六号に該当する電気絶縁用物品
(h) 歯科用バー(第九〇・一七号参照)
(ij) 第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品
(k) 第九五・〇七号に該当する物品
(l) がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)
(m) 第九八・〇一号に該当するボタンその他の物品、第九八・〇五号に該当する石筆その他の物品及び第九八・〇六号に該当する石盤その他の物品
(n) 美術品、収集品及びこつとう(第九九類参照)

2 第六八・〇二号において石碑用又は建築用の石(加工したものに限る。)には、第二五・一五号又は第二五・一六号に掲げる石を加工したもののほか、けい石、フリント、ドロマイト、ステアタイトその他の天然石を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。

| | | |
|---|---|---|
| 六八・〇一 | 道路その他の舗装に用いる石、縁石及び敷石(天然石製のものに限るものとし、スレート製のものを除く。) | 五% |
| 六八・〇二 | 石碑用又は建築用の石(加工したものに限る。)及びその製品(モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。) | |
| | 一　大理石(みがいたものに限る。)及び大理石製品 | 一五% |
| | 二　その他のもの | 五% |
| 六八・〇三 | スレート(加工したものに限る。)及びスレート製品(凝結スレー | |

| | | |
|---|---|---|
| 六八・〇四 | ト製品を含む。）<br>ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（研摩用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びポイントを含み、フレームに取り付けたものを除くものとし、しん、柄、ソケット、軸その他これらに類する物品（材料を問わない。）を有するかどうかを問わない。）及びこれらのセグメントその他の完成部分品で、天然石（凝結したものであるかどうかを問わない。）製、凝結した天然若しくは人造の研摩材料製又は陶磁製のもの<br>一　ダイヤモンドカッティングホイール<br>二　ダイヤモンドグラインディングホイール<br>三　その他のもの<br>㈠　人造研摩材料製のもの<br>㈡　その他のもの | 一〇％ |
| 六八・〇五 | 砥石その他これに類する物品（手とぎ用のもので、天然石製、凝結した天然若しくは人造の研摩材料製又は陶磁製のものに限る。）<br>一　人造研摩材料製のもの<br>二　その他のもの | 一五％<br>一〇％ |
| 六八・〇六 | 粉状又は粒状の天然又は人造の研摩材料を織物、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切つたもの、縫い合わせたもの及びその他の加工をしたものを含む。）<br>一　研摩紙<br>二　その他のもの | 二〇％<br>一五％ |
| 六八・〇七 | スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離したバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張した鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一二号、第六八・一三号又は第六九類に該当するものを除く。） | 一五％<br>二〇％ |
| 六八・〇八 | アスファルト製品、石油アスファルト製品、コールタールピッチ製品その他これらに類する製品 | 一五％ |
| 六八・〇九 | パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、木材繊維、わら、かんなくず、木くず又はのこくずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材で凝結したものに限る。） | 一五％ |
| 六八・一〇 | プラスター製品 | 一五％ |
| 六八・一一 | セメント製品（スラグセメント製品を含む。）、コンクリート製品及び人造石製品（粒状大理石をセメントで凝結したものの製品を含むものとし、補強してあるかどうかを問わない。）<br>石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品 | 一五％ |
| 六八・一二 | 石綿（加工したものに限る。）及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品（補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。）並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及びこれらの製品 | 一五％ |
| 六八・一三 | ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料（セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 六八・一四 | 雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（マイカナイト、マイカフォリウムその他紙又は織物にはく離雲母を接着したものを含む。） | 五％ |
| 六八・一五 | 石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。） | 一五％ |
| 六八・一六 | 第六九類　陶磁製品<br>注<br>1　この類は、成形した後に焼成した物品に限り適用するものとし、第六九・〇四号から第六九・一四号までの各号には、断熱製品及び耐火製品を含まない。<br>2　この類には、次の物品を含まない。<br>(a)　第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品<br>(b)　第八一・〇四号に該当するサーメット<br>(c)　がい子（第八五・二五号参照）及び第八五・二六号に該当する電気絶縁用物品<br>(d)　義歯（第九〇・一九号参照）<br>(e)　第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品<br>(f)　がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）<br>(g)　第九八類に該当するボタン、喫煙用パイプその他の物品<br>(h)　美術品、収集品及びこつとう（第九九類参照） | |
| 六九・〇一 | 第一節　断熱製品及び耐火製品<br>断熱れんが、断熱ブロック、断熱タイルその他の断熱製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造したものに限 | |

る。）

| | | |
|---|---|---|
| 六九・〇二 | 耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品（第六九・〇一号に該当するものを除く。） | 一〇％ |
| 六九・〇三 | その他の耐火製品（たとえば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、サポート、管、シース及び棒。第六九・〇一号に該当するものを除く。） | 一〇％ |
| | 第二節　その他の陶磁製品 | |
| 六九・〇四 | 建設用れんが（床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品を含む。） | 一五％ |
| 六九・〇五 | かわら、煙突用品その他の建設用品（建築用装飾品を含む。） | 一〇％ |
| 六九・〇六 | 管、導管及びとい（アングル、ベンドその他これらに類する継手を含む。） | 一〇％ |
| 六九・〇七 | 舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施してないものに限る。） | 一〇％ |
| 六九・〇八 | 舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。） | 一〇％ |
| 六九・〇九 | 理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつぼ、ジャーその他これらに類する製品 | 一〇％ |
| | 一　理化学用又は工業用の物品 | |
| | 二　その他のもの | |
| 六九・一〇 | 台所用流し、洗面台、ビデ、便器、浴槽その他これらに類する衛生用備付品 | 一五％ |
| 六九・一一 | 磁器（パリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。） | 一五％ |
| 六九・一二 | その他の陶磁器（食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。） | 一五％ |
| 六九・一三 | 小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品 | 一五％ |
| 六九・一四 | その他の製品 | 一五％ |

## 第七〇類　ガラス及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　窯業用のうわぐすり（第三二・〇八号参照）

(b)　第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品

(c)　がい子（第八五・二五号参照）及び第八五・二六号に該当する電気絶縁用物品

(d)　第九〇類に該当する皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかり、光学的に研摩した光学用品その他の物品

(e)　第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で、第九七類の人形その他の物品に使用するものを除く。）

(f)　第九八類に該当するボタン、魔法びん、香水用噴霧器その他の物品

2　第七〇・〇七号において板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。）には、当該板ガラスの製品（ガラス以外の材料を取り付けてないものに限る。）を含む。

3　この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 七〇・〇一 | ガラスの塊（光学ガラスの塊を除く。）及びくず | 一〇％ |
| | 一　塊 | 無税 |
| | 二　くず | 一〇％ |
| 七〇・〇二 | エナメルガラスの塊、棒及び管 | 二〇％ |
| 七〇・〇三 | ガラスの球、棒及び管（加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。） | 一〇％ |
| | 一　石英ガラスのもの | |
| | 二　その他のもの | |
| 七〇・〇四 | 板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法又はロール法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。）を含む。 | 一五％ |
| | 一　型模様付き板ガラス | 二〇％ |
| | (一)　厚さが二・五ミリメートル以下のもの | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | |
| 七〇・〇五 | 板ガラス（色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限る。） | 一〇％ |
| | 一　無色平面のもの | |
| | (一)　厚さが二・五ミリメートル以下のもの | 一五％ |
| | (二)　厚さが二・五ミリメートルをこえ、四ミリメートル以下のもの | 二〇％ |
| | (三)　厚さが四ミリメートルをこえるもの | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| 七〇・〇六 | みがき板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたも | |

| | | |
|---|---|---|
| 七〇・〇七 | のを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、さらに加工したものを除く。) | 二五% |
| 七〇・〇八 | 板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。）並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス | 二五% |
| 七〇・〇九 | 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。） | 二五% |
| 七〇・一〇 | ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。） | 二五% |
| 七〇・一一 | ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品 | 一五% |
| 七〇・一二 | ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。）<br>一　石英ガラス製のもの | 二〇%<br>一五% |
| 七〇・一三 | 二　その他のもの<br>魔法びんその他の真空容器に用いるガラス製のびん及びそのブランク | 一五% |
| 七〇・一四 | ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。） | 二〇% |
| 七〇・一五 | ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研摩したもの及び光学ガラス製のものを除く。）<br>時計用ガラスその他これに類するガラス（サングラス用のものを含み、曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント | 二〇% |
| 七〇・一六 | ガラス製のれんが、タイル、スラブ、舗装用ブロックその他通常建築用に供するプレス製品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガラス | 二〇% |
| 七〇・一七 | 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス製のアンプル<br>一　石英ガラス製のもの<br>二　その他のもの | 二〇%<br>一五% |
| 七〇・一八 | 光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研摩したものを除く。）並びに視力矯正めがね用レンズのブランク（ガラス製のものに限る。）<br>一　板状のもの<br>二　その他のもの | 二〇%<br>一五% |
| 七〇・一九 | ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（パロティニ） | 二〇% |
| 七〇・二〇 | ガラス繊維（ガラスウールを含む。）、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品<br>一　ガラス繊維の織物<br>二　その他のもの | 二五%<br>二五% |
| 七〇・二一 | その他のガラス製品 | 二〇% |

第一四部　真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類　真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品並びに身辺用模造細貨類

1　注

全部又は一部が次の材料で構成される物品は、第六部の注1(a)及びこの類の他の注において別段の定めがあるものを除き、すべてこの類に含まれる。

(a)　真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石

(b)　貴金属又はこれを張つた金属

2

(a)　第七一・二二号、第七一・二三号及び第七一・一四号には、貴金属又はこれを張つた金属を頭文字、はめ輪、縁金その他のさ細な取付具又は装飾物に用いた物品を含まない。

(b)　第七一・一五号には、貴金属又はこれを張つた金属を用いた製品（これらをさ細な部分に用いたものを除く。）を含まない。

3　この類には、次の物品を含まない。

(a)　コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム（第二八・四九号参照）

(b)　第三〇類に該当する殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品

(c)　第三二類に該当する液状ラスターその他の物品

(d)　第四二・〇二号又は第四二・〇三号に該当するハンドバッグその他の物品

(e) 第四三・〇三号又は第四三・〇四号に該当する物品
(f) 第一一部に該当する紡織用繊維及びその製品
(g) はき物(第六四類参照)及び帽子(第六五類参照)
(h) 第六六類に該当するかさ、つえその他の物品
(ij) 扇子及びうちわ(第六七・〇五号参照)
(k) 貨幣(第七二類及び第九九類参照)
(l) 第六八・〇四号、第六八・〇五号、第六八・〇六号又は第八二類に該当する研摩用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を用いたもの、第八二類に該当する物品で天然、合成又は再生の貴石又は半貴石の作用する部分を卑金属製支持物に取り付けているもの並びに第一六部に該当する機械類、電気機器及びこれらの部分品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石でないもの
(m) 第九〇類、第九一類又は第九二類に該当する精密機器、時計、楽器その他の物品
(n) 武器及びその部分品(第九三類参照)
(o) 第九七類の注2の規定に該当する物品
(p) 第九八類(第九八・〇一号及び第九八・一二号を除く。)に該当する物品
(q) 彫刻及び鋳像(第九九・〇三号参照)、収集品(第九九・〇五号参照)及び製作後一〇〇年をこえるこつとう(第九九・〇六号参照)。ただし、真珠、貴石及び半貴石を除く。

4 (a) 真珠には、養殖真珠を含む。
(b) 「貴金属」とは、銀、金、白金及び白金族のその他の金属をいう。
(c) 「白金族のその他の金属」とは、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

5 この類において、貴金属を含有する合金(焼結したものを含む。)のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の二%以上のものは、貴金属の合金とする。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。
(a) 白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金とする。
(b) 金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%に満たないものは、金の合金とする。
(c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金とする。
この注において白金族の金属は、一つの金属とみなし、これを白金として取り扱うものとする。

6 この表において貴金属には、文脈により別段に解される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金とされるものを含むものとし、貴金属を張つた金属及び貴金属を卑金属又は非金属に塗布し又はめつきした物品を含まない。

7 貴金属を張るという表現は、金属の一面又は二面以上にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張ることをいう。なお、当該表現には、卑金属に貴金属を象眼することを含む。

8 第七一・一二号において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいい、真珠、貴石又は半貴石を用いたものを含む。
(a) 指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用くさり、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル、記章その他小形の身辺用装飾品
(b) シガレットケース、おしろい入れ、さいふ、口中剤入れその他これらに類する身辺用品(通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いるものに限る。)

9 第七一・一三号において細工品には、装飾品、食卓用具、化粧用具、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

10 第七一・一六号において「身辺用模造細貨類」とは、8(a)に掲げる身辺用細貨類(第九八・〇一号のボタン、飾りボタン、カフスボタンその他の物品及び第九八・一二号のくし、ヘアスライドその他の物品を除く。)のうち、真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくはこれを張つた金属を用いてない次のもの(貴金属又はこれを張つた金属をさ細な部分に用いたものを含む。)をいう。
(a) 全部又は一部が卑金属製のもの(貴金属をめつきしてあるかどうかを問わない。)
(b) 木とガラス、骨とこはく、真珠母貝と人造プラスチックその他二種以上の材料(首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。)で構成されるもの

11 この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 七一・〇一 | 第一節　真珠、貴石及び半貴石<br>真珠(加工してあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。) | 一〇% |
| 七一・〇二 | 貴石又は半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。) | |
| | 一　研摩、あなあけその他これらに類する加工をしてないもの | |
| | (一)　ボルト、カーボナードその他の工業用ダイヤモンド | 無税 |
| | (二)　水晶 | 無税 |
| | (三)　その他のもの | 一〇% |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　機械用又は工業用に供するために形作つたもの | |
| | A　ダイヤモンドのもの(伸線用にあなあけ加工をしたものに限る。) | 一五% |
| | B　その他のもの | 五% |

| | | |
|---|---|---|
| | (ニ) その他のもの | |
| 七一・〇三 | 合成又は再生の貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） | 一〇% |
| | 一　機械用又は工業用に供するために形作つたもの | |
| | 二　その他のもの | |
| 七一・〇四 | 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉 | 五% |
| | 第二節　貴金属及び貴金属を張つた金属（加工してないものの及び一次製品に限る。） | |
| 七一・〇五 | 銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。） | 二〇% |
| | 一　銀（合金を除く。） | 無税 |
| | (イ) 塊、片、粒、棒、形材、板及び帯 | |
| | (ロ) その他のもの | |
| 七一・〇六 | 二　銀合金 | 三% |
| 七一・〇七 | 銀を張つた金属（加工してないもの及び一次製品に限る。） | 一〇% |
| | 金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。） | 一〇% |
| | 一　金（合金を除く。） | 二〇% |
| | (イ) 塊、片、粒、棒、形材、板及び帯 | |
| | (ロ) その他のもの | |
| 七一・〇八 | 二　金合金 | 無税 |
| | 金を張つた卑金属及び銀（加工してないもの及び一次製品に限る。） | 一〇% |
| 七一・〇九 | 白金及び白金族のその他の金属（加工してないもの及び一次製品に限る。） | 一〇% |
| | 一　白金及び白金族のその他の金属（他の金属との合金を除く。） | 二〇% |
| | (イ) 塊、片、粒、紛、棒、形材、板及び帯 | |
| | (ロ) その他のもの | |
| 七一・一〇 | 二　白金又は白金族のその他の金属と他の金属との合金 | 無税 |
| | 白金又は白金族のその他の金属を張つた卑金属及び貴金属（加工してないもの及び一次製品に限る。） | 一〇% |
| 七一・一一 | 貴金属の加工くず、溶解くずその他のくず | 一〇% |
| | 一　銀のくず | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 三% |
| | | 無税 |

| | | |
|---|---|---|
| 七一・一二 | 第三節　身辺用細貨類、貴金属細工品その他の製品 | |
| | 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。） | 四〇% |
| 七一・一三 | 細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。） | 四〇% |
| 七一・一四 | その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。） | 四〇% |
| | 一　理化学用又は工業用のもの | 一〇% |
| | 二　その他のもの | 四〇% |
| 七一・一五 | 真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 | 一〇% |
| | 一　理化学用又は工業用のもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 四〇% |
| 七一・一六 | 身辺用模造細貨類 | 四〇% |
| | 一　貴金属をめつきしたもの | 二五% |
| | 二　その他のもの | |
| | 第七二類　貨幣 | |
| | 注 | |
| | この類には、収集品（第九九・〇五号参照）を含まない。 | |
| 七二・〇一 | 貨幣 | |
| | 一　金貨 | 無税 |
| | 二　銀貨（通貨に限る。） | 無税 |
| | 三　その他のもの | |
| | (イ) 本邦通貨 | 無税 |
| | (ロ) その他のもの | その地金である金属のくずの税率と同じ税率 |
| | 第一五部　卑金属及びその製品 | |
| | 注 | |
| | 1　この部には、次の物品を含まない。 | |
| | (a) 第三二・〇八号、第三二・〇九号、第三二・一〇号又は第三二・一三号に該当する調製着色料、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの | |

(b) フェロセリウムその他の発火性合金（第三六・〇七号参照）
(c) 第六五・〇六号又は第六五・〇七号に該当する帽子及びその部分品
(d) かさの卑金属製部分品（第六六・〇三号参照）
(e) 第七一類に該当する貴金属の合金、貴金属を張つた金属、身辺用模造細貨類その他の物品
(f) 第一六部に該当する機械類、電気機器その他の物品
(g) 組み立てた鉄道用線路（第八六・一〇号参照）、車両、航空機、船舶その他第一七部に該当する物品
(h) 第一八部に該当する卑金属製の機器（時計用ばねを含む。）
(ij) 銃砲弾用に調製した鉛弾（第九三・〇七号参照）、武器、銃砲弾その他第一九部に該当する物品
(k) 第九四類に該当する家具、マットレスサポートその他の物品
(l) 手ふるい（第九六・〇六号参照）
(m) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品
(n) 第九八類に該当するボタン、ペン、ペンシルホールダー、ペン先その他の物品

2　この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。
(a) 第七三・二〇号、第七三・二五号、第七三・二九号、第七三・三一号又は第七三・三二号に掲げる物品及び非鉄卑金属製のこれと同種の物品
(b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第九一・一一号）を除く。）
(c) 第八三・〇一号、第八三・〇二号、第八三・〇七号、第八三・〇九号、第八三・一二号又は第八三・一四号に掲げる物品
第七三類から第八二類まで（第七三・二九号及び第七四・一三号を除く。）において部分品には、(a)、(b)及び(c)に定めるはん用性の部分品を含まない。
第二文及び第八三類の注による場合を除き、第七三類から第八一類までの各号には、第八二類又は第八三類に該当する物品を含まない。

3　合金については、次に定めるところによる。
(a) ニッケルの含有量が全重量の一〇％をこえる卑金属合金は、ニッケル合金とする。ただし、鉄の含有重量が他の金属のいずれよりも多いものは、この限りではない。
(b) 第七三類又は第七四類の注に規定するフェロアロイ及びマスターアロイは、それぞれ第七三・〇二号又は第七四・〇二号に属する。
(c) その他の卑金属合金は、含有重量が最も多い金属の合金とする。
(d) この部の卑金属とこの部に該当しない元素とから成る合金（フェロアロイ及びマスターアロイを除く。）で、含有する卑金属の合計重量が重全量の五〇％以上のものは、この部の卑金属の合金とする。
(e) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの及び溶融により製造した金属の不均質な混合物を含む。

4　この表において卑金属には、文脈により別段に解される場合を除くほか、3の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

5　二以上の卑金属から構成される卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、この表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、別段の定めがあるものを除き、含有重量が最も多い卑金属の物品とする。この場合においては、次に定めるところによる。
(a) 鉄及び鋼は、同種の金属とみなす。
(b) 合金は、3の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。

6　この部において「くず」とは、金属の回収用又は化学品の製造用のみに適する金属のくずをいう。

備考

第七四類から第八一類までにおいて「塊」とは、インゴット、ブロック、ランプ、ビレット、ケーキ、スラブ、カソード、アノード、ペレット、ショットその他これらに類する形状の物品（精製してあるかどうかを問わない。）で、圧延、押出し、引抜き、鍛造その他の鍛錬をしてないもの（鋳造し又は焼結したもので、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしたものものを除く。）をいう。

## 第七三類　鉄鋼及びその製品

1　注
(a) この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
第七三・〇一号において「銑鉄」とは、炭素の含有量が全重量の一・九％以上の鉄合金で、次に掲げる元素の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる限度内のものをいう。ただし、炭素の含有量が全重量の一・九％以上で鋼の性質を有する不変形工具鋼は、鋼とする。

| | |
|---|---|
| りん | 一五％未満 |
| けい素 | 八％以下 |
| マンガン | 六％以下 |
| クロム | 三〇％以下 |
| タングステン | 四〇％以下 |
| ニッケル、銅、アルミニウム、チタン、バナジウム、モリブデンその他の合金元素合計 | 一〇％以下 |

(b) 第七三・〇一号において「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六％をこえ三〇％以下の鉄合金で、その他の元素の含有量については、(a)に定める規格に該当するものをいう。
(c) 第七三・〇二号において「フェロアロイ」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄合金で通常鉄鋼の製造に用いるもののうち、次に掲げる元素のいずれか一の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる割合をこえ、鉄以外の合金元素の含有量の合計が全重量の九〇％（マンガンを含有し、かつ、けい素を含有しないものにあつては九二％とし、

けい素を含有するものにあつては九六%とする。)以下のものをいう。

けい素　八%

マンガン　三〇%

クロム　三〇%

タングステン　四〇%

アルミニウム、チタン、バナジウム、モリブデン、ニオブその他の合金元素（鋼を除く。）合計一〇%

(d) 第七三・一五号において「合金鋼」とは、次に掲げる元素のいずれか一の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼（マンガン及びけい素を含有する鋼にあつては、その割合をこえるもの）をいう。

マンガン及びけい素　合計二%

マンガン　二%

けい素　二%

ニッケル　〇・五%

クロム　〇・五%

モリブデン　〇・一%

バナジウム　〇・一%

タングステン　〇・三%

コバルト　〇・三%

アルミニウム　〇・三%

銅　〇・四%

鉛　〇・一%

りん　〇・一二%

いおう　〇・一%

りん及びいおう　合計〇・二%

その他の元素　〇・一%

(e) 第七三・一五号において「高炭素鋼」とは、炭素の含有量が全重量の〇・六%以上の鋼のうち、りん又はいおうの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇四%に満たないもので、りん及びいおうの含有量の合計が全重量の〇・〇七%に満たないものをいう。

(f) 第七三・〇六号において「パドルバー」又は「パドルパイリング」とは、圧延用、鍛造用又は再溶解用のバー又はパイリングで次に掲げるものをいう。

(i) スラグを除去するためにパドル鉄の塊を鍛錬したもの

(ii) 鉄鋼くず又はパドル鉄を熱間圧延により荒く鍛接したもの

(g) 第七三・〇六号において「インゴット」とは、鋳型により鋳造した塊で圧延用又は鍛造用のものをいう。

(h) 第七三・〇七号において「ブルーム」及び「ビレット」とは、横断面が正方形又は長方形の半製品で、その断面積が一、二二五平方ミリメートルをこえ、厚さが幅の四分の一をこえるものをいう。

(ij) 第七三・〇七号において「スラブ」及び「シートバー（チンプレートバーを含む。）」とは、横断面が長方形の半製品で、厚さが六ミリメートル以上、幅が一五〇ミリメートル以上、厚さが幅の四分の一以下のものをいう。

(k) 第七三・〇八号において「コイル（再圧延用のものに限る。）」とは、横断面が長方形の巻いた熱間圧延半製品のうち、厚さが一・五ミリメートル以上で、幅が五〇〇ミリメートルをこえ、かつ、一個の重量が五〇〇キログラム以上のものをいう。

(l) 第七三・〇九号において「ユニバーサルプレート」とは、クローズドボックスミル又はユニバーサルミルにより熱間圧延した横断面が長方形の製品のうち、厚さが五ミリメートルをこえ一〇〇ミリメートル以下で、かつ、幅が一五〇ミリメートルをこえ一、二〇〇ミリメートル以下のものをいう。

(m) 第七三・一二号において「帯」とは、横断面が長方形の圧延製品で、厚さが六ミリメートル以下、幅が五〇〇ミリメートル以下、厚さが幅の一〇分の一以下のもの（巻いてあるか、又は縁を剪断してあるかどうかを問わない。）をいう。

(n) 第七三・一三号において「板」とは、圧延製品で、厚さを問わないものとし、正方形又は長方形のものにあつては、幅が五〇〇ミリメートルをこえるもの（(k)に定めるコイルを除く。）をいう。

第七三・一三号の板には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

(o) 第七三・一四号において「線」とは、横断面が中空でない冷間引抜製品で、横断面の最大寸法が一三ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。なお、第七三・二六号又は第七三・二七号の線には、この寸法の要件に該当する圧延製品を含む。

(p) 第七三・一〇号において「棒（線材を含む。）」とは、横断面が中空でない製品のうち、(h)、(ij)、(k)、(l)、(m)、(n)又は(o)の規定のいずれにも該当しないもので、その横断面が円形、弓形、だ円形、二等辺三角形、正方形、長方形、六角形、八角形又は二等辺台形のものをいう。なお、同号の棒には、コンクリート補強用の棒で、圧延工程で付けられた軽度の節、フランジ、みぞその他の異形部分を除いて、この規定に該当するものを含む。

(q) 第七三・一〇号において「中空マイニングドリル鋼」とは、マイニングドリル用の中空棒鋼で、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルをこえ五〇ミリメートル以下で、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の三分の一以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいい、その他の中空棒鋼は、第七三・一八号に該当する。

(r) 第七三・一一号において「形鋼」とは、横断面が中空でない製品のうち、第七三・一六号又は(h)、(ij)、(k)、(l)、(m)、(n)若しくは(o)の規定のいずれにも該当しないもので、その横断面が円形、弓形、だ円形、二等辺三角形、正方形、長方形、六角形、八角形

及び二等辺台形以外の形状のものをいう。

2　第七三・〇六号から第七三・一四号までの各号には、合金鋼又は高炭素鋼の物品（第七三・一五号参照）を含まない。

3　第七三・〇六号から第七三・一五号までの各号に掲げる物品で材質の異なる鉄鋼のクラッドのものは、重量が最も多い鉄鋼から成るものとする。

4　電解法により得た鉄は、その形状及び寸法に従い、他の方法により得た鉄と同様に取り扱うものとする。

5　第七三・一九号において「水力発電用高圧導水鋼管」とは、横断面が円形のびよう接、溶接又は継目なしの鋼管（曲管を含む。）で、内径が四〇〇ミリメートル、管板の厚さが一〇・五ミリメートルをそれぞれこえるものをいう。

| | | |
|---|---|---|
| 七三・〇一 | 銑鉄及びスピーゲル（なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。） | |
| | 一　銑鉄 | 一〇％ |
| | 二　スピーゲル | 一〇％ |
| 七三・〇二 | フェロアロイ | |
| | 一　フェロシリコン | 一〇％ |
| | 二　フェロマンガン | 一〇％ |
| | 三　フェロクロム | 一〇％ |
| | 四　フェロニッケル | 一〇％ |
| | 五　その他のもの | 一〇％ |
| 七三・〇三 | 鉄鋼のくず | 無税 |
| 七三・〇四 | 鉄鋼のショット及びグリット（選別したものであるかどうかを問わない。）並びに鉄鋼のワイヤーペレット | 一〇％ |
| 七三・〇五 | 鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼 | |
| | 一　鉄の含有量が全重量の九〇％に満たないもの | 五％ |
| | 二　その他のもの | 一〇％ |
| 七三・〇六 | パドルバー及びパドルパイリング並びに鉄鋼のインゴット、ブロック、ランプその他これらに類する形状のもの | |
| | 一　インゴット | 二二・五％ |
| | 二　その他のもの | 二二・五％ |
| 七三・〇七 | 鉄鋼のブルーム、ビレット、スラブ及びシートバー（チンプレートバーを含む。）並びに鉄鋼の荒鍛造品 | |
| | 一　荒鍛造品 | 二二・五％ |
| | 二　その他のもの | 二二・五％ |
| 七三・〇八 | 鉄鋼のコイル（再圧延用のものに限る。） | 一五％ |
| 七三・〇九 | 鉄鋼のユニバーサルプレート | 一五％ |
| 七三・一〇 | 鉄鋼の棒（線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び中空マイニングドリル鋼 | |
| | 一　棒 | |
| | (一)　クラッドのもの及びめつきしたもの | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | |
| | A　冷間成形又は冷間仕上げをしたもの | 一五％ |
| | B　その他のもの | 一五％ |
| | 二　線材（巻いたものに限る。） | |
| | (一)　クラッドのもの及びめつきしたもの | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| | 三　中空マイニングドリル鋼 | 一五％ |
| 七三・一一 | 形鋼（熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び鋼矢板（鋼矢板にあつては、あなをあけてあるか、又は組み合わせてあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　形鋼 | 一五％ |
| | 二　鋼矢板 | 一五％ |
| 七三・一二 | 鉄鋼の帯（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。） | |
| | 一　クラッドのもの及びめつきしたもの | |
| | (一)　クラッドのもの | 一五％ |
| | (二)　すずをめつきしたもの | 一五％ |
| | (三)　亜鉛をめつきしたもの | 一五％ |
| | (四)　その他のもの | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　巻いたもの | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| 七三・一三 | 鉄鋼の板（熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。） | |
| | 一　クラッドのもの及びめつきしたもの | |
| | (一)　クラッドのもの | 一五％ |
| | (二)　すずをめつきしたもの | 一五％ |
| | (三)　亜鉛をめつきしたもの | 一五％ |
| | (四)　その他のもの | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　厚さが三ミリメートルに満たないもの | 一五％ |
| | (二)　厚さが三ミリメートル以上で、六ミリメートルに満たないもの | 一五％ |
| | (三)　厚さが六ミリメートル以上のもの | 一五％ |
| 七三・一四 | 鉄鋼の線（塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 縁をしたものを除く。) | |
| | 一　クラッドのもの及びめつきしたもの | |
| | 二　その他のもの | |
| 七三・一五 | 合金鋼及び高炭素鋼（第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。） | 一五％ |
| | 一　合金鋼 | |
| | (一)　高速度鋼（クロムの含有量が全重量の三％以上、タングステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八％以上のものに限る。） | |
| | A　前年における輸入数量の国内需要数量のうちに占める割合を当該年度における国内需要見込数量に乗じて得た数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 一五％ |
| | B　その他のもの | 二五％ |
| | (二)　バイメタル（板又は帯のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇％をこえるものに限る。） | 二五％ |
| | (三)　その他のもの | 一五％ |
| | 二　高炭素鋼（一に掲げるものを除く。） | |
| 七三・一六 | 鉄鋼製の軌条、チェックレール、尖端軌条、クロッシング、クロッシングピース、転轍棒、歯形軌条、まくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、ベッドプレート及びタイ並びに軌条の接続又は取付けにもつぱら用いるその他の鉄鋼製の材料（鉄道線路の建設材料に限る。） | 一五％ |
| | 一　軌条 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 七三・一七 | 鋳鉄管 | 一五％ |
| 七三・一八 | 鉄鋼の管及び素管（鋳鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。） | |
| | 一　合金鋼（この類の注1(d)に定めるものをいう。）のもの | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 七三・一九 | 水力発電用高圧導水鋼管（補強してあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 七三・二〇 | 鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手 | |
| 七三・二一 | 構造物及びその部分品（たとえば、家屋、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、よろい戸、手すり及び柱。鉄鋼製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、棒、形材、管その他の材料 | 一五％ |
| 七三・二二 | 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 七三・二三 | ドラム、かん、箱その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するもので、鉄鋼の板で製造したものに限る。） | 一五％ |
| 七三・二四 | 鉄鋼製の圧縮ガス充てん用シリンダーその他これに類する耐圧容器 | 一五％ |
| 七三・二五 | より線、ケーブル、ロープ、組ひも、スリングその他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。） | 一五％ |
| 七三・二六 | 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかどうかを問わない。）及びゆるくよつた二重線で柵用のもの | 一五％ |
| 七三・二七 | ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限る。） | 一五％ |
| 七三・二八 | 鉄鋼製のエキスパンデッドメタル | 一五％ |
| 七三・二九 | 鉄鋼製のくさり及びくさり部分品 | 一五％ |
| 七三・三〇 | 鉄鋼製のいかり及びいかり部分品 | 一五％ |
| 七三・三一 | 鉄鋼製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、波形くぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。） | 一五％ |
| 七三・三二 | 鉄鋼製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）並びに鉄鋼製のねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金 | 一五％ |
| 七三・三三 | 鉄鋼製の手縫針（ししゆう用のものを含む。）、じゆうたん用手針、手編針、ボドキン、クロセ手針その他これらに類する物品及びししゆう用あなあけ手針（これらのブランクを含む。） | 一〇％ |
| 七三・三四 | 鉄鋼製のピン（ハットピンその他の装飾用のもの及び画びようを除く。）、ヘアピン及びカールグリップ | 一〇％ |
| 七三・三五 | 鉄鋼製のばね及びばね板 | 三〇％ |
| | 一　自動車用のシャシばね及びそのばね板 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| 七三・三六 | ストーブ（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有する | |

| | | |
|---|---|---|
| | ものを含む。）、レンジ、調理用加熱器、炉、ガスこんろ、バーナーを有するさらあたため器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） | |
| 七三・三七 | ボイラー（第八四・〇一号の蒸気発生ボイラーを除く。）及びラジエーター（セントラルヒーティング用のものに限るものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（冷風又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） | 一五％ |
| 七三・三八 | 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。） | 一五％ |
| 七三・三九 | 鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品 | 二〇％ |
| 七三・四〇 | その他の鉄鋼製品 | 二〇％ |

## 第七四類　銅及びその製品

注

1　第七四・〇二号において「マスターアロイ」とは、銅と他の材料との任意の割合の合金で、実用上圧延又は鍛造に適せず、通常その他の合金の製造用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するもの（りんの含有量が全重量の八％をこえるりん銅を除く。）をいう。りんの含有量が全重量の八％をこえるりん銅は、第二八・五五号に該当するものとし、この類には該当しない。

2　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第七四・〇三号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

(b)　第七四・〇三号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの（へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。）及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第七四・〇四号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル、厚さが〇・一五ミリメートルをそれぞれこえ、かつ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの（巻いてあるかどうかを問わない。）をいう。

第七四・〇四号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

3　第七四・〇七号には、管又は中空棒で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。また、第七四・〇八号には、管用継手でこれらと同種の加工をしたものを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 七四・〇一 | 銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず | 無税 |
| | 一　マット、セメントカッパー及び自然銅 | |
| | 二　塊（一に掲げるものを除く。） | |
| | (一)　銅（合金を除く。）のもの | |
| | A　銅の含有量が全重量の九五％をこえるもの | |
| | (a)　電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。） | 一〇％ |
| | (b)　その他のもの | 一キログラムにつき二七円 |
| | A　その他のもの | 一〇％ |
| | B　その他のもの | 一キログラムにつき二七円 |
| | (二)　黄銅又は青銅のもの | 一キログラムにつき二七円 |
| | (三)　その他のもの | 五％ |
| | 三　くず | |
| 七四・〇二 | マスターアロイ | |
| | 一　ベリリウム銅のもの | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | 一〇％ |
| 七四・〇三 | 銅の棒、形材及び線 | |
| | 一　棒及び形材 | |
| | (一)　銅（合金を除く。）のもの | 二〇％ |
| | (二)　黄銅又は青銅のもの | 二〇％ |
| | (三)　その他のもの | |
| | A　ベリリウム銅合金の棒 | 二五％ |
| | B　その他のもの | 二〇％ |
| | 二　線 | |
| | (一)　銅（合金を除く。）のもの | 二〇％ |
| | (二)　黄銅又は青銅のもの | 二〇％ |
| | (三)　その他のもの | |
| | A　ベリリウム銅合金のもの | 二五％ |
| | B　その他のもの | 二〇％ |

| | | |
|---|---|---|
| 七四・〇四 | 銅の板及び帯<br>一　銅（合金を除く。）のもの<br>二　黄銅又は青銅のもの<br>三　その他のもの<br>(一)　ベリリウム銅合金のもの<br>(二)　その他のもの | 二〇%<br>二〇% |
| 七四・〇五 | 銅のはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）<br>一　ベリリウム銅合金のもの<br>二　その他のもの | 二五%<br>二〇% |
| 七四・〇六 | 銅の粉及びフレーク | 二〇% |
| 七四・〇七 | 銅の管、素管及び中空棒<br>一　銅（合金を除く。）のもの<br>二　黄銅又は青銅のもの<br>三　その他のもの<br>(一)　ベリリウム銅合金の中空棒<br>(二)　その他のもの | 二五%<br>二〇%<br>二〇%<br>二五%<br>二五% |
| 七四・〇八 | 銅製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手 | 二〇% |
| 七四・〇九 | 銅製の貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。） | 二〇% |
| 七四・一〇 | 銅の線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品（銅の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。） | 二〇% |
| 七四・一一 | ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。）<br>一　機械用のもの（エンドレスのものに限る。）<br>二　その他のもの | 一五%<br>二〇%<br>二〇% |
| 七四・一二 | 銅製のエキスパンデッドメタル | 二〇% |
| 七四・一三 | 銅製のくさり及びくさり部分品<br>一　貴金属をめつきしたもの<br>二　その他のもの | 四〇%<br>二〇% |
| 七四・一四 | 銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かきくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）<br>一　貴金属をめつきしたもの<br>二　その他のもの | 四〇%<br>二〇% |
| 七四・一五 | 銅製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）並びに銅製のねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）、リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金 | 二〇%<br>二〇% |
| 七四・一六 | 銅製のばね | 二〇% |
| 七四・一七 | 銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供するものに限るものとし、電気式のものを除く。）及び加熱器具部分品 | 二〇% |
| 七四・一八 | 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（銅製のものに限る。）<br>一　貴金属をめつきしたもの<br>二　その他のもの | 四〇%<br>二〇% |
| 七四・一九 | その他の銅製品<br>一　貴金属をめつきしたもの<br>二　その他のもの | 四〇%<br>二〇% |

## 第七五類　ニッケル及びその製品

1　注

(a)　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

第七五・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

(b)　第七五・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの（へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。）及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第七五・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの（巻いてあるかどうかを問わない。）をいう。

第七五・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2　第七五・〇四号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 七五・〇一 | ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。)及びくずの一　マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物<br>(イ)　粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。)<br>(ロ)　その他のもの | 一五%<br>無税 |
| | 二　塊<br>(イ)　ニッケル(合金を除く。)のもの<br>A　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 |
| | B　その他のもの | 一キログラムにつき二〇〇円 |
| | (ロ)　ニッケル合金のもの | 三〇% |
| | 三　くず<br>(イ)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 三〇% |
| | (ロ)　ニッケル合金のもの | 三〇% |
| 七五・〇二 | ニッケルの棒、形材及び線<br>一　棒及び形材<br>(イ)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 二五% |
| | (ロ)　ニッケル合金のもの | 二〇% |
| | 二　線<br>(イ)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 二五% |
| | (ロ)　ニッケル合金のもの | 二〇% |
| 七五・〇三 | ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク<br>一　はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、粉及びフレーク<br>(イ)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 一キログラムにつき二〇〇円 |
| | (ロ)　ニッケル合金のもの | 三〇% |
| | 二　その他のもの<br>(イ)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 二五% |
| | (ロ)　ニッケル合金のもの | 二〇% |
| 七五・〇四 | ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手<br>一　ニッケル(合金を除く。)のもの | 二五% |
| | 二　ニッケル合金のもの | 二〇% |
| 七五・〇五 | 電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む。) | 一キログラムにつき二〇〇円 |
| 七五・〇六 | その他のニッケル製品<br>一　貴金属をめつきしたもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |

第七六類　アルミニウム及びその製品

注

1　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第七六・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)をいう。

(b)　第七六・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。)及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第七六・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル、厚さが〇・二ミリメートルをそれぞれこえ、かつ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの(巻いてあるかどうかを問わない。)をいう。

第七六・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2　第七六・〇六号には、管又は中空棒で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。また、第七六・〇七号には、管用継手でこれらと同種の加工をしたものを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 七六・〇一 | アルミニウムの塊及びくず<br>一　塊 | |

| | | |
|---|---|---|
| | (一) アルミニウム(合金を除く。)のもの | 一〇% |
| | (二) アルミニウム合金のもの | 一〇% |
| | 二　くず | 五% |
| 七六・〇二 | アルミニウムの棒、形材及び線 | |
| | 一　棒及び形材 | 二〇% |
| | 二　線 | 二〇% |
| 七六・〇三 | アルミニウムの板及び帯 | 二〇% |
| 七六・〇四 | アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・二ミリメートル以下のものに限る。) | 二〇% |
| 七六・〇五 | アルミニウムの粉及びフレーク | 二〇% |
| 七六・〇六 | アルミニウムの管、素管及び中空棒 | 一五% |
| 七六・〇七 | アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手 | 二〇% |
| 七六・〇八 | 構造物及びその部分品(たとえば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、手すり及び柱。アルミニウム製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立てているかどうかを問わない。)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他の材料 | 二〇% |
| 七六・〇九 | アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。) | 二〇% |
| 七六・一〇 | アルミニウム製のドラム、かん、箱その他これらに類する容器(チューブ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限る。) | 二〇% |
| 七六・一一 | アルミニウム製の圧縮ガス充てん用シリンダーその他これに類する耐圧容器 | 二〇% |
| 七六・一二 | より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品(アルミニウム製の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。) | 二〇% |
| 七六・一三 | ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(アルミニウム製の線を用いて製造したものに限る。) | 二〇% |
| 七六・一四 | アルミニウム製のエキスパンデッドメタル | 二〇% |
| 七六・一五 | 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(アルミニウム製のものに限る。) | 二〇% |
| 七六・一六 | その他のアルミニウム製品 | 二〇% |

第七七類　マグネシウム、ベリリウム及びこれらの製品

| | | |
|---|---|---|
| 七七・〇一 | マグネシウムの塊及びくず(大きさをそろえた削りくずを除く。) | |
| | 一　塊 | 二〇% |
| | 二　くず | 一〇% |
| 七七・〇二 | マグネシウムの棒、形材、線、板、帯、はく、粉、フレーク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず | 二〇% |
| 七七・〇三 | その他のマグネシウム製品 | 二〇% |
| 七七・〇四 | ベリリウム及びその製品 | |
| | 一　塊及び粉 | 一〇% |
| | 二　くず | 一〇% |
| | 三　その他のもの | 二〇% |

第七八類　鉛及びその製品

1　注

(a)　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

第七八・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)をいう。

(b)　第七八・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。)及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第七八・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品のうち、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもので、かつ、重量が一平方メートルにつき一・七キログラムをこえるもの(巻いてあるかどうかを問わない。)をいう。

第七八・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2　第七八・〇五号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 七八・〇一 | 鉛の塊(銀を含有するものを含む。)及びくず | |

| | | |
|---|---|---|
| | 一　塊 | |
| | (一)　鉛(合金を除く。)のもの | |
| | A　電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九五%をこえ、九九・八%以下のものに限る。) | 一〇%<br>一キログラムにつき一三円 |
| | B　その他のもの | |
| | (二)　鉛合金のもの | |
| | A　アンチモンを含有するもの | 二〇%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率) |
| | B　その他のもの | 一二%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率) |
| | 二　くず | 五%<br>一五% |
| 七八・〇二<br>七八・〇三 | 鉛の棒、形材及び線<br>鉛の板及び帯 | |
| | 一　鉛(合金を除く。)のもの | 二〇%<br>二〇% |
| | 二　鉛合金のもの | |
| 七八・〇四 | 鉛のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一・七キログラム以下のものに限る。)、粉及びフレーク | |
| | 一　はく | 一五% |
| | 二　粉及びフレーク | 一五% |
| 七八・〇五 | 鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジ、S形ベンドその他の管用継手 | |
| | 一　管、素管及び中空棒 | 二〇% |
| | 二　管用継手 | 二〇% |
| 七八・〇六 | その他の鉛製品 | 二〇% |

第七九類　亜鉛及びその製品

注

1　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第七九・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)をいう。

(b)　第七九・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。)及び鋳造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c)　第七九・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの(巻いてあるかどうかを問わない。)をいう。

第七九・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2　第七九・〇四号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 七九・〇一 | 亜鉛の塊及びくず | |
| | 一　塊 | |
| | (一)　亜鉛(合金を除く。)のもの | |
| | A　亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの | 一キログラムにつき一二円 |
| | B　亜鉛の含有量が全重量の九五%以上で九七%以下のもの | 五%<br>無税 |
| | C　その他のもの | |
| | (二)　亜鉛合金のもの | |
| | A　アルミニウムの含有量が全重量の三%をこえるもの | 一キログラムにつき一五円 |
| | B　その他のもの | 一キログラムにつき一二円<br>五% |
| | 二　くず | 一五%<br>二〇% |
| 七九・〇二 | 亜鉛の棒、形材及び線 | |
| | 一　棒及び形材 | |
| | 二　線 | |

| | | |
|---|---|---|
| 七九・〇三 | 亜鉛の板、帯、はく、粉及びフレーク | |
| | 一　はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレーク | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |
| 七九・〇四 | 亜鉛の管、素管及び中空棒並びに亜鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手 | |
| | 一　管、素管及び中空棒 | 二〇％ |
| | 二　管用継手 | 二〇％ |
| 七九・〇五 | 亜鉛製のとい、ルーフキャッピング、窓わくその他加工した建築用材料 | 一五％ |
| 七九・〇六 | その他の亜鉛製品 | 二〇％ |

## 第八〇類　すず及びその製品

注

1　この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　第八〇・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

(b)　第八〇・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

(c)　第八〇・〇二号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品のうち、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもので、かつ、重量が一平方メートルにつき一キログラムをこえるもの（巻いてあるかどうかを問わない。）をいう。

第八〇・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

2　第八〇・〇五号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

| | | |
|---|---|---|
| 八〇・〇一 | すずの塊及びくず | |
| | 一　塊 | |
| | (一)　すず（合金を除く。）のもの | 五％ |
| | (二)　すず合金のもの | 一〇％ |
| | 二　くず | 無税 |
| 八〇・〇二 | すずの棒、形材及び線 | 一〇％ |
| 八〇・〇三 | すずの板及び帯 | 一〇％ |
| 八〇・〇四 | すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量（補強材の重量を除く。）が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限る。）、粉及びフレーク | 一五％ |
| 八〇・〇五 | すずの管、素管及び中空棒並びにすず製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手 | 一五％ |
| 八〇・〇六 | その他のすず製品 | 二〇％ |

## 第八一類　その他の卑金属及びその製品

注

第八一・〇四号は、ビスマス、カドミウム、コバルト、クロム、ガリウム、ゲルマニウム、ハフニウム、インジウム、マンガン、ニオブ（コロンビウム）、レニウム、アンチモン、チタン、トリウム、タリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、バナジウム及びジルコニウムに限り適用する。また、同号には、サーメット及びコバルトのマット、スパイスその他コバルト製錬の中間生産物を含む。

| | | |
|---|---|---|
| 八一・〇一 | タングステン（ウォルフラム）及びその製品 | |
| | 一　塊、粉及びフレーク | 一〇％ |
| | 二　くず | 一〇％ |
| | 三　その他のもの | 二〇％ |
| 八一・〇二 | モリブデン及びその製品 | |
| | 一　塊、粉及びフレーク | 一〇％ |
| | 二　くず | 一〇％ |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 八一・〇三 | タンタル及びその製品 | |
| | 一　塊、粉及びフレーク | 一〇％ |
| | 二　くず | 無税 |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 八一・〇四 | その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品 | |
| | 一　ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）及びその製品 | 無税 |

二　塊、粉、フレーク及びくず（一に掲げるものを除く。）　無税
(一)　コバルト（マット、スパイスその他コバルト製錬の中間生産物を含む。）のもの　一〇％
(二)　インジウム又はゲルマニウムのもの　無税
A　塊、粉及びフレーク
B　くず
(三)　その他のもの　一〇％
三　その他のもの　一五％

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン、フォーク及びこれらの部分品

1　注
この類の物品（トーチランプ、可搬式かじ炉、フレームに取り付けたグラインディングホイール、マニキュアセット、カイロパディセット及び第八二・〇七号又は第八二・一五号に属する物品を除く。）は、次の物品で構成される刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。
(a)　卑金属
(b)　金属炭化物
(c)　卑金属製支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石
(d)　卑金属製支持物（切削歯、みぞその他これらに類する作用する部分を有し、これに研摩材料を取り付けた後においてもその機能を有するものに限る。）に取り付けた研摩材料
2　この類に該当する物品の卑金属製の部分品（当該物品と別に掲げてあるもの及び第八四・四八号の手工具用のツールホールダーを除く。）は、当該物品の属する号に属する。ただし、第一五部の注2に規定するはん用性の部分品は、すべてこの類に含まれない。
この類に該当する物品又は第一文の規定によりこの類に属する部分品の半製品は、それぞれ当該物品又は部分品に含まれる。
電気バリカンの刃は第八二・一三号に、電気かみそりの刃及び頭部は第八二・一一号にそれぞれ属する。
3　工具、刃物、スプーン、フォークその他この類の異なる号に該当する物品の二以上を取りそろえ、セットとしてキャビネット、箱、ケースその他これらに類する容器に納めたものについては、マニキュアセット及びカイロパディセット（第八二・一三号）を除き、取りそろえた物品のうち最も高い税率を定めている物品とみなす。
4　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。
備考
注3の規定は、この類の同一の号の異なる細分に該当する物品の二以上をセットとして容器に納めたもの（安全かみそりセットを除く。）について準用する。

| | | |
|---|---|---|
| 八二・〇一 | 手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク、レーキ及びなた、なたがまその他のおの類並びに農業用、園芸用又は林業用のかま、草切具、草刈りばさみ、くさびその他の道具に限る。） | 一五％ |
| 八二・〇二 | のこぎり（機械式のものを除く。）及び手動式又は機械式ののこぎりのブレード（無歯式ののこぎりのブレードを含む。）<br>一　ハックソーブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。）<br>二　機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）<br>三　その他のもの | 二〇％<br>二〇％<br>一五％ |
| 八二・〇三 | 手工具（プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツィーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナー、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。） | 一五％ |
| 八二・〇四 | 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）、トーチランプ、金敷き並びに機械用以外の万力及びクランプ。可搬式かじ炉並びにフレームに取り付けたグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの | 一五％ |
| 八二・〇五 | 手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の互換性工具（伸線用ダイス、金属押出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、ブローチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあけ、ねじの締付けその他の作業に用いるものに限る。）<br>一　ドリル、ビット、リーマー及びスクリュータップ<br>二　ミリングカッター及びギャカッター<br>三　その他のもの | 二〇％<br>二〇％ |
| 八二・〇六 | (一)　超硬工具（金属炭化物を焼結した物品を用いたものに限る。）及びダイヤモンド工具 | 二〇％ |
| 八二・〇七 | (二)　その他のもの<br>器具用又は機械用のナイフ及び刃<br>ツールチップ及びツールチップ用の板、棒その他これらに類す | 一五％<br>一五％ |

| | | |
|---|---|---|
| | る物品（タングステン、モリブデン、バナジウムその他の金属の炭化物を焼結したもので、支持物に取り付けてないものに限る。） | |
| 八二・〇八 | コーヒー粉砕器、肉ひき器、果汁しぼり器その他の器具（家庭において飲食物の調理に用いるもので、機構を有し、かつ、一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） | 二〇％ |
| 八二・〇九 | ナイフ（のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）<br>一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 一五％<br>四〇％ |
| 八二・一〇 | ナイフの刃（第八二・〇九号のナイフ用のものに限る。） | 二〇％ |
| 八二・一一 | かみそり及びその刃（刃の半製品で帯状のものを含む。）<br>一　安全かみそり（刃入りのセットを含む。）<br>二　安全かみそりの刃（帯状のものを除く。） | 二〇％<br>二〇％ |
| 八二・一二 | はさみ（テーラースシヤーを含む。）及びその刃 | 二〇％ |
| 八二・一三 | その他の刃物（たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーバー及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具（つめやすりを含む。）<br>一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 二〇％<br>一枚につき一円五〇銭 |
| 八二・一四 | スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具<br>一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| 八二・一五 | 卑金属製の柄（第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。）<br>一　貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |

注

第八三類　各種の卑金属製品

この類に掲げる部分品には、第七三・二五号、第七三・二九号、第七三・三一号、第七三・三二号又は第七三・三五号に該当する鉄鋼製のケーブル、くさり、くぎ、ボルト、ナット、ねじ、ばねその他の物品及び第七四類から第八一類までに該当する非鉄卑金属製のこれらと同種の物品を含まない。

| | | |
|---|---|---|
| 八三・〇一 | 錠（かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）、フレーム（ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る。）並びにこれらのかぎ（完成したかぎであるかどうかを問わない。）及び部分品（卑金属製のものに限る。）<br>一　貴金属をめつきしたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| 八三・〇二 | 卑金属製の取付具（ドアクローザーを含むものとし、家具戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具<br>一　貴金属をめつきしたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| 八三・〇三 | 金庫、金庫室、その内装材及びとびら並びにキャッシュボックスその他これに類する物品（卑金属製のものに限る。） | 二〇％ |
| 八三・〇四 | 卑金属製の書類整理箱、書だな、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用具（第九四・〇三号に該当する家具を除く。） | 二〇％ |
| 八三・〇五 | 卑金属製の書類とじ込み用金具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品 | 二〇％ |
| 八三・〇六 | 卑金属製の小像その他の室内装飾品<br>一　貴金属をめつきしたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| 八三・〇七 | ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金属製のものに限るものとし、第八五類（第八五・二二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。） | 二〇％ |
| 八三・〇八 | 卑金属製のフレキシブルチューブ<br>一　鉄鋼製のもの<br>二　その他のもの | 一五％<br>二〇％ |
| 八三・〇九 | 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品（衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。）並びに卑金属製の管リベット及びふたまたリベット | |

| | | |
|---|---|---|
| | 一　貴金属をめつきしたもの | 四〇％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |
| 八三・一〇 | 卑金属製のビーズ及びスパングル | |
| | 一　貴金属をめつきしたもの | 四〇％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |
| 八三・一一 | ベル及びゴング（電気式のものを除く。）並びにこれらの部分品（卑金属製のものに限る。） | 二〇％ |
| 八三・一二 | 卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡 | |
| | 一　貴金属をめつきしたもの | 四〇％ |
| | 一　その他のもの | 二〇％ |
| 八三・一三 | 卑金属製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャプシュール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用附属品 | 二〇％ |
| 八三・一四 | 卑金属製のサインプレート、ネームプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章 | 二〇％ |
| 八三・一五 | 卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結して製造した金属吹付け用の線及び棒 | 二〇％ |

## 第一六部　機械類、電気機器及びこれらの部分品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、第三九類の人造プラスチック製のもの及びゴム製のもの（第四〇・一〇号参照）並びに機械用のワッシャーその他のゴム製品（第四〇・一四号参照）

(b)　機械用又は工業用の革製品及びコンポジションレザー製品（第四二・〇四号参照）並びに毛皮製品（第四三・〇三号参照）

(c)　機械用のボビン、スプール、コップ、コーン、コアその他これらに類する巻取用品で第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に該当するもの

(d)　ジャカード機又はこれに類する機械に使用する紙製又は板紙製のせん孔カードで第四八・二一号に該当するもの

(e)　伝動用、コンベア用又はエレベーター用の紡織用繊維製ベルト（第五九・一六号参照）及び通常機械に使用するその他の紡織用繊維の製品（第五九・一七号参照）

(f)　第七一・〇二号、第七一・〇三号又は第七一・一五号に該当する天然、合成又は再生の貴石又は半貴石のみで製造した物品

(g)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）

(h)　金属の線又は帯で製造したエンドレスベルト（第一五部参照）

(ij)　第八二類又は第八三類に該当する物品

(k)　第一七部の車両、航空機、船舶その他の物品

(l)　第九〇類に該当する物品

(m)　第九一類に該当する時計その他の物品

(n)　第八二・〇五号の互換性工具及びこれに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、たとえば、第四〇類、第四二類、第四三類、第四五類、第五九類、第六八・〇四号又は第六九・〇九号に属する。）並びに第九六・〇二号の機械の部分品として使用するブラシ

(o)　第九七類に該当する物品

2　機械の部分品（第八四・六四号、第八五・二三号、第八五・二四号、第八五・二五号又は第八五・二七号に掲げる物品の部分品を除く。）については、1、3、第八四類の注1又は第八五類の注1に規定するもののほか、次に定めるところによる。

(a)　第八四類及び第八五類のいずれかの号（第八四・六五号及び第八五・二八号を除く。）に掲げる物品は、すべて当該各号に属する。

(b)　(a)に定めるものを除き、特定の機械又は同一の号に該当する数種の機械（第八四・五九号又は第八五・二二号に該当する機械を含む。）に原則としてもつぱら使用する部分品は、これらの機械の号に属する。ただし、第八五・一三号及び第八五・一五号の物品に共通してもつぱら使用する部分品は、第八五・一三号に属する。

(c)　その他の部分品は、第八四・六五号又は第八五・二八号に属する。

3　機械の未完成のもので完成した機械としての重要な特性を有するものは、完成した機械とみなし、当該機械の部分品が別に掲げてある場合においても、当該機械の部分品には含まれない。

4　機械（3の規定により完成した機械とみなす未完成の機械を含む。）で、輸入の際に組み立ててないもの又は分解してあるものは、組み立ててある機械とみなす。

5　二以上の機械でこれを結合して一の機械を構成するもの及び二以上の機能を有する機械は、別段の定めがあるものを除き、主たる機能に基づいてその属する号を定める。

6　機械に使用する原動機及び伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルトで、機械に取り付けたもの及び輸送のために機械と分離して包装し、かつ、機械とともに輸入したものでこれに取り付け又はこれと同床となるものは、当該機械に含まれる。

7　1から6までにおいて「機械」とは、この部に該当する機械類及び電気機器をいう。

## 第八四類　ボイラー、機械類及びこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六八類に該当するミルストーン、グラインドストーンその他の物品

(b)　陶磁製のポンプその他の機械類及び機械部分品（第六九類参照）

(c) 第七〇・一七号の理化学用のガラス製品並びにガラス製の機械類及び機械部分品（第七〇・二〇号及び第七〇・二一号参照）
(d) 第七三・三六号又は第七三・三七号に該当する物品及び第七四類から第八一類までに該当する非鉄卑金属製のこれと同種の物品
(e) 第八五・〇五号又は第八五・〇六号の手持工具及び家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）

2 第八四・〇一号から第八四・二一号までの記載に該当する機械類で、第八四・二二号から第八四・六〇号までの記載に同時に該当するものは、この部の注5又は注6の規定によりその属する号が定まる場合を除き、第八四・一七号には、次の物品を含まない。
(a) 第八四・二八号に該当する発芽用機器、ふ卵器及び育すう器
(b) 第八四・二九号に該当する穀物給湿機
(c) 第八四・三〇号に該当する糖汁抽出用の浸出機
(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械で第八四・四〇号に該当するもの
(e) 機械的操作を行なう機械類で、温度の変化が必要であつてもその機能が主たる機能に対して従属的であるもの
また、第八四・一九号には、次の物品を含まない。
(a) ミシン（第八四・四一号参照）
(b) 第八四・五四号の事務用機器

3 第八四・六二号には、公称直径に対する最大誤差が一％以下で、〇・〇五ミリメートル以下のみがき鋼球を含む。その他の鋼球は、第七三・四〇号に属する。

4 二以上の用途に使用される機械類は、主たる用途に基づいてその属する号を定める。主たる用途がいずれの号にも示されてない機械類及び主たる用途が明らかでない機械類は、2又はこの部の注5の規定によりその属する号が定まる場合及び文脈により別段に解される場合を除くほか、第八四・五九号に属する。
また、第八四・五九号には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものからロープ又はケーブルを製造する機械（たとえば、より線機及び製鋼機）を含む。

備考
1 第八四・四三号の取鍋には、手持ちのものを含まない。
2 第八四・五三号において補助機械は、せん孔カード式のものに限る。

| | | |
|---|---|---|
| 八四・〇一 | 蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。） | |
| | 一　ボイラー | 二〇％ |
| | 二　ボイラーの部分品 | 一五％ |
| 八四・〇二 | エコノマイザー、過熱器、スートブロアー、ガス回収器その他これらに類する蒸気発生ボイラー用の附属機器及び蒸気原動機用の復水器 | 一五％ |
| 八四・〇三 | 発生炉ガス発生機及び水性ガス発生機並びに湿式アセチレンガス発生機その他これに類するガス発生機（清浄機を有するものであるかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 八四・〇四 | ボイラー付きの蒸気機関（移動式のものを含むものとし、機械駆動式のロードローラー及び第八七・〇一号に該当する蒸気駆動式トラクターを除く。） | 一五％ |
| 八四・〇五 | 蒸気原動機（ボイラー付きのものを除く。） | |
| | 一　蒸気タービン及びその部分品 | |
| | (一) 蒸気タービン | 二〇％ |
| | (二) 部分品 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八四・〇六 | 内燃機関（ピストン式のものに限る。） | |
| | 一　内燃機関 | |
| | (一) 自動車用のもの | 三〇％ |
| | (二) 航空機用のもの | 一五％ |
| | (三) アウトボードモーター | 二五％ |
| | (四) その他のもの | 一五％ |
| | 二　内燃機関の部分品 | 一五％ |
| 八四・〇七 | ウォーターホイール、ウォーターターボンその他の液体原動機 | |
| | 一　ウォーターターボン及びその部分品 | |
| | (一) ウォーターターボン | 一五％ |
| | (二) 部分品 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八四・〇八 | その他の原動機 | |
| | 一　原動機 | |
| | (一) 航空機用のもの | 一五％ |
| | (二) その他のもの | 二〇％ |
| | 二　原動機の部分品 | |
| | (一) 航空機用のもの | 一五％ |
| | (二) その他のもの | 二〇％ |
| 八四・〇九 | 機械駆動式のロードローラー | 一五％ |
| 八四・一〇 | 液体ポンプ（原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。）及びバケット式、チェーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター | |

| | | |
|---|---|---|
| | 一　液体ポンプ及びその部分品 | |
| | (一)　揮発油の計量販売用のポンプ（積算液量計及び電動装置を自蔵するものに限る。） | 二〇％ |
| | (二)　液体ポンプ（(一)に掲げるものを除く。） | 一五％ |
| | (三)　部分品 | 一五％ |
| 八四・一一 | 二　液体エレベーター及びその部分品 | 一五％ |
| | 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械 | |
| | 一　ポンプ | |
| | (一)　真空ポンプ | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| | 二　気体圧縮機 | 一五％ |
| | 三　ファン、送風機その他これらに類する機械 | 一五％ |
| | 四　一から三までに掲げる機器の部分品 | 一五％ |
| 八四・一二 | エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。） | |
| | 一　自動車用のもの | 三〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八四・一三 | 炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械 | |
| | 一　バーナー及びその部分品 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八四・一四 | 炉（工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。） | 一五％ |
| 八四・一五 | 冷蔵庫（冷凍機構を自蔵するものに限る。）及び冷凍機構を有する機械（電気式のものであるかどうかを問わない。） | |
| | 一　冷蔵庫 | 二〇％ |
| | 二　冷凍機構を有する機械 | 一五％ |
| | 三　一又は二に掲げる機械の部分品 | 一五％ |
| 八四・一六 | つや出しロール機その他これに類するロール機（金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く。）及びこれらのロール | |
| 八四・一七 | 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器（理化学用のものを含み、家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問わない。）並びに電気加熱式でない瞬間湯わかし器及び貯蔵式湯わかし器 | 一五％ |
| 八四・一八 | 遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。） | |
| | 一　遠心分離機及びその部分品 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八四・一九 | 清浄用又は乾燥用の機械（びんその他の容器に用いるものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、キャプシュール取付け用又はラベルはり付け用の機械（びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。）、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及びさら洗機 | |
| | 一　オートマチックラッピングマシン及びその部分品 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八四・二〇 | 重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅 | 一五％ |
| 八四・二一 | 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消火器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器 | 一五％ |
| 八四・二二 | 物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用の機械並びにテルハ及びコンベア（たとえば、リフト、ホイスト、ウインチ、クレーン、トランスポータークレーン、ジャッキ、プーリータックル、ベルトコンベア及びテルフェリック。第八四・二三号に該当するものを除く。） | |
| | 一　クレーン、コンベア及びこれらの部分品 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八四・二三 | メカニカルショベル、コールカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、鉱石用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びくい打ち機 | |
| | 一　コールカッター及びその部分品 | 一五％ |
| | 二　エキスカベーター、しゅんせつ機及びこれらの部分品 | 一五％ |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 八四・二四 | プラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他 | |

| | | |
|---|---|---|
| 八四・二五 | 農業用又は園芸用の機械（土壌整理用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー<br>収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機（第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉業用機械を除く。） | 一五％ |
| 八四・二六 | 酪農機械（搾乳機を含む。） | 一五％ |
| 八四・二七 | プレス、破砕機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他これらに類する用途に供するものに限る。） | 一五％ |
| 八四・二八 | その他の農業用、園芸用、家きんの飼育用又は養蜂用の機械、発芽用機器（機械装置又は加熱装置を有するものに限る。）並びに家きん用のふ卵器及び育すう器 | 一五％ |
| 八四・二九 | パン用穀物の製粉業用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械（農場用のものを除く。） | 一五％ |
| 八四・三〇 | 食品工業用の機械（ベーカリー製品、菓子、ココア製品若しくはマカロニ、ラビオリその他これらに類する穀物食品の製造用又は肉、魚、果実若しくは野菜の調製用のもの（ミンシング機及びスライシング機を含む。）及び砂糖製造用又は醸造用のものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。） | 一五％ |
| 八四・三一 | 繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械<br>一　ストックメーカー、パルプレファイナー及びこれらの部分品 | 一五％ |
| 八四・三二 | 二　その他のもの<br>製本機械（製本ミシンを含む。） | 一五％ |
| 八四・三三 | 紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械 | 一五％ |
| 八四・三四 | 活字鋳造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロック、プレート、シリンダーの調製又は加工に使用する機械（第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く。）、活字、紙型、母型、印刷用のブロック、プレート及びシリンダー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研摩し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン<br>一　リソグラフィックストーン<br>二　活字、紙型、母型並びにブロック、プレート及びシリンダー（製版用に調製したものを含む。）<br>三　その他のもの | 五％<br>一五％<br>一五％ |
| 八四・三五 | 印刷機（他の号に該当するものを除く。）及び印刷用補助機械<br>一　印刷機及びその部分品<br>二　その他のもの | 一五％<br>一五％ |
| 八四・三六 | 人造繊維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機（横糸巻機を含む。） | 一五％ |
| 八四・三七 | 織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械（整経機及び整経のり付け機を含む。）<br>一　織機<br>二　メリヤス機<br>三　その他のもの | 一五％<br>一五％<br>一五％ |
| 八四・三八 | ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品<br>一　メリヤス針<br>二　その他のもの | 一〇％<br>一五％ |
| 八四・三九 | フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械（フェルト帽子の製造機械及び型を含む。） | 一五％ |
| 八四・四〇 | 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの<br>一　清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械及びその部分品<br>㈠　電気洗たく機及びその部分品<br>㈡　その他のもの<br>二　その他のもの | 一五％<br>一五％<br>一五％ |

| | | |
|---|---|---|
| 八四・四一 | ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針 | |
| | 一　ミシン（その頭部を含む。） | |
| | (一)　通常家庭用に供するもの | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 二〇％ |
| | 二　ミシン針 | 一〇％ |
| | 三　ミシンの部分品並びにミシン用に特に作つた家具及びその部分品 | 一五％ |
| 八四・四二 | 原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機械及び加工機械（くつ製造機械を含むものとし、ミシンを除く。） | |
| 八四・四三 | 転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金用又は金属鋳造用に供するものに限る。） | 一五％ |
| | 一　鋳造機及びその部分品 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八四・四四 | 金属圧延機及びそのロール | |
| | 一　金属圧延機 | 一五％ |
| | 二　金属圧延機の部分品 | |
| | (一)　ロール | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| 八四・四五 | 金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。） | |
| | 一　工作機械 | |
| | (一)　旋盤 | |
| | A　普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。） | 二五％ |
| | B　自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。） | 二五％ |
| | C　単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。） | 二五％ |
| | D　立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。） | 二五％ |
| | E　その他のもの | 一五％ |
| | (二)　ボール盤及び中ぐり盤 | |
| | A　横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。） | 二五％ |
| | B　治具中ぐり盤（立型のものに限る。） | 二五％ |
| | C　その他のもの | 一五％ |
| | (三)　フライス盤 | |
| | A　万能工具フライス盤 | 二五％ |
| | B　ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以上のもののうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。） | 二五％ |
| | C　プラノミラー（テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。） | 二五％ |
| | D　その他のもの | 一五％ |
| | (四)　平削盤 | |
| | A　テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のもの | 二五％ |
| | B　その他のもの | 一五％ |
| | (五)　研削盤 | |
| | A　内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。） | 二五％ |
| | B　平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。） | 二五％ |
| | C　その他のもの | 一五％ |
| | (六)　歯切盤及び歯車仕上機械 | |
| | A　単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。） | 二五％ |
| | B　その他のもの | 一五％ |
| | (七)　その他のもの | |
| | A　ブローチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。） | 二五％ |
| | B　ホーニング盤（円筒形の内面の加工用のものに限る。） | 二五％ |
| | C　その他のもの | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　ベンディングマシン | 一五％ |
| | (二)　プレス | 一五％ |
| | (三)　剪断機 | 一五％ |
| | (四)　鍛造機（鍛造ロール機を含む。） | 一五％ |
| | (五)　その他のもの | 一五％ |
| 八四・四六 | 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械（第八四・四九号に該当するものを除く。） | 一五％ |

| | | |
|---|---|---|
| 八四・四七 | 木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（第八四・四九号に該当するものを除く。） | 一五％ |
| 八四・四八 | 第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品（加工物保持具、ツールホールダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。）並びに手工具又は手持工具に用いるツールホールダー | |
| 八四・四九 | 手持工具（ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自蔵するものに限る。） | 一五％ |
| | 一　ニューマチックツール及びその部分品 | |
| | 二　その他のもの | |
| 八四・五〇 | 溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器（ガスを用いて処理するものに限る。） | 一五％ |
| 八四・五一 | タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター | 一五％ |
| | 一　タイプライター | |
| | (一)　計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動するもの | |
| | (二)　その他のもの | |
| | 二　チェックライター | |
| 八四・五二 | 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 | 二五％ |
| | 一　電子計算機械 | 一五％ |
| | (一)　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限る。） | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 二五％ |
| | 二　電動式計算機（一に掲げるものを除く。） | 一五％ |
| | 三　簿記会計機 | 一五％ |
| | 四　金銭登録機 | 一五％ |
| | 五　その他のもの | 一五％ |
| 八四・五三 | せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械 | 一五％ |
| | 一　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。） | 二五％ |
| | 二　計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動する入力機、出力機及び入出力機（一に掲げるものを除く。） | 二五％ |
| | 三　その他のもの | 一五％ |
| 八四・五四 | その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びとじ機） | 二五％ |
| | 一　計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンター | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| 八四・五五 | 第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。） | 一五％ |
| 八四・五六 | 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機及び混合機（固形、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに鋳物用砂型の成形機 | 一五％ |
| 八四・五七 | ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフィラメント電球、放電燈、電子管その他これらに類する物品のチューブ又はバルブの組立機械 | 一五％ |
| 八四・五八 | 切手、たばこ、チョコレート、食料品その他の物品の自動販売機（遊戯用のものを除く。） | 二〇％ |
| 八四・五九 | 機械類（原則としてもつぱら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。）<br>一　プレス、モールディングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品 | 一五％ |

| | | |
|---|---|---|
| | 二　より線機、絶縁テープ巻付機その他これらに類する綱又は絶縁電線の製造機械及びこれらの部分品 | 一五% |
| | 三　貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品 | 一五% |
| | 四　道路舗装機械及びその部分品 | 一五% |
| | 五　アジテーター（動力駆動式のものに限る。）及びその部分品 | 一五% |
| | 六　原子炉及びその部分品 | 一五% |
| | 七　その他の機械類及びその部分品 | 二〇% |
| | (一)　機械類の部分品 | 一五% |
| 八四・六〇 | 金属鋳造用の鋳型（インゴット用のものを除く。）及び鋳型わく並びに金属炭化物、ガラス、ゴム、人造プラスチック又はセラミックペースト、コンクリート、セメントその他の鉱物性材料のモールディングに使用する型 | 一五% |
| 八四・六一 | コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。） | 一五% |
| 八四・六二 | ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング | 二〇% |
| | 一　ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング | 二五% |
| 八四・六三 | 二　ベアリングの部分品 | 二五% |
| | 伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手 | 一五% |
| | 一　無段変速機及びその部分品 | 一五% |
| 八四・六四 | 二　その他のもの | 一五% |
| | ガスケットその他これに類するジョイント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交じえた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。） | 二〇% |
| 八四・六五 | 機械類（電気機器を含む。）の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除く。） | 一五% |
| | 第八五類　電気機器及びその部分品 | |
| | 注 | |
| | 1　この類には、次の物品を含まない。 | |
| | (a)　電気加熱式の毛布、ふとん、フートマフその他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、はき物、耳当てその他の着用品及び身辺用品 | |
| | (b)　第七〇・一一号に該当する電球用のガラス製バルブその他の物品 | |
| | (c)　第九四類の電気加熱式の家具 | |
| | 2　第八五・〇一号には、第八五・〇八号、第八五・〇九号又は第八五・二一号に掲げる物品を含まない。ただし、金属製水銀整流器は、第八五・〇一号に属する。 | |
| | 3　第八五・〇六号は、通常家庭で使用する次の電気機器に限り適用する。 | |
| | (a)　真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機及びファン（重量を問わない。） | |
| | (b)　その他の機器で一組の重量が二〇キログラム以下のもの（さら洗機（第八四・一九号参照）、遠心脱水機その他の洗たく機（第八四・一八号及び第八四・四〇号参照）、ロール機その他の衣類用プレス機（第八四・一六号及び第八四・四〇号参照）、ミシン（第八四・四一号参照）及び電熱機器（第八五・一二号参照）を除く。） | 二〇% |
| 八五・〇一 | 発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター | |
| | 一　発電機 | 一五% |
| | 二　電動機 | 二〇% |
| | (一)　重量が五〇〇キログラム以下のもの | 一五% |
| | (二)　その他のもの | 二〇% |
| | 三　トランスフォーマー | |
| | (一)　容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの | 二〇% |
| | (二)　その他のもの | 二〇% |
| | 四　整流機器 | |
| | (一)　シリコン整流機器 | 二〇% |
| | (二)　その他のもの | 一五% |
| | 五　その他の機器 | 一五% |
| | 六　一から五までに掲げる機器の部分品 | 一五% |
| 八五・〇二 | 電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化していないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッド | 一五% |

| | | |
|---|---|---|
| 八五・〇三 | 一次電池 | 一五％ |
| 八五・〇四 | 蓄電池 | 二〇％ |
| 八五・〇五 | 手持工具（電動装置を自蔵するものに限る。） | 一五％ |
| 八五・〇六 | 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）<br>一　真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機、ファン及びこれらの部分品<br>二　その他のもの | 一五％ |
| 八五・〇七 | かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。） | 一五％ |
| 八五・〇八 | 内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及びその開閉器<br>一　発電機、電動機及びこれらの部分品<br>㈠　発電機及び電動機<br>㈡　部分品<br>二　点火プラグ | 一五％<br>二〇％<br>一五％ |
| 八五・〇九 | 三　その他のもの<br>電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）<br>一　自動車用のもの（第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く。）<br>二　その他のもの | 一五％（その率が一個につき一八円の従量税率より低いときは、当該従量税率） |
| 八五・一〇 | 携帯用の電池ランプ及び発電ランプ（第八五・〇九号に該当するものを除く。） | 三〇％ |
| 八五・一一 | 電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気溶接機器、電気ろう付け機器、電気はんだ付け機器及びこれらに類する切断用電気機器<br>一　電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品<br>二　電気溶接機器及びその部分品<br>三　その他のもの | 一五％<br>一五％<br>一五％ |
| 八五・一二 | 電気式の瞬間湯わかし器、貯蔵式湯わかし器、浸せき式液体加熱器、土壌加熱器及びスペースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアカーラー、カール用こてその他の調髪用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体（カーボン製の抵抗体を除く。） | 二〇％<br>一五％ |
| 八五・一三 | 有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。） | 二〇％ |
| 八五・一四 | マイクロホン及びそのスタンド並びに拡声器及び可聴周波増幅器 | 一五％ |
| 八五・一五 | 無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（蓄音機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器<br>一　ラジオ受信機（シャシを含む。）<br>㈠　音声再生機を自蔵するもの<br>㈡　その他のもの<br>二　テレビジョン受像機（シャシを含む。）<br>三　レーダー<br>四　その他の機器<br>五　一から四までに掲げる機器の部分品 | 三五％<br>二〇％<br>三〇％<br>一五％<br>二〇％<br>二〇％ |
| 八五・一六 | 鉄道、道路又は内陸水路の交通管制用の電気式機器及びこれに類する港湾用又は空港用の電気式機器 | 一五％ |
| 八五・一七 | 電気式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器その他の信号機器（第八五・〇九号又は第八五・一六号に該当するものを除く。） | 一五％ |
| 八五・一八 | 固定式又は可変式の蓄電器 | 一五％ |
| 八五・一九 | スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑制器、プラグ、ランプホールダー、ターミナル、ターミナルストリップ、接続箱その他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器（ポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）並びに配電盤及び制御盤<br>一　配電盤及び制御盤<br>二　その他のもの | 一五％<br>一五％ |
| 八五・二〇 | フィラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫外線電球を含む。）、アーク燈並びに写真用せん光電球<br>一　白熱電球<br>二　その他のもの | 一五％<br>二〇％ |
| 八五・二一 | 熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）、光電池、トランジスターその他これに類する半導体を | |

| | | |
|---|---|---|
| | 有する物品並びに圧電気結晶素子 | |
| | 一　熱電子管 | |
| | 二　トランジスターその他これに類する半導体を有する物品 | |
| | 三　その他のもの | 三〇％ |
| 八五・二二 | 電気機器（原則としてもつぱら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。） | 一五％ |
| | 一　計数型電子計算機械用の制御機（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機若しくは記憶機又はこれらとともに使用する磁気テープコンバーター若しくは磁気テーププリンターに用いるものに限る。） | 二五％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| 八五・二三 | 電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。） | |
| | 一　電力ケーブル及び通信ケーブル | 二五％ |
| | 二　合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。） | 二五％ |
| | 三　その他のもの | 二〇％ |
| 八五・二四 | 炭素ブラシ、アーク燈用炭素棒、電池用炭素棒、炭素電極その他の電気用炭素製品 | 一五％ |
| 八五・二五 | 電気機器の電気絶縁用物品（絶縁材料製のものに限るものとし、がい子（がい管を含むものとし、材質を問わない。） | 一五％ |
| 八五・二六 | 取付け用に少量の金属を鋳込んだものを含み、第八五・二五号に該当するがい子を除く。） | |
| 八五・二七 | 電線用導管及びその継手（卑金属製のもので、絶縁材料を内張りしたものに限る。） | 一五％ |
| 八五・二八 | 電気機器その他の機械類の電気式部分品（この類の他の号に該当するものを除く。） | 二〇％ |
| | 第一七部　車両、航空機及びこれらの部分品並びに船舶及び輸送機器関連品 | |
| | 注 | |
| | 1　この部には、第九七・〇一号、第九七・〇三号又は第九七・〇八号に該当する物品及び第九七・〇六号に該当するボップスレイ、トボガンその他これらに類する物品を含まない。 | |
| | 2　この部において部分品及び附属品には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかどうかを問わない。）を含まない。 | |
| | (a)　ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（これらの物品を構成する材料の製品の号又は第八四・六四号に属する。） | |
| | (b)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。） | |
| | (c)　第八二類に該当する工具その他の物品 | |
| | (d)　第八三・一一号に該当する物品 | |
| | (e)　第八四・〇一号から第八四・五九号まで、第八四・六一号又は第八四・六二号に該当する機械類その他の物品及び第八四・六三号に該当する原動機の部分品 | |
| | (f)　電気機器（第八五類参照） | |
| | (g)　第九〇類に該当する物品 | |
| | (h)　時計（第九一類参照） | |
| | (ij)　武器（第九三類参照） | |
| | (k)　車両の部分品として用いるブラシ（第九六・〇二号参照） | |
| | 3　第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に原則としてもつぱら使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の号の記載に該当する部分品及び附属品は、主たる用途に基づいてその属する号を定める。 | |
| | 4　道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機とし、水陸両用自動車は、自動車とする。 | |
| | 5　この部の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。 | |
| | 6　この部の物品（5の規定により完成した物品とみなす未完成の物品を含む。）で、輸入の際に組み立ててないものは、別段の定めがあるものを除き、組み立ててある物品とみなす。 | |
| | 第八六類　鉄道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道線路用装備品並びに電気駆動式以外の交通管制用機器 | |
| | 注 | |
| | 1　この類には、次の物品を含まない。 | |
| | (a)　木製の軌条用まくら木（第四四・〇七号参照）及びコンクリート製まくら木（第六八・一一号参照） | |
| | (b)　第七三・一六号に該当する鉄鋼製の鉄道線路の建設材料 | |
| | (c)　第八五・一六号に該当する電気駆動式の信号機器 | |
| | 2　第八六・〇九号には、次の物品を含む。 | |
| | (a)　車軸、車輪及び輪軸並びに外輪、輪心その他の車輛部分品 | |
| | (b)　フレーム及び台車 | |
| | (c)　車軸箱及び制動器 | |
| | (d)　車両用の緩衝器、連結器及び通路連結器 | |
| | (e)　車体 | |

3　第八六・一〇号には、1に掲げる物品を除き、次の物品を含む。

(a)　組み立てた鉄道線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ

(b)　腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機及び信号用又は転轍用の制御機（電燈付きであるかどうかを問わない。）

| | | |
|---|---|---|
| 八六・〇一 | 鉄道用蒸気機関車及びその炭水車 | 一五％ |
| 八六・〇二 | 鉄道用電気機関車（蓄電池又は外部電源により走行するものに限る。） | 一五％ |
| 八六・〇三 | その他の鉄道用機関車 | 一五％ |
| 八六・〇四 | 鉄道用の客車、貨車、軌道検査車その他の車両（自走式のものに限る。） | 一五％ |
| 八六・〇五 | 鉄道用の客車及び手荷物車並びに鉄道用の病院車、囚人車、検査車、郵便車その他の特殊用途車 | 一五％ |
| 八六・〇六 | 鉄道用の工作車、起重機車その他の作業車 | 一五％ |
| 八六・〇七 | 鉄道用の貨車 | 一五％ |
| 八六・〇八 | 鉄道用コンテナーその他これに類するコンテナー（鉄道輸送、道路輸送及び船舶輸送のいずれにも適する構造のものに限る。） | 一五％ |
| 八六・〇九 | 鉄道用の機関車又は車両の部分品 | 一五％ |
| 八六・一〇 | 道路走行車両、鉄道車両その他の車両、船舶又は航空機の交通管制用の信号機その他の機械式機器（電気駆動式のものを除く。）、鉄道線路用装備品及びこれらの部分品 | 一五％ |

第八七類　鉄道用以外の車両及びその部分品

注

1　この類において「トラクター」とは、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために本来作つた車両をいい、この目的に附随して工具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するかどうかを問わない。

2　運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二号に該当するものとし、第八七・〇四号には該当しない。

3　第八七・一〇号及び第八七・一四号には、幼児用自転車で、ボールベアリングを使用していないもの及びボールベアリングを使用しているが成人用自転車の形態を有しないものを含まない。これらの幼児用自転車は、第九七・〇一号に該当する。

備考

この表の細分において「自動車」とは、第八七・〇一号から第八七・〇三号まで又は第八七・〇七号から第八七・〇九号までに掲げる車両及び第八七・一一号に掲げる車両で原動機付きのものをいう。

| | | |
|---|---|---|
| 八七・〇一 | トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。） | 三〇％<br>一五％ |
| 八七・〇二 | 一　車輪式のもの<br>二　その他のもの<br>乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。）<br>一　乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。）<br>(一)　ホイールベースが二七〇センチメートル以下のもの<br>(二)　ホイールベースが二七〇センチメートルをこえ、三〇四・八センチメートル以下のもの<br>(三)　ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの<br>二　バス（トロリーバスを含むものとし、無限軌道式のものを除く。）<br>三　貨物自動車（無限軌道式のもの及びシャットルカーを除く。）<br>四　その他のもの<br>(一)　無限軌道式のもの<br>(二)　シャットルカー<br>(三)　運転室を有する原動機付きシャシ<br>(四)　その他のもの | 四〇％<br>四〇％<br>四〇％<br>四〇％<br>三〇％<br>三〇％<br>二〇％<br>二〇％<br>三〇％<br>三〇％ |
| 八七・〇三 | 救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機車、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車（第八七・〇二号に該当する自動車を除く。） | 二〇％ |
| 八七・〇四 | 原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。） | 三〇％ |
| 八七・〇五 | 車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。） | 三〇％ |
| 八七・〇六 | 部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）<br>一　シャシ<br>二　その他のもの | 三〇％<br>三〇％ |
| 八七・〇七 | フォークリフトトラック、プラットホームトラックその他の作業トラック（工場又は倉庫で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。）及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラクター並びにこれらの部分品 | 二〇％ |

| | | |
|---|---|---|
| 八七・〇八 | 戦車その他の装甲車両（武器を装備しているかどうかを問わないものとし、自走式のものに限る。）及びその部分品 | 二〇％ |
| 八七・〇九 | モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車（サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。）並びにサイドカー | 一〇％ |
| 八七・一〇 | 自転車（配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。） | 二〇％ |
| 八七・一一 | 身体障害者用の車両（機械式駆動機構を有するものに限るものとし、原動機付きであるかどうかを問わない。） | 一〇％ |
| 八七・一二 | 部分品及び附属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。） | 二〇％ |
| 八七・一三 | うば車及び病人車（原動機その他の機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品 | 一〇％ |
| 八七・一四 | その他の車両（トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。）及びその部分品 | |
| | 一　トレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。）及びその部分品 | 三〇％ |
| | 二　その他のもの | 一五％ |
| | 第八八類　航空機及びその部分品、落下さん、カタパルトその他これに類する航空機射出機並びに航空用地上訓練機 | |
| 八八・〇一 | 気球及び飛行船 | 一五％ |
| 八八・〇二 | 飛行機、滑空機、たこ及びロートシュート | |
| | 一　飛行機（ヘリコプターを除く。） | |
| | (一)　四基以上の原動機を有するもの | 一五％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| | 二　ヘリコプター | 一五％ |
| | 三　滑空機 | 一五％ |
| | 四　その他のもの | 一五％ |
| 八八・〇三 | 部分品（第八八・〇一号又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。） | 一五％ |
| 八八・〇四 | 落下さん並びにその部分品及び附属品 | 二〇％ |
| 八八・〇五 | カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品 | 一五％ |
| | 第八九類　船舶及び浮き構造物 | |
| | 注 | |
| | 船体、未完成の船舶（組み立ててあるかどうかを問わない。）及び完成船舶の組み立てないものは、特定の船舶の重要な特性を有するときは、当該特定の船舶の号に属するものとし、その他のときは、第八九・〇一号に属する。 | |
| 八九・〇一 | 船舶（この類の他の号に該当するものを除く。） | 一五％ |
| 八九・〇二 | 引き船 | 一五％ |
| 八九・〇三 | 照明船、消防船、しゅんせつ船、起重機船その他の特殊船舶（航行以外の特殊機能を主とするものに限る。）及び浮きドック | 一五％ |
| 八九・〇四 | 解体用船舶 | |
| | 一　リバティー型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇 | 〇・八％ |
| | 二　貨物船（一に掲げるものを除く。） | 一・二％ |
| | 三　輸送航空母艦 | 一・五％ |
| | 四　その他のもの | 二・三％ |
| 八九・〇五 | コファダム、浮き桟橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物 | 一五％ |
| | 第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器、時計、楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品 | |
| | 第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器及びこれらの部分品 | |
| | 1　注 | |
| | (a)　この類には、次の物品を含まない。 | |
| | 第四〇・一四号に該当する機器用のゴム製品、第四二・〇四号に該当する機器用の革製品及びコンポジションレザー製品並びに機器用の紡織用繊維の製品（第五九・一七号参照） | |
| | (b)　第六九・〇三号の耐火製品及び第六九・〇九号の理化学用又は工業用の物品 | |
| | (c)　第七〇・〇九号に該当するガラス鏡で光学的に研摩してないもの及び第七一類又は第八三・一二号に該当する貴金属製又は卑金属製の鏡（光学用品を除く。） | |
| | (d)　第七〇・〇七号、第七〇・一一号、第七〇・一四号、第七〇・一五号、第七〇・一七号又は第七〇・一八号に該当する物品 | |
| | (e)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。） | |
| | (f)　第八四・一〇号の計器付きのポンプ、重量測定式の計数機及び検査機並びにはかりと分離して輸入した分銅（第八四・二〇号参照）、物上げ用機械及び荷扱用機械（第八四・一二号参照）、第八四・四八号の保持具で加工物又は工具の調整用のもの（光学式割出台その他の目盛りを読むための光学的機構を有するものを含むものとし、しん出し望遠鏡その他それ自体に光学機器の特性を有するものを除く。）並びに第八四・六一 | |

号の弁その他の物品

(g) 第八五・〇九号の自動車用のサーチライト及びスポットライト並びに第八五・一五号の航行用無線機器及びレーダー

(h) 磁気方式のみによる映画用の録音機及び音声再生機(第九二・一一号参照)並びに磁気式サウンドヘッド(第九二・一三号参照)

(ij) 第九七類の物品

(k) 容積測定具(これを構成する材料の製品の号に属する。)

2　この類の機器の未完成のもので完成した機器としての重要な特性を有するものは、完成した機器とみなす。

3　この類に該当する機器に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品については、1及び2に規定するものを除き、次に定めるところによる。

(a) この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの号(第八四・六五号及び第八五・二八号を除く。)に掲げる機器(第九〇・〇一号及び第九〇・〇二号の光学用品を含む。)に該当するものは、当該機器の号に属する。

(b) その他のもののうち、第九〇・二九号に該当するものは同号に、その他のものはそれが原則としてもつぱら使用される機器の号にそれぞれ属する。

4　第九〇・〇五号には、地上を観測するのに適しない天体望遠鏡(第九〇・〇六号参照)並びに武器用の望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類の機器用の望遠鏡(第九〇・一三号参照)を含まない。

5　第九〇・一三号及び第九〇・一六号のいずれにも該当する光学式測定機器及び光学式試験機器は、第九〇・一六号に属する。

6　第九〇・二八号は、次の物品に限り適用する。

(a) 電気的量の測定用又は検査用の機器

(b) 第九〇・一四号、第九〇・一五号、第九〇・一六号、第九〇・二二号、第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二五号又は第九〇・二七号に掲げる機器(ストロボスコープを除く。)で、測定、検査、分析又は自動調整をすべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するもの

(c) アルファー線、ベーター線、ガンマー線、エックス線、宇宙線その他これらに類する放射線の測定用又は検出用の機器

(d) 非電気的量の自動調整機器(調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電気的量の自動調整機器

7　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 九〇・〇一 | レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研摩してないガラス製のものを除く。)及び偏光材料製の板 | 二〇% |
| 九〇・〇二 | レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研摩してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。)<br>一　写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 九〇・〇三 | めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 九〇・〇四 | 視力矯正用めがね、保護用めがねその他のめがね<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 九〇・〇五 | 屈折式の隻眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。)<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 九〇・〇六 | 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。) | 一五% |
| 九〇・〇七 | 写真機及び写真用せん光器具<br>一　写真機(暗箱を含む。)<br>(一) 顕微鏡用又は航空機用のもの | 一五% |
| | (二) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの | 三〇% |
| | (三) その他のもの | 三〇% |
| | 二　写真機の部分品及び附属品 | 三〇% |
| | 三　その他のもの | 三〇% |
| 九〇・〇八 | 映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機(これらを組み合わせたものを含む。)<br>一　撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品<br>(一) 使用フィルムの幅が二〇ミリメートル以下のもの | 三〇% |
| | (二) その他のもの | 二〇% |
| | 二　録音機、音声再生機並びにこれらの部分品及び附属品 | 二〇% |
| 九〇・〇九 | 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)<br>一　投影機並びにその部分品及び附属品 | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |

| | | |
|---|---|---|
| 九〇・一〇 | 写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）、密着式写真複写機器、フィルム用のスプール及びリール並びに映写用スクリーン | |
| | 一　現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品 | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | |
| 九〇・一一 | 顕微鏡及び回折機器（電子式又は陽子式のものに限る。） | 二〇％ |
| 九〇・一二 | 光学顕微鏡（写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。） | 二〇％ |
| 九〇・一三 | 光学機器（サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。） | 二〇％ |
| 九〇・一四 | 土地測量機器（写真測量用のものを含む。）、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ち針盤及び測距儀 | 二〇％ |
| 九〇・一五 | はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅が附属しているかどうかを問わない。） | 二〇％ |
| 九〇・一六 | 製図機器（パンタグラフその他の写図機器を含む。）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーターキャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機 | 一五％ |
| | 一　製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品 | 一五％ |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　輪かく投影機 | 二〇％ |
| | (二)　その他のもの | 一五％ |
| 九〇・一七 | 医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。） | 二〇％ |
| 九〇・一八 | 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。） | 二〇％ |
| 九〇・一九 | 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器及びそえ木その他の骨折治療具 | 二〇％ |
| 九〇・二〇 | エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 | |
| | 一　放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品 | 二〇％ |
| | 二　その他のもの | |
| 九〇・二一 | 教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型 | 二〇％ |
| 九〇・二二 | 硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機（金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。） | 一五％ |
| 九〇・二三 | ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。） | 一五％ |
| 九〇・二四 | 圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器（液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限る。）及びサーモスタットその他の温度自動調整機器（第九〇・一四号に該当するものを除く。） | 一五％ |
| 九〇・二五 | 偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨張計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計（露出計を含む。）、熱量計その他熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム | 一五％ |
| 九〇・二六 | 気体、液体又は電気の積算用計器及びその検定用計器 | 一五％ |
| 九〇・二七 | 速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ | 一五％ |
| 九〇・二八 | 電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。） | 一五％ |
| | 一　この類の注6(a)に定めるもの | 一五％ |
| | 二　この類の注6(b)に定めるもの | 一五％ |
| | 三　この類の注6(c)に定めるもの | 一五％ |
| | 四　この類の注6(d)に定めるもの | 一五％ |
| 九〇・二九 | 部分品及び附属品（第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二六号、第九〇・二七号又は第九〇・二八号に該当する物品に原則としてもつぱら使用するものに限る。） | 一五％ |

## 第九一類　時計及びその部分品

注

1　第九一・〇二号及び第九一・〇七号において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまいにより調整されるムーブメントで、地板及びブリッジを含めて測つた厚さの最大値が一二ミリメートル以下のものをいう。

2　第九一・〇七号及び第九一・〇八号には、ぜんまい駆動式又はおもり駆動式の原動機で、脱進機を取り付けてないもの及び取り付けられないもの（第八四・〇八号参照）を含まない。

3　この類には、第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）並びにおもり、時計用ガラス、携帯時計用のくさり及びバンド、電気装置の部分品、ボールベアリング並びにベアリング用ボールを含まない。時計用ばねは、時計の部分品（第九一・一一号）に含まれる。

4　時計用に適するムーブメントその他の部分品で、精密機器その他の物品の用にも適するものは、2及び3に規定するものを除き、この類に該当するものとし、他の類には該当しない。

5　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 九一・〇一 | 懐中時計、腕時計その他の携帯時計（ストップウォッチを含む。）<br>一　課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの | 三〇％ |
| | 二　その他のもの | 四〇％ |
| 九一・〇二 | 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。）<br>一　ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべっこうを用いたもの | 四〇％ |
| | 二　その他のもの | 三〇％ |
| 九一・〇三 | 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。） | 三〇％ |
| 九一・〇四 | その他の時計<br>一　電気時計 | 二五％ |
| | 二　クロノメーター | 二〇％ |
| | 三　その他のもの<br>(イ)　ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべっこうを用いたもの | 四〇％ |
| | (ロ)　その他のもの | 三〇％ |
| 九一・〇五 | 時間の測定用、記録用又は指示用の機器（時計用ムーブメント（セコンダリームーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限る。）及び時刻を記録する機器 | 二〇％ |
| 九一・〇六 | タイムスイッチ（時計用ムーブメント（セコンダリームーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限る。） | 二〇％ |
| 九一・〇七 | ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。）<br>一　課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの | 三〇％ |
| | 二　その他のもの | 四〇％ |
| 九一・〇八 | その他の時計用ムーブメント（組み立てたものに限る。） | 二五％ |
| 九一・〇九 | 携帯時計の側及びその部分品（半製品を含む。）<br>一　金製又は白金族の金属製のもの | 四〇％ |
| | 二　その他のもの | 三〇％ |
| 九一・一〇 | 時計のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に用いるもの並びにこれらの部分品<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべっこうを用いたもの | 四〇％ |
| | 二　その他のもの | 三〇％ |
| 九一・一一 | その他の時計部分品<br>一　貴石及び半貴石（受石、あな石その他これらに類する物品として形作つたものに限る。） | 五％ |
| | 二　ぜんまいばね（幅が三ミリメートルに満たないものに限る。） | 一〇％ |
| | 三　ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。）及びウォッチムーブメント用の地板 | 二五％ |
| | 四　その他のもの | 二五％ |

## 第九二類　楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　写真用又は光電式記録用の感光性フィルム（露光したものを含むものとし、現像してあるかどうかを問わない。第三七類参照）

(b)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）

(c)　第八五類又は第九〇類に該当するマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホーン、

スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器でこの類の機器又はそのキャビネットに取り付けてないもの並びにラジオ受信機を自蔵する録音機及び音声再生機(第八五・一五号参照)

(d) 第九六・〇二号に該当する楽器その他の物品の清掃用ブラシ

(e) がん具(第九七・〇三号参照)

(f) 収集品及びこつとう(第九九・〇五号及び第九九・〇六号参照)

2　この類の機器の未完成のもので完成した機器としての重要な特性を有するものは、完成した機器とみなす。

3　第九二・〇二号又は第九二・〇六号の楽器の演奏に用いる弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに輸入し、かつ、ともに使用するものは、その一組分が当該楽器に含まれる。

楽器とともに輸入するせん孔したミュージックロール(第九二・一〇号)及び蓄音機用レコードその他これに類する物品(第九二・一二号)は、別個の物品として取り扱い、当該楽器の部分品としては取り扱わない。

4　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 九二・〇一 | ピアノ(自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。)及びハープシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハープ(エオリアンハープを除く。) | 二〇% |
| 九二・〇二 | その他の弦楽器 | 二〇% |
| 九二・〇三 | パイプオルガン及びリードオルガン(ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。) | 二〇% |
| 九二・〇四 | アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカ | 二〇% |
| 九二・〇五 | その他の吹奏楽器 | 二〇% |
| 九二・〇六 | 太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打楽器 | 二〇% |
| 九二・〇七 | 電磁式、静電式、電子式その他これらに類する電気式のピアノ、オルガン、アコーディオンその他の楽器 | 二〇% |
| 九二・〇八 | オーケストリオン、バーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く。)並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛 | 二〇% |
| 九二・〇九 | 楽器用の弦 | 一五% |
| 九二・一〇 | 楽器の部分品及び附属品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く。)並びにメトロノーム、音さ及び調子笛 | 一五% |
| 九二・一一 | 蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機及び音声再生機(レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。)並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機 | |
| | 一　蓄音機及びレコードプレーヤー | 三〇% |
| | 二　その他のもの | 一五% |
| 九二・一二 | 蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品 | |
| | 一　蓄音機用レコード | |
| | (一) フォノシートその他これに類するもの | 二〇% |
| | (二) その他のもの | |
| | A　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートル以下のもの | 二〇% |
| | B　回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルをこえるもの | 一枚につき一七〇円 |
| | C　回転数が一分間につき四〇回をこえ、五〇回以下のもの | 一枚につき七〇円 |
| | D　回転数が一分間につき五〇回をこえるもの | 一枚につき五六円 |
| | 二　蓄音機用レコード製造用の原盤(録音盤を含む。) | 一五% |
| | 三　その他のもの | |
| | (一) 記録したもの | 一五% |
| | (二) その他のもの | 二〇% |
| 九二・一三 | その他の部分品及び附属品(第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る。) | |
| | 一　蓄音機用又はレコードプレーヤー用のもの | 二〇% |
| | 二　その他のもの | 一五% |

第一九部　武器、銃砲弾及びこれらの部分品

第九三類　武器、銃砲弾及びこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三六類に該当する火管、雷管、信号せん光筒その他の物品

(b) 第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)

(c) 戦車その他の装甲車両(第八七・〇八号参照)
(d) 武器に使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器(武器に装備したもの及び装備する武器とともに輸入するものを除く。第九〇類参照)
(e) 第九七類に該当する弓、矢、フェンシング用剣及びがん具
(f) 収集品及びこつとう(第九九・〇五号及び第九九・〇六号参照)

2 この類の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。

3 第九三・〇七号の部分品には、第八五・一五号のレーダーその他の無線機器を含まない。

4 この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 九三・〇一 | 刀、剣、やりその他これらに類する携帯武器並びにこれらの部分品及びさや | 二〇% |
| 九三・〇二 | けん銃(火器に限る。) | 二〇% |
| 九三・〇三 | 大砲、機関銃その他軍用の火器及び発射器(けん銃を除く。) | 二〇% |
| 九三・〇四 | その他の火器(信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。)<br>一　猟銃<br>二　その他のもの | 三〇%<br>二〇% |
| 九三・〇五 | その他の武器(空気銃、スプリング銃その他これらに類する銃を含む。) | 二〇% |
| 九三・〇六 | 武器の部分品(銃床のブロックとして荒くひいたもの及び銃身のブランクを含むものとし、携帯武器の部分品を除く。) | 二〇% |
| 九三・〇七 | 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、誘導弾、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに銃砲弾及びその部分品(カートリッジワッドを含む。)並びに銃砲弾用に調製した鉛弾 | 二〇% |

## 第二〇部　雑品

### 第九四類　家具及びその部分品並びに寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション及びこれらに類する物品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三九類、第四〇類又は第六二類に該当するマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの

(b) スタンドランプ、卓上ランプ、壁ランプその他の照明具(これを構成する材料に応じ、たとえば、第四四・二七号、第七〇・一四号又は第八三・〇七号に属する。)

(c) 公園又は庭園においていすその他の腰掛け、テーブル又は円柱として使用する石製又は陶磁製の物品(第六八類及び第六九類参照)

(d) 第七〇・〇九号に該当する姿見その他の鏡で床又は地面に置いて使用するものとして作つたもの

(e) 第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)並びに第八三・〇三号に該当する金庫

(f) 第八四・一五号の冷蔵庫の部分品として特に作つた家具及び第八四・四一号のミシン用に特に作つた家具

(g) ラジオ受信機を自蔵する蓄音機、ラジオ受信機又はテレビジョン受像機の部分品として特に作つた家具(第八五・一五号参照)

(h) 第九〇・一七号に該当する歯科用スピッツーン

(ij) 第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品

(k) 第九二・一三号に該当する蓄音機、ディクテーチングマシンその他の録音機又は音声再生機の部分品として特に作つた家具

(l) がん具の家具(第九七・〇三号参照)及びビリヤード台その他ゲーム用又は奇術用に特に作つた家具(第九七・〇四号及び第九七・〇五号参照)

2 第九四・〇一号又は第九四・〇二号に掲げるいすその他の腰掛け並びに第九四・〇二号又は第九四・〇三号に掲げる備付品及び家具には、床又は地面に置いて使用するものとして作つてない製品を含まない。ただし、この規定は、壁に取り付け又は他の物品の上に置くものとして作つた次の物品には適用しない。

(a) キッチンキャビネットその他これに類する食器だな

(b) たたみ込み式のいすその他の腰掛け及び寝台

(c) ユニット式の本箱その他これに類するユニット式の家具

3 家具又は備付品(ガラス、大理石その他の材料で製造した板、部分品又は取付具を有するかどうかを問わない。)の組み立ててないものは、ともに輸入するときは、組み立ててあるものとみなす。

4 (a) この類に掲げる部分品には、ガラス(鏡を含む。)又は大理石その他の石の板(特定の形状に切つてあるかどうかを問わない。)で、他の部分品と結合してないものを含まない。

(b) 第九四・〇四号に掲げる物品は、第九四・〇一号、第九四・〇二号又は第九四・〇三号の物品の部分品であつても、単独に輸入するときは、第九四・〇一号、第九四・〇二号又は第九四・〇三号には含まれない。

| | |
|---|---|
| 九四・〇一 | いすその他の腰掛け(寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するもの |

を除く。)及びその部分品

| | | |
|---|---|---|
| | 一　革張りのもの | 二五% |
| | 二　とう製のもの | 三〇% |
| | 三　その他のもの | 二〇% |
| 九四・〇二 | 手術台、機構付きの病院用ベッドその他の医療用又は獣医用の備付品、歯科用のいすその他これに類するいすで上下し、回転し又は傾斜するための機構を有するもの及びこれらの部分品 | 二〇% |
| 九四・〇三 | その他の家具及びその部分品 | |
| | 一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの | 三〇% |
| | 二　とう製のもの | 三〇% |
| | 三　その他のもの | 二〇% |
| 九四・〇四 | 寝具及びこれに類する物品(たとえば、マットレス、ふとん、羽根ぶとん、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、なんらかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨張させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない。)並びにマットレスサポート | |
| | 一　寝具及びこれに類する物品 | 三〇% |
| | 二　マットレスサポート | 二〇% |

第九五類　彫刻用、細工用又は成形用の材料の製品

注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六六類に該当するかさ又はつえその部分品その他の物品

(b) 扇子及びうちわ(第六七・〇五号参照)

(c) 第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品

(d) 第八二類に該当する刃物その他の物品(彫刻用、細工用又は成形用の材料で作つた柄その他の部分品を有するかどうかを問わない。)。ただし、この類には、刃物その他の物品の分離した柄その他の部分品で彫刻用、細工用又は成形用の材料で作つたものを含む。

(e) 第九〇類に該当するめがねの柄その他の物品

(f) 第九一類に該当する時計のケースその他の物品

(g) 第九二類に該当する楽器及びその部分品その他の物品

(h) 第九三類に該当する武器及びその部分品その他の物品

(ij) 第九四類に該当する家具及びその部分品その他の物品

(k) 第九六類に該当するブラシ、化粧用パフその他の物品

(l) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品

(m) 第九八類に該当するボタン、カフスボタン、喫煙用パイプ、くしその他の物品

(n) 収集品及びこつとう(第九九類参照)

| | | |
|---|---|---|
| 九五・〇一 | かめの甲の加工品及び製品 | |
| | 一　べつこうのもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 九五・〇二 | 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品 | 二〇% |
| 九五・〇三 | アイボリーの加工品及び製品 | |
| | 一　ぞうげのもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 九五・〇四 | 骨の加工品及び製品 | 二〇% |
| 九五・〇五 | 角、さんご(凝結したものを含む。)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品 | |
| | 一　さんごのもの | 四〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |
| 九五・〇六 | コロゾその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品 | 二〇% |
| 九五・〇七 | 黒玉(鉱物性の黒玉類似品を含む。)、こはく(凝結したものを含む。)又は海泡石(凝結したものを含む。)の加工品及び製品 | 二〇% |
| 九五・〇八 | 成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。)並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品(第三五・〇三号に該当するものを除く。)及び製品 | |
| | 一　ゼラチンカプセル | 一〇% |
| | 二　その他のもの | 二〇% |

第九六類　ほうき、ブラシ、羽毛製ダスター、化粧用パフ及びふるい

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第七一類に該当する物品

(b) 第九〇・一七号に該当する医療用又は獣医用の特殊ブラシ

(c) がん具(第九七類参照)

2　第九六・〇三号においてほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又はふさ状にしたもので、小分けすることなしに取り付けてほうき又はブラシとなるもの及びほうき又はブラシに取り付けるために、基部のにかわ付け又は塗装、先端のトリミングその他これらに類するさ細な加

工のみを必要とするものに限る。

| | | |
|---|---|---|
| 九六・〇一 | ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。） | 一〇％ |
| 九六・〇二 | その他のほうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）、ペイントローラー、スクイージー（ローラースクイージーを除く。）並びにモップ | |
| | 一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの | 四〇％ |
| | 二　その他のもの | |
| | (一)　歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、へアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆 | 二〇％ |
| | (二)　機械の部分品として使用するブラシ | 一五％ |
| | (三)　その他のもの | 二〇％ |
| 九六・〇三 | ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品 | 一〇％ |
| 九六・〇四 | 羽毛製ダスター | 二〇％ |
| 九六・〇五 | 化粧用のパフ及びパッド（材料を問わない。） | |
| | 一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの | 四〇％ |
| | 二　その他のもの | 二〇％ |
| 九六・〇六 | 手ふるい（材料を問わない。） | 二〇％ |

第九七類　がん具、遊戯用具、運動用具及びこれらの部分品

1　注

(a)　この類には、次の物品を含まない。

(b)　クリスマスツリー用のろうそく（第三四・〇六号参照）

(c)　第三六・〇五号に該当する花火その他の火工品

(d)　第三九類、第四二・〇六号又は第一一部に該当する糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品を切つたもので釣糸に仕上げてないもの

(e)　第四二・〇二号又は第四三・〇三号の運動用具用のバッグその他の容器

(f)　第六〇類又は第六一類に該当する紡織用繊維製の運動用着及び仮装用の衣装

(g)　第六二類に該当する紡織用繊維製の旗類及び帆

(h)　第六四類に該当する運動用はき物（スケートを取り付けたスケートぐつを除く。）及びクリケット用すね当て、サッカー用すね当てその他これらに類する製品並びに第六五類に該当する運動用帽子

(ij)　登山用つえ、ひちその他これらに類する物品（第六六・〇二号参照）及びこれらの部分品（第六六・〇三号参照）

(k)　第七〇・一九号に該当する人形その他がん具に用いるガラス製の眼

(l)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）

(m)　第八三・一一号に該当する物品

(n)　第一七部に該当するスポーツ用の車両（ボップスレイ、トボガンその他これらに類する物品を除く。）

(o)　幼児用の自転車でボールベアリングを使用し成人用自転車の形態を有するもの（第八七・一〇号参照）

(p)　カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用のボート（第八九類参照）及びこれらの推進用具（木製品にあつては、第四四類参照）

(q)　運動用又は戸外遊戯用のサングラスその他これに類するめがね（第九〇・〇四号参照）

(r)　おとり笛その他の笛（第九二・〇八号参照）

(s)　第九三類の武器その他の物品

テントその他のキャンプ用品、ラケット用ガット及び運動用グローブ（これらを構成する材料の製品の号に属する。）

2　この類に掲げる物品には、真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくはこれを張つた金属をさ細な部分に用いたものを含む。

3　第九七・〇二号において人形は、人類を模した製品に限る。

4　この類の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。

5　この類に該当する物品に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品は、1に掲げる物品を除き、これらが原則としてもつぱら使用される物品の号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 九七・〇一 | 幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のうば車その他これらに類する車 | 二〇％ |
| 九七・〇二 | 人形 | 二〇％ |
| 九七・〇三 | 娯楽用の模型及びその他のがん具 | 二〇％ |
| 九七・〇四 | テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具（ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。） | |
| | 一　卓球用具並びにその部分品及び附属品 | 二〇％ |
| | 二　トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品 | 二〇％ |
| | 三　その他のもの | 二〇％ |
| 九七・〇五 | カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスストッキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品 | 二〇％ |

| | | |
|---|---|---|
| 九七・〇六 | 運動用具及び戸外遊戯用具（第九七・〇四号に該当するものを除く。）<br>一　戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品<br>二　スキー並びにその部分品及び附属品<br>三　その他のもの | 二〇%<br>二〇%<br>二〇% |
| 九七・〇七 | 釣針、釣りざおその他の魚釣用具、たも、捕虫網及びおとり具 | 二〇% |
| 九七・〇八 | その他これに類する狩猟用具<br>回転木馬、スイング、射的用具その他の興行用具及び巡回サーカス用、巡回動物園用又は巡回劇場用の用具 | 二〇% |

## 第九八類　雑品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　まゆずみその他化粧用の鉛筆（第三三・〇六号参照）

(b)　第九八・〇一号又は第九八・一二号に掲げるボタン、飾りボタン、カフスボタンその他の物品で、全部又は一部に貴金属又はこれを張つた金属を用いたもの（第七一類の注2(a)に規定する物品を除く。）及び真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を用いたもの（第七一類参照）

(c)　第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）

(d)　製図用のからすロ（第九〇・一六号参照）

(e)　第九七類に該当するがん具

2　この類に掲げる物品には、1に規定する物品を除き、全部又は一部に貴金属若しくはこれを張つた金属、真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を用いたものを含む。

3　この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

| | | |
|---|---|---|
| 九八・〇一 | ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー（スナップファスナー及びプレススタッドを含む。）並びにこれらのブランク及び部分品<br>一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br>二　その他のもの<br>(一)　貝殻製のもの<br>A　ボタンブランク<br>B　その他のもの<br>(二)　その他のもの | 四〇%<br>無税<br>一五%<br>二〇% |
| 九八・〇二 | スライドファスナー及びその部分品 | 一五% |
| 九八・〇三 | 万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホールダーその他これらに類するホールダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び附属品（第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。）<br>一　万年筆、ボールペン及びシャープペンシル<br>(一)　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの<br>(二)　その他のもの<br>A　ボールペン<br>B　その他のもの<br>二　その他のもの<br>(一)　ボールペン用の中しん<br>(二)　その他のもの | 二五%（その率が一本につき八一円より低いときは、当該従量税率）<br>四〇%<br>二五% |
| 九八・〇四 | ペン先及びニブポイント<br>一　金製のペン先<br>二　その他のもの | 二〇%<br>一五% |
| 九八・〇五 | 鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテーラースチョーク及びビリヤードチョーク<br>一　鉛筆<br>二　鉛筆用のしん<br>三　その他のもの | 二〇%（その率が一本につき二円より低いときは、当該従量税率）<br>一五%<br>二〇% |
| 九八・〇六 | 石盤、黒板その他これらに類する物品（筆記用又は図画用に適するものに限るものとし、わくを有するかどうかを問わない。） | 二〇% |
| 九八・〇七 | 日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式のコンポジション | 二〇% |

| | | |
|---|---|---|
| 九八・〇八 | スティック及びこれを有する手動式の印刷用セット<br>タイプライターリボンその他これに類するリボン（スプールに巻いてあるかどうかを問わない。）及びインキパッド（箱に入れてないインキパッドを含む。）<br>一　リボン<br>二　インキパッド | 一五％<br>二〇％ |
| 九八・〇九 | 封ろう（びん用の封ろうを含むものとし、棒状、ケーキ状その他これらに類する形状のものに限る。）及びゼラチンをもととして製造した複写用ペースト（紙又は織物類の支持物を有するかどうかを問わない。）<br>一　封ろう<br>二　複写用ペースト | 一五％<br>二〇％ |
| 九八・一〇 | メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びしんを除く。）<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| 九八・一一 | 喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品（荒く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホールダー、シガレットホールダー及びこれらの部分品<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| 九八・一二 | ヘアスライドその他これらに類する物品<br>一　貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| 九八・一三 | コルセットバスクその他これに類する衣類用又は衣類附属品用のサポート | 四〇％<br>二〇％ |
| 九八・一四 | 香水用その他化粧用の噴霧器及びその頭部<br>一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを用いたもの<br>二　その他のもの | 四〇％<br>二〇％ |
| 九八・一五 | 魔法びんその他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。） | 四〇％<br>二〇％ |
| 九八・一六 | マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他店頭装飾用の作動する展示用品 | 二〇％ |

第二一部　美術品、収集品及びこつとう

第九九類　美術品、収集品及びこつとう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。第四九・〇七号参照）

(b)　劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類（第五九・一二号参照）

(c)　真珠、貴石及び半貴石（第七一・〇一号及び第七一・〇二号参照）

2　第九九・〇二号において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、芸術家の手になる一個又は数個の原版から直接作られた白黒又は彩色の版画をいい、原版の材料及びその製作様式を問わないものとし、機械的方法又は写真的方法で作つた版画を含まない。

3　第九九・〇三号には、大量複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を含まない。

4　(a)　この類及びこの表の他の類に同時に該当する物品は、1、2及び3に定めるものを除き、すべてこの類に属する。

(b)　第九九・〇六号には、この類の他の号に該当する物品を含まない。

5　書画又は版画の額縁で、当該書画又は版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又は版画の一部を構成するものとして取り扱う。

| | | |
|---|---|---|
| 九九・〇一 | 書画（肉筆のものに限るものとし、第四九・〇六号に該当する工業用の図案及び手書きで装飾した加工物を含まない。） | 無税 |
| 九九・〇二 | 銅版画、木版画、石版画その他の版画 | 無税 |
| 九九・〇三 | 彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。） | 無税 |
| 九九・〇四 | 郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（封かん葉書、郵便葉書その他これらに類するものを含むものとし、使用したもの及び本邦において通用せず又は発行しないもので使用してないものに限る。） | 無税 |
| 九九・〇五 | 収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。） | 無税 |
| 九九・〇六 | こつとう（製作後一〇〇年をこえるものに限る。） | 無税 |

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

## 関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までの規定中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第六条中「重油（関税定率法別表第二七一〇号の一の(四)に掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五・六センチストークス以下のもの並びに同号の一の(ハ)に掲げる石油のうち温度十五度における比重が〇・八五をこえるものに限るものとし、引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。）のうち」を「関税定率法別表第二七・一〇号の一の(四)に掲げる重油（以下「重油」という。）のうち、温度十五度における比重が〇・八五をこえ、〇・九〇三七以下のもの及び温度十五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下で温度五十度における動粘度が十五・六センチストークス以下のもの（引火点が温度百三十度をこえるこれらのものを除く。）で」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「第二七〇九号に掲げる石油」を「第二七・〇九号に掲げる石油及び歴青油」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第二七一〇号」を「第二七・一〇号の一の(四)」に、「同号に掲げる揮発油」を「同号の一の(ハ)のBの(b)に掲げる揮発油（以下「揮発油」という。）」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七条の二の見出し中「免税」の下に「及びガス製造用揮発油に係る関税の還付」を加え、同条中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条に次の三項を加える。

2　前項のガス事業者（次項に規定する特別ガス事業者を除く。）が関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受けた製造工場で昭和四十二年三月三十一日までにガスの原料として使用した場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき五百三十円に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該ガス事業者が当該揮発油の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

3　第一項のガス事業者で同項の規定による関税の免除を受けた原油をガスの原料として使用するもののうち政令で定めるもの（以下「特別ガス事業者」という。）が、関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油を税関長の承認を受けた製造工場で昭和四十二年三月三十一日までにガスの原料として使用し、かつ、昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで（以下「昭和四十一年度」という。）においてガスの原料として使用するため国産石炭を購入し、その購入した数量が、大蔵大臣が当該特別ガス事業者のこの項の規定による関税の還付を受けるために必要な国産石炭の購入数量として定める数量以上であつた場合には、政令で定めるところにより、その原料として使用した揮発油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき三百二十円に相当する額を基準として政令で定める率により算出した金額に相当する関税を、当該特別ガス事業者が当該揮発油の原料となつた関税納付済み原油等につき納付したものとみなして、当該金額をその者に還付する。

4　前条第五項の規定は、前二項の規定による還付を受けようとする者について準用する。

第七条の三の見出し中「触媒」を「触媒等」に改め、同条中「触媒として使用される物品」の下に「及び政令で定める触媒の製造に使用される触媒担体」を加え、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる揮発油、燈油若しくは軽油又は同表第二七一一号」を「揮発油、関税定率法別表第二七・一〇号の一の(ロ)若しくは(ハ)に掲げる燈油若しくは軽油又は同表第二七・一一号」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第七条第六項」を「第七条第五項」に改める。

第七条の五第一項中「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる重油（以下「重油」という。）」を「重油」に、「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第七条第六項」を「第七条第五項」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十一年三月三十一日までに」を「昭和四十二年三月三十一日までに」に、「昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで（以下「昭和四十年度」という。）」を「昭和四十一年度」に、「昭和四十年度に」を「昭和四十一年度に」に改め、同条第三項中「昭和四十年度」を「昭和四十一年度」に改め、同条第四項中「第七条第六項」を「第七条第五項」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和四十年度」を「昭和四十一年度」に改める。

第七条の七第一項中「昭和四十年度」を「昭和四十一年度」に改め、「関税定率法別表第二七一〇号に掲げる」を削る。

第七条の八第一項中「（第二号に掲げる製造用原料品については、昭和四十一年三月三十一日）」を削り、「第一七〇一号」を「第一七・〇一号」に、「第二七一四号」を「第二七・一四号の二」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　水素化分解法により主として液化石油ガスを製造する際にその原料として使用するための揮発油

第七条の八第一項に次の一号を加える。

四　複合肥料の製造に使用するための関税定率法別表第二八・三九号の一に掲げる硝酸カリウム

第七条の八第三項第一号中「第十条第一項」を「第十条」に改め、同条第四項を削る。

第七条の九中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

第九条中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第十条第一項第一号中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十条の二第一項中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。

第十一条第一項中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に、「第七条第五項」を「第七条第四項、第七条の二第二項」に改め、同条第二項中「第七条の六」を「第七条の二第三項、第七条の六」に、「特別事業者」を「特別ガス事業者、特別事業者」に、「事業場」を「製造工場若しくは事業場」に改める。

第十二条第一項中「第七条第五項」を「第七条第四項、第七条の二第二項若しくは第三項」に改める。

第十二条の二第二項中「第十条第一項各号」を「第十条各号」に改め、同条第三項を削る。

別表を次のように改める。

別表

| 関税定率法別表の番号 | 品名 | 税率 | 適用期限 |
|---|---|---|---|
| 〇四・〇二 | ミルク及びクリーム（貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。）<br>二　粉乳（塊状にし又は成型したものを含む。）<br>㈠　脱脂したもの<br>(1)　砂糖を加えたもの<br>(2)　その他のもの<br>㈡　その他のもの<br>三　その他のもののうち砂糖を加えてないもの | 三五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 〇四・〇三 | バター | 二五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 〇四・〇四 | チーズ及びカード<br>一　プロセスチーズ | 三〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 〇五・一五 | 動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの<br>五　その他のもののうちアルテミア・サリナの卵 | 二五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 〇七・〇五 | 乾燥した豆（さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。）<br>一　あずき | 三五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 〇八・〇一 | 二　そら豆及びえんどう<br>四　その他のもの<br>なつめやしの実、バナナ、ココやしの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）<br>一　バナナ<br>㈠　生鮮のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| | 三　なつめやしの実のうち乾燥のもの | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | 一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）<br>一　バナナ | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物<br>一　コーヒー<br>㈠　コーヒー豆（いつてないものに限る。）<br>(1)　昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日までに輸入されるもの | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | (2)　(1)に規定する政令で定める日の翌日から昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 〇九・〇一 | 小麦及びメスリンのうち小麦 | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| | 大麦及びはだか麦のうち大麦 | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 一〇・〇一 | とうもろこし（関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）<br>(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 一〇・〇三 | (2)　その他のもの | 二五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 一〇・〇五 | 米 | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 一〇・〇六 | 採油用に適する種及び果実（割つてあるかどうかを問わない。）<br>二　落花生 | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| 一二・〇一 | 植物性生産品（他の号に該当するものを除く。）<br>四　その他のもののうち除虫菊かす | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 一四・〇五 | 植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）<br>一　大豆油 | 二〇％ | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| 一五・〇七 | | 七〇％ | 昭和四二年三月三一日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 二　落花生油 | 二〇％ | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| | 三　菜種油及びからし種油 | 一五％ | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| | 五　綿実油 | 一キログラムにつき二〇円五〇銭 | 昭和四二年三月三一日 |
| 一五・一六 | 植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。）<br>一　カルナバろう | 五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 一八・〇一 | カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）のうち昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日から昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの | 無税 | |
| 二〇・〇六 | その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）<br>一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの<br>(一)　パイナップル | 五五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | 二　その他のもの<br>(一)　パイナップル | 五五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 二五・〇四 | 天然黒鉛<br>二　その他のもののうち粉状のもの<br>(1)　課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | (2)　課税価格が一キログラムにつき四五円をこえ、四九円五〇銭以下のもの | 一キログラムにつき、課税価格と四九円五〇銭との差額 | 昭和四二年三月三一日 |
| 二五・〇五 | 天然の砂（着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一号に該当する砂状の金属鉱を除く。）<br>一　けい砂 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 二五・一三 | コランダム、ガーネットその他の研摩用鉱物性材料（天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない。）並びにパミストーン及びエメリー<br>二　ガーネットのうち課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 二五・一九 | 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。）<br>一　マグネシアクリンカー | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 二六・〇一 | 金属鉱（精鉱を含む。）及び焼いた硫化鉄鉱<br>四　マンガン鉱<br>(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの<br>(i)　マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九％をこえるもの | 一二・五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | (ii)　その他のもの | 乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円 | 昭和四二年三月三一日 |
| 二七・〇九 | 石油及び歴青油（原油に限る。） | 一キロリットルにつき六四〇円 | 昭和四二年三月三一日 |
| 二七・一〇 | 石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当 | | |

するものを除く。）

一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％に満たないものを含む。）

(一)　揮発油

B　その他のもの

(b)　その他のもの

(1)　政令で定める石油化学製品製造用のもの　一キロリットルにつき二五〇円　昭和四二年三月三一日

(2)　アンモニア製造用のもの又はガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に使用するもの　一キロリットルにつき五〇〇円　昭和四二年三月三一日

(四)　重油及び粗油

A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(1)　製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）　一キロリットルにつき六四〇円　昭和四二年三月三一日

(2)　その他のもの　一キロリットルにつき九五五円　昭和四二年三月三一日

B　温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの

(1)　製油の原料として使用されるもの　一キロリットルにつき六四〇円　昭和四二年三月三一日

(2)　その他のもの　一キロリットルにつき七三〇円　昭和四二年三月三一日

C　温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの

(1)　製油の原料として使用されるもの　一キロリットルにつき六四〇円　昭和四二年三月三一日

(2)　その他のもの　一キロリットルにつき六六〇円　昭和四二年三月三一日

(五)　潤滑油（流動パラフィンを含む。）

B　その他のもののうち伸展油（温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のもので、スチレンブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムを製造する際に原料として使用するものに限る。）　無税　昭和四二年三月三一日

石油ガスその他のガス状炭化水素のうち液化石油ガス（ブタンを主成分とするものに限る。）でアンモニア製造用のもの　一トンにつき八〇〇円　昭和四二年三月三一日

二七・一一

二七・一四　石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物

一　石油コークスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三％以上のもの　無税　昭和四二年三月三一日

二八・〇五　アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀

三　水銀のうち昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日から昭和四二

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二八・一八 | 年三月三一日までに輸入されるもの<br>ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物<br>二　その他のもののうちマグネシアクリンカー | 無税 | |
| 二八・二〇 | 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム<br>一　酸化アルミニウムのうちアルミニウム製錬用のもの | 一〇％<br>昭和四二年三月三一日<br>無税<br>昭和四二年三月三一日 | |
| 二八・二八 | ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物<br>一　二酸化ゲルマニウム | 無税<br>昭和四二年三月三一日 | |
| 二八・四〇 | 亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩<br>二　その他のもののうちりん酸アンモニウム<br>(1)　当該年度におけるりん酸アンモニウム（この表の関税定率法別表の番号第二一・〇五号に掲げるものを含む。以下この号において同じ。）の国内需要見込数量からりん酸アンモニウムの国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの（複合肥料製造用のものに限る。）<br>(2)　その他のもの | 無税<br>昭和四二年三月三一日<br>二〇％<br>昭和四二年三月三一日 | |
| 二八・四二 | 炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの<br>一　ソーダ灰<br>(一)　ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二％以上のもののうち昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日から昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの | | 一キログラム |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二九・〇一 | 炭化水素<br>三　芳香族炭化水素<br>(ニ)　キシレンのうちオルトーキシレン<br>(九)　その他のもののうちジイソプロピルベンゼン | 無税<br>昭和四二年三月三一日<br>無税<br>昭和四二年三月三一日 | ラムにつき三円 |
| 二九・一一 | アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド<br>三　その他のもののうちアクロレイン | 無税<br>昭和四二年三月三一日 | |
| 二九・一三 | ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体<br>一　ケトン官能化合物<br>(ハ)　その他のもののうちしょう脳<br>(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの<br>(i)　昭和四二年三月三一日までに輸入されるもの<br>(ii)　昭和四二年四月一日から昭和四三年三月三一日までに輸入されるもの<br>(2)　その他のもの | 一〇％<br>一五％<br>三〇％<br>昭和四三年三月三一日 | |
| 二九・一五 | 多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体<br>三　フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸のうちイソフタル酸 | 無税<br>昭和四二年三月三一日 | |
| 二九・二五 | アミド官能化合物 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 五　その他のもののうち一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 二九・三五 | 複素環式化合物及びヌクレイン酸<br>一〇　その他のもののうちトリエチレンジアミン | 五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 二九・四二 | 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体<br>三　その他のもの<br>(六)　その他のもののうちテオフィリンカルシウム | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 三一・〇三 | りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）のうち重過りん酸石灰（五酸化りんとして計算したりん酸の含有量が水分を除いた全重量の三〇％以上のものに限る。）<br>(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの<br>(2)　その他のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 三一・〇五 | その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひし形その他これらに類する形状に調製し、又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもののうちりん酸アンモニウム（りん酸アンモニウムを主成分とする物品を含む。）<br>(1)　当該年度におけるりん酸アンモニウム（この表の関税定率法別表の番号第二八・四〇号に掲げるものを含む。以下この号において同じ。）の国内需要見込数量からりん酸アンモニウムの国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの<br>(2)　その他のもの | 無税<br>一〇％ | 昭和四二年三月三一日<br>昭和四二年三月三一日 |
| 三二・〇三 | 合成なめし剤（天然なめし料と混合してあるかどうかを問わない。）及びなめし前処理用の人工ベーティング剤（たとえば、酵素系のもの、すい臓系のもの及びバクテリア系のもの）<br>一　有機の合成なめし剤 | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 三二・〇五 | 有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい<br>六　建染め染料<br>(二)　その他のもののうち国産品と競合すると認められない染料として政令で定めるもの | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 三七・〇二 | 一一　反応性染料のうち政令で定めるホット型のもの<br>感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。）<br>一　映画用フィルム<br>(一)　カラーフィルム<br>B　その他のもののうちフィルムの幅が三〇ミリメートルをこえ、四〇ミリメートル以下のもの（撮影用又は複製用のものに限る。） | 一〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 三八・〇五 | トール油<br>一　粗製のもの | 一五％ | 昭和四一年九月三〇日 |
| 三八・一四 | アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤<br>一　テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック剤 | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 四四・〇三 | 木材（粗のものに限るものとし、皮をはいであるか、又は単に荒削りしてあるかどうかを問わない。）<br>一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 四四・〇四 | 木材（荒く角にし、又は太鼓落としししたものに限るものとし、さらに加工したものを除 | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | く。）<br>一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの | | |
| 四四・〇五 | 木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）<br>一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの<br>三　松属、もみ属（カリホルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち欧州とうひのものかんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものを除く。） | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 四四・一三 | | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 四八・〇九 | 建築用ボード（木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。） | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 五八・〇九 | チュールその他の網地（模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及び手製又は機械製のレース（レース地及びモチーフに限る。）のうちレース | 二五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 五八・一〇 | ししゆう布（モチーフを含む。） | 三五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 六七・〇二 | 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品のうち人造プラスチック製のもの | 三五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 七三・〇二 | フェロアロイ<br>二　フェロマンガン<br>四　フェロニッケル<br>五　その他のもののうちフェロモリブデン | 一五％<br>一五％<br>一五％ | 昭和四二年三月三一日<br>昭和四二年三月三一日<br>昭和四二年三月三一日 |
| 七四・〇一 | 銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず<br>二　塊（一に掲げるものを除く）<br>(一)　銅（合金を除く。）のもの<br>A　銅の含有量が全重量の九五％をこえるもの<br>(a)　電解精製用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。） | 無税 | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| | (b)　その他のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| | B　その他のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| | (二)　黄銅又は青銅のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| | (三)　その他のもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| | 三　くず | 無税 | 昭和四二年三月三一日までにおいて政令で定める日 |
| 七五・〇一 | ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず<br>一　マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物<br>(一)　粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。）<br>二　塊<br>(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの | 二〇％ | 昭和四二年三月三一日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | B　その他のもの | 一キログラムにつき二七〇円 | 昭和四二年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 四〇% | 昭和四二年三月三一日 |
| | 三　くず | | |
| | (一)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 四〇% | 昭和四二年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 四〇% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七五・〇二 | ニッケルの棒、形材及び線 | | |
| | 一　棒及び形材 | | |
| | (一)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 三〇% | 昭和四二年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 二五% | 昭和四二年三月三一日 |
| | 二　線 | | |
| | (一)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 三〇% | 昭和四二年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 二五% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七五・〇三 | ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク | | |
| | 一　はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、粉及びフレーク | | |
| | (一)　ニッケル（合金を除く。）のもののうち真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるもの | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 四〇% | 昭和四二年三月三一日 |
| | 二　その他のもの | | |
| | (一)　ニッケル(合金を除く。)のもの | 三〇% | 昭和四二年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 二五% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七五・〇四 | ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手 | | |
| | 一　ニッケル(合金を除く。)のもの | 三〇% | 昭和四二年三月三一日 |
| | 二　ニッケル合金のもの（ニッケル銅合金の管、素管及び中空棒のうちニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものを除く。） | 二五% | 昭和四二年三月三一日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七五・〇五 | 電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。） | 一キログラムにつき二七〇円 | 昭和四二年三月三一日 |
| 七六・〇一 | アルミニウムの塊及びくず | | |
| | 一　塊 | | |
| | (一)　アルミニウム(合金を除く。）のもの | 一三% | 昭和四二年三月三一日 |
| | (二)　アルミニウム合金のもの | 一三% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七六・〇二 | アルミニウムの棒、形材及び線 | | |
| | 一　棒及び形材 | 一三% | 昭和四二年三月三一日 |
| | 二　線 | 一三% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七六・〇三 | アルミニウムの板及び帯 | 二五% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七六・〇四 | アルミニウムのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。) | 一三% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七六・〇六 | アルミニウムの管、素管及び中空棒 | 一三% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七六・一二 | より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）のうちより線 | 一三% | 昭和四二年三月三一日 |
| 七八・〇一 | 鉛の塊(銀を含有するものを含む。）及びくず | | |
| | 一　塊 | | |
| | (一)　鉛(合金を除く。)のもの | | |
| | B　その他のもの | | |
| | (1)　課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの | 一キログラムにつき、五八円から課税価格を控除した額の半額及び一三円 | 昭和四二年三月三一日 |
| | (2)　課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、一〇四円以下のもの | 一キログ | 昭和四二年三月三一日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | (3) 課税価格が一キログラムにつき一〇四円をこえるもの | ラムにつき、一〇四円から課税価格を控除した額の半額 | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 七八・〇二 | 二　くず | | 一〇％ | 昭和四一年九月四日 |
| 七八・〇三 | 鉛の棒、形材及び線 | | 二〇％ | 昭和四三年二月二九日 |
| | 鉛の板及び帯 | | | |
| | 一　鉛（合金を除く。）のもの | | 二五％ | 昭和四三年九月四日 |
| | 二　鉛合金のもの | | 二五％ | 昭和四三年九月四日 |
| 七八・〇五 | 鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジ、S形ベンドその他の管用継手 | | | |
| | 一　管、素管及び中空棒 | | 二五％ | 昭和四三年九月四日 |
| 七九・〇一 | 亜鉛の塊及びくず | | | |
| | 一　塊 | | | |
| | (一) 亜鉛（合金を除く。）のもの | | | |
| | A　亜鉛の含有量が全重量の九七％をこえるもの | | | |
| | (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの | 一キログラムにつき、七〇円から課税価格を控除した額の半額及び一円 | | 昭和四二年三月三一日 |
| | (2) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一一二円以下のもの | 一キログラムにつき、二円から課税価格を控除した額の半額 | | 昭和四二年三月三一日 |
| | (3) 課税価格が一キログラムにつき一一二円をこえるもの | | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 八〇・〇一 | すずの塊及びくず | | | |
| | 一　塊 | | | |
| | (一) すず（合金を除く。）のもの | | 無税 | 昭和四二年三月三一日 |
| 八一・〇三 | タンタル及びその製品 | | | |
| 八一・〇四 | 三　その他のもの（はくを除く。）その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品 | | 二〇％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | 二　塊、粉、フレーク及びくず（一に掲げるものを除く。） | | | |
| | (二) その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレーク | | 一キログラムにつき四〇円 | 昭和四二年三月三一日 |
| 八四・四五 | 金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。） | | | |
| | 一　工作機械 | | | |
| | (二) ボール盤及び中ぐり盤 | | | |
| | A　横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうちテーブルの位置決めを正逆転減衰運動により行なうもの | | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | B　治具中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの | | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | (五) 研削盤 | | | |
| | A　内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）のうち、砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に研削することができるもの及び砥石軸を二本有 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | するもので、被加工物のあなの両端部の内面を同時に、かつ、自動的に研削することができるもの | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | B　平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。）のうち砥石軸を二本以上有する立型ロータリーテーブル式のもの | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| | (七)　その他のもの | | |
| | A　ブローチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。）のうち連続して送入される被加工物を連続的に加工することができるもの | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 八四・五二 | 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 | | |
| | 一　電子計算機械 | | |
| | (一)　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限る。）のうち、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、ラインプリンター（四八種類以上の活字を有し、印刷速度が毎分一、一〇〇行以上のものに限る。以下同じ。）、高速記憶機（磁気テープ式で六ビット以上で構成される字の記録速度が毎秒一二〇、〇〇〇字をこえるもの、磁気ドラム式で記憶容量が四、〇〇〇、〇〇〇字以上のもの及び磁気円板式のものに限る。以下同じ。及び磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機 | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 八四・五三 | せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械 | | |
| | 一　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらに附属する制御機（計算機本体以外のものにあつては、計算機本体とともに輸入するものに限る。）に限るものとし、カードの読取り及びせん孔を行なう機構を自蔵する電子式計算せん孔機を除く。）のうち、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、ラインプリンター、高速記憶機及び磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機 | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 八四・五四 | その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びとじ機） | | |
| | 一　計数型電子計算機械の計算機本体と電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びにこれらとともに使用する磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターのうち、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、ラインプリンター、高速記憶機及び磁気カード式記憶機 | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |
| 八五・二二 | 電気機器（原則としてもつぱら他の機器の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該当するものを除く。） | | |
| | 一　計数型電子計算機械用の制御機（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機若しくは記憶機又はこれらとともに使用する磁気テープコンバーター若しくは磁気 | 一五％ | 昭和四二年三月三一日 |

| | |
|---|---|
| テーププリンターに用いるものに限る。）のうち、磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、ラインプリンター、高速記憶機又は磁気カード式記憶機に附属する制御機 | 一五％ |

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

---

**関税法等の一部を改正する法律案**

関税法等の一部を改正する法律

（関税法の一部改正）

第一条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　賦課及び徴収（第三条―第十四条）」を「第二章　関税の確定、納付、徴収及び還付（第三条―第六条の二）　第一節　通則（第七条―第十二条）　第二節　申告納税方式による関税の確定（第七条の二）　第三節　賦課課税方式による関税の確定（第八条）　第四節　関税の納付及び徴収（第九条―第十一条）　第五節　その他（第十二条―第十四条の五）」に改める。

第一条中「賦課及び徴収」を「確定、納付、徴収及び還付」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2　外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合（保税地域においてこの法律により認められたところに従つて外国貨物が使用され、又は消費される場合その他政令で定める場合を除く。）には、その使用し、又は消費する者がその使用又は消費の時に当該貨物を輸入するものとみなす。

第二章の章名中「賦課及び徴収」を「関税の確定、納付、徴収及び還付」に改める。

第三条中「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）」の下に「その他関税に関する法律」を加え、同条の前に次の節名を附する。

第一節　通則

第四条の見出し中「確定」を「確定の時期」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる時における現況による。

第四条第一号中「置かれた外国貨物」の下に「（通常保税倉庫に置かれる期間が長期にわたり、その間に欠減が生ずるものとして政令で定めるものを除く。）」を加え、「入れる際の検査」を「置くことの承認の際の検査」に改め、「、保税倉庫に入れる際、」を削り、「入れること」を「置くこと」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品である外国貨物で、第五十九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたもの（第七号及び第八号に掲げるものを除く。）同項に規定する原料である外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時

第四条第四号中「置かれた」を「ある」に改め、同条第八号を次のように改める。

八　輸入の許可を受けないで輸入された貨物（輸入申告があつたもの及び前号に掲げるものを除く。）輸入の時

第五条中「関税」の下に「を課する場合に適用する法令」を加え、「により課する」を「による」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　保税倉庫に置かれた外国貨物で、輸入申告がされた後輸入の許可（第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる貨物については、その承認）がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があつたもの（前条第四号又は第七号に掲げる貨物を除く。）当該許可又は承認の日

第六条中「関税定率法」の下に「その他関税に関する法律」を加え、「輸入申告をした者から徴収する」を「貨物を輸入する者が、これを納める義務がある」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（税額の確定の方式）

第六条の二　関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一　次号に掲げる関税以外の関税　納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合に限り、税関長の処分により確定する方式（以下「申告納税方式」という。）

二　次に掲げる関税　納付すべき税額がもつぱら税関長の処分により確定する方式（以下「賦課課税方式」という。）

イ　本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物その他これに類する貨物で政令で定めるものに対する関税

ロ　郵便物に対する関税

ハ　関税定率法第九条第二項（不当廉売関税）の規定により徴収する関税

ニ　この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税

ホ　この法律及び関税定率法以外の関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課税方式によるものとされている関税

2　第十二条第一項（延滞税）に規定する延滞税及び第六十条第一項（利子税）に規定する利子税は、前項の規定にかかわらず、特別の手続を要しないで、当該各条の規定により納付すべき税額が確定するものとする。

第九条第一項中「関税定率法」の下に「その他関税に関する法律」を加え、同条を第九条の五とする。

第八条を削り、第七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第九条の四とし、同条の前に次の二節、節名及び三条を加える。

第二節　申告納税方式による関税の確定

（申告）

第七条　申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物

に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。

2　前項の申告は、政令で定めるところにより、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸入申告書に、同条の規定により記載すべきこととされている当該貨物に係る課税標準その他の事項のほか、その税額その他必要な事項を記載して、これを税関長に提出することによつて行なうものとする。

3　税関は、納税義務者その他の関係者から第一項の申告について必要な輸入貨物に係る関税定率法別表(関税率表)の適用上の所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

(修正申告)

第七条の二　前条第一項の申告をした者は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号の申告又は更正について第七条の四第一項又は第三項(更正)の規定による更正があるまでは、政令で定めるところにより、当該申告又は更正に係る課税標準又は納付すべき税額(以下「税額等」という。)を修正する申告(以下「修正申告」という。)をすることができる。

一　先にした前条第一項の申告若しくは修正申告(以下「納税申告」という。)又は第七条の四第一項若しくは第三項の規定による更正により納付すべき税額に不足額があるとき。

二　先の納税申告又は第七条の四第一項若しくは第三項の規定による更正により納付すべき税額がないこととされた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2　前項の場合において、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告は、先の納税申告に係る書面に記載した税額等を補正することにより行なうことができるものとする。

3　国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十条(修正申告の効力)の規定は、修正申告について準用する。

(更正の請求)

第七条の三　納税申告をした者は、当該申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告により納付すべき税額が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可があるまでは、政令で定めるところにより、税関長に対し、その申告に係る税額等につき次条第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

2　税関長は、前項の規定による更正の請求があつた場合には、その請求に係る税額等について調査し、次条第一項の規定による更正をし、又はその更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

(更正及び決定)

第七条の四　税関長は、納税申告があつた場合において、その申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告に係る税額等を更正する。

2　税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時までに当該申告がないときは、その調査により、当該貨物に係る税額等を決定する。

3　税関長は、前二項又はこの項の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る税額等を更正する。

4　第一項若しくは前項の規定による更正(以下「更正」という。)又は第二項の規定による決定は、税関長が当該更正又は決定により納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

5　国税通則法第二十九条(更正等の効力)の規定は、更正又は第二項の規定による決定について準用する。

(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)

第七条の五　税関長は、第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係る税額等につきその納税申告に誤りがないと認めた場合には、当該申告に係る税額及びその税額を納付すべき旨(関税の納付を要しないときは、その旨)その他政令で定める事項を、書面により、当該引取りの承認を受けた者に通知する。

## 第三節　賦課課税方式による関税の確定

(賦課決定)

第八条　税関長は、賦課課税方式が適用される貨物について関税を賦課しようとするときは、その調査により、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

一　第六条の二第一項第二号イ又はホ(賦課課税方式)に掲げる関税に係る場合

イ　第六十七条(輸出又は輸入の許可)の輸入申告に係る課税標準が税関長の調査したところと同じであるとき。納付すべき税額

ロ　輸入の時までに第六十七条の輸入申告がないとき、又は当該申告があつた場合において、当該申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なるとき。課税標準及び納付すべき税額

二　第六条の二第一項第二号ロからニまでに掲げる関税に係る場合　課税標準及び納付すべき税額

2　税関長は、前項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした課税標準(前項第一号イに掲げる場合にあつては、同号イの申告に係る課税標準)又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

3　前二項の規定による決定は、税関長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した賦課決定通知書(第一項第一号イに掲げる場合にあつては、納税告知書)を送達して行なう。ただし、当該決定が第六条の二第一項第二号イ(携帯品等に対する関税)に掲げる関税に係るものである場合その他政令で定める場合には、当該通知書又は告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該決定の通知をさせることができる。

4　国税通則法第二十九条(更正等の効力)の規定は、第二項の規定による決定について準用する。

## 第四節　関税の納付及び徴収

(申告納税方式による関税の納付)

第九条　納税申告をした者は、次項の規定に該当する場合を除き、その申告に係る書面又は更正通知書に記載された納付すべき税額に相当する関税を、当該申告に係る貨物を輸入する日までに国に納付しなければならない。

2　次の各号に掲げる税額に相当する関税の納税義務者は、その関税を当該各号に掲げる日までに国に納付しなければならない。

一　第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係る関税につき、第七条の五(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の書面に記載された申告に係る税額又は当該貨物の輸入の許可前にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額(先の納税申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

これらの書類が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

二　輸入の許可後にした修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額　当該修正申告をした日

三　輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額　当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

四　決定通知書に記載された納付すべき税額　当該決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

（納税の告知）

第九条の二　税関長は、賦課課税方式による関税で、次に掲げる関税以外のものを徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

一　第七十七条第三項（郵便物の関税の納付）の規定により印紙をもつて納付される郵便物の関税

二　第八十五条第一項（公売代金等の充当）（第八十八条（留置貨物）において準用する場合を含む。）又は第百三十四条第五項（領置物件等の公売代金等の充当）の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる関税

2　前項の規定による納税の告知は、税関長が、政令で定めるところにより、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行なう。ただし、第八条第三項ただし書（口頭による賦課決定の通知）の規定に該当する場合には、当該告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該告知をさせることができる。

（納付の手続）

第九条の三　関税を納付しようとする者は、第七十七条第三項（郵便物の関税の納付）の規定により印紙をもつて納付する場合を除き、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行なう代理店を含む。）又はその関税の収納を行なう税関職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

第十条第二項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、「第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日」を「第九条（申告納税方式による関税の納付）の規定により関税を納付すべき期限又は第九条の二第二項（納税の告知）の納期限（延滞税及び利子税についてはその計算の基礎となる関税のこれらの納期限。次条においてこれらの期限を「納期限」という。）」に、「納付」を「完納」に改める。

第十一条を次のように改める。

（関税の徴収）

第十一条　関税が納期限までに完納されない場合（当該関税につき担保の提供がある場合を除く。）及び国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）に掲げる場合に該当し関税が納期限までに完納されないと認められる場合における当該関税の徴収については、国税徴収の例による。

第十二条第一項中「関税を徴収する場合において、納税義務者が第八条第二項（納税の告知）の規定により指定された納期日又は国税徴収の例により徴収する場合において指定された納期日までに関税を完納しないときは、その未納に係る関税額に対し、当該納期日」を「納税義務者が法定納期限までに関税を完納しない場合又は第十三条の二（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）の規定により過大に払いもどし若しくは還付を受けた関税額を徴収される場合には、当該納税義務者は、その未納又は徴収に係る関税額に対し、法定納期限（当該過大に払いもどし又は還付を受けた関税については、その払いもどし又は還付を受けた日）」に、「徴収する」を「納付しなければならない」に改め、同条第二項中「未納」を「未納又は徴収」に改め、同条第五項中「規定により延滞税をあわせて徴収すべき」を削り、「未納」を「未納又は徴収」に改め、同条に次の二項を加える。

6　第一項の場合において、やむを得ない理由により税額等に誤りがあつたため同項の法定納期限後に同項の未納に係る関税額が確定し、かつ、その事情につき政令で定めるところにより税関長の確認があつたときは、その税額に係る延滞税については、当該法定納期限の翌日から当該関税につき修正申告をした日又は更正通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日までの日数に対応する部分の金額を免除する。

7　第一項において「法定納期限」とは、当該関税を課された貨物を輸入する日（輸入の許可を受けた貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に掲げる日（第一号又は第二号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日）又は期限とする。

一　第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税　当該関税に係る第七条の五（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書類又は更正通知書が発せられた日

二　第七十七条第五項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税　当該関税に係る第九条の二（納税の告知）の規定による納税告知書が発せられた日

三　関税定率法第九条第二項（不当廉売関税）の規定により徴収する関税　当該関税に係る納税告知書に記載された納期限

四　この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税　当該事実が生じた日

第十二条の次に次の節名を附する。

第五節　その他

第十三条第六項中「過誤納額」を「過誤納金」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第二項」に、「過誤納額」を「過誤納金の額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「過誤納額」を「過誤納金の額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号を第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項中「納税義務者が納付した関税又は滞納処分費に過誤納があつたため当該過誤納額」を「前項の過誤納金」に、「第六項」を「第七項」に、「当該過誤納額」を「その金額」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

税関長は、納税義務者が納付した関税又は滞納処分費に過誤納金があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第十三条の二を第十三条の四とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）

第十三条の二　税関長は、関税定率法第十条第二項（変質、損傷等の場合のもどし税）その他政令で定める関税に関する法律の規定による関税の払いもどし又は還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行なわれた場合には、国税徴収の例により、その過大であつた部分の金額に相当する関税額を当該関税の払いもどし又は還付を受けた者から徴収する。

（関税の納付不足がある場合の補完的納税義務）

第十三条の三　輸入の許可又は第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による税関長の承認を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があつた場合において、当該許可又は承認の際当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでなく、又はその者が当該貨物の輸入者でないことを申し立て、かつ、当該貨物の輸入に際してその通関業務を取り扱つた税関貨物取扱人（税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）第一条（定義）に規定する税関貨物取扱人をいう。以下同じ。）が、その通関業務の委託を受けた者を明らかにすることができなかつたときは、当該税関貨物取扱人は、当該貨物の輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負う。

第十四条を次のように改める。

（更正、決定等の期間制限）

第十四条　次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、これらに係る関税の第十二条第七項（法定納期限）に規定する法定納期限（第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）又は第七十七条第五項（関税の納付前における郵便物の受取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られ、又は受け取られた貨物又は郵便物の場合にあつては、当該承認の日とし、関税定率法第九条第二項（不当廉売関税）の規定により関税を徴収する場合にあつては、当該関税を徴収することができることとなつた日とする。次項及び次条第一項において「法定納期限等」という。）から二年を経過した日以後においては、することができない。

一　第七条の四第二項（決定）の規定による決定についての更正以外の更正

二　第六条の二第一項第二号イ又はホ（賦課課税方式）に掲げる関税で課税標準の申告があつたものに係る賦課決定

三　第六条の二第一項第二号ロからニまでに掲げる関税に係る賦課決定

2　偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての前項各号に掲げる更正又は賦課決定は、同項の規定にかかわらず、法定納期限等から五年を経過する日まで、することができる。

3　次の各号に掲げる決定、更正又は賦課決定は、これらに係る貨物の輸入の日から五年を経過した日以後においては、することができない。

一　第七条の四第二項（決定）の規定による決定

二　前号の決定についての更正

三　第六条の二第一項第二号イ又はホ（賦課課税方式）に掲げる関税で課税標準の申告がなかつたものに係る賦課決定

第二章中第十四条の次に次の四条を加える。

（徴収権の消滅時効）

第十四条の二　関税の徴収を目的とする国の権利（以下この条において「関税の徴収権」という。）は、その関税の法定納期限等から二年間（前条第二項又は第三項に規定する更正、決定又は賦課決定に係る関税については、五年間）行使しないことによつて、時効により消滅する。

2　国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び第七十三条（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは、「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税の納付）」と読み替えるものとする。

3　関税の徴収権の時効については、この条に別段の定めがあるものを除き、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。

（還付請求権の時効）

第十四条の三　関税の過誤納又は関税に関する法律の規定による関税の払いもどし若しくは還付に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から二年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2　国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力）及び前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（送達）

第十四条の四　国税通則法第十二条（書類の送達）及び第十四条（公示送達）の規定は、関税の確定、納付及び徴収に関する書類の送達について準用する。

（換価代金からの充当又は徴収の特例）

第十四条の五　第八十五条第一項（公売代金等の充当）（第八十八条（留置貨物）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第百三十四条第五項若しくは第六項（領置物件等の換価代金からの充当又は徴収）に規定する貨物又は物件につきこれらの規定により充て又は徴収する関税及びこれに不足額がある場合に第八十五条第一項又は第十一条（国税徴収の例による徴収）の規定により充て又は徴収する関税の額は、当該貨物又は物件の公売又は売却による代金の額（公売又は売却の費用その他関税に先だつて徴収される費用がある場合には、これらの費用を控除した額）を限度とする。

第十五条第二項中「するとともに、最近の出港地の出港許可書又はこれに代る書類を税関職員に呈示」を削る。

第十七条第一項中「その許可」を「税関長の許可」に改める。

第二十六条中「第二十条」を「第十五条（入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第二十条」に改め、「これらの者」の下に「若しくは船長若しくは機長」を加える。

第三十三条中「貨物を保税地域」の下に「（保税工場を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十四条第一項中「税関長の承認を受け」を「あらかじめその旨を税関に届け出」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　税関長は、前項の届出があつた場合において、その実施しようとする収容能力の増減又は工事について、その増減又は工事をした後の保税上屋と他の場所との区分が明確でなく、又は当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の保管設備が不十分であるため、この法律の実施を確保するうえに支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る事項を実施する際必要な措置を講ずることを求めることができる。

第四十九条中「（第一項第三号及び第四号を除く。）」を削る。

第五十一条中「入れる」を「置く」に改める。

第五十二条の見出し中「入れる」を「置く」に改め、同条第一項中「入れようとする者は」を「入れた者は、当該貨物をその入れた日から十五日をこえて当該保税倉庫に置こうとする場合には」に改め、「政令で定めるところにより」の下に「、当該貨物を当該保税倉庫に入れた日から十五日以内に」を加え、「税関」を「税関長」に改め、同条第二項中「税関」を「前項の承認」に、「外国貨物を入れる」を「同項の期間をこえて外国貨物を置く」に改め、「前項の承認を」を削る。

第五十三条の見出し中「入れる際」を「置くことの承認の際」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

税関長は、前条第一項の承認をする場合には、税関職員に同項の外国貨物につき必要な検査をさせるものとする。

第五十五条中「（第一項第四号を除く。）」を削

る。

第五十六条に次の一項を加える。

2　保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場において使用する輸入貨物については、当該貨物を当該保税工場に入れた日から十五日までの期間に限り、当該保税工場につき第四十二条第一項(保税上屋の許可)の許可をあわせて受けているものとみなす。

第五十七条第一項中「入れる」を「当該外国貨物を置く」に、「一年」を「二年」に改め、同条第二項中「前項」を「必要な期間を指定して前項」に改め、同項ただし書を削る。

第五十八条第一項中「第四条第二号」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(納税申告の特例)

第五十八条の二　石油精製の保税作業その他同一の製造工程において二種類以上の製品が製造される保税作業として政令で定めるものを行なう保税工場の許可を受けた者は、当該保税作業によつて製造された外国貨物のうち外国に向けて積みもどされる外国貨物その他保税作業により製造されるべき外国貨物として政令で定めるもの以外の外国貨物(第五十九条の二第一項(原料課税)の税関長の承認を受けたものに限る。)につき、当該保税作業が終了したときは、第七条第一項(納税申告)及び第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定にかかわらず、当該作業の終了後遅滞なく、税関に対して納税申告をし、同条の規定による輸入の許可を受けなければならない。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(原料課税)

第五十九条の二　保税工場の許可を受けた者が、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けたときは、当該保税工場における保税作業による製品である外国貨物を輸入する場合に、当該貨物の関税の確定について、第六十二条(保税工場)において準用する第五十二条第一項(保税倉庫に外国貨物を置くことの承認)の規定によりその原料である外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時の性質及び数量によることができる。

2　前項の税関長の承認に係る貨物を輸入する場合における関税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十条の見出しを「(利子税)」に改め、同条第一項中「第四条第二号(原料課税)の規定により」を「前条第一項の税関長の」に、「徴収する際」を「納付する際」に、「加算税額をあわせて徴収する」を「利子税をあわせて納付しなければならない」に改め、同条第二項中「加算税額」を「利子税の額」に改める。

第六十一条第一項中「保税工場以外の場所」を「当該保税工場以外の場所」に改め、同条第三項中「出そうとする」を「出される」に、「第四条第二号」を「第五十九条の二第一項」に、「これを出す際に、税関の検査を受けなければならない」を「税関長は、当該貨物が出される際、税関職員に当該貨物につき必要な検査をさせるものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定保税工場の簡易手続)

第六十一条の二　税関長が使用原料品の製造歩留まりが安定していることその他保税作業の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めて、保税作業により製造される製品及びその原料品である外国貨物を特定して指定した保税工場については、第三十一条(貨物の出し入れ)及び第五十八条(保税作業の届出)の規定にかかわらず、当該保税工場から当該特定した製品を出す際の届出並びに当該製品を製造するための保税作業の開始及び終了の際の届出を要しない。

2　前項の指定を受けた者は、政令で定めるところにより、毎月使用し、又は製造した同項の税関長の特定した外国貨物である原料品及びその製品の数量その他政令で定める事項を記載した報告書を、その翌月十日までに(当該製品に係る保税作業を休止した場合には、その後遅滞なく)、税関に提出しなければならない。

第六十二条中「入れることの承認」を「置くことの承認」に、「第五十三条第一項(保税倉庫に外国貨物を入れる際の検査)」を「第五十三条(外国貨物を置くことの承認の際の検査)」に、「第五十三条第一項中「自家用の保税倉庫」とあるのは「保税工場」と読み替える」を「第五十二条第一項中「置こうとする場合」とあるのは「置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から十五日以内に保税作業に使用しようとする場合」と読み替える」に改める。

第六十三条第一項中「税関に申告し、貨物の検査を経て」を「税関長に申告し」に改め、同条第二項中「ときは」の下に「、税関職員に同項の貨物の検査をさせ、また」を加え、同条第四項中「税関」を「税関長」に改める。

第六十四条第一項中「税関(」を「税関長(」に改める。

第六十六条第一項中「税関」を「税関長」に改める。

第六十七条中「税関に申告し、貨物の」を「当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な」に改める。

第七十条第二項中「の検査」の下に「その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」を加える。

第七十一条第二項中「税関」を「税関長」に改める。

第七十二条の見出し中「関税」を「関税等」に改め、同条に後段として次のように加える。

外国貨物に係る輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号(定義)に掲げる内国消費税の納付についても、その納期限が延長される場合その他政令で定める場合を除き、また同様とする。

第七十三条第三項中「確定」を「確定の時期」に改める。

第七十六条第一項中「但し」を「ただし、税関長は」に、「物は」を「物について」に、「税関の検査を受ける」を「税関職員に必要な検査をさせる」に改め、同条第三項中「の規定により検査を受けるべき」を「に規定する物を内容とする」に改める。

第七十七条第一項中「税関は、その関税額を郵政官署」を「税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵政官署を経て当該郵便物の名あて人」に改め、同条第二項中「通知を受けたときは、」を削り、「その関税額」を「同項の書類」に、「通知」を「送達」に改め、同条第三項中「政令で定める場合を除く外、郵政官署に申し出て」を「当該郵便物を受け取る際」に、「その関税」を「、同項の書面に記載された税額に相当する関税」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項(保税運送)の承認を受け、その承認に係る書類を郵政官署に呈示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

第七十七条に次の四項を加える。

4　第一項の郵便物の名あて人が当該郵便物を受け取つた場合には、当該郵便物に係る同項の書類は、第八条第三項(賦課決定通知書)に規定する賦課決定通知書とみなす。

5　第一項の郵便物の名あて人は、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた場合には、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額についての決定がされる前に当該郵便物を受け取ることができる。この場合に

おいて、税関長は、当該課税標準及び税額の決定をすることができることとなつたときは、遅滞なく、第八条第一項（賦課決定）の規定による決定をするとともに、第九条の二第一項（納税の告知）の規定による納税の告知をしなければならない。

6　税関長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、関税額に相当する担保を提供させることができる。

7　第五項の承認を受けて受け取られた郵便物は、この法律の適用については、第四条（課税物件の確定の時期）及び第五条（適用法令）を除くほか、内国貨物とみなす。

第七十八条第一項中「税関」を「税関長」に改める。

第七十九条第一項中「税関は、保税地域」を「税関長は、保税地域」に、「、税関」を「、国」に改め、同条第三項中「税関」を「税関長」に改める。

第八十三条第一項中「その承認」を「税関長の承認」に改め、同条第二項中「税関」を「税関長」に改める。

第八十四条第一項中「税関」を「税関長」に改める。

第八十五条第一項中「場合においては」を「場合には、当該貨物に係る関税その他の国税を直ちに徴収する。この場合においては、政令で定めるところにより」に改め、「、政令で定めるところにより」を削る。

第八十六条第一項及び第八十七条第一項中「税関」を「税関長」に改める。

第九十一条中「賦課」を「確定」に改める。

第九十七条に次の二項を加える。

3　前項の場合においては、第百十八条第四項（犯罪貨物等についての関税の徴収）又は第百三十四条第六項（領置物件等の換価代金からの徴収）の規定の適用がある場合のほか、前項の処分により外国貨物を取得する者から当該貨物に係る関税を直ちに徴収する。

4　前項の場合においては、同項の外国貨物が輸入されたことにより既に関税を納付すべきものであつたときにおいても、当該外国貨物が同項の処分をする者によつて占有された時以後は、当該外国貨物に係る関税は、同項の規定によつて徴収するものとする。この場合においては、当該外国貨物につき既に第七条の四第二項（決定）の規定による決定その他の関税の確定のための手続がされているときは、これらの手続は、なかつたものとみなす。

第百条第一号中「及び関税定率法第十九条の二第二項（関税の払いもどしを受ける課税原料品に係る準用規定）」を削る。

第百三条の次に次の一条を加える。

（期間の計算及び期限の特例）

第百三条の二　国税通則法第十条（期間の計算及び期限の特例）の規定は、この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定による期間の計算及び期限について準用する。

第百五条第一項第三号中「（保税倉庫に外国貨物を入れる際の検査）」を「（外国貨物を置くことの承認の際の検査）」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱つた税関貨物取扱人、当該輸入の委託者、関税定率法第九条第一項（不当廉売関税）の貨物の不当廉売者その他の関係者に質問し、又は当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類を検査すること

第百七条中「税関支署長」を「税関の支署その他の税関官署の長」に改める。

第百十条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれ」を「免れ」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「第七一〇二号」を「第七一・〇二号」に、「第七一〇三号」を「第七一・〇三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　税関貨物取扱人の偽りその他不正の行為により関税を免れ、若しくは関税の払いもどしを受け、又は関税を納付すべき貨物を関税を納付しないで輸入することとなつた場合における当該行為をした税関貨物取扱人についても、また前項の例による。

第百十三条の二中「提出した者」の下に「（通関業務の委託を受けた税関貨物取扱人又は税関貨物取扱人に通関業務を委託した者を含む。）」を加える。

第百十四条第六号中「税関支署長」を「者」に改める。

第百十五条第二号中「入れる」を「置く」に改める。

第百十六条中「過失」を「重大な過失」に改める。

第百十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定により犯罪貨物等の没収又はこれに代わる追徴が行なわれた場合には、当該犯罪貨物等については、関税を課さない。

第百十八条に次の一項を加える。

5　第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項の処分をする者によつて占有された時」とあるのは、「領置又は差押えがされた時」と読み替えるものとする。

第百三十四条第五項中「これを公売に付し、又は売却した時において当該貨物を輸入したものとみなして計算した額の関税を、その」を「当該関税を当該代金の」に、「徴収」を「直ちに徴収」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「納付されていないときは」の下に「、当該関税その他の国税を直ちに徴収する。この場合においては」を、「代金をもつて」の下に「当該」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の場合において、同項の領置物件又は差押物件について関税が納付されていないときは、当該関税をこれらの物件の返還を受けるべき者から直ちに徴収する。

第百三十四条に次の一項を加える。

7　第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項の処分をする者によつて占有された時」とあるのは、「領置又は差押えがされた時」と読み替えるものとする。

別表第一中「北海道」を「北海道」に、「釧路」を「釧路」に、「苫小牧」を「苫小牧」に、「神奈川」を「神奈川」に、「横須賀」を「横須賀」に、「直江津」を「新潟」に、「福井」を「福井」に、「敦賀」を「敦賀」に、「田子の浦」を「静岡」に、「清水」を「静岡」に、「蒲郡」を「愛知」に、「三重」を「三重」に、「四日市」を「四日市」に、「尾鷲」を「尾鷲」に、「岡山」を「岡山」に、「水島」を「広島」に、「福山」を「福山」に、「山口」を「山口」に、「徳山下松」を「徳山下松」に、「三田尻中関」を「香川」に、「香川」を「香川」に、「坂出」を「坂出」に、「高松」を「高松」に、「熊本」を「熊本」に、「水俣」を「熊本」に、「八代」を「熊本」に改める。

別表第二中「東京」を「東京」に、「羽田」を「羽田」に、「愛知」を「愛知」に、「名古屋」を「名古屋」に、「鹿児島」を「鹿児島」に、「鹿児島」を「鹿児島」に、「奄美」を「鹿児島」に改める。

（とん税法の一部改正）

第二条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条」の下に「第一項」を加える。

第五条及び第六条を次のように改める。

（申告による納付）

第五条　外国貿易船が開港に入港した場合においては、当該外国貿易船に係るとん税の納付をすべき者（以下「納税義務者」という。）は、当該外国貿易船の出港の時（当該外国貿易船が入港の日から起算して五日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して五日を経過する日）までに、政令で定めるところにより、当該外国貿易船に係るとん税の課税標準及び納付すべきとん税額その他の事項を記載した申告書を税関に提出し、あわせて当該申告書に記載された税額に相当するとん税を国に納付しなければならない。ただし、当該外国貿易船について第三条第二号に掲げる税率によるとん税が納付されている場合において、当該外国貿易船が当該税率によるとん税に係る最初の入港の日から起算して一年以内に当該納付に係る開港に入港するときは、この限りでない。

2　外国貿易船が第七条ただし書の規定によりとん税を課されることとなる場合において、同条ただし書に規定する貨物の積卸が前項の規定によるとん税の納期限を経過した後に行なわれるときは、同項の規定にかかわらず、当該とん税の納税義務者は、政令で定めるところにより、当該貨物の積卸の時までに同項の申告書を提出し、あわせて当該申告書に記載された税額に相当するとん税を国に納付しなければならない。

（更正及び決定等）

第六条　税関長は、前条の規定により提出された申告書に記載された税額がその調査したところと異なる場合又は同条の規定によりとん税を納付すべき期限（以下「納期限」という。）までに当該申告書の提出がない場合には、その調査に基づき、政令で定めるところにより、当該申告に係る税額を更正し、又はその納付すべき税額を決定する。

2　前項の規定によるとん税の更正又は決定があつた場合には、当該とん税の納税義務者は、政令で定めるところにより、その更正又は決定に係るとん税の額を税関長が指定する期日までに国に納付しなければならない。

3　納税義務者がとん税を納期限（前項の規定により納付することとなるとん税については、同項の期日）までに完納しない場合（当該とん税につき担保の提供がある場合を除く。）のとん税の徴収については、国税徴収の例による。

第七条第二項を削る。

第八条中「徴収」を「課税標準の調査」に改める。

第九条第一項中「とん税の課税標準を決定するため」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　関税法第九条の五（担保の種類及び提供の手続）及び第十条（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定は、前項の規定による担保について準用する。

第十条の見出し中「国税通則法」を「関税法等」に改め、同条第一項を次のように改める。

関税法第十二条第一項から第五項まで（延滞税）の規定は、とん税の納税義務者が納期限（前条第一項の規定の適用を受けてとん税の納付前に出港した外国貿易船に係るとん税については、政令で定める日）までにそのとん税を完納しない場合について準用する。

第十条第二項中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加え、「同法第九十条第三項及び第九十一条第四項（附帯税等の端数計算）の規定は、とん税に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額及び延滞税の額の端数計算について」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十条の二　税関長は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

第十一条中「賦課」を「確定」に改める。

（特別とん税法の一部改正）

第三条　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（申告及び納付等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特別とん税は、とん税にあわせて申告し、更正し、若しくは決定し、又は納付し、若しくは徴収しなければならない。

第六条中「納期及び納付の方法・納税の告知」を「申告による納付・更正及び決定等」に、「国税通則法」を「関税法等」に、「及び第十一条」を「、第十条の二（権限の委任）及び第十一条」に改める。

第八条の見出しを「（延滞税等）」に改め、同条第一項中「（国税通則法の準用）」を「（関税法等の準用）」に、「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十条」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十二条第一項から第五項まで」に、「徴収」を「納付」に、「同法」を「これら」に改め、同条第二項中「徴収」を「納付」に改め、同条第三項中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加える。

第十二条中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、同年十月一日以前において政令で定める日（以下「指定日」という。）から施行する。

一　第一条中関税法の目次、第二章（第四条、第五条及び第十一条を除く。）、第七十七条、第九十七条、第百十条、第百十三条の二、第百十六条、第百十八条及び第百三十四条に係る改正規定

二　第二条中とん税法第九条第二項の改正規定

2　昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）から指定日の前日までの間における関税の徴収については、関税法第八条第一項中「納金額及び納付場所」とあるのは「納金額、納付場所及び納期日（輸入申告に係る貨物で第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による税関長の承認を受けないものに係る関税の徴収については、納金額及び納付場所）」として、同条の規定を適用するものとし、この場合においては、同条第二項の規定は、適用せず、同法第十条第二項及び第十二条第一項中「第八条第二項」とあるのは「第八条」として、これらの規定を適用するものとする。

3　施行日前にされた改正前の関税法第四条第二号又は第五十二条第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の税関長の承認は、それぞれ改正後の関税法（以下「新法」という。）第五十九条の二第一項又は第五十二条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定によつてされた税関長の承認とみなす。

4　施行日から指定日の前日までの間における新法第五十八条の二の規定の適用については、同条（見出しを除く。）中「第七条第一項（納税申告）及び第六十七条」とあるのは「第六十七条」と、「納税申告」とあるのは「同条の申告」とする。

5　施行日前に課した、又は課すべきであつたとん税及び特別とん税については、なお従前の例による。

6　指定日の前日までの間におけるとん税法第九条第二項（特別とん税法第七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項

中「関税法第八条第二項（納期日の指定）の規定は、前項の規定による担保の提供があつた場合におけるとん税の徴収について、同法」とあるのは、「関税法」とする。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第一条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「酒税法等」という。）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」を「その他の内国消費税に関する法律（以下「酒税法等」という。）」に、「賦課」を「確定、納付」に改める。

第二条第二号中「内国消費税課税物品」を「課税物品」に改め、「酒類」の下に「（以下この条において「酒類」という。）」を加え、同条第四号中「第一号（定義）に規定する」を「（定義）に定める」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「規定する保税地域」の下に「（酒類の製造場に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四　「保税工場」とは、保税地域のうち関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税工場をいう。

第三条から第十条までを次のように改め、第十条の二を削る。

（課税物品の確定の時期）

第三条　保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合の基礎となる課税物品の性質及び数量は、当該物品に関税を課する場合（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の法律の規定により関税を免除され　又は無税とされる場合を含む。次条において同じ。）の基礎となる当該物品の性質及び数量による。ただし、次の各号に掲げる時における性質及び数量による。

一　関税法第五十九条の二（原料課税）の規定の適用を受けて製造された課税物品　当該物品につき同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする時

二　第十六条第四項、砂糖消費税法第二十三条（砂糖類の引取りとみなす場合）又は物品税法第二十六条第四項（輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等）の規定により保税地域から引き取るものとみなされる課税物品　これらの規定に定める時

（適用法令）

第四条　保税地域からの引取りに係る課税物品に内国消費税を課する場合に適用する法令は、当該物品に関税を課する場合の法令を適用する日において適用される法令による。

2　保税倉庫に置かれた課税物品で、輸入申告がされた後関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（以下「輸入の許可」という。）（同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られる課税物品については、その承認）がされる前に当該物品に適用される内国消費税に関する法令の改正があつたもの（同法第四条第四号又は第七号（課税物件の確定）に掲げる貨物に該当するものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、当該許可又は承認の日において適用される法令による。

（保税地域からの引取りとみなす場合）

第五条　課税物品を保税地域以外の場所から輸入する場合には、その輸入を保税地域からの引取りとみなして、酒税法等及びこの法律の規定を適用する。

（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）

第六条　課税物品を輸入の許可を受けて保税地域から引き取ろうとする者は、輸入申告にあわせて酒税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書又は引取りに係る課税標準の申告書を提出するものとする。

2　本邦に入国する者が課税物品をその入国の際に携帯して輸入する場合には、税関長は、酒税法等の規定による引取りに係る課税標準の申告書の提出に代えて、当該申告書に記載すべき事項を口頭で申告させることができる。

3　保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条（修正申告）の規定による修正申告又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正は、当該物品が保税地域から引き取られる前においても、することができるものとする。この場合において、当該修正申告又は更正により納付すべき税額に相当する内国消費税は、第九条第一項の規定に該当する場合を除き、当該引取りの時までに納付しなければならない。

4　関税法第七条の二第二項（輸入の許可前における納税申告の修正）の規定は、酒税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課税物品の輸入の許可前にする前項の修正申告について、関税法第八条第三項ただし書（賦課決定通知）の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の賦課決定（国税通則法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。）について、それぞれ準用する。

（郵便物の内国消費税の納付等）

第七条　課税物品を内容とする郵便物を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する酒税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵政官署を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2　郵政官署は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書類を名あて人に送達しなければならない。

3　前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る際、印紙をもつて同項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付しなければならない。ただし、当該郵便物を受け取ろうとする者が、当該郵便物につき関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵政官署に呈示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4　第一項の郵便物に係る同項の書類は、国税通則法第三十二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

5　輸入される課税物品を内容とする郵便物が名あて人に交付された後において当該物品に係る未納の内国消費税の額があるときは、第三項ただし書又は次項において準用する関税法第七十七条第五項（関税の納付前における郵便物の受取り）の規定の適用がある場合を除き、税関長は、第三項本文の規定にかかわらず、現金をもつて、その交付を受けた者からその未納に係る内国消費税を徴収する。

6　関税法第七十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の郵便物の名あて人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け取ろうとする場合について準用する。

（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）

第八条　外国貨物（関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。

一　関税法第八十四条第一項又は第三項（収容貨物の公売又は売却）（同法第八十八条（留置貨物）において準用する場合を含む。）の規定により公売に付され、又は売却される場合　当該公売又は売却の際における当該物品の所有者

二　関税法第九十七条第二項（税関職員以外の公務員による外国貨物の処分）の処分がある場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）　当該処分により当該物品を取得する者

三　関税法第百十八条第一項第一号（犯罪貨物の没収等）の規定に該当し、同号の犯罪貨物等として没収されない場合（当該貨物が税関長の指定する期間内に外国貨物として保税地域に入れられた場合を除く。）　当該犯罪貨物等の所有者

四　関税法第百三十四条第一項（領置物件又は差押物件の返還等）の規定により課税物品が還付される場合又は課税物品に係る同条第五項若しくは第六項に規定する代金が還付される場合　その還付を受けるべき者

2　関税法第十四条の五（換価代金からの充当又は徴収の特例）及び第九十七条第四項（関税の賦課手続の調整）（同法第百十八条第五項（犯罪貨物等に係る関税の徴収）及び第百三十四条第七項（領置物件に係る関税の徴収）において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合について準用する。

3　関税法第八十五条第一項（公売代金等の充当等）（同法第八十八条において準用する場合を含む。）又は第百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知をすることを要しない。

（輸入の許可前における引取り）

第九条　関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第一号（輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限）に掲げる日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一　第三項において準用する関税法第七条の五（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の規定による通知を受けた場合　同条の書面に記載された申告に係る納付すべき税額

二　当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合　当該更正通知書に記載された納付すべき税額（当該物品についての第六条第一項又は第三項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。）

2　前項の規定の適用を受ける課税物品については、政令で定めるところにより、当該物品について課されるべき内国消費税額に相当する担保を提供しなければならない。

3　関税法第七条の五の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

（保税工場外における保税作業）

第十条　関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）の規定により保税工場の許可を受けた者が、同法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定による許可を受けて保税工場にある外国貨物である課税物品を、政令で定めるところにより当該保税工場以外の場所に出す場合には、同項の規定により指定された場所に出されている当該物品及び当該物品を原料又は材料とした製品は、同項の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保税工場にあるものとみなして、酒税法等及びこの法律の規定を適用する。

2　税関長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に係る課税物品に課されるべき内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

3　第一項に規定する指定された期間が経過した場合において、同項に規定する指定された場所に同項の課税物品又は当該物品を原料若しくは材料とした製品があるときは、税関長は、同項に規定する保税工場の許可を受けた者から、直ちに当該物品に係る内国消費税を徴収する。

4　第一項の課税物品が前項の規定に該当することとなつた場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなし、当該物品を原料又は材料とした製品で課税物品に該当するものはその製造をした者がその場所で製造したものとみなして、酒税法等の規定を適用する。

5　前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴収されるべき内国消費税額（当該移出により課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税額を含まない。）に相当する金額を控除する。

第十三条第一項中「内国消費税課税物品」を「課税物品」に改め、同条を第二十六条とし、第十二条中「前条」を「前二条」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条を第二十五条とし、第十一条第一項中「第九条又は第十条」を「第十五条第二項、第十六条第三項又は第十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十六条第五項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二　第十六条第六項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三　第二十二条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十条の次に次の十二条を加える。

（保税運送等の場合の免税）

第十一条　外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認を受け、又は同項ただし書の規定による届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所（酒類の製造場に該当する場所を除く。）から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品が、関税法第六十三条第四項（同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品

を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

（船用品又は機用品の積込み等の場合の免税）

第十二条　関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による承認を受けて外国貨物である課税物品を同項に規定する船用品又は機用品として船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2　関税法第七十五条（外国貨物の積みもどし）の規定により、外国貨物である課税物品を積みもどすため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

3　第一項に規定する承認を受けて引き取られた課税物品が、関税法第二十三条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、税関長は、当該承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品を保税地域に入れた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

（免税）

第十三条　次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

一　関税定率法第十四条第一号から第四号まで、第七号から第九号まで又は第十三号（無条件免税）に掲げるもの

二　関税定率法第十五条第一項第一号から第三号まで、第五号の二又は第九号（特定用途免税）に掲げるもの

三　関税定率法第十六条第一項各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの

四　関税定率法第十七条第一項第一号又は第四号から第十一号まで（再輸出免税）に掲げるもの

2　税関長は、前項第四号の規定により内国消費税を免除する場合において、必要があると認めるときは、その免除に係る内国消費税額に相当する担保を提供させることができる。

3　関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第三項の規定は、第一項第二号、第三号又は第四号の規定により免除を受けた内国消費税について準用する。

（担保の種類）

第十四条　第七条第六項において準用する関税法第七十七条第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）、第九条第二項、第十条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　税関長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）

四　税関長が確実と認める保証人の保証

（変質、損傷等の場合の軽減又は還付）

第十五条　輸入される課税物品が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることが承認されたものについては、当該承認）前に変質し、又は損傷した場合（課税標準の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。）においては、政令で定めるところにより、当該物品の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その内国消費税を軽減し、又はその内国消費税額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における内国消費税額との差額以内において、その内国消費税を軽減することができる。

2　輸入の許可を受けた課税物品で既に内国消費税が納付されたものが、輸入の許可後引き続き保税地域又は関税法第三十条第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所に置かれている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合には、政令で定めるところにより、その内国消費税の全部又は一部に相当する金額を還付することができる。

3　前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

保税（工場において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）

第十六条　保税工場における保税作業（関税法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。第三項において同じ。）により、課税物品を課税物品以外の製品（当該課税物品を原料又は材料として製造された製品で、当該課税物品に課される内国消費税以外の税目に属する内国消費税が課されるものを含む。）の原料又は材料として消費し、又は使用する場合には、砂糖消費税法第五条第二項、物品税法第六条第二項、揮発油税法第五条第二項、石油ガス税法第五条第二項又はトランプ類税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。

2　保税工場において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場において消費し、又は使用している外国貨物である課税物品（以下この項において「外貨原材料」という。）を原料又は材料として当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより、当該保税工場の所在地の所轄税関長の確認を受けて、当該外貨原材料と同種の外国貨物でない課税物品で内国消費税の課税済みのもの（以下この項において「課税済内貨原材料」という。）を原料又は材料として消費し、又は使用して当該保税工場で製造した製品（政令で定める製品については、当該課税済内貨原材料を原料又は材料として消費し、又は使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の原料又は材料として消費され、又は使用された当該課税済内貨原材料の数量として当該税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積みもどしを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に保税地域から引き取る当該課税済内貨原材料と同種の外貨原材料に係る内国消費税（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該内国消費税のうち当該製品に対応するものとして政令で定める金額に相当する内国消費税）を免除する。ただし、他の法律の規定により当該課税済内貨原材料に係る内国消費税額に相当する金額の還付を受ける場合は、この限りでない。

3　保税工場における保税作業について、その原料又は材料として消費し、又は使用する外国貨物がなくなつたこと等により、内国消費税を納付して輸入された課税物品を輸出物品の原料又は材料として消費し、又は使用することが困難であると認められる場合におい

て、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された課税物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場に入れ、これを原料又は材料として製造した製品を輸出したときは、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。ただし、他の法律の規定によりその原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品に係る内国消費税額に相当する金額の還付を受ける場合は、この限りでない。

4　次に掲げる製品（本邦において消費し、又は使用する課税物品以外の製品で、酒税法等の規定により、当該製品の原料又は材料として消費し、又は使用する課税物品に係る内国消費税が免除されるものを除く。）を保税地域から引き取り、又は保税地域において消費し、若しくは使用する場合には、当該製品を引き取る者又はこれを消費し、若しくは使用する者が、その引取り又は消費若しくは使用の時に、当該製品のほか、その原料又は材料として消費し、若しくは使用した課税物品を保税地域から引き取るものとみなして、酒税法等及びこの法律の規定を適用する。

一　第一項の規定の適用を受けた課税物品を原料又は材料として製造した製品で関税法第五十九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたもの又は関税定率法第十四条の二第一号（再輸入減税）の規定に該当するもの

二　前二項の規定の適用を受けた製品のうち、本邦にもどされたもの（当該製品が課税物品であり、かつ、当該製品の原料又は材料につき、当該製品に課される内国消費税と同一の税目の内国消費税が課税済みであるため、これらの規定が適用されたものを除く。）

5　第一項の規定に該当する消費又は使用をした者は、同項に規定する消費又は使用をした課税物品及び当該物品を原料又は材料として製造した製品の種類、数量又は価額その他政令で定める事項を記載した書類を、当該消費又は使用の日の属する月の翌月末日までに、当該保税工場の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

6　第一項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、第二項の規定による確認を受けた者又は第三項の税関長の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品の消費又は使用並びに当該原料又は材料を消費し、又は使用して製造した製品の製造及び払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

7　第三項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（違約品の返送等の場合の還付）

第十七条　品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入に係る課税物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを返送することがやむを得ないと認められる場合において、当該物品を返送のため本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域（関税法第三十条第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。次項において同じ。）に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2　前項に規定する物品を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

3　前二項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（引取りに係る内国消費税の延滞税の免除）

第十八条　保税地域から引き取る課税物品に係る関税額の全部又は一部がやむを得ない理由によりその法定納期限後に確定したことに基づき、当該物品の内国消費税額の全部又は一部がその法定納期限（国税通則法第二条第八号（定義）に規定する法定納期限をいう。）後に確定することとなつたものであることについて、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、その税額に係る延滞税については、その確定に係る修正申告書の提出があつた日又は更正通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日以前の期間に対応する部分の金額を免除する。

（過少申告加算税等の不徴収）

第十九条　国税通則法第六十五条（過少申告加算税）及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、保税地域からの引取りに係る課税物品に対する内国消費税については、適用しない。

（関税法の準用）

第二十条　関税法第十二条第一項（延滞税）（同法第十三条の二（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）の規定に係る部分に限る。）及び第十三条の二の規定は、第十五条第二項、第十六条第三項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行なわれた場合について、同法第十三条の三（関税の納付不足がある場合の補完的納税義務）の規定は、輸入の許可を受け、又は第十二条第一項の規定による承認を受けて引き取られた課税物品につき納付された内国消費税に不足額があつた場合について、同法第十四条（更正、決定等の期間制限）、第十四条の二第一項（徴収権の消滅時効）及び第十四条の三第一項（還付請求権の時効）の規定は、保税地域からの引取りに係る課税物品に対する内国消費税につき更正、決定、徴収又は還付をする場合について、同法第百七条（税関長の権限の委任）の規定は、税関長が当該内国消費税につきその権限を行使する場合について、同法第百十八条第三項（没収等が行なわれた場合の関税の不徴収）の規定は、同条第一項又は第二項その他の法律の規定により没収又は追徴が行なわれた課税物品に係る内国消費税について、それぞれ準用する。

（納税地の特例）

第二十一条　保税地域以外の場所から輸入される課税物品に係る内国消費税の納税地は、当該物品に係る関税を課する税関長（関税が無税とされている当該物品については、関税が課されるものとした場合の当該税関長）の所属する税関の所在地とする。

（当該職員の権限）

第二十二条　税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、内国消費税に関する調査について必要な範囲内で、第十六条第一項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、同条第二項の確認を受けた者又は同条第三項の承認を受けた者に対して質問し、又はその消費し若しくは使用する課税物品、当該物品を原料若しくは材料として製造した製品若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2　当該職員は、前項の規定により、職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（酒税法の一部改正）

第二条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部

を次のように改正する。

目次中「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

第一章中第六条の三を第六条の四とし、第六条の二第一項中「酒類等」という。以下本条において同じ。)」を「本条において「酒類等」という。)」に改め、同条第二項中「第三十条の四」の下に「第一項」を加え、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

(保税地域に該当する製造場)

第六条の二　酒類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない酒類の製造場とみなす。

第十条第二号中「第六号又は」を削る。

第二十二条第一項第三号ロ(3)中「以上」の下に「三十六度未満」を加える。

第二十二条の三第一項第二号中「(同法第十条(変質、損傷等の場合の減税又はもどし税)、第十五条第二項ただし書(特定用途免税物品に係る関税の追徴)又は第十六条第二項ただし書(外交官用免税貨物等に係る関税の追徴)の規定に該当する酒類については、当該価格からこれに当該酒類に係る同法第十条第一項の価格の低下率を乗じて計算した金額を控除した価格)」を削る。

第二十二条の五第二項中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。

第三十条第二項中「納付した、若しくは納付すべき又は保税地域からの引取りにより」を「納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは」に改める。

第三十条の二第一項第一号イ中「従量税が課税される」を「従量税率(数量を課税標準として適用する税率をいう。以下同じ。)が適用される」に改め、同項第三号中「従量税が課税される」を「従量税率が適用される」に改め、同項第五号中「課税標準数量及び」を「課税標準数量又は」に改め、同条第二項中「第六条の二」を「第六条の三」に改め、同条第三項中「第一項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項、第三項」を「これらの規定による控除を受けるべき月において第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項」に改める。

第三十条の三を次のように改める。

(引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等)

第三十条の三　関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない

一　当該保税地域から引き取ろうとする酒類に係る次に掲げる事項

イ　従量税率が適用される酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という。)

ロ　従価税率適用酒類については、税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。)

二　課税標準数量又は課税標準額に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

三　他の法律の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする酒税額

四　第二号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額

五　第二号に掲げる酒税額の合計額から第三号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六　その他政令で定める事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、その引取る酒類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第三十条の四の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「金額の」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第六条の三第二項又は第四項の規定に該当する酒類に係る酒税は、これらの規定に規定する酒類の製造場の所在地の所轄税務署長が、直ちにその酒税を徴収する。

第三十条の五を次のように改める。

(引取りに係る酒類についての酒税の納付等)

第三十条の五　第三十条の三第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る酒類を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額に相当する酒税を国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第三十条の三第二項に規定する酒類に係る酒税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第三十条の六第一項中「第三十条の四」の下に「第一項」を加え、同条第二項中「第三十条の三」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「酒類に係る酒税額」を「申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額」に改める。

第四十一条第一項中「(以下「当該職員」という。)」を削り、同条第二項中「当該職員」を「前項の当該職員」に改める。

第五十六条第一項第三号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十条の三第一項」に改め、同項第四号中「第三十条の三」の下に「第二項」を加える。

(砂糖消費税法の一部改正)

第三条　砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(保税地域に該当する製造場)

第四条　砂糖類の製造場が保税地域に該当する場合には、関税法第二条第一項第四号(定義)に規定する内国貨物(同法第五十九条第二項(内国貨物の使用等)に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。)に該当する砂糖類については、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない砂糖類の製造場とみなし、その他の砂糖類については、この法律(第十五条第一項第一号を除く。)の適用上、その製造場を砂糖類の製造場でない保税地域とみなす。

第五条第一項中「、第三項の規定に該当する場合を除き」を削り、「第十二条」の下に「第一項」を加え、同条第二項ただし書を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第六条第二項中「第十二条」の下に「第一項」を加える。

第十条第一項第三号及び第四号中「課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第六号中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「前項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「同項の規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第十一条を次のように改める。

(引取りに係る砂糖類についての課税標準及び税額の申告等)

第十一条　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとする砂糖類の種別及び種別ごとの重量（以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。）

二　引取りに係る課税標準数量に対する砂糖消費税額及び当該砂糖消費税額の合計額

三　他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする砂糖消費税額

四　第二号に掲げる砂糖消費税額の合計額から前号に掲げる砂糖消費税額を控除した金額に相当する砂糖消費税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

五　第二号に掲げる砂糖消費税額の合計額から第三号に掲げる砂糖消費税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される砂糖類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る砂糖消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る砂糖類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第十二条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する砂糖類に係る砂糖消費税は、これらの規定に規定する砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

第十三条を次のように改める。

（引取りに係る砂糖類についての砂糖消費税の納付等）

第十三条　第十一条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る砂糖類を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当する砂糖消費税を国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第十一条第二項に規定する砂糖類に係る砂糖消費税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第十四条第一項中「第十二条」の下に「第一項」を加え、「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「第十一条」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「砂糖類に係る砂糖消費税額」を「申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額」に改める。

第十五条第一項第三号中「砂糖類」の下に「その他政令で定める目的に充てるための砂糖類」を、「製造場」の下に「その他政令で定める場所」を加え、同条第六項中「、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか」及び「（当該移入先において国から譲渡された砂糖類については、当該譲受者。以下この条において同じ。）」を削り、同条第七項中「、その移入をした日（当該砂糖類を当該場所において国から譲り受けた者については、当該譲受けをした日）から十日以内に」を削り、「又は理由（当該砂糖類を国から譲り受けた者については、その旨）」を「（当該砂糖類が同項第四号に掲げる砂糖類であるときは、当該移入の理由）」に、「（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）」を「に、その移入をした日から十日以内（政令で定めるところにより当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで）」に改め、同条第八項中「又は税関長」を削る。

第十六条の見出し中「移出に係る砂糖類の」を削る。

第十六条の二を削る。

第十七条中「若しくは第十六条の二第一項」を削る。

第十八条の見出し中「製造場における」を削る。

第十八条の二を削る。

第二十一条第二項中「引取りにより」の下に「納付された、若しくは納付されるべき若しくは」を加える。

第二十二条第一項中「（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下第五項において同じ。）」を削り、同条第三項及び第四項中「又は税関長」を削る。

第二十三条第一項第一号中「又は第十八条の二第一項」を削り、同条第二項を削る。

第二十九条第一項中「（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項及び次条において同じ。）」を削る。

第三十条第一項中「製造しようとする者」の下に「（保税地域において関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する砂糖類のみを製造しようとする者を除く。）」を加える。

第三十一条及び第三十四条第一項第一号中「に該当し若しくは第十八条の二第一項の承認を受けて第十八条第一項」を「の適用を受ける同項」に改める。

第三十六条第一号中「第十条第一項」の下に「又は第十一条第一項」を加え、同条第二号中「第十一条」の下に「第二項」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

（物品税法の一部改正）

第四条　物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に改め、「及び第三十五条第二項」を削る。

第六条第一項中「以下次項及び第三項」を「次項」に改め、「、第三項の規定に該当する場合を除き」を削り、「第三十一条」の下に「第二項」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七条第四項中「第三十一条」の下に「第二項」を加える。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十五条の見出し中「製造場内で」を削る。

第二十六条を次のように改める。

（輸出する不課税物品の材料となる物品の免税等）

第二十六条　輸出用の自動車（別表第七号1から3までに掲げるものを除く。）その他の不課税物品で政令で定めるもの（以下この条において「輸出用不課税物品」という。）の材料として第二種の課税物品を使用することについて第六条第一項本文の規定の適用がある場合において、当該輸出用不課税物品の製造者が当該第二種の課税物品を当該輸出用不課税物品の材料として使用するときは、その使用に係る物品税を免除する。

2　前項の規定は、同項の使用をした輸出用不課税物品の製造者が、当該使用をした日の属する月分の第二十九条第二項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該物品の使用に関する明細書及

び当該輸出用不課税物品が輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第四項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3　第十七条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二種又は第三種の課税物品を同項各号に掲げる場所に移入」とあるのは「輸出用不課税物品を輸出」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定に該当する輸出用不課税物品で本邦にもどされたものを保税地域から引き取り、又は保税地域において使用する場合には、当該物品を引き取る者又はこれを使用する者がその引取り又は使用の時に当該物品の材料として使用した第二種の課税物品を当該保税地域から引き取るものとみなして、この法律を適用する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実（前項において準用する第十七条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限内に同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じている場合には、この限りでない。

第二十八条第三項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十九条第二項第二号中「第二十五条」の下に「、第二十六条」を加え、同項第五号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

第三十条を次のように改める。

（引取りに係る物品についての課税標準及び税額の申告等）

第三十条　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとする課税物品に係る次に掲げる事項

イ　第一種又は第二種の課税物品については、号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額（以下この項において「課税標準額」という。）

ロ　第三種の課税物品については、課税標準たる数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

二　前号イに掲げる課税標準額又は同号ロに掲げる課税標準数量に対する物品税額及び当該物品税額の合計額

三　他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする物品税額

四　第二号に掲げる物品税額の合計額から前号に掲げる物品税額を控除した金額に相当する物品税額

五　第二号に掲げる物品税額の合計額から第三号に掲げる物品税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税物品を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る物品税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税物品に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第三十一条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第六条第一項ただし書又は第七条第四項の規定に該当する第二種又は第三種の課税物品に係る物品税については、これらの規定に規定する製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌翌月末日を納期と限して徴収する。

第三十二条を次のように改める。

（引取りに係る物品についての物品税の納付等）

第三十二条　第三十条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税物品を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる物品税額に相当する物品税を国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第三十条第二項に規定する課税物品に係る物品税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第三十四条中「第三十条」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「物品に係る」を「申告書に記載した同項第四号に掲げる」に改める。

第三十五条第二項中「委託者等になろうとする者」の下に「及び保税地域において関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する第二種又は第三種の課税物品のみを製造しようとする者」を加える。

第四十一条第二項中「各号に掲げる」を「若しくは第二十六条第一項の規定の適用を受ける」に改める。

第四十五条第三号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十条第一項」に改め、同条第四号中「第三十条」の下に「第二項」を加える。

第四十六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（揮発油税法の一部改正）

第五条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（保税地域に該当する製造場）

第四条　揮発油の製造場が保税地域に該当する場合には、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当する揮発油については、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない揮発油の製造場とみなし、その他の揮発油については、この法律（第十四条第一項第一号を除く。）の適用上、その製造場を揮発油の製造場でない保税地域とみなす。

第五条第一項中「第十二条」の下に「第一項」を加え、同条第六項を削る。

第七条中「第十二条」の下に「第一項」を加える。

第十条第一項第五号中「「課税標準数量」」を「この項において「移出に係る課税標準数量」」に改め、同項第六号中「課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第八号中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「前項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第十一条を次のように改める。

（引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等）

第十一条　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとする揮発

油の数量

二　前号の数量のうち、第八条第一項の規定により控除される数量

三　第一号の数量から前号の数量を控除した数量（以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。）

四　引取りに係る課税標準数量に対する揮発油税額

五　他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする揮発油税額

六　第四号に掲げる揮発油税額から前号に掲げる揮発油税額を控除した金額に相当する揮発油税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

七　第四号に掲げる揮発油税額から第五号に掲げる揮発油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、その引き取る揮発油に係る前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第十二条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第五条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する揮発油に係る揮発油税は、これらの規定に規定する揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

第十二条の二を次のように改める。

（引取りに係る揮発油についての揮発油税の納付等）

第十二条の二　第十一条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る揮発油を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当する揮発油税を、国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第十一条第二項に規定する揮発油に係る揮発油税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第十三条第一項中「第十二条」の下に「第一項」を加え、「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「第十一条」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「揮発油に係る揮発油税額」を「申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額」に改める。

第十四条第六項中「、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか」を削り、同条第七項中「（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下この項において同じ。）」を削り、同条第八項中「又は税関長」を削る。

第十四条の二第一項第三号を削り、同条第二項中「（当該場所が保税地域に該当する場合には、当該場所の所在地の所轄税関長）」を削り、同条第五項中「、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか」を削り、「を同項各号」を「を第一項各号」に改め、同条第六項中「又は税関長」を削る。

第十五条の見出し中「移出に係る揮発油の」を削る。

第十五条の二を削る。

第十七条第一項中「、第四項又は第八項」を「又は第四項」に改め、同条第二項中「引取りにより」の下に「納付された、若しくは納付されるべき若しくは」を加え、「、第四項又は第八項」を「又は第四項」に改め、「以下第八項において同じ。」を削り、同条中第八項及び第九項を削り、第十項を第八項とする。

第二十三条第一項中「製造しようとする者」の下に「（保税地域において、関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する揮発油のみを製造しようとする者を除く。）」を加え、「（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下この条において同じ。）」を削る。

第二十八条第一号中「第十条第一項」の下に「又は第十一条第一項」を加え、同条第二号中「第十一条」の下に「第二項」を加える。

（地方道路税法の一部改正）

第六条　地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「保税地域に該当する」を「揮発油税法第四条の規定により揮発油の製造場でない保税地域とみなされる」に改め、同条第二項中「保税地域」の下に「（揮発油税法第四条の規定により保税地域に該当しない揮発油の製造場とみなされるものを除く。）」を加え、同条第三項中「若しくは第十五条の二第一項本文」を削り、同条第四項中「又は第十五条の二第三項」を削る。

第九条第一項中「又は第八項」を削り、同条第三項中「、第九項及び第十項」を「及び第八項」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第七条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十八条」の下に「第一項」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第六条第一項中「第十八条」の下に「第一項」を加える。

第十一条第二項中「輸出に関する」を「移出に関する」に改める。

第十五条第二項中「引取りにより」の下に「納付された、若しくは納付されるべき若しくは」を加え、同条第三項中「数量」を「重量」に改め、同条第五項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同条第七項中「数量」を「重量」に改め、同条第十項第二号中「末日」を「翌月末日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、「法人がある場合について」の下に「、前項の規定は、法人が合併した場合について、それぞれ」を加え、「同項」を「第八項」に改め、「当該合併により消滅した法人」と」の下に「、「又は被相続人」とあるのは「又は合併により消滅した法人」と、前項中「相続に係る被相続人」とあるのは「合併により消滅した法人」と、「相続人が領収した」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立された法人が領収した」と、「その相続人」及び「当該相続に係るすべての相続人」とあるのは「その合併後存続する法人又は合併により設立された法人」と、それぞれ」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　相続があつた場合において、当該相続に係る被相続人について第三項の規定が適用された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を相続人が領収したときは、当該販売代金については、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして第七項の規定を適用する。ただし、当該相続に係るすべての相続人が石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継しない場合は、この限りでない。

第十六条第一項第三号中「「課税標準数量」を「この項において「移出に係る課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第四号中「課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第六号中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に

改め、同条第二項中「前項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「これらの規定により控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第十七条を次のように改める。

（引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等）

第十七条　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとする課税石油ガスの重量（以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。）

二　引取りに係る課税標準数量に対する石油ガス税額

三　他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額

四　第二号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

五　第二号に掲げる石油ガス税額から第三号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税石油ガスに係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第十八条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条に次の二項を加える。

2　第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌翌月末日を納期限として徴収する。

3　第一項の規定は、同項に規定する申告書を提出すべき石油ガスの充てん者で、当該申告に係る月分の石油ガス税につき国税通則法に規定する期限後申告書又は修正申告書を同項の納期限前に提出したものについて準用する。

第十九条を次のように改める。

（引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の納付等）

第十九条　第十七条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税石油ガスを保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第十七条第二項に規定する課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

第二十条第一項中「第十八条」の下に「第一項」を加え、「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「第十七条」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「課税石油ガスに係る石油ガス税額」を「申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額」に改める。

第二十三条第一項中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第二十六条第三項中「第十二条第七項本文」の下に「（第十三条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十七条中「第二条」の下に「第一項」を、「内国貨物」の下に「（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）」を加える。

第二十九条第三号中「第十六条第一項」の下に「又は第十七条第一項」を加え、同条第三号中「第十七条」の下に「第二項」を加える。

（トランプ類税法の一部改正）

第八条　トランプ類税法（昭和三十二年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（保税地域に該当する製造場）

第四条　トランプ類の製造場が保税地域に該当する場合には、関税法第二条第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む。）に該当するトランプ類については、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しないトランプ類の製造場とみなし、その他のトランプ類については、この法律（第十五条第一項第一号を除く。）の適用上、その製造場をトランプ類の製造場でない保税地域とみなす。

第六条第三項中「第十八条の四」の下に「第一項」を加える。

第十五条第一項第二号中「輸出するためのトランプ類」の下に「その他政令で定める目的に充てるためのトランプ類」を、「蔵置場」の下に「その他政令で定める場所」を加え、同条第六項中「、同項各号に掲げる場所が保税地域に該当する場合を除くほか」を削り、同条第七項中「、その移入した日から十日以内に」を削り、「（当該場所が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）」を「に、その移入をした日から十日以内（政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで）」に改め、同条第八項中「又は税関長」を削る。

第十五条の二第五項中「規定によりトランプ類税を免除されたトランプ類（第七項本文の規定の適用を受けることとなったものを除く。）」に、「同項」を「第一項」に改める。

第十六条の見出し中「移出に係るトランプ類の」を削る。

第十六条の二を削る。

第十七条中「若しくは前条第一項」を削る。

第十八条第二項中「引取りにより」の下に「納付された、若しくは納付されるべき若しくは」を加える。

第十八条の二第一項第三号及び第四号中「課税標準数量」を「移出に係る課税標準数量」に改め、同項第六号中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「前項の規定による申告書の提出を要しない月において」を「これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは」に改める。

第十八条の三を次のように改める。

（引取りに係るトランプ類についての課税標準及び税額の申告等）

第十八条の三　関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用されるトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

一　当該保税地域から引き取ろうとするトランプ類の区分及び区分ごとの組数並びに当該組数を税率区分の異なるごとに合計した組数（以下この項において「引取りに係る課税標準数量」という。）

二　引取りに係る課税標準数量に対するトランプ類税額及び当該トランプ類税額の合計額

三　他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするトランプ類税額

四　第二号に掲げるトランプ類税額の合計額から前号に掲げるトランプ類税額を控除した金額に相当するトランプ類税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

五　第二号に掲げるトランプ類税額の合計額から第三号に掲げるトランプ類税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六　その他参考となるべき事項

2　関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用されるトランプ類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るトランプ類税を免除されるべき場合を除き、その引き取るトランプ類に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

第十八条の四の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条中「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、「金額の」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第六条第三項の規定に該当するトランプ類に係るトランプ類税は、同項に規定するトランプ類の製造場の所在地の所轄税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

第十八条の五を次のように改める。

（引取りに係るトランプ類についてのトランプ類税の納付等）

第十八条の五　第十八条の三第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係るトランプ類を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額に相当するトランプ類税を、国に納付しなければならない。

2　保税地域から引き取られる第十八条の三第二項に規定するトランプ類に係るトランプ類税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する

第十八条の六第一項中「第十八条の四」の下に「第一項」を加え、「納付すべき税額」を「移出に係る納付すべき税額」に改め、同条第二項中「第十八条の三」の下に「第一項」を加え、「その引取りの時までに」を削り、「同条」を「同項」に、「トランプ類に係るトランプ類税額」を「申告書に記載した引取りに係る納付すべき税額」に改める。

第二十五条第一号中「若しくは第十六条の二第一項」を削る。

第三十二条第一項中「委託者等になろうとする者」の下に「及び保税地域において、関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物に該当するトランプ類のみを製造しようとする者」を加え、「（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下この条において同じ。）」を削る。

第三十五条中「（第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十八条第一号中「第十八条の二第一項」の下に「又は第十八条の三第一項」を加え、同条第二号中「第十八条の三」の下に「第二項」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「積込を輸出とみなし、酒類の引取者が保税地域から引き取る当該酒類にあつては、酒類製造者が酒類の製造場からこれを移出するものとみなし、所轄税関長を所轄税務署長」を「積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込み（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十二条第一項の積込みをいう。）」に改め、「酒税法」の下に「及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を加え、同条第二項中「機長が」の下に「関税法第六条の二第一項第一号に規定する申告納税方式が適用される」を、「酒税法」の下に「及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を加え、「第三十条の三及び第三十条の五第一項」を「第三条及び第四条」に改め、「これらの規定に規定する」の下に「課税物品の性質、数量及び適用する法令は当該各号に掲げる場合に該当することとなつた時における性質、数量及び法令によるものとし、酒税法に規定する」を加え、「納期」を「納期限」に、「第二条第十一号」を「第二条第一項第十一号」に改める。

第八十八条第一項中「目的をもつて外航船等に積み込む」を削り、「物品のうち」を「第二種の物品のうち、その製造に係る製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られるもので」に、「飲用に供される」を「当該旅客の飲用に供される」に、「その他のものを「指定物品」という。）の製造者がその製造場から移出する指定飲料及び指定物品並びに保税地域から引き取る指定飲料及び指定物品（」を「当該旅客に販売されるものを「第二種の指定物品」といい、」に、「限るものとし、指定物品のうち第一種の物品に該当するものにあつては、当該外航船等で販売するものとする。）については」を「限る。）又は当該旅客に小売するための同表に掲げる第一種の物品で政令で定めるもの（以下この条において「第一種の指定物品」という。）を当該外航船等に積み込み又は当該旅客に小売する場合には」に、「外航船等での販売」を「当該旅客への小売」に改め、「輸出」の下に「（保税地域から引き取られる指定飲料又は第二種の指定物品にあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条の外国の船舶若しくは航空機への積込み又は積みもどし）」を、「物品税法」の下に「及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」を加え、同条第二項後段を削る。

第八十九条の見出し中「製造場において」を削る。

第八十九条の二を削る。

（国税通則法の一部改正）

第十条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ中「計算上」の下に「順次」を加える。

第十五条第一項中「成立した場合」を「成立する場合」に改める。

第十六条第一項第一号中「税務署長」の下に「又は税関長」を加え、同条第二項第一号中「成立した場合」を「成立する場合」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

4　保税地域からの引取りに係る消費税で申告納税方式によるもの（以下「輸入品に係る申告消費税」という。）についての納税申告書は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税の納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第十七条から第十九条まで（納税申告）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

第二十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　輸入品に係る申告消費税についての更正の請求は、第一項の規定にかかわらず、その消費税の課税物件に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可があるまでの間に限り、税関長に対し、することができる。この場合においては、前三項の規定の適用については、これらの規定中

「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

第三十条に次の一項を加える。

4　輸入品に係る申告消費税についての更正又は決定は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税の納税地を所轄する税関長が行なう。

この場合においては、第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)又は第二十八条(更正又は決定の手続)の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

第三十三条第三項中「その他政令で定める」を「で賦課課税方式によるもの その他税関長が徴収すべき」に、「その保税地域(当該政令で定める消費税については、政令で定める場所)の所在地の所轄」を「当該消費税の納税地を所轄する」に改め、「前条」の下に「第一項各号列記以外の部分中「課税標準申告書を提出すべき期限(課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時)後に、次の」とあるのは「次の」と、同条」を加える。

第四十三条第一項中「その他政令で定める」を「その他税関長が課する」に、「その保税地域(当該政令で定める消費税については、政令で定める場所)の所在地」を「当該消費税の納税地」に改める。

第五十五条第一項中「納税の猶予又は滞納処分に関する猶予に係る」を「納税者が次に掲げる」に改め、同項に次の三号を加える。

一　納税の猶予又は滞納処分に関する猶予に係る国税

二　納付の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する国税

三　前二号に掲げる国税のほか、滞納に係る国税で、その納付につき納税者が誠実な意思を有し、かつ、その納付の委託を受けることが国税の徴収上有利と認められるもの

第五十五条第四項中「同項の」を「同項第一号に掲げる」に改める。

第六十条第二項中「納付すべきこととなつた国税」の下に「、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税」を加える。

(国税徴収法の一部改正)

第十一条　国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「(強制換価の場合の消費税の徴収の特例)」の下に「又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第八条第一項第一号又は第四号(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)」を加え、「又は販売」を「、販売又は公売若しくは売却」に改める。

第七十六条第一項第二号中「第四十一条第一項(個人の道府県民税の賦課徴収)又は」を削り、「(個人の市町村民税の特別徴収)」の下に「その他」を加え、同項第四号中「に、その百分の二十に相当する金額を加算した金額を下らない範囲で」を「を勘案して」に改める。

第百三十六条中「費用」の下に「(通知書その他の書類の送達に要する費用を除く。)」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に係る諸法律の一部改正)

第十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は所轄税関長」を削り、「移出し、又は保税地域から引き取る」を「移出する」に改め、「第二条第一項」を削り、同条第二項中「又は所轄税関長」を削り、同項後段を削る。

第十条の二第二項後段を削る。

第十一条第一項中「又は所轄税関長」を削り、同条第二項中「又は税関長」を削る。

第十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「徴収する」を「課する」に改める。

第八条の見出し中「追徴」を「徴収」に改め、同条中「直ちに」を削り、「追徴」を「直ちに徴収」に改める。

第十一条第一項中「税関」を「税関長」に、「の検査」を「につき必要な検査」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項の規定の適用を受ける物品に対する関税額の確定は、関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式によるものとする。

第十二条第三項中「前項の場合において、同項の物品」を「第一項の規定により適用することとされる関税法第六十七条に規定する輸入の許可を受けないで同項に規定する物品の譲受け(同法第七十条第三項又は第七十一条第一項の規定により輸入を許可しない物品の譲受けを除く。)をした者(以下この条において「無許可譲受人」という。)があつた場合において、当該許可を受けないで譲受けをした物品(以下この条において「無許可譲受物品」という。)」に、「同項の譲受人」を「当該無許可譲受人」に、「同項の物品」を「無許可譲受物品」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「又は前二項」を「又は無許可譲受人若しくは前項」に、「者がこれらの」を「者が無許可譲受物品若しくは前項の」に、「これらの物品のうち前二項」を「無許可譲受物品又は前項」に、「受けるもの」を「受ける物品」に、「税関職員」を「税関長」に改め、同条第五項中「税関職員」を「税関長」に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項」に、「第二項及び内国消費税については第一項の規定又は第三項の規定により当該物品」を「無許可譲受物品」に、「、第一項」を「、同項」に改める。

第十二条の二第一項中「又は第二項」を削り、「次に掲げる時」を「関税法第四条の規定による課税物件確定の時」に改め、「費用」の下に「(通常の利潤を含む。)」を加え、第一号及び第二号を削る。

第十三条中「第三条但書の規定により徴収するとん税及び特別とん税、第八条本文又は」及び「第二項若しくは第三項の規定により徴収する関税並びに同条」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第四条第一項第三号及び第四号中「第一項」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十二条第一項」、「第十二条の二第一項」及び「第十九条第一項」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項本文の規定の適用を受ける資材等又は製品等に対する関税額の確定は、関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式によるものとする。

(自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律の一部改正)

第十五条　自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同項を同

条第四項とする。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（証券を以てする歳入納付に関する法律の一部改正）

第十六条　証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）

第十七条　砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第一号に規定する」を「に定める」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、関税法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第　号）附則第一項に規定する政令で定める日（以下「指定日」という。）から施行する。

一　酒税法第三十条の三から第三十条の六まで及び第五十六条の改正規定

二　砂糖消費税法第十一条から第十四条まで及び第三十六条の改正規定

三　物品税法第三十条から第三十二条まで、第三十四条及び第四十五条の改正規定

四　揮発油税法第十一条から第十三条まで及び第二十八条の改正規定

五　石油ガス税法第十七条の改正規定、同法第十八条に二項を加える改正規定中同条第二項に係る部分並びに同法第十九条、第二十条及び第二十九条の改正規定

六　トランプ類税法第十八条の三から第十八条の六まで及び第三十八条の改正規定

七　国税通則法第十六条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十三条第三項及び第六十条第二項の改正規定

八　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第十二条の改正規定

九　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第四条に一項を加える改正規定

十　自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第六条の改正規定

（内国消費税の一般的経過措置）

第二条　次に掲げる酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税（以下「内国消費税」という。）については、この附則に別段の定めがある場合を除くほか、なお従前の例による。

一　昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）前に課した、又は課すべきであつた内国消費税

二　施行日前に改正前の酒税法、砂糖消費税法、物品税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法又はトランプ類税法（以下「旧酒税法等」という。）の規定により、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書を保税地域の所在地の所轄税関長に提出したが、同日において当該保税地域に現存する内国消費税の課される物品（以下「課税物品」という。）に課すべき内国消費税

三　施行日前に旧酒税法等又は改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、租税特別措置法若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条において準用する場合を含む。）の規定により内国消費税の免除に係る税関長の承認を受けた課税物品に係る内国消費税

四　施行日前に改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項又は第七条第一項の規定により内国消費税の免除を受けた課税物品に係る内国消費税

2　指定日以後における次に掲げる内国消費税（前項各号に掲げる内国消費税を除く。）については、なお従前の例（指定日の前日において適用される内国消費税に関する法令の例をいう。）による。

一　施行日から指定日の前日までの間に課した、又は課すべきであつた内国消費税

二　施行日から指定日の前日までの間に旧酒税法等の規定により保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書を保税地域の所在地の所轄税関長に提出したが、同日において当該保税地域に現存する課税物品に課すべき内国消費税

三　施行日から指定日の前日までの間に関税法第六十七条の規定による輸入の申告をした課税物品で前二号の規定に該当しないものに係る内国消費税

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三条又は第四条の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る関税法第四条に定める時の属する日又は同法第五条に定める日が指定日前である場合には、それぞれ、適用しない。

2　新法第六条第三項及び第四項、第七条第六項、第八条第一項第二号及び第四号、第二項並びに第三項、第九条、第十八条、第十九条並びに第二十条（関税法第百七条の規定を準用する部分を除く。）の規定は、指定日の前日までは、適用しない。

3　指定日前に関税法第七十三条第一項の規定により引き取られる課税物品の当該引取りにより徴収すべき内国消費税については、改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第六条の規定の例による。

4　旧法第十条の二の規定は、指定日の前日までは、なおその効力を有する。

（砂糖消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に改正前の砂糖消費税法（以下この条において「旧法」という。）第五条第二項ただし書の承認を受けた砂糖類については、なお従前の例による。

2　旧法第十五条第一項の規定の適用を受けて砂糖類の製造場から移出された砂糖類で、施行日に保税地域に現存し、又は同日以後に保税地域に移入されるものは、改正後の砂糖消費税法（以下この条において「新法」という。）第十五条第六項の砂糖類とみなす。

3　旧法第十五条第一項の規定の適用を受けて砂糖類の製造場から移出された砂糖類が保税地域に移入された場合の施行日以後の手続については、新法第十五条第七項の規定を適用する。

4　輸出された旧法第十八条第一項第三号に掲げる物品のうち、旧法第十八条の二第一項の規定によりその物品の原料として消費した砂糖類に係る砂糖消費税を免除されたもので、本邦にもどされたものを施行日以後に保税地域から引き取り、又は保税地域において消費した場合については、旧法第二十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。

5　施行日前に旧法第二十二条第一項の規定による税関長の承認を受けた課税済みの砂糖類に係る砂糖消費税額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

6　旧法第二十九条第一項の規定による税関長の承認を受けた製造場が、新法第四条の規定により砂糖類の製造場とみなされることとなるときは、施行日に新法第二十九条第一項の規定により当該砂糖類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたものとみなす。

7　施行日に保税地域に該当する砂糖類の製造場において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する砂糖類を所持する者は、当該砂糖類を貯蔵している当該製造場ごとに、当該製造場の位置、当該砂糖類の所持数量その他政令で定める事項を、同日から一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で届け出なければならない。

8　新法第四条の規定により砂糖類の製造場とみなされる場所において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する砂糖類を製造している者が、既に旧法第三十条第一項の税関長に同項前段の規定による申告をしている場合には、その者が施行日に新法第三十条第一項の税務署長に同項前段の規定による申告をしたものとみなす。

（揮発油税法及び地方道路税法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　改正前の揮発油税法（以下この条において「旧法」という。）第十四条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出された揮発油又は旧法第十四条の二第一項の規定により揮発油税の免除を受けて保税地域から引き取られた揮発油で、施行日に保税地域に現存し、又は同日以後に保税地域に移入されるものは、改正後の揮発油税法（以下この条において「新法」という。）第十四条第六項又は第十四条の二第五項の揮発油とみなす。

2　旧法第十四条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出された揮発油が保税地域に移入された場合の施行日以後の手続については、新法第十四条第七項の規定を適用する。

3　施行日前に旧法第十七条第八項各号に掲げる場合に該当することとなつた揮発油が同日に当該各号に規定する揮発油の製造場に現存するときは、同日に当該揮発油が当該揮発油の製造場に移入されたものとみなして、新法及び改正後の地方道路税法の規定を適用する。

4　施行日に保税地域に該当する揮発油の製造場において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する揮発油を所持する者は、当該揮発油を貯蔵している当該製造場ごとに、当該製造場の位置、当該揮発油の所持数量その他政令で定める事項を、同日から一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で届け出なければならない。

5　新法第四条の規定により揮発油の製造場とみなされる場所において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当する揮発油を製造している者が、既に旧法第二十三条第一項の税関長に同項前段の規定による申告をしている場合には、その者が施行日に新法第二十三条第一項の税務署長に同項前段の規定による申告をしたものとみなす。

（トランプ類税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　改正前のトランプ類税法（以下この条において「旧法」という。）第十五条第一項の規定の適用を受けてトランプ類の製造場から移出されたトランプ類で、施行日に保税地域に現存し、又は同日以後に保税地域に移入されるものは、改正後のトランプ類税法（以下この条において「新法」という。）第十五条第六項のトランプ類とみなす。

2　旧法第十五条第一項の規定の適用を受けてトランプ類の製造場から移出されたトランプ類が保税地域に移入された場合の施行日以後の手続については、新法第十五条第七項の規定を適用する。

3　施行日に保税地域に該当するトランプ類の製造場において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当するトランプ類を所持する者は、当該トランプ類を貯蔵している当該製造場ごとに、当該製造場の位置、当該トランプ類の所持数量その他政令で定める事項を、同日から一月以内に、当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で届け出なければならない。

4　新法第四条の規定によりトランプ類の製造場とみなされる場所において、関税法第二条第一項第四号に規定する内国貨物に該当するトランプ類を製造している者が、既に旧法第三十二条第一項の税関長に同項前段の規定による申告をしている場合には、その者が施行日に新法第三十二条第一項の税務署長に同項前段の規定による申告をしたものとみなす。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　指定日の前日までの間における改正後の租税特別措置法第八十七条の規定の適用については、同条第二項中「関税法第六条の二第一項第一号に規定する申告納税方式が適用される当該各号に掲げる酒類」とあるのは、「当該各号に掲げる酒類」とする。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　改正後の国税徴収法第百三十六条の規定は、施行日以後に生じた国税の滞納処分に関する費用について適用し、施行日前に生じた国税の滞納処分に関する費用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　関税法等の一部を改正する法律附則第一項から第六項まで、関税定率法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第　号）附則及び附則第一条から前条までに定めるもののほか、これらの法律及びこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる内国消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和四十一年四月二日印刷　昭和四十一年四月四日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局